

会議名 財務常任委員会

日時 令和元年9月12日(木) 午前10時～午後4時19分
令和元年9月13日(金) 午前10時～午後4時20分
令和元年9月17日(火) 午前10時～午後3時23分

場所 第2・第3委員会室

出席議員(14名)

| | | | | | |
|-----|------|------|------|----|-------|
| 委員長 | 鬼頭博和 | 副委員長 | 宮川 隆 | 委員 | 片岡健一郎 |
| 委員 | 谷平敬子 | 委員 | 黒川 武 | 委員 | 大野慎治 |
| 委員 | 水野忠三 | 委員 | 須藤智子 | 委員 | 井上真砂美 |
| 委員 | 伊藤隆信 | 委員 | 関戸郁文 | 委員 | 堀 巖 |
| 委員 | 木村冬樹 | 委員 | 榎谷規子 | | |

欠席議員 なし

説明員 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍、建設部専門監 中野正明
秘書企画課長 伊藤新治、同統括主査 加藤淳、同統括主査 小出健二、同統括主査 宇佐見信仁、協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同主幹 田島勝己、同統括主査 小崎尚美、同統括主査 夫馬拓也、同統括主査 水野功一、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、同主幹 竹安誠、同統括主査 酒井寿、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 丹羽真伸、環境保全課長 丹羽至、同主幹兼清掃事務所長 佐野隆、同統括主査 黒田かおり、税務課長 古田佳代子、同統括主査 佐野亜矢、同統括主査 小野誠、同統括主査 小川薫、福祉課長 富邦也、同統括主査 大島富美、同統括主査 小南友彦、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原咲子、同主幹 中野高歳、同統括主査 高橋善美、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 長瀬信子、同主幹 城谷睦、同統括主査 須田かおる、商工農政課長 神山秀行、同統括主査 今枝正継、同統括主査 高田久嗣、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、都市整備課主幹 田中伸行、同統括主査 浅田正弘、企業立地推進室統括主査 岡茂雄、維持管理課長 高橋太、同統括主査 吉田ゆたか、同統括主査 寺尾健二、上下水道課長 秋田伸裕、同統括主査 大橋透、同統括主査 大徳康司、会計管理者兼会計課長 尾関友康、消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティセンター長 伊藤真澄、総務課主幹 川松元包、同統括主査 林英嗣、消防署消防副署長 加藤正人、学校教育課長兼学校給食センター長 石川文子、同管理指導主事 高橋宏滋、同指導主事 永津英一、同主幹 井手上豊彦、同

統括主査 浅野弘靖、生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長 竹井鉄次、同主幹兼図書館長 若森豊子、同統括主査 井上佳奈、同統括主査 新中須俊一、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同統括主査 林高行、同統括主査 佐久間喜代彦、同子ども発達支援施設所長 伊藤典子

事務局出席 議会事務局統括主査 寺澤顕、同主任 高野真理子、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

| 議案番号 | 事件名 | 採決結果 |
|----------|-------------------------------------|--------------|
| 議案第 67 号 | 令和元年度岩倉市一般会計補正予算（第 4 号） | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第 68 号 | 令和元年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第 69 号 | 令和元年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第 70 号 | 令和元年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第 71 号 | 平成 3 0 年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について | 全員賛成 原案認定 |
| 議案第 72 号 | 平成 3 0 年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | 全員賛成 原案認定 |
| 議案第 73 号 | 平成 3 0 年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について | 全員賛成 原案認定 |
| 議案第 74 号 | 平成 3 0 年度岩倉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 全員賛成 原案認定 |
| 議案第 75 号 | 平成 3 0 年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | 全員賛成 原案認定 |
| 議案第 76 号 | 平成 3 0 年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 全員賛成 原案認定 |
| 議案第 77 号 | 平成 3 0 年度岩倉市上水道事業会計決算認定について | 全員賛成 原案認定 |

財務常任委員会（令和元年9月12日）

◎委員長（鬼頭博和君） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案11件であります。これらの議案を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本財務常任委員会には、今回、一般会計を初めとした補正予算、そして各会計の平成30年度の決算認定に係る審査をお願いしております。関係職員も出席しております。今回の皆様からいただいた御質問や、あるいは御指摘が今後の今年度、来年度以降の施策の改善につながっていくと考えております。積極的に御質問いただき、またあわせて慎重な御審査をいただきますようお願いいたします。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは審査に入ります。

議案第67号「令和元年度岩倉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 省略ということで、当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、款2総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 私からは、賦課費の登記課税連携支援システム委託料についてお聞きいたしたいと思います。

新システムの導入によりまして、入力業務の効率化といったものが期待されるのかなあとと思います。そこで、具体的にどのような流れになるのか。L G W A N回線により登記済み通知が電子データで受け取ることができるといった説明をいただいておりますが、具体的にそれがどのような流れで課税へとつながっていくのか。そこのところをわかりやすく説明していただきたいし、できれば、一目でわかるような資料がもしございましたら、資料の御提供のほうもよろしくお聞きしたいと思っております。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 今回の登記情報につきましては、法務局から、土地や家屋の登記情報を現在、岩倉市は紙で受領をしております。法

務局側では紙による提供とUSB等による電子媒体の提供という環境が整っているんですけども、岩倉市は今現在、紙で受領しておりまして、法務局に月2回ほど登記の状況をとりに行っているという状況でございます。その登記の情報につきましては、土地家屋の紙台帳の加除をさせていただいているのと、固定資産税の課税台帳に入力するという作業を実施しております。

こちらは、電子データで受け取ることにより、まず土地家屋の電子台帳を整理させていただきまして、毎月移動する登記の情報をデータで反映させていくというものになります。また、その登記の移動情報につきましては、同じく固定資産税の課税台帳を基幹システムで管理しているんですけども、そちらのほうにも自動で取り込むということになりますので、今まで紙で管理していた土地家屋台帳の加除、こちらは臨時職員にお願いしていたものですが、こちらが電子で反映するというものと、土地と家屋の移動情報につきましては、登記の情報については固定資産のシステムに職員が入力していた作業を全て電子で対応するという手続に変わります。

◎委員（黒川 武君） 正直、聞いてもちょっとよくわからないところがありますので、先ほどそのシステムの流れを一覧表というか紙で資料としてわかるものがあつたら御提出をいただいて、それをもとに説明いただくと、より理解も深まるのではないかなあとと思いますが、そのような類いの資料は御用意してございませんか。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 今すぐちょっと御用意することはできないんですけども、実施計画のときには、説明用としてイラストつきの流れをつくった資料がございますので、今すぐにはちょっと御提供できないんですけども、お時間いただければ準備は可能です。

◎委員（黒川 武君） 関連でお聞かせいただきたいと思います。

法務局の登記データと、市のほうが課税台帳を電子データ化するということですね。もう既に電子データ化しているかどうかわかりません。また後でお答えください。それとのマッチングをさせる、つまり自動で取り込むということになりますよね。取り込んだデータがいずれ契約している電算会社のほうにデータとして送られていく。そこで課税資料のほうが整えられて、それが翌年度の課税につながっていくという形になると思うんです。重要なのは、その段階でどうチェックをしていくのか、それをどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

◎税務課統括主査（小野 誠君） ちょっとイメージしていただきたいのは、今、登記の土地家屋台帳というものが紙で管理されております。市役所の税務課の棚に土地の家屋台帳、家屋の家屋台帳、こちらは登記の情報が書かれ

ております。固定資産税の課税台帳というものは、システムでデータ化で管理されております。その2つのデータがあるんですけども、今回、登記の紙台帳をまず電子化させていただきます。その電子化した登記の情報に法務局からの情報を反映させます。そのシステムから抽出したデータを基幹システムにデータで取り込むという形に変わります。データを取り込む際に、今までは職員が入力して、入力後に確認作業をしていたものが、データの入りは自動になりますので、入力された後のチェックを今までどおり行うという形になります。

◎委員（黒川 武君） ちょっと確認させていただきますが、法務局が持っている土地家屋の登記データというのは、市のほうが現在紙台帳で持っている土地台帳、家屋台帳を電子化すると。そこでマッチング、いわゆる自動で取り込むということですね。取り込んだそのデータをさらに課税台帳のほうに落とし込むと。そういうことで移動があるとか、家屋でいうと新築物件があるとか、そういった移動のあるものも含めて、そのデータが最終的には電算会社のほうに送られて、翌年度の課税所得になっていくと、そういうことで理解はしたところなんです。

そこで、一つ関連でまたお聞かせいただきたいのは、そのシステムに完璧なものというのは僕はまずないんだらうと。ある程度、やっぱり疑ってかかることが必要ではないだろうか。つまり、一番心配するのは、課税誤りによって、市民の方の信頼を損ねるということが一番危惧されること。改めて申し上げますと、この1年間で3件の課税の誤りというのがあるわけなんです。昨年8月には、生産緑地や路線価の設定誤りによって課税ミスがあった。さらに、昨年10月は、障害者控除認定書の誤送付があった。そして、本年8月は、年金特別徴収の誤徴収ということで、この1年間で3件のミスがあったんです。あってはならないことがやっぱり生じてしまったということなんです。

その都度、市長は信頼を著しく損ね、深くおわびを申し上げ、再発防止に万全を期すとか、事務処理体制を強化するとか、確認体制を強化し、再発防止に努めると、そういうコメントを市長がもう出さざるを得ないところがあるわけなんです。改めて、なぜこんなことが起きるかということはお聞きはしません。大切なことは、今後、どのような再発防止策を現場レベルで講じていくのかということ。そのことについてお考えがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

◎税務課長（古田佳代子君） 昨年、固定資産税の課税誤りが判明しました。そして、ことしは年金からの誤徴収ということで、税務課で2つもミスをお

してしまって、まことに申しわけございません。

原因については、個人がミスをしたことに対して、組織としてちょっとチェックすることができていなかったということが原因だと思っております。なので、今後、再発防止策としては、ミスをまず防ぎたいということ、そういう仕組みをつくっていくということと、ミスを組織としてチェックしていく仕組みをやはり強化していきたいと考えます。固定資産税の場合ですと、今回、新しいシステムに変えようとしておりますが、GISの地図システム、こちらにいろいろな機能があります。例えば、路線番号の入力誤り、番地誤りなんかが多いと思うんですが、数字だけだと見逃してしまうところも、地図上で視覚的に間違いに気づけるようなものを今使っています。

それから、年金特別徴収の今回のミスについても、本当に職員が通常の流れで送信という業務を行うのを忘れたということで、スケジュール管理をもう任せ切りにしていたということですね。なので、そういったスケジュールの管理を複数の職員で行っていくことを徹底してまいります。立て続けに2つミスが起こってしまいました。なので、ほかにもこういったミスが生じるような要素がないかということを確認をしております。

税務課については以上です。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 長寿介護課のほうでは、昨年度、障害者控除対象者認定書の誤送付があったということで、その節は大変申しわけございませんでした。

こちらにつきましては、平成30年11月6日に発送したものの一部を誤った送付先に送ってしまったものですが、原因としましては、送付対象者のリストを作成するんですが、それを誤ったことが直接的な原因でございます。送付対象者のリストを作成する際には、介護保険システムから複数のデータを抽出します。それらの情報には、対象者の基本的な情報であったり、あと送り先の情報などがございますが、抽出したデータは表計算ソフトを使用して、対象者の基本的な情報と送り先の情報をつなぎ合わせて、送付対象者のリストを作成するといった流れで進めております。送り先の情報が2種類ございまして、それぞれを表計算ソフトの機能にある関数を用いて順番に参照しまして、そこに対象者の送り先の情報があればつなぎ合わせるといった仕組みになっています。

今回の誤りですが、1つ目の送り先の情報については、対象者の送り先の情報があれば、正しくつなぎ合わせることはできていたんですが、そこに送り先の情報がない場合に、もう一つの送り先の情報を参照、見に行くこととなりますが、その際に、別の対象者の送り先を参照して、誤った送り先の住所

をつなぎ合わせてしまっていたところにございます。その結果、一部に誤った送付先がつけ合わさった送付対象者のリストが作成されてしまひまして、それを用いて作成した文章により誤送付が発生してしまいました。

再発防止策につきましては、障害者控除対象者認定書の誤送付につながった直接的な原因としては、送付対象者の情報を集約したリストの作成を誤ったことにあります。介護保険システムから抽出をしました複数の情報を表計算ソフトを用いてつなぎ合わせる過程で、複雑に組み合わさった関数を用いていたことから、その関数の参照先の間違いに気づくことができなかつたといったところが直接的な原因となっております。そのため、再発防止策としては、送付対象者のリストを作成する過程で用いる関数を極力簡略化、簡素化することで、関数の参照先の間違いに気づきやすくするとともに、参照先に間違いがないかを必ず確認することとしております。

また、送付対象者の情報を集約したリストに間違いがないかは、介護保険システムにあるもとの情報との整合を確認はしてはしておりますが、確認件数が少なかつたことによって、その間違いに気づくことができませんでした。そのことから確認件数をふやすこととしまして、送付件数に応じた確認件数の目安を定めまして、間違いを見つけやすくしております。そのほかにも、担当者の異動に伴う引き継ぎやシステム改修があつた後の作業には細心の注意を払うように、再発防止に努めておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 今のでちょっとお尋ねします。

そのエクセル、表計算のマクロでつくつたのは業者なのか、職員なのか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 特に表計算ソフト、エクセルのマクロは使っておりませんが、関数で作成しております。それをつくつたのは職員になります。

◎委員（堀 巖君） 今回は、マクロとか、Visual Basicとか、そういうプログラムではなくて、ただの関数だという話なんですけれども、同じことが多分役所の中でいっぱいあつて、それを多分一人の職員がつくつていて複数でチェックできていなくて、そのノウハウとかスキルだということが不足しているのが原因だということも考えられると思うんですね。そこら辺のことの作成する職員、それからそれを補佐する職員の体制の役所全体のことについて、今どのようにお考えなんでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 堀委員はVisual Basicが得意そうだと思いますけれども、私はそこら辺はすみませんけれども、かつて昔エクセルの前の時代のマクロをちょこつとやったことがありますのでお話しさせてもらいますけれども、マクロあるいは関数というのは、その入力式等を作成するとい

うのは、かなり個人の感覚によって左右されると思うんです。同じ答えを出すにしても使う関数が違ったり、参照する式が変わってきたりすると思うんです。やっぱりそういうところでは、ある意味、一定こういう形でいいかどうかわかりませんが、ロジックというんですかね。あるいは、できるだけ簡易にするような形での式を作成することが求められているんですけども、継ぎ足し継ぎ足しでやっていくとだんだん複雑になっていくというのもありがちな話だと思います。

そういう意味では、今の状況でいけば、表計算ソフトを使わないということは、恐らく仕事上、無理な話ですので、なかなか研修というのも難しいかもしれませんが、一定職員に意識形成をするような働きかけをしていきたいと思っておりますし、エクセルの本なんかもありますので、ああいうのをこつこつ見ながらつくるというの、やっぱり初歩からやっていくには一つ大切なことなのかなと思いますので、電算というんですかね、パソコン研修というの昔はやったことあると思っておりますけれども、以前は。そういう意味では、今後も継続して取り組んでいくことなのかなと思いますけれども、何せなかなかやはり、例えばかつて堀委員がつくられたようなVisual Basicを私も一回見かけたんですけども、なかなかできませんでしたので、非常に難しい面もありますけれども、できるだけ簡易に、そしてある意味では外注するところは外注していくというの、一つ大切なことかなと思います。そういうところの判断は、今後、その都度していくことになると思っておりますのでよろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） 次の質問ですけれども、このシステムの委託料の委託先、それから住基系の業務の委託先の業者名を教えてくださいということについて、以前、片岡市長のときに、例えばいろんなシステムの妥当性について結構厳しく言われていました。それは大事だと思うんですね。プログラムの工程数であるとか、開発期間の延べ時間数であるとか、いろんなものが指標としてあらわれてくると思うんですけれども、それをどのように確認しているのかということ再度お伺いしたいというふうに思います。

◎税務課統括主査（小野 誠君） システムの委託先につきましては、基幹システムのシステム改修は、日本電子計算会社になります。登記課税連携支援システム、新たに構築するシステムにつきましては、中測技研という地図会社に見積もりをとって計上させていただいております。実際に、この登記課税連携支援システムがほかの業者さんでもできるかどうかというところで、今、設計書と特記仕様書をつくりまして、他のGIS会社さんに見積もりを

徴取している段階なので、金額につきましては、その見積もりが出てきた段階でわかるという状況になります。

◎委員（堀 巖君） その見積もりを見てもなかなか工事と違って、そのプログラムの中身までが出てくるわけではなくて、さっき言った工程数であるとか、どのぐらいの開発期間でつくったとか、それから日本電産の場合は特に独占っぽくなってしまいうので、他市の事例だとか、そういったところの比較だとか、この金額が本当に高くないのかどうなのかというところの確認をやっぱりきちんとすべきだというふうに考えるんですが、その点についていかがでしょうか。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 金額の妥当性につきましては、実際、同じ日本電子計算会社と同じ中測技研で同様のシステムを入れているところが愛西市があります。そこにお伺いさせていただいて、当時の契約金額であったり、各会社の委託金額等も確認させていただいておりますので、そこと余り相違がないというところで、金額の妥当性は確認しております。

◎委員（木村冬樹君） 戸籍住民基本台帳費のほうの住民情報系システム等改修業務委託料についてお聞かせください。

6月議会で印鑑条例の一部改正が行われまして、性別記載の削除と旧氏使用を可能とするという改正だったというふうに思います。それで、これというのは、国の印鑑登録事務処理要領の一部改正に伴ってということに説明がなっているわけですけど、岩倉市以外の他の自治体という点でどういう対応をされているのかなというところで、旧宇治使用だとか性別の削除というのは、もし調べている状況がありましたら、他の自治体の状況を教えていただきたいというふうに思います。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 性別欄を削除している近隣市町につきましては、名古屋市、一宮市、春日井市、犬山市、扶桑町、大口町が男女の別を記載しておりません。旧氏の表記につきましては、11月5日から法が施行される場所なんですけれども、県下各市、実施するというところで聞いております。以上です。

◎委員（大野慎治君） 黒川委員も御質問されましたが、登記課税連携支援システムで人件費がこれだけ抑制できるよと、委託費はこれだけ抑制できるよというシステムを入れたときの効果というのは、具体的に数値として出ているのでしょうか。抑制効果というのが出ないとおかしいと思うんですけど、システムを入れる以上は。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 先ほどの土地家屋台帳の紙台帳で管理しているところにつきましては、パート職員に管理をしていただいております

ので、来年から、固定資産税グループのパートは1人減ということで対応させていただいております。また、こちらのGIS地図とも連携する関係で、今までは紙の修正業務を依頼していたんですけれども、今回、登記をデータで依頼することになりまして、そちらの費用も170万ほど安くなるという形になります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他にございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは続きまして、款3民生費に移ります。
質疑を許します。

◎委員（大野慎治君） 本会議でもお聞きしましたが、北部保育園の設備改修工事設計委託料についてお聞きいたします。

平成29年度の成果報告書のとき、3台入れかえたんですね、部屋を、北部保育園の空調設備。そのときの工事設計委託料は10万8,000円でした。成果報告書に書いてあるとおりです。北部保育園の空調設備工事は、新設2台、旧学校給食センターから移設1台で384万4,800円でした。今回、空調設備改修工事委託料が32万7,000円で、部屋も遊戯室、乳児室のこぶた組、乳児室のきりん組ということでございますが、どのような空調設備を計画しているのかお聞かせください。電気で作るのか、ガス方式で作るのかというところをお聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（林 高行君） 今回の3部屋につきましては、全て電気式、以前はガス式のものがついているところなんですけど、全て電気式のものにかえる予定をしております。遊戯室につきましては、サイズというか出力が3馬力のものをつける。あと、乳児室のこぶた組のところは、出力としては7.1キロワット、乳児室のきりん組も7.1キロワットの電気式のものをつける予定をしております。

◎委員（大野慎治君） 電気式のものであれば、見積もりだけで大体の概算工事が出れば、これは設計費が必要なんですか。各学習等共用施設も同じなんですけど、こういうときは、見積もりをいただいたまま、補助金交付要領に基づいて交付しておりますが、電気式の場合だったら、この設計費というのは必要なんですか。私、そこが疑問なんです。ガス式のとき10万8,000円でした。何で電気のとときにこんな設計費が必要なのかというのが甚だ疑問なんです。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） まず、工事の見積もりについては、業者さんからいただいて、都市整備のほうで市の単価に合わせた概算の工事費用を出しております。今回の工事ですと500万円近くだろうという市の

設計を一旦はしております。御指摘のとおり、電気工事の新設につきましては、かなり専門的な知識が必要ということもありまして、これは市の職員では設計はちょっとできない、工事の監督等のこともありますので、ここは設計委託をお願いしまして、間違いのない施工をしていきたいというところがございます。

◎委員（大野慎治君） 私が基本的なことを聞いているのは、キュービクルとか大規模にさわる必要があるというときだったらわかるんです。さわるんだったらこれは設計が必要です。さわるのかさわらないのか把握されているかどうかわかりませんが、その辺のところは、全体的に電気設備を本体からさわるんだということであれば必要だと思いますけど、その辺のところの考え方は把握されているんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） キュービクルの増設まではないと思いますけど、遮断機ですとか分電盤、それから電設、設置工も必要になってまいります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんでしょうか。

◎委員（黒川 武君） 保育事業費の中の備品購入費でお聞きします。

無償化対応事務費として、携帯型の翻訳機の購入が上がっております。現在、市内に外国人として、35カ国ぐらいの外国人の方が市内に居住してみえるだろうと思います。したがって、携帯型の翻訳機というのは、対応言語というのは何カ国語までできるものなのかということと、それから購入台数と1台当たりの価格がわかりましたら、お教え願いたいと思います。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） こちらの携帯型翻訳機につきましては、現在、予定しているものは、74言語対応型のものを予定しております。購入台数は1台で、購入価格は8万1,000円を予定しております。

◎委員（梶谷規子君） 保育事業費についてお聞かせください。

子育てのための施設等利用給付で、保育園、幼稚園だけでなく、今回、認可外保育施設の利用や病児保育、一時保育なども、ファミサポまでも対象となるんですが、そういった場合の保護者負担というのは、一旦支払った後に戻していくという形になっていくんでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 今回の無償化の対象となつてまいります認可外保育施設の利用や病児保育、ファミリーサポート、あと一時保育、そちらの利用につきましては、償還払いを予定しておりますので、一旦は保護者の方には、利用された利用料金をお支払いいただいて、その後、施設等利用給付として保護者の方にお戻しするという形になります。

◎委員（梶谷規子君） 市が直接やっている東部保育園のリフレッシュ保育

などについても、同じようなやり方なんでしょうか。ファミサポや一時保育、病児保育などは、市が直接じゃないので一旦払ってからになるんでしょうけど、リフレッシュ保育などはどうなんでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） リフレッシュ保育事業も、一時保育事業の中の一つの形ということになりますので、保護者の方には一旦は利用料を払っていただきまして、無償化の対象になれる方は、その後、償還払いでお返しさせていただくということを考えております。なるべく、今、実施している施設のほうでの事務負担をなくしたいという考えもございまして、今の取り扱いをなるべく施設のほうも変わらないような形で実施させていただきたいなというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの携帯型翻訳機についてお伺いいたします。

これは、国費、県費が入ってくるから試しで買ってみようかみたいな話なのか、それともやっぱり岩倉市という特性から、外国人の方が多いという特性から、市全体でIT推進という、組織を中心とした市役所全体の今後の方向性を決めるために試しに導入するのか、そこら辺の議論がどのように進んできて、これを導入する経過になったのかを教えてください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） こちらにつきましては、やはりまず大前提としては、幼児教育・保育の無償化の制度そのものが、やはり細かい部分で非常に複雑になっております。その中で、岩倉市は外国人の住民の方が多いという特性のところから、導入をしようというふうに考えたものでございます。市全体としてどうしていこうというような調整はしておらず、子育て支援課の中だけで、外国人の方に対応していくためのものというふうで考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは続きまして、款5農林水産業費及び款7土木費について質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 農林水産業費、農地費の用排水路浚渫事業の210万3,000円についてお尋ねいたします。

内容は、用排水路等にヘドロ等ができた、それをしゅんせつするということなんですが、昨年も用排水路は591メートル、133万円でしゅんせつ作業はされていると思います。多分、用排水路はすごく長くて、いろいろ詰まっているのではないかなと思うんですが、これは全体44キロ、多分用排水路がありまして、順次やっていかれているとは思いますが、今回の210万円で予

定されている場所、もしくはその距離、あるいはヘドロの処理量とか、内訳がわかれば教えてください。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 今回の補正の内容ですけど、用排水路内に堆積したヘドロなどによる悪臭を防止するために、中央町地内の、先ほどお話のございました大矢用排水路の現場とはまたちょっと違う現場の部分をしゅんせつすることを初め、地元要望に対応するために使用するものでございます。

〔発言する者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ再開します。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 浚渫延長は70メートルでございます。場所は、県道の岩倉西停車場線と交差するところの暗渠部分と……。

〔発言する者あり〕

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 駅西停車場線の南側のあたり70メートルではだめでしょうか。堆積量までは。

〔「何センチぐらいあるの」と呼ぶ者あり〕

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 堆積量は、大体10センチ弱ぐらいたまっております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 今のわかりませんでした。みんながわかるのが不思議なんですけれども、70メートル掛ける10センチで何立米ということで、それで立米単価で大体毎年同じような金額での、単価的にしゅんせつ工事がやられているという理解でよろしいでしょうか。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） その理解で大丈夫です。

◎維持管理課長（高橋 太君） 今回の補正は、今堀委員がおっしゃったように、イレギュラーで発生する苦情に対応するための補正ではございません。先ほどグループ長が申し上げたように、新柳の一本裏のところは少し堆積状況もひどくて、悪臭とかも発生して苦情が来ているところですので、今回そこについては日常の不足で発生する修繕とは別に補正いただいて対応しようということで上げさせていただいているものです。

◎委員（木村冬樹君） 土木費の修繕料と舗装側溝工事についてお聞かせください。

行政区から多くの要望があって、そのうちの一部に対応するという形になっていくのではないかというふうに思います。それで、例年の当初予算に今

補正をして、また最終的には年度末のところも含めて対応されていくのかなというふうに思っているところなんですけれども、今回のこの補正でどれぐらい行政区からの要望に応えられるのかなというところがなかなか答えにくい部分だというふうに思いますけど、少しわかるような形で説明いただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 今回の補正では、区の要望を3カ所要望に応えるように予算を計上させていただいております。ちなみにですが、債務負担もかけさせていただいております、それも含めた当初予算の内では7カ所を実施させていただいております。

◎委員（木村冬樹君） 区からの要望は物すごいあって、その一部だというふうに思いますし、これからもまた出てくるというふうに思います。なかなか大変な状況だというふうに思っていますけど、私たちも市民から、道路がいろいろ工事する中でこぼこができて水がたまるとはねるとか、そういう話もいろいろ聞いているところで、今のところどのぐらいの要望があって今年度7カ所対応できるということで少しわかるような説明がいただければというふうに思うんですが、いかがですか。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 今、路線数というか箇所数で言いますと、今年度やるのを除いて残りが128カ所ありますので、たしか去年も同じような回答をさせていただいたと思うんですけれども、予算の範囲内でできるだけ応えるような発注していきたいと考えております。

◎委員（関戸郁文君） 農林水産事業費で用排水路改修事業936万円についてお尋ねいたします。

これは、当初予算が300万円ではね上がっているものでございますので、私も農事組合のほうからたくさん要望が出て、先ほどの道路と同じでいろんなところを直さなきゃいけないという状況にはあると思います。これは、ことしは例えば台風とかで特別に何かたくさん壊れたとか、そういうことがあってこの修繕費がはね上がっているのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいんですが。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 今回の補正の要望につきましては、地元からの要望に対応するためでありまして、台風で被害を受けたとか、そういうことは報告は受けておりませんので、それに対応するための補正予算の要望ということでお願いします。

◎委員（関戸郁文君） ありがとうございます。

それでは、大体、先ほどの道路と同じなんですけど、何カ所ぐらいを御予定されているんでしょうか。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 11カ所を予定しております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎維持管理課長（高橋 太君） 済みません。先ほどの用排水路のしゅんせつ工事の答弁について少し訂正させてください。

堀委員の質問に対しまして、今回の補正は、ほぼ全てが大江用排のしゅんせつに充てられるというような答弁を申し上げましたけど、実際には大江用排に充てられる金額としては52万3,600円を予定しておりまして、総額の210万3,000円の差額については、あと年度末までの執行が月平均70万円ぐらいを見込んでおりまして、それを積み上げた額の合計と現在の執行済み額の差額を計上させていただいておりますので、訂正させていただきます。

◎委員（堀 巖君） あえて質問します。

今のしゅんせつであるとか、道路の舗装であるとか、なぜ毎年この9月補正で上げてくるのかということなんですね。要は、当初予算でなぜ計画的に上げて計上できないかという点について、やはり前年度繰り越しの額であるとか、当初予算を組むときには、それを組むともう予算が足りなくなって組めないのかということだとか、そういったちょっと財政サイドの観点から御説明いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 今、御指摘の予算、用排水路の改修事業だとか、道路維持費も一部そういうところがございます。特定の修繕というよりも、どちらかというところと経常的、日常的に対応する部分の修繕予算として、例年、枠というか、ある程度、幾らあっても足りないというところもあるものですから、頭打ちで一定計上している予算ということになっております。一方、計画的に、そのうち必要となる特定の修繕であれば、実施計画からちゃんと見込んで、当初予算では経常的なものとは別枠で予算計上してきているというところではございます。

先ほど、委員おっしゃられていたとおり、本来であれば、こういった経常的な修繕予算については、これまでのこういった実績も見て当初予算から配当できればいいと思いますけれども、やはり当初予算での厳しい予算編成の状況の中では例年一定額を計上して、前年度繰越金等のそういった余剰金を勘案して、また所管課とそういった優先性を確認した上での予算計上ということにしております。確かに、予算額の数倍以上の決算額となっているということもありますので、その計上の仕方については、今後、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、先ほど黒川委員のほうから、説明資料のほう、総務費のところ資料のほうが整ったということですので、ただいまから資料を配付して説明をしていただきます。

〔資料配付〕

◎委員長（鬼頭博和君） 配付のみということですので、また何かありましたら担当課のほうに御質問のほうをよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、款9教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 学校管理費の小学校施設改良費の小学校のプールの取り壊し工事の関係でお聞かせください。

東小学校の低学年用の小プールが破損していて、ことしの夏は民間のプールを利用してということで、大変好評であったというやりとりがあったというふうに思います。それで、今回は、北小学校の屋内運動場をつくっていく予定地ということで取り壊しをするわけですけど、公共施設再配置計画等の考え方の中で、小・中学校のプールについてどうしていくのかというところが一つ課題としてあるのかなあというふうに思っています。今回のこの部分についても、民間施設の利用等を検討するという計画になっているというふうに思うんですけど、今の時点で、この小・中学校のプールについて、特に小学校ですかね、どのようにしていこうと検討が進められているのか、現時点での考えを少し聞かせていただきたいと思います。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 学校のプールにつきましては、例えば北小学校でもう築60年たっているということで、全体的にも老朽化が進んでおりますし、それに伴って、施設を維持管理していくための費用というのも膨大となっております。また、先生方にも、それらのプールを維持管理していただくためにかなりの負担をかけているということがございますので、北小学校のプールをどうするという話ではなくて、岩倉市全体の学校のプールのあり方について、今年度中に一度検討をさせていただいた上で、その中から、北小学校のプールをつくるのかつくらないのかというのを検討したいというふうに思っておりますので、今現在、つくるのかつくらないのかというのはちょっと決まっていなという状況でございます。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

今年度中に検討していくということだもんですから、市議会ですら、公共施設再配置検討協議会が対応することになるかというふうに思いますけど、情報をきちんと共有させていただきながら意見も伝えていって、ぜひ反映していただきたいなというふうに思っていますので、そういう方向で議

会としてはよろしいですので、よろしくお願ひいたします。

◎副委員長（宮川 隆君） まず、北小学校のプールの取り壊しが行われ、同時進行で市全体の学校のプールのあり方みたいなものを検討していくという答弁だったんですけれども、今から考えて、北小学校のプール、来年の夏、要は使用時期に間に合うのかどうか、また市全体の考え方ができたときに、それに基づいて、全体のプールのあり方みたいなものが、建設も含めていかれると思うんですけれども、今回の東小学校の低学年用のプールと違って、北小学校はかなり大規模で対応せざるを得ない、生徒数も比較にならないくらい大きいと思うんですけれども、その辺も考慮した計画が今後進んでいくという考え方でよろしいのでしょうか。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 今の御質問の中で、来年ちょっと使えないというような御質問があったかと思うんですけれど、一応、来年度は、北小学校につきましては、プールのシーズンが終わった後に解体しようというふうに考えておりますので、まだ来年度までは使えると。その後、令和3年度と4年度には使えなくなる可能性はありますので、そういうときに民間に委託した場合にうまく運用できるのかということも含めて、今年度中に検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（大野慎治君） 今、補正予算からちょっと外れておりますが、学校のプールのあり方ということ今年度中に検討していくということでございましたが、東小学校の1・2年生の生徒の皆さんが民間のプールを活用した授業をされて、非常に生徒からも保護者からも先生からも好評であったと。せっかく好評だったんですよ。2年生の子たちが3年生になっちゃうと、今度学校ですかという話に、せっかく好評だったのに、そういった御意見も出てくると思うんですね、逆に、ことし好評だったばかりに。そうすると、あえて持論を述べますけれども、例えば東小学校の生徒の皆さんの民間のプールを活用した授業のあり方ということも、総合的に含めて考えていくということも、今年度に計画をされるということで、それは僕の持論なのでいけません、総合的に考えるということでもう問題ないのでしょうか。僕は、北小学校のプールの解体で、今の体育館のところにプールをつくと、岩倉神社の大きな保護樹からかなりの樹木の葉が流れ込んで、なかなか学校のプールとしては活用できないんじゃないかという考え方もあると思うんですね。総合的に考えていくという必要性があるので、そういうことも含めて検討されるかどうかという僕の持論を言ってしまうましたが、御所見がありましたらぜひお願ひします。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 今、大野委員のほうからもおっしゃら

れましたとおり、岩倉東小学校の3年生以上の児童さんも含めて、今年度どうしていくのかというのを総合的に検討をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 歳出の質疑を終結します。

続いて、歳入の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは歳入の質疑を終結いたします。

続いて、第2表 債務負担行為補正についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の市民プラザの受付等業務委託料、そして市民活動支援センター運営委託料ということで、それぞれ3年という期間での限度額の設定がされているというふうに見えます。これまでの予算組みから少し変更があるだろうなというふうに見てはいますが、そういったところでの説明を少しお願いしたいというふうに見えます。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 今回、市民プラザ受付等業務委託料及び市民活動支援センターの運営委託料の金額の根拠ですが、まずはこちらで委託先の職員の賃金の見直しが大きな変更点でございます。あとは、モニタリング等を毎年やっておりますので、それに伴って事業の精査を行い、見直し等を行いまして、それに基づいて金額の設定をさせていただいたということでございます。よろしく願いします。

◎委員（木村冬樹君） 具体的に見ますと、市民活動支援センター運営委託料が結構額として上がっているというふうに見てはいますが、その部分がいわゆる事務従事者の賃金の見直しという見方でよかったですでしょうか。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 委員のおっしゃるとおり、相談等の業務がふえてきたことと、市民活動支援センターを利用する団体さんもふえてきておまして、この事業の内容を見直しさせていただきましたので、こちらのほうの金額が上がっているという状況でございます。お願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結します。

議員間討議は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） では、議員間討議を省略しまして、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第67号「令和元年度岩倉市一般会計補正予算（第4号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第67号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号「令和元年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議で、介護給付費準備基金積立金について質疑をさせていただきました。その中で、今後の介護給付費の伸びについて、どのように見ているのかというところで質問をさせていただいて、施設のオープンの状況が少し説明されてきているというふうに思います。そういった中で、最近ちょっと確認をしていないんですが、花むすびが9月には全床のオープンということになるということでもありますけど、特別養護老人ホームの待機者数の推移というのはどうなっていますでしょうか。直近の数字でわかる数字がありましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 特別養護老人ホームの待機者の状況ということですが、特別養護老人ホームにつきましては、市内に岩倉一期一会荘と岩倉一期一会荘花むすび2施設ございますが、直近で調べたところでございますと、令和元年7月末現在の待機者数ということになります。岩倉一期一会荘が市内の待機者としては92人、岩倉一期一会荘花むすびが市内の待機者数としては55人といった状況となっておりますので、よろしく願います。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

一定、まだ待機者がいるというところでもあります。同じように申し込んでいるのがあるのかどうかちょっとわかりませんが、一定の数だというふうに思っています。

それで、要介護度別に数字がわかりますでしょうか。一応、特別養護老人

ホームの入所要件として、要介護3以上という形になりましたが、要介護1・2の方々も将来に向けて申し込んで待機をしているという状況があるというふうに思います。また、特別な事情によっては1・2の方も入れるということもあるわけで、そういったところでの要介護度別の人数なども、もしわかりましたら教えていただきたいというふうに思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 要介護度別ということ、こちらも令和元年7月末時点ということで調べておりますので、そちらの人数で御説明をさせていただきます。

岩倉一期一会荘につきましては、要介護1が市内の待機者としては13人、要介護2が14人、要介護3が25人、要介護4が27人、要介護5が13人といった状況です。岩倉一期一会荘花むすびのほうにつきましては、要介護1が7人、要介護2が8人、要介護3が19人、要介護4が15人、要介護5が6人といった状況となりますので、よろしくお願ひします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） では、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議はいいですね。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） では、議員間討議を省略いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第68号「令和元年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第68号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第69号「令和元年度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についての質疑を許します。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） これも、申しわけございません、いつも予算決算のところで聞いているんですが、決算では聞きにくいところでもありますので、後期高齢者医療制度における岩倉市内の短期保険証の数、それから発行数、

それから資格証明書の発行数、そしてまたそれらのものがきちんと被保険者のところに届いているのかどうか、こういった状況について少し説明をしていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和元年7月末現在の状況でございますが、短期被保険者証の交付対象者は9人、うち未更新がお一人となっております。資格証の交付についてはございません。

なお、滞納者の差し押さえの処分につきましては現在実施しておりません。

◎委員（木村冬樹君） 短期保険証の対象者が9人で、8人は手に渡っているけど、1人はまだ更新できていないところだというふうに思います。その1人の方についてどのような対応がされているのかということと、医療の必要性なんかはどのようなかというところは、きちんと把握されて対応されているという確認でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 短期証が未更新となっている方につきましては、書留で送付をしたものが郵便局での保管期間経過により市に戻ってきたことにより、受け取っていただけていない状況となっております。その後、何度か訪問をしているところでございますが、お会いができていない状況です。その方につきましては、医療の受診はございません。

◎委員（堀 巖君） 差し押さえは未実施ということなんですけれども、これは主な理由はどういうものがあるのでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 差し押さえが未実施であるという状況についてなんですけど、今のところ、滞納者の方については、定期的にお会いするなどお話ができていいるなど、差し押さえをするまでに至っていないという状況であるということでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 今のお答えに関連でお聞きしますが、差し押さえは未実施ということで、滞納者につきましては定期的にお話ができているということは、分割納付もできているというふうに解釈してよろしいですか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 定期的に分割納付、誓約書等を行いながら分割納付をしていただいている方もいらっしゃいます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 議員間討議は省略させていただきます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第69号「令和元年度度岩倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第69号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第70号「令和元年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、議員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第70号「令和元年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第70号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続きまして、議案第71号「平成30年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより、一般会計歳入歳出決算書及び附属資料、並びに主要施策の成果報告書についての審査に入ります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳出から入ります。質疑の範囲は原則として款ごととし、必要に応

じて項目で進めさせていただきます。

それでは最初に、款1 議会費について質疑を許します。決算書は90ページから94ページ、成果報告書は12ページから14ページまでです。

◎委員（黒川 武君） ちょっとこれから審査の進め方で少し確認をさせていただきたいと思うんです。ボリュームも大変あるということ、それと全議員が参加しているので、やっぱり効率的に進めていく必要性があるだろうと。従来からのやり方というのは、例えば今言われたように、議会費のところで質疑を許しますと言われたら、それに対して質問する人、例えば私が2問とか3問あれば、私がまず2問、3問なりをやる。それについて、ほかの議員が関連で質問があればそれもやっていく。それが終わったら次の方に移っていくという形が従来からのやり方だし、そのほうが効率的だし、集中して質疑もできるだろうということですので、今回もそういう形で進めるのをお願いしたいと思っておりますが。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

それでは、議会費について、何か質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、続きまして款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費から目3 秘書費までの質疑を許します。決算書のページは94ページから100ページ、成果報告書のページは15ページから21ページまでです。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書の17ページ下から18ページにかけてでございますが、組織・機構関係ということで、17ページの一番下の最後のほうで、組織・機構の見直しを実施されたというふうに書かれておりますが、具体的にどのような組織・機構関係の見直しを行ったのか、それからその理由、従来はこういう形だったけれども、こういうふうに見直しをすることによってこういう意義があるとか、こういうことが見込まれるとか、そういうことをお伺いしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、平成31年4月に行った組織・機構の再編ということで、内容について御質問がありました。

まず、課の再編でございますが、安全・安心のまちづくりに向けた体制の強化ということで、これまで協働推進課というところと危機管理課というところがございましたが、それを統合して協働安全課という形にさせていただきました。こちらの意義につきましては、危機管理体制の強化ということで、

もっと担当部署を大きくすることによって、人員配置の弾力化ということと、あと機能的な組織運営を図ることができるということをもって統合のほうをさせていただきました。それとあと、協働推進課の中に行政区に関する事務と、あと危機管理課の中に自主防災組織に関する事務ということがございましたが、その2つについては関連するということですので、その事務の窓口の一本化ということも目的とさせていただきました。

あとグループの細分化というところもやっております。4つのグループの細分化ということで、まず1点目につきまして、旧協働推進課の広報情報グループというところを広報広聴グループと、あと情報推進グループの2つに分割させていただきまして、広報広聴グループを秘書企画課に配置させていただきました。こちらにつきましては、情報技術の進展に対応して、今後の情報化に備えていくという目的でございます。

あと2点目に、税務部門の強化ということで、こちらは税務課の課税グループというグループがございまして、こちらは市民税グループと固定資産税グループ、2つに分割をさせていただきました。こちらにつきましては、管理体制を強化することにより、事務の適正化を図っていくという形になります。

3つ目に、保育部門の強化ということで、子育て支援課の児童グループを児童グループと保育グループに分割させていただきました。こちらは、多様化する保育ニーズに対応して、さらなる子育て環境の整備を図っていくことを目的とさせていただいております。

4つ目に、最後になりますが、消防予防部門の強化ということで、消防本部の総務課の中に総務グループというのがございまして、その総務グループを総務グループと予防グループに分割させていただきました。こちらは、さらなる消防力の強化を図るため、予防部門を新設することとさせていただきました。以上でございます。

◎委員（黒川 武君） 私のほうから幾つか質疑をさせていただきたいと思います。幾つかというか6問ぐらいお願いをしたいと思っております。

まず最初に、15ページの事務管理費の一般管理費、その中の3の文書管理関係でございます。これは、もう既に監査意見書でも指摘されている事項ではございます。電子決裁が導入されまして、決裁の処理がパソコン上で行われることによって、事務の効率化につながっている反面、上司と部下のコミュニケーションが希薄化しているのではないのでしょうか。この点、所管課である行政課としてはどのように捉えてみえるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 電子決裁の導入に伴ったコミュニケーションの希薄化についての考えはということだと思います。

従前の押印決裁においては、一般的に決裁時に上司と部下がコミュニケーションを図っていたという場面については、起案文書の修正を指示するという場面であろうかと思います。電子決裁においては、起案文書の修正を指示する場合、上司はパソコン上で差し戻しという手順がございまして、そこに修正の内容をコメントの形でつけて、起案者に修正の指示をすることができるようになっております。口頭によるやりとりをしなくても、その指示ができるということになります。

ただ、行政課といたしましては、必ずしもパソコン上の差し戻しの機能を使わなくてもよいということにしておりますので、口頭で、例えば該当する起案者が目の前にいるのに、パソコン上の差し戻しを指示しなければならないということではありませんので、口頭によるコミュニケーションも行われているということです。ただ、この差し戻しという機能のいい点を申し上げますと、差し戻しというコメントをつけることによって、それがその後、決裁が続いていく上で、ずうっとそれが残るということになりますので、どの段階でどのような指示をして起案文書が直されたかというのがわかるというメリットもあります。つきましては、どちらがいいとか悪いとかいうことではなくて、内容や場面、状況に応じてこれらの機能を使っていけばいいということを考えております。

したがいまして、電子決裁を導入したことによりまして、職場の上司と部下のコミュニケーションが希薄化をしたということはないと行政課では考えておりますので、お願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 続きまして、18ページのところの、これは4．組織・機構関係のところでございます。

市長マニフェストのプロジェクトチームの現段階での進捗状況がどのような状態にあるのか、お聞かせいただくことと、また若手職員や幹部職員がプロジェクトチームには参加しております。特に、若手職員には、達成感や問題解決能力の向上という成果の記述はあるものの、このプロジェクトチームに参加することが業務の多忙化にもつながっていないのか、少し危惧するところがございますが、そのこのところの状況について御説明をお願いしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 市長マニフェストの進捗状況ということですので、企画政策グループ長のほうでお答えさせていただきます。

今年度、現時点でということですので、今年度としましては、年度当初に

内部のほうでプロジェクトチームの設置など検討させていただきましたけれども、今年度取り組むべき内容につきましては、複数課にまたがるものというよりは、担当する部署が中心になって検討を進めることが可能なものが多いということで、今年度、プロジェクトチームというものは設置せず、それぞれの関係課で検討を進めているという状況でございます。

一方で、行政経営というところにつきましては、民間活力活用推進委員会という横設置の委員会をプロジェクトチームとして位置づけておりますので、そちらにつきましては、昨年度に引き続き、民間委託が可能な事務事業の検討のほうを進めております。

なお、プロジェクトチームへの若手職員の参加が業務の多忙化につながっていないかという点でございますけれども、プロジェクトチームの参加希望につきましては、本人の意思でみずから望んで参加をいただいていること、また参加に当たっては、所属長の意見というものを付する様式になっておりまして、それぞれの所属長からも業務に支障はないというようなことも添えられた上で任命を行っております。実態といたしましても、業務多忙化ではなくて、プロジェクトチームにかかわったというところで、達成感につながっているものというふうに考えております。

◎委員（黒川 武君） 続きまして、19ページの職員研修事業のところでも幾つかお聞きいたしたいと思っております。

職員提案が24件という記述でございます。これは、29年度は66件ありまして、大幅に少なくなっていると。その要因はなぜでしょうかと思うんです。私が考えるには、その要因の一つとして、提案してもなかなか実施につながらない。そういう中で、やっぱり職員の中に諦めの気持ちも生じてきているのではないだろうか、そんなことを思いはせるわけですが、今までの優秀な提案を施策化した事例はあるのかどうか。平成28年度をもって、i-リーグは廃止になりました。その平成28年度、特に優秀と判定されたものが2件ありまして、1件は子育ての味方、赤ちゃんの駅、もう1件は、名鉄岩倉駅の列車発着ブザーをい〜わくんメロディーにという提案でございました。この2つの提案については実施されているのかどうかということ、28年度をもって廃止となりました業務改善運動、いわゆるi-リーグを復活させるお考えはあるのかということをお聞きいたします。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 職員提案の数が減ってきたという要因ですが、これまでも、マスコットキャラクターの作成ですとか電話の保留音、あと公用車の有効利用など、実際に実施につながった提案も幾つかありますので、提案しても実施につながらなかったという理由により少なくなったとい

うよりも、やはり数年やっていますので、少し出尽くした感があるのかなというところは考えております。また、これまでの優秀な提案で施策化した事例というところなんですけれども、よくある質問と回答の掲載という提案がありました。これは、市のホームページによくある質問欄を設け、カテゴリー別、課別、更新日や単語でも検索できるようにしております。また、30秒コマーシャル、市のPR事業という提案では、市制40周年の記念映像ですとか、い〜わくんによる市のプロモーションビデオなどをユーチューブに掲載して、魅力の発信をしているところです。

また、28年度の優秀提案であった子育ての味方、赤ちゃんの駅についても、乳幼児を連れての方が外出時に授乳やおむつ交換ができる施設や場所を赤ちゃんの駅として登録するとともに、イベントの際には、移動式の赤ちゃんの駅として会場に設置するという提案です。これは、各イベントごとに、例えば桜まつりでは第三児童館を授乳室にしたり、ふれ愛まつりでは一番奥の親子リズム室を授乳室にしたりしておりますので、そういったところで授乳ができる場所という、赤ちゃんの駅という名称にはしていませんが、授乳できる場所というのを確保しております。

また、名鉄の岩倉駅の発車ブザーをい〜わくんメロディーにということについては、担当課によりますと、名古屋鉄道さんに話を持ちかけましたが、現在個別の駅ごとにメロディーの設定はできないという回答がされたようです。この提案は蛇足ですが、僕が提案した内容ですので、引き続き名鉄さんに要望して行ってほしいなということを考えております。

最後に、iーリーグの復活というところの話がありました。iーリーグは職員の意識改革と組織の高揚を目的とした業務改善運動であり、現在のところは取り組みを少し休止をさせていただいております。ただ、業務改善につきましては、引き続き各課で取り組んでいただくよう、職員提案の通知にあわせて行ってありますし、職員提案につきましても、まだまだ視点を変えれば改善すべき事務はあると思っております。例えば、異動した際に新しく気づく場合などもあると思いますので、職員に対し、日ごろから創意工夫による提案を意識しながら業務に当たってもらえるよう、アドバイスをしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◎委員（黒川 武君） 引き続き、職員研修事業でお聞かせいただきたいと思っております。

昨年度から、岩倉青年会議所及び岩倉市商工会青年部に職員を派遣し、職員の育成に努めたとありますが、どのような派遣研修の内容であったのか、また青年会議所の場合は会議が夜開催されたり、土・日にイベントが開催さ

れたりいたします。その場合の時間外勤務、いわゆる職員の処遇の扱いはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、昨年度、岩倉青年会議所と岩倉商工会青年部のほうに研修として職員のほうを派遣させていただいているところの質問をいただきました。

こちらのほうは、昨年度、両所とも、地域活動等を通して常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に行動できる職員を養成するということを目的として始めたことです。職員宛てに公募で募集のほうをさせていただきまして、岩倉青年会議所と商工会青年部お1人ずつ今派遣のほうをさせていただいているところでございます。派遣期間につきましては、ことしの平成31年1月1日から令和元年12月31日の両所とも1年間ということで派遣期間という形でさせていただいております。

青年会議所の活動内容につきましては、月1回の理事会というのがございます、そちらのほうに参加をしているということと、あとよく皆様方も御承知おきだと思っておりますけど、桜まつりとか市民ふれ愛まつりとか、あと冬の鍋フェスとか、その辺は青年会議所さんが積極的にやられているところでございますので、そちらのほうにも職員が参加しているところでございます。あと、商工会青年部につきましても同様な形でございます。活動内容につきましては、月1回の常任運営委員会というのがございます、そちらのほうに参加しているところと、あとイベントにつきましては軽トラ市とか桜まつり、市民ふれ愛まつり等へのイベントの参加をしているところでございます。

あと最後に、時間外勤務の取り扱いということで御質問をいただきました。

本派遣については、研修というところでございますので、条例にて、職務に専念する義務の免除があるということで、時間外にしろ、休日にしろ手当のほうは支給をさせていただいております。以上でございます。

◎委員（黒川 武君） このところでは最後の質問をさせていただきます。

同じく職員研修事業の関係でございます。支出調書を見させていただきますと、防災士に係る教本とか受講料の支払いがありました。それで、30年度は5名の職員が防災士の資格を取るために受講をしております。現在、防災士の資格を有する職員は何人お見えになるのでしょうか、お聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 防災士の養成ということで、今、その防災に関する研修のほうを行っていただいて、防災士の資格ということで取っていただいているところで、こちらは昨年度、平成29年度から実施させていただいております、現在のところ、防災士の資格を有する職

員は5名ございます。平成29年度に1人、平成30年度に4人の方が資格のほうを取得していただいております。今、30年度は5名の職員が受講しているというところがございます、5名中1人の者が試験日のところでちょっと都合がつかなくなったということで、ことし受けるということで話を聞いておるもんですから、平成29年度お1人、平成30年度は4人ということで、計5名の方の防災士の資格を有する職員が今在籍しております。以上です。

◎委員（大野慎治君） 黒川委員から御質問がございました職員派遣の岩倉青年会議所や岩倉商工会青年部、1年ごとで人をかえると、事業というのはやっぱり2年から3年ぐらい同じ人を派遣しないとなかなか理解できないというか、御協力体制、人としてはいいのかもしれませんが、やっぱり2年から3年同じ人を派遣しないとちょっと効果的なものというか、事業がわからないというか、効果が得られないと思うので、その辺のところの考え方というのはどういうふうを考えられているんですか、人をかえるのか、かえないのか教えてください。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 当初は、今言われたように毎年かえていこうかなと考えていたんですけれども、実は、青年会議所さんから今と同じ理由で数年やってもらったらどうかという意見もいただいておりますので、青年部ともあわせて一度検討していきたいと考えています。

◎委員（梶谷規子君） 職員研修の中での独自研修で、手話研修についてお聞かせください。

初めて手話研修が項目に入ったと思うんですが、どれぐらいの職員がどの程度の研修だったのか、お聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、手話研修の御質問をいただきました。

こちらは、平成30年度から新しく実施をさせていただいております。こちらは、福祉課のほうで段取りをさせていただいてまして、各課二、三名の出席ということで例年やっていくということでございます。内容につきましては、尾北地区聴覚障害者福祉協会のほうにお願いをしまして、手話通訳者、こちらは本市の嘱託職員でございますが、そちらのほうでペアで簡単な挨拶とか自己紹介などの手話のやり方について教えていただいております。

こちらは、平成28年度に障害者差別解消法が制定されて、本市でもそれに関する対応要領とかを策定しておりますので、それに基づいて、例えばバリア、障壁を取り除くとか、あと障害者の方に対する対応とかというのが今後より重要になってきますので、今後も毎年続けていきたいなと考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

◎委員（梶谷規子君） 広報にも載っているみたいですが、手話は1回、2回学ぶだけではすぐ忘れて、日常的に使う中でだんだん覚えられるものなので、繰り返しの研修が必要だと思うんですが、各課何名ずつで、全ての職員に回るように、複数回学べるような状況なんですか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 全課の全職員を対象にして募集はしております。各課二、三名の出席というところをお願いしております。これは、忘れないように、引き続き研修をしていきたいというのと、あと承知だと思いますけど、広報でも今手話を載せていますので、そういったところでもPRしていきたいなと思っています。

◎委員（堀 巖君） まず、15ページの電子決裁の関係で答弁があったところですが、修正履歴が残る機能というはとていいと思います。やはり、行政課というか人事当局として、ここら辺に見える世代は大丈夫だと思うんですが、今の若い世代というのは、本当に家でもスマホで会話したりするようなことが普通になってきていることもあるので、履歴を残しつつもやっぱり直接部下に指導するということを心がけるよう統一をされたらいかがかなというふうに思うんですが、できるだけ。だから、このシステムの使用状況なんかもやっぱり行政課では把握しないといけないと思うし、そこら辺の今後の考え方をもう一度お聞かせください。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 電子決裁につきましては、本会議において総務部長も答弁されたと思います。ちょうど導入がされまして1年半ほど経過するということになります。ですので、当然、電子決裁によって効率的になった部分というのは、ほかにも決裁の迅速化とか、そういったことでございますが、一方で、使い方ですとか、各職員の考えているような電子決裁における決裁のあり方というものをきちんと統一を図っていく、もう少し精査していくというの必要なかなというふうに思っております。ですので、今後、アンケート等をとったりということで、私どもとしましてもよりよい電子決裁、または今、委員さんおっしゃいましたコミュニケーションにつながるような取り組みを考えていきたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） はい、お願いします。

続きまして、17ページの労働安全衛生関係です。

高ストレス者と判定された職員にはというふうに書いてありますけれども、昨年も同じような表記があります。どのくらいの数の方が見えて、その後のケアの状況なんかはどうなっているんでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） ストレスチェックの高ストレス者ということで、平成30年度の結果につきましては、ストレスチェックにつま

しては、A判定、B判定、C判定、D判定、判定不能という5つの区分がございまして、このうちのD判定が高ストレス者という形になるということです。合計で728人の職員がストレスチェックのほうをしていただきまして、そのうちD判定ということで、62人の方がD判定になっております。こちらは全体の8.5%ということで、平成29年度よりは少し上がっているところでございます。昨年度から、高ストレス者と判断された場合は、本人の希望により、産業医による面接指導を受けることができるということで受診勧奨のほうを行いまして、その結果として、2人の職員が面接指導を受けて、それぞれ産業医の方に悩みを聞くなどして、その対応をしていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） 昨年の数値もあると思うんですけども、やっぱり推移、経緯の数字の移り変わりをちゃんと人事として把握して、みずから受ける2人だけじゃなくて、62人の内訳がどんなふうに移り変わっていくのかっていうのをきめ細やかにやっぱり見守っていく必要があると思うんですが、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 平成30年度につきましては、残念ながらというか、D判定の方がふえてしまって、こちらとしてもメンタルヘルスの対策ということでいろいろとやらせていただいているところでございます。直接、職員に対して研修のほうも実施しておりまして、こちらはメンタルヘルス研修というのを毎年やらせていただいております。平成30年度につきましては、メンタルヘルスマネジメントということで、これまで係の方がセルフケアということで、ストレスのもとになりやすい人間関係をよりよいものにするために、日ごろのコミュニケーションを振り返っていただいて、自分の持ち味に応じた自己管理法を身につけるということで、そういう内容にしていたんですが、昨年度からはそれに加えてラインケアということで、こちらは統括主査以上、グループ長以上の職員を対象に、所属職員のメンタル不調を防ぐということと、あと職場環境をより風通しをよくしていくということのコミュニケーション法等も学んでいただく、この2つの研修内容とさせていただきます。これまで以上にメンタルヘルスの対策を強化しているところなんです。本当に、D判定の方がふえて、今後も研修等、そういうこともこれまで以上に充実していかなくちゃいけないなというふうに考えているところでございます。

◎委員（堀 巖君） よろしく申し上げます。

それから、(2)の安全衛生委員による巡視です。この数値についても、毎年50件近辺を推移しておりますけど、同じような指摘が毎年されていないの

かどうなのか、毎回新たな指摘事項が50件あるのかどうなのか、その点についてお伺いいたします。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、安全衛生につきまして、職場巡視の指摘件数でございます。

内容につきましては、こちらのほうは、例えば物置、棚等が固定されていないとか、あと棚の上に物が置かれているとか、そういうような事例が多くございます。これが昨年度の指摘より引き続きかというところもちょっとチェックさせていただいております。平成30年度の指摘事項につきましては、おととしから引き続いてものは50件中1件でございました。そのほかにつきましては、例えば物が置かれていたら物をほかの場所に移していただいで適切に管理していただくとか、固定がされていなかったら固定をしていただくとか、そういうような措置を安全衛生委員会等で御指摘のほうをさせていただいております。毎年度前年度、引き続きの事項はそんなになくて、やっぱり新しく発生した事項が多くございます。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお聞かせいただきたいと思います。

職員研修事業、19ページの関係であります。

市民から、いろいろ市の窓口での対応について私たち議員のもとにもいろいろな意見が寄せられます。それで、接遇研修というのをずうっと続けられてきていますが、この効果がどうなのかというところで、特に一つ一つの言葉遣い、あるいは市民を待たせることがやっぱり多いものですから、そういうときの対応というのがやっぱり非常に重要だというふうに思うんですけど、そういった点で、この接遇研修というのはどういう内容に取り組んでいるのか、何か工夫がありましたら教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 接遇研修の中では、やはり挨拶ですとか身だしなみ、言葉遣いなどの基本事項の説明ですとか、あと窓口の対応、電話対応について、実習を交えながら行っております。待たせたり、市民の皆さんに迷惑をかけたりというところなんですけれども、やはり人を育てる手法としてのOJT、職場内研修なども最も効果的であると考えておりますし、各所属長に対しては、日ごろからリーダーシップを発揮して、習慣的に継続してOJTに取り組んでいただくようお願いしているところです。

また、今年度なんですけれども、職員講演会ではオリエンタルランドの方に来ていただいて、お客様に徹する、このオリエンタルランドではお客様ですけど、私どもからしてみたら市民の皆さんにどう接していくかというお話もいただきましたし、来週、ペップトーク研修といいまして、短い言葉で相

手のやる気を起こすとか、激励の言葉、あとすぐに実践できるような話術なんかを学ぶペップトーク研修という研修も行っていきますので、そういったところから、市民の対応をよくしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんでしょうか。

◎委員（黒川 武君） 大切な質疑を忘れておりました。

職員研修の20ページのところで、公務員倫理、コンプライアンス研修というのが毎年行われていると思います。昨今、職員の不祥事が続いているので、私はもう公務員倫理というのは、基本中の基本を形成する研修ではないかなと思うんです。しかし、支出調書を見てみると、コンプライアンス研修という表示だけでしたので、果たして公務員倫理が行われているかどうか。行われているとするとどのような内容であったのか、まずそれをお聞かせいただきたいということと、派遣をしていただいている会社から見える講師の方は、どのような資格を有してみえる方なのか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、公務員倫理とコンプライアンス研修ということで御質問いただきました。

こちらの研修につきましては、平成28年度から3年間で全職員が受講できるように実施しまして、延べ260人程度の職員が受講しております。まだ、全職員が受講していないということと、新規採用職員のほうも多く入っているというところで、今年度以降も引き続き同様な形で実施しようかなと考えているところでございます。

研修内容につきましては、2時間の研修時間で、まず委員さんが言っただきましたコンプライアンスというところで、狭義のコンプライアンスである法令の遵守についての説明を行わせていただきまして、法令の遵守の徹底が難しい事例のほうをグループワークで討議していただきながら、各職員のほうに研修をさせていただいております。公務員倫理につきましては、今、公務員の不祥事の現状についても触れていただきながら、法令の遵守に加えて、公務員倫理につきましては自律的な判断が求められるケースも多くございますので、その辺につきましてもグループワークを通じて研修のほうを行っていただいているところでございます。

あと、講師につきましては、昨年度は株式会社インソースというところの会社でございましたが、企業で法務コンプライアンス室長という肩書というか、そういうところで歴任された方で、資格についてはコンプライアンスや法令遵守能力の基礎となる実践的な法律知識が求められるビジネス実務法務

という資格を有している方に講師のほうをお願いさせていただきました。よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） 済みません、1点だけ確認です。

決算書の100ページ、101ページの関係で、秘書費の事務管理費の節14、通行料についてお聞かせください。

毎回、ちょっと確認させていただいていますが、恐らく市長が、表記として弥富市長選挙、大野市長選挙というのがありまして、そこで当選された方のところに行っているというふうに思うんですけど、そういう確認でよろしいでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 昨年も同じ内容でお聞きいただいていますので、同じような内容で行っていますので、よろしくお願ひします。

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費から目3秘書費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ここで休憩に入りたいと思いますが、御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは休憩に入ります。

午後1時10分から再開いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前に引き続きまして、決算の認定のところの質疑に入ります。

款2総務費、項1総務管理費、目4企画費から、目5広報広聴費までとします。

決算書のページ数は、100ページから104ページ、成果報告書は22ページから30ページまででございます。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書の24ページ、決算書及び付属資料の103ページでございます。第5次総合計画策定事業について2点ほどお伺いをしたいと思います。この第5次総合計画、非常に岩倉市にとっても将来ビジョンとして重要なものだと思いますが、この策定事業の進捗状況、これをお伺いしたいというのがまず第1点と、それから第2点、この決算書及び付属資料の103ページによりますと、その委託料というところがございまして。この委託先の名称だけお伺いしてもちょっとわかりにくいですので、その名称だけではなくて、どのようなところに委託をされているのかということと、

委託内容、これは市の内部でやることと、それからその委託、外部に委託する内容と、どのような形なのか、ちょっとそのイメージが持てるような形でお答えいただけたらありがたいです。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 2点御質問をいただきました。総合計画の進捗状況ということでございますけれども、全体の進捗状況といたしましては、昨年度、平成30年度から着手をさせていただきました、令和2年度までの3カ年の計画、作業スケジュールの中で策定作業を進めてございます。30年度の内容につきましては、主要施策成果報告書に記載がございますように、主に内部的なところで言いますと、策定会議を設置いたしまして策定方針というのを決めました。その後、市民意向調査、市民ファシリテーター養成講座、市民討議会といった市民参加の手法を用いてさまざまな意見聴取を行っているところでございます。

今年度に入りまして、内部の組織としても総務部長を委員長とした庁内の関係課長、グループ長等々で組織します策定委員会を設置し、検討を進めているところでございます。

現在は、第4次総合計画の計画期間全体の総括評価の作業を行っている終盤に差しかかっているところでございます。これまでのところ、予定どおりの進捗だというふうに考えております。

委託業者につきましても、御質問ありましたけれども、委託先は一般社団法人地域問題研究所というところになります。委託先につきましては、公募型のプロポーザルで事業者を公募いたしまして、当初7社から提案募集をいただきました、内部で審査の後、その地域問題研究所に委託することと決定し、契約を済ませております。

作業分担につきましては、プロポーザル実施の際から仕様書のほうを整えておりまして、仕様書の中に委託事業者が実施する内容を明確に記載させていただき、その部分を実施していただくということで、優先事業者といえますか、プロポーザルの結果として総合評価が高かった時点で仕様書の内容、それが履行できるかというところも確認をした上で契約という流れになっております。

なお、記載のない場合は、やはり協議の上でどちらがどの作業を行っていくというのを整理した上で進めておりますけれども、今のところすごくイレギュラーな事柄があるわけではございませんので、仕様書のとおり作業を進めていただいております。

基本的に、仕様書の内容が役割分担ということになっておりまして、仕様書には目的をしっかりと明記させていただいております、委託業者、委託

の目的は計画策定に当たって専門的なスキル、知見による策定の支援をいただくということですので、基本的には市のほうで責任を持って計画策定作業を行っていくというところでございます。よろしくお願いたします。

◎副委員長（宮川 隆君） 今の第5次総合計画に関連してお聞きしたいと思います。業者に委託して市民の意見を聞いた上で、それを上手にそつなくまとめてわかりやすいような形でつくり上げるということに関しては、まあまあそれはそれでいいのかなあとは思いますが、毎年同じようなことを聞いているんですが、例えば第3次総合計画のときのように市民主体でつくり上げて、自分たちでつくった計画に基づいて自分たちが責任を持っていくんだという、そういう意気込みを持って20年続いているグループもあります。

同じように、市民の意見を取りまとめて市として最終的な判断をする、その必要性は当然ありますし、議会としてもそれはちゃんと見詰めていかなければいけないなあと思うんですが、やはり行政がつくったというイメージではなくて、みずから市民がつくり上げて、それに責任を持てるという自負を持てるような策定の仕方が望ましいのかなあとは思いますが、その辺の取り組みに関してどのように考えられているのかお聞きしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） やはり多くの市民の方に策定にかかわっていただくということが、総合計画策定に非常に重要な部分であるというふうに考えております。

昨年度実施しました市民討議会の参加者につきましては、無作為抽出により参加の意思をいただいた方ということで、討議会は2日間で終了しましたが、1日目の終わりに参加者の方から、2日目の終わった後に少し交流会をやらないかというような御提案もいただきました。それを実際に実施しました。やはりグループでの討議をまとめていくというところで、グループ以外の方とも交流をしたいというような参加者の思いから、そうした場もセットされました。その後、その交流会を通して、討議会で提案をした、まとめた内容を実現していこうというような動きも少し出てきております。これがどうなっていくかというのは、ちょっとこちらも気にしながら見守っているところでありますし、あと、今年度、先月の8月31日からスタートしております市民まちづくり会議のほうにも、市民討議会の参加者であったり、今市民登録制度というのを市のほうで持っていますけれども、その登録者に参加していただいて、会議が今スタートしたところです。

この会議は、6回ほど予定をしております、その中で具体的な取り組み

についてのアイデアもいただきたいというふうに思っておりますので、そのようなさまざまな市民参加の機会を通じて、それが継続的にかかわっていきけるような形で、多くの人々が策定に関わって、その計画がどのように進んでいくのかというのを見守っていただけるような計画づくりに今後も務めていきたいと考えております。以上です。

◎委員（谷平敬子君） 済みません、28ページのところなんですけれども、岩倉出会い繋がりサポート事業とありますけれども、結婚を望む独身者の25歳から39歳を対象に婚活セミナーを開催しましたとありますけれども、これは毎年行われているのでしょうか。あと、またこの1人当たりの参加費、これによってカップルというか、進展とかどうなっているのかちょっと教えていただきたいです。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 岩倉出会い繋がりサポート事業という事業で、1番でサクラサクいわくらコン活交流会ということで、平成29年度から実施をしております。セミナー1回と婚活イベント2回というような形で、セミナーのほうで異性間のコミュニケーションの向上、コミュニケーションのとり方なんかを講習して、それに参加していると、この後でやるイベントへの優先的な参加権を与えながら実施をしております。参加費につきましては、その内容によりますけれども、おおむね1,000円から3,000円ぐらいの参加費、若干男女に差を設けていただいております。

それで、カップル、その後状況ということですが、昨年でいいますと、大野市との合同婚活ではカップリングしたのは1組でございます。2番のお出かけ婚は3組ということで、一昨年もやはりカップルに成立する組数は同等、もう少し多かったかなというふうには思いますけれども、その場でのカップリングは成功しておりますが、その後の追跡調査といたしますか、どうなっているかというようところは細かく把握できておりませんので、状況としてはそういった状況でございます。

◎委員（黒川 武君） 先ほどの第5次総合計画策定事業、24ページのところで私もお聞きさせていただきます。

市民意向調査が実施されたんですが、有効回収率が32.2%とちょっと低い数字になっております。ちなみに、第4次総合計画時の市民意向調査の有効回収率は61.6%で、それから平成22年9月の市民アンケートにおいては65.4%の高い数値に比べると、なぜこのような低い回収率となっているのか、その要因は分析されてみえるのかお聞きします。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 回収率が下がった要因をとということでございます。おっしゃられるとおり、平成20年が61.6%、平成25年の調査

が直近の調査ということになりますけれども、そちらが55.7%ということで、今回20%以上のポイントダウンということになっておりまして、私どももその数値に関しましては非常に厳しい状況だという認識をしております。

今回の調査は、昨年度8月のお盆明けから9月上旬ごろにかけてアンケートの調査票の配付、回収を行わせていただいております。回収率が下がった要因というのはなかなか分析も難しい部分がございますけれども、実は7月にも公共交通の関係で同じ秘書企画課のほうからアンケート調査を配付させていただいております。また、9月の前半、上旬から、こちらは統計調査でございまして、住宅土地統計の調査が始まっております。オンライン調査のIDの配付などが始まってきております。また、同時期に、他課ではございまして、自殺対策計画のアンケート調査が行われたりということで、かなり同じような時期に幾つかのアンケート調査が重なってしまったというところは、回答者、回答していただく方への御負担にもなってしまったかなあというふうに考えております。

また、一般的なところでは、個人情報意識の高まりであったり、単身世帯の増加に伴って、回収率もやはり全国的に見ても低下傾向であるというようなことは言われております。他市町村においても回収率の低下に直面しておいて、課題認識を一緒にしているようなところがございます。

今後につきましては、今回これまでの経過を見て分析をしていくということもありまして、設問としてはかなり多い47問、ページ数にして20ページにもなるアンケート調査票でございまして、まだ今後方針は決まっていませんけれども、施策の評価に関する質問と、生活行動だとかそういった目的ごとに少し調査の内容を分けて、母数を減らして調査をしていくですとか、近年インターネットのアンケート調査などもございまして、回答しやすいような環境を整備していくというようなことの効果を検討しながら、次回に向けて考えていきたいなというふうに考えております。

◎委員（黒川 武君） いずれにしましても、市民意向調査というのは計画策定に当たっての大変重要な基礎資料になっていくものでありますので、やはり調査の仕方を工夫改善が必要かなと思いますので、改善策の検討も引き続きお願いしたいと思います。

同じく第5次総合計画策定事業、先ほど答弁の中にもありましたように、市民討議会、これは私も傍聴させていただいて、大変熱心に各テーマごとに分かれて討議をされる。そして自分たちが未来新聞をつくってそれを張り出しして皆さんの中で発表していく。その後もそれぞれの思いとか決意を表明する時間があって、私も大変感銘を受けた次第であります。そういう意味合

いでは、そういったところに集まった皆様をそれだけでは終わらせるのはもったいないなあと感じてしましたら、先ほどの答弁でも、市民まちづくり会議にも参加をしていただくというようなこともございました。もっと幅広く、そういう方々が活躍できるような機会を設けていくということが、真の意味でも協働につながるのではないかなあと思いますので、その点、まだ何か今後どのような形で活用をしていくのか、お考えがございましたらお聞きしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 本当に、市民討議会の参加者の方が熱心に御議論いただいたということは私どもも同じような感じを受けておりまして、やはり私ども事務局もそうですけれども、この2月、3月の市民討議会は若手職員のプロジェクトチームも参加をさせていただいて、企画部門以外の職員も、市民の方と一緒に議論をする機会、そういった時間を共有することができたと考えております。

繰り返すにはなってしまいますけれども、先ほど2日目の後に茶話会を開催し、そうした動きが少しうわさで入ってきておりましたので、6月15日に報告書のほうもまとめましたので、参加者に対して近況報告会という形で改めて、特に謝礼をお支払いするとかそういったものではないんですけれども実施をしまして、そこでも中で討議した内容がそれぞれの中で少し動きとしてできていきそうなものもあるような確認をさせていただき、今のまちづくり会議の話のほうにつながってきておりますので、今後参加者の方をどのように活用するかという具体的なところまでは、お答えといたしますか検討に至っていない状況ではございますが、実は、一昨年行わせていただいた旧学校給食センターの跡地についての市民討議会の参加者の方が、その際に市民登録制度に登録をいただき、市議会のほうに参加していただいていた、また今回まちづくり会議には市民登録制度の方にも御案内をし、そこに出ていただいた、申し込んでいただいた方が給食センターのときの討議会の参加者だというようなつながりも新たにできてきているということで、やはり非常にまちづくりに関心を持つきっかけになっているのではないかなあと思いますので、今後もそうした機会を行政のほうも積極的につくって、関係も継続しながら活躍できる土壌といいますか、そうした場所をつくっていききたいなあとというふうに考えております。以上です。

◎委員（黒川 武君） 今御答弁がございましたように、そういった熱意と意欲のあふれた方々というのはいっぱい見えますと思いますので、そういう方々にいかに市民参加の機会を出していくのかということは大変重要でありますので、今後も期待はしたいと思います。

少しページは戻りまして、22ページのところです。

これは新規の項目になるかと思いますが、3の行政評価関係のところでお聞かせいただきたいと思います。行政評価有識者会議が設置されて3名の委員で構成されているということでございます。どのような方が委員となってみえるのかということと、それと平成30年度において有識者会議におきましては外部評価の試行実施と、外部評価のあり方の検討が行われたとのことでございます。

この有識者会議は、令和元年度においても予算化されておりますが、現在の段階で外部評価のあり方の方向性は出ているのでしょうか。また、30年度に行いました外部評価の試行実施では、どのような意見が出されていたのかお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） まず、委員構成についてですけれども、3名の方で構成をさせていただいております。日本福祉大学の千頭教授、名古屋大学大学院の小松准教授、岐阜大学の益川教授の3名で構成させていただいております。現時点で、行政評価のあり方の方向性、外部評価のあり方の方向性が出ているかということでございますけれども、今年度も10月に会議を2回ほど開催する予定でございます。現時点ではまだあり方の方向性を出すには至っていない状況です。

全体の構成としまして、来年度までの、令和3年度末までの任期をお願いをしております。総合計画の策定作業に合わせて時期、行政評価のあり方を考えていくということで、評価のあり方につきましては来年度具体的に検討をしながらまとめていきたいなというふうに考えております。また、外部評価、施行実施についての意見ということでございますが、昨年度2回会議を開催させていただきましたが、まず現状の評価制度の概要の説明ですとか、他市町の先生方がかかわっていらっしゃる他市町の評価制度についての説明をいただきながら評価を実施したというところで、基本施策評価シートの内部評価で今行っておりますけれども、子育て支援と市民協働、地域コミュニティに関するシートについての意見をいただきました。

やはり細かい部分までは内容の把握が難しい部分がございますので、確認の時間がかかなり多く費やされた部分はございますけれども、意見としましては、子育てに関するサービスの充実に関して、非常に充実させてきているけれども、やっぱりコストも上がっているよねというような御意見ですとか、制度の課題についてどう取り組むかというようなところについて、やっぱりそこは重要ですねというような御意見。

また、市民活動支援センターの機能ですとか、市民参加制度については、

市民活動団体、目的テーマ別の団体への支援に偏りがちな部分を、行政区なんかは対象にしながらも支援しているところが評価できるねというような前向きな意見もいただいております。

いずれにしても、現制度の課題の共有というようなところに重きを置きながら進めてきておりますので、今年度もそうした議論を中心に進めていく予定でございます。

◎委員（梶谷規子君） 私からも24ページの市民意向調査についてですけど、回収率が低かった原因の一つが、先ほど御答弁でも言われていたんですけども、余りにも設問が多くてボリュームが多過ぎる。本当に30代の人でもじっくり考えると1時間ではできないような内容だということもおっしゃってました。やっぱり18歳以上の市民で、これは70代、80代の高齢者も同じようなボリュームでアンケートがされているのかどうか。高齢者の人にはとてもあのボリュームでは大変じゃないかなと思うんですが、どうでしたでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 回答者の属性によって設問が変わるということはありませんので、全ての調査、アンケート、設問に対して全ての世代、対象者の方に答えていただくという設計で調査のほうを行わせていただいております。確かに先ほども申し上げたとおりボリュームはかなり多く、また選択式にはしておりますけれども、なかなかやっぱり答えに迷うといいますか、判断に迷う設問もあるんだろうというふうに考えております。実際にアンケートを送った後に、これが届いたけど、もう私にはわからないから返すよとってわざわざ市役所に届けに見える方なんかもらっしやいまして、改めてそういった声を確認しながら、設問の難しさといいますか、ボリュームの多さというところを実感したところでもありますので、結果が示していますように回収率が下がってしまったという事実はやっぱりございますので、次回以降どういった形で調査の設計をしながら、とはいえ必要な部分についてはやはりこういった機会でしかお聞きできない部分もありますので、その辺のバランスを考えながら次回への改善を図っていきたいと思っております。

◎委員（梶谷規子君） 4次の際の61.4%のときと設問がかなりふえたということでもありますか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 設問の数はほとんど変わっております。

◎委員（梶谷規子君） 22ページの事務管理費（企画費）の5番の地域公共交通調査ですけど、5つの小学校区でということで2つの小学校区を傍聴さ

せていただいたんですが、広報に届いてみずから自主的にこの討議会に出られるという、検討協議会に出られるという方が少なかったと思うんですが、この区長さんあたりからこの役員さんに声かけられてみたい人も何か多いような気がしたんですが、そこの参加状況はどう見ていらっしゃるでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 小学校区ごとに開催をしました地域公共交通を語る会ということで、意見交換会として開催をさせていただきました。おっしゃられるように、なかなかそういった広報などで募集をして参加をいただける方というのは多くなかったというふうに思いますけれども、そうしたことも踏まえて区長さんにはあらかじめ行事と重ならないようにというようなところの調整もいたしまして、それぞれ学校区ごとの開催日を調整させていただきました。

出席者のほうは、それぞれ把握はしておりますけれども、その中のうち、どなたが公募によるものなのか、区長さんたちに声をかけられて一緒に来ていただいた方なのかというところまで細かく把握はできておりませんけれども、やはり一般の参加の方は多くはなかったかなというふうに感じております。

◎委員（梶谷規子君） ファシリテーターとして委託を三菱UFJの関係のところだったと思うんですが、委託をされたんですが、職員研修のところでもファシリテーターの研修などもされているので、職員だけでというのは難しかったでしょうか。最後のまとめのところも委託をすれば楽ということもあると思うんですが、いかがでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） まずちょっと先ほどの質問の補足ですけれども、参加はそれぞれの会場で20名ほど以上の参加をいただきまして、内容としては充実した内容だったというふうにまず考えております。委託に関しましては、おっしゃられるとおり三菱UFJリサーチ&コンサルティングさんに、こちらプロポーザルによって業者を選定して委託をさせていただいております。グループを会場により4グループに分けて、グループワークといいますか意見出しを行っております。基本的には主のファシリテートの部分は委託先のほうにお任せをしております。しかし、グループの1つ、ないしは2つは職員もテーブルでファシリテートを行っております、実際私もファシリテートの役割をさせていただきました。全てを委託をしているというようなことではなくて、職員も交えて意見交換をしながらということを進めさせていただいております。

こういったグループワークについて、ファシリテーターですとか進行の役

を職員がしていくということは非常に重要な部分であるかと思うんですけれども、やはり、知識が一部なかなか知らない分野のことを市民の方が参加して、意見を出していくときに、職員が入ることで職員の意見をどんどん求められてしまう。職員なんだから、職員がどう考えているんだというようなところを非常に求められやすいというようなデメリットといたしますか、そういった部分もあるかと思えます。一方で、そうした職員が熟知している内容を少しずつ提供しながらスムーズに討議が進んでいくというようなメリットもございますので、それぞれ研究すると思えますか、検討する内容によって職員もそういった能力を養いながら活用できる部分は活用していくという考え方で、必要な部分はやはりそういった専門の方のスキルに頼っていくというところを整理しながら進めていきたいというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 22ページの4番の総合教育会議関係というところで。去年とほとんど同じ記述です。教育委員会の制度とは別にこの大きく制度が変わったことに関して、このあえて企画費で、企画費としての教育委員会ではなくてここで書く意義をもっと考えてほしいと思えます。つまり、議事録もちょっと読んだんだけど、レイマンコントロールである教育委員会と同じようなことになっていやしないかという、もっと総合的に戦略的に首長が絡んでいく意義を今一度立ち返って総合教育会議のあり方を考えていただきたいと思うわけですけれども、いかがでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 総合教育会議の制度ができあがったときに、市長部局でどこが所管するというところで企画のほうで所管をさせていただき、これまで会議のほうを開催させていただいております。この会議ができた後の大きなミッションというのは、教育大綱の策定でございまして、その策定に向けて2カ年かけて岩倉市に関しては教育振興基本計画の策定に合わせて検討を進めて策定をしたという形になっておりますけれども、さまざまな議論をしてきたというふうに考えております。こういった制度ができってきた背景なんかにも、委員言われるような市長の考え、政策を教育委員会のほうにも反映させていくというようなところの意図もあったかなあというふうには思いますけれども、もともとこの会議が設置されたときに、市のほうでも市長のほうも話をされておりましたけれども、教育委員会と市は円滑なコミュニケーションを図りながら政策を進めているんだというようなところがございましたので、大綱策定後は予算の関係であつたり教育に関する施策について意見交換をするというところに留まっているというか、そういった内容にはなっておりますけれども、なかなか教育委員の方々と市長が直に意見交換をする場というのはほかにはないものですから、定例的にといたします

か、年2回ほど会議をやりながら、今まで以上な円滑なコミュニケーションを図って、教育行政にも市長の意向を反映させるというようなところで進めてきておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 続きまして、24ページの市民討議会ですが、人がつながってきたという話はわかりました。聞きたいのは、この12の企画の未来新聞が総合計画にどのように生きていくのかなというところは、これはやっぱりつくりっぱなしで終わりなんではないでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） やはり、そこで討議した内容が、計画書の中に反映されてくるというのが参加者の思いではあると思います。現状、どの部分にどういう形でというところまで定まっておりますが、今先月から始めました市民まちづくり会議の中でも、その意見がどこに反映されてくるかというような意見をいただいておりますので、何らかの形で反映できる部分、アイデアとなかなかちょっと反映が難しいアイデアもあったというふうに思いますけれども、可能な範囲で、しかも見える形で反映できるように努めていきたいなあというふうに思っています。

◎委員（堀 巖君） 27ページのふるさと応援寄附金についてです。

泉佐野市がやったもん勝ちみたいな形になっちゃっていますけれども、岩倉市としては今後も基本的な考え方は変わっていないのかまずお聞きしたいというふうに思います。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） これまでどおり考え方は変わっておりません。

◎委員（堀 巖君） わかりました。ちょっと傾向を見てみると、26年度から30年度を見てみると、例えば26年度は3,100件で3,800万、30年度は3,800件で7,200万と1件当たりの寄附の額が大きくなっているような傾向があると思いますが、それはどのような要因があるのでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） これは、他市町の状況なども分析をさせていただいた結果というところもあるんですけども、やはりワンストップ特例制度が始まりまして、確定申告をせずとも住民税への反映が可能という制度ですけれども、5自治体まで寄附先がというようなところで、やはりなるべく寄附者の心理としてはその範囲の中で限度額まで利用したいというような意向もあるだろうということで、少し2万円、3万円当たりの寄附金額による返礼品を追加してきたというところと、昨年、一昨年とおせちの返礼品を御用意したということで、こういったものは価格帯も6万円の寄附だとか9万円の寄附だとかに対してお送りしておりますので、そういったところから1件当たりの寄附単価が上がってきたものだと思います。また、

昨年から。例えば名古屋コーチンですとか、水耕栽培トマトにつきましては、定期便というのを始めまして、例えば、6回お送りしますよというものは1件という扱いで処理していますので、そうしたところも件数と寄附金額のアンバランスな伸びといたしますか、そうしたものにつながっているのかなあというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） 続いて28ページの先ほども出ました婚活なんですけれども、追跡調査はしていない、把握していないという回答だったんですが、テレビ番組でも時々追跡調査して把握してやります。ぜひ把握をするのか、あるいは、何回も言うんですけど行政がやる意義、岩倉でやる意義が見出せないのであればやめたほうが良いというふうに思います。そこら辺の考え方をお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） やはり追跡調査というのは、必要性は感じつつも難しさのほうが大きいというのが実感でございます。とはいえ、成果、最終的な目的はというところを考えれば、そうしたところも重要なポイントになってきますので、この時期は委託をしながら事業を進めていますので、委託先のところとも相談しながら研究はしていきたいというふうに思っております。また、その辺が難しければ今後の方向性ということでございますけれども、一応この事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけをして施策展開も新規に上げて実施してきた経過もございますので、計画期間中は、一定改善をしながら実施をしていく、次期計画の検討の中で、その効果なども改めて考えていきたいなあというふうに思います。

やはり、どうしても少子化対策というような観点からいきますと、こうした取り組みの必要性みたいなところもありますし、やはりアンケートをまち・ひとをつくるときにやったときには、そういう機会の創出を行政に期待したいというような回答もございましたので、そうした状況を踏まえて総合的に考えていきたいと思っております。

◎委員（堀 巖君） 参加者数も若干減少傾向にあるというふうに思います。やはりちょっと言葉の響きが、婚活という言葉のイメージが悪いというような気がするんですけどね。例えば25歳から28歳の集いでやっていますが、25歳から30歳の集いぐらいのほうが何かこう参加しやすいような雰囲気もあるかなあというふうに、そこら辺の今後の企画等については業者さんと相談しながらより参加しやすい環境をつくっていただくようお願いしたいと思えます。

それから29ページ、広聴のところ、市民の声や私の提案ってたくさんあると思います。これを市政への反映に努めましたというふうにあります。こ

れがどのようなものなのか。たくさんある中で重要度が高いものから多分市政へ反映していくと思うんですけども、そういうものも公表しながら、どういったものが市民の声で変わっていったのかというところが、もっともっとアピールしたほうが良いと思うんですが、いかがでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） 市民の声については、現状、政策提案のようなものよりかは、クレームであったり現状についての御不満のような意見がほとんどであるというのが実情なんですけれども、そういうものを受けて改善できるものは随時改善に努めているところです。

30年度でいいますと、テニスコートのコートの状態が悪いよというような御意見をいただいて改善をしたり、総合体育文化センターのイベントで傘を間違えるようなことが多かったので、それを間違えにくいような対策を少し改善をしたり、長期休業中の放課後児童クラブの預かり期間を延長してほしいというような御意見もあったので、それらも始業式、終業式の日も実施するようにしたり、そういったような改善をしております。

また、それらの公表といいますかアピールについては、年度を一旦終了した時点で、年度末の時点でその年間に出てきた御意見とそれに対する市の回答を、もちろん個人がわかるような部分は伏せた上でホームページや情報サロン等で公開をしております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 私も広報広聴費の関係で少しお聞きしたいと思えます。

一つは、11月から配達員の制度がポスティング業者の業務委託となったということで、これはいろいろやりとりしてきていますので必要性というのには理解しているところではありますが、一つはポスティング業者のほうの人材確保というのはどうなのかなというところが一つ気になっているところです。求人広告なんかも結構ポスティング業者の関係で出ているものですから、そういったところで人材確保はどうなのかな、また本会議でも少しお尋ねしましたけど、そこで従事している人たちの処遇というのがどういったものになっているのか、適切なものと言えるのかどうかというところについて、市の考えというか、把握している内容をお聞かせいただきたいと思えます。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） 配達委託先のスタッフの状況については、人数としては広報配達者が十数名で配ってみえるということで、これは社員の方プラスアルバイトというか、方も含めた人数というふうに聞いております。かわりは、そんなには激しくはないようなんですけども、多少の変動があって、例えば先月配った人と今月配った人は違うというような状況があるということも聞いております。処遇については具体的に配ってみ

える方が一部幾らでやってみえるということを細かく把握はしておりませんが、価格については、見積もりを数社とった中では現状の委託先はかなり安いほうではあると思いますけれども、そういったあたり無理がないかということは業者さんと話をしながら確認をしながら進めていきたいというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） いろいろ把握しながらやっていっていただきたいというふうに思います。いずれにしても、コストとしては配達員の制度よりもかなり上がってくる内容であるというふうに思っていますので、有効に活用していただきたいというふうに思います。

もう一点、ちょっと気になったということで、29ページの広聴の関係の公共施設見学「ぐるっと岩倉＋α」ということで1人の参加ということでした。議会でも、議会報告会に1人だけしか参加しなかったということがあって、かなり衝撃を受けて、それから対策もとりながらいろいろ試行錯誤しているところではありますが、この現状というのは、何か理由があったのかどうか、この点についての総括がどうなっているのか、こういった点について市の考えをお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） 公共施設見学については、今年の企画が8月の末のときに市の自然と文化に触れるというタイトルで史跡公園と自然生態園の見学というツアーを立てたんですけれども、やはり暑くて屋外ということもあって、少し参加者が来ていただけなかったというふうに分析をしております。今後、そういう時期ですとか、できるだけ屋内の施設を選ぶですとか、そういったものも含めて、また皆さんに興味を持ってもらえるようなコースを企画していきたいと思っております。

ことは既に1回実施をしておりますして、給食センターの見学と試食、給食を食べれるというような体験を一つ企画をしまして、先日9人の参加がありましたけれども、また実施回数をほかに実施して、参加者のほうを募っていきたいというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 1点ちょっと忘れていました。30ページのホームページの関係、フェイスブックです。公式フェイスブックが始まっていますが、新たな仕事だと思えます。職員のほうの体制だとか、これにかかわるそういう仕事量の増加だとか、効果であるとか、そこら辺の状況をお聞かせ願いたいというふうに思います。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） フェイスブックを始めたことによって、特別に職員の体制がそれ用に何か変わったということは現状ありません。ホームページ等に新しい情報をアップするような業務の中で、写真を掲

載したりアップをするということで対応しております。それそのものに課題が、時間がふえているということは思っておりません。フェイスブックに限らずSNSのいい点として、伝搬性が高いといえますか、発信したものがより拡散性が高いということで広まっていくということで、広報紙等とあわせてSNSを活用して、市のいいところをどんどんアピールしていきたいというふうに思っています。

◎委員（堀 巖君） 今の答弁で、具体的に例えばイベントを打ったときに参加者数が以前よりふえたとか、そういう目で見える効果ってあるんですか、フェイスブックで。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） 始める前と始めた後で、具体的にぐんと数字が伸びたとか、そういったような実測値としては持っておりませんので、具体的にふえたという事実までは言える状況にはないです。

◎委員（大野慎治君） 27ページ、いわから応援寄附金事業について御質問させていただきます。本当は歳入のところで聞かなきゃいけないんですが、歳入のところも含めて聞かせていただきますので、よろしくお願いします。いわから応援寄附金事業、毎年伸びておりまして高く評価させていただいておりますが、愛知県内のランキングを見ますと、1億以上が10市あるんですね。1位が幸田町、約21億9,000万。2位が碧南市、7億3,700万、3位が犬山市、約6億800万。なかなか高い数字を得ております。びっくりするぐらい寄附事業が多いんですが、岩倉市も頑張っていると思うんです。北名古屋市も、実は岩倉が愛知県内で13位なんですが、12位が北名古屋市です。北名古屋市が7,300万、もうほとんど一緒ぐらいということですが、近隣市町も含めて愛知県内の寄附額の分析というのはどのように考えられているか、またそういうことを分析したことがあるのかお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 県内の状況を細かく分析したことはございません。ただ、近隣の市町の担当者とはいろんな制度の変更だとかそういったところの機会を通してコミュニケーションはとっております。例えば、今月ちょっと前月、前年に比べて数字が下がっているなと思うと、電話をしてどうというような話のコミュニケーションは、担当同士で行っています。特に、こういう時期になりますと災害による寄附が、そういった特定の市町に集まるだとか、昨年であれば、先ほども少し出ましたけれども特定の市町に寄附が集中するとか、そういった状況の中で、自分のところはこうだよというような話はさせていただきながら、お互いそういう意味では多くの寄附を獲得するために情報交換を行っていますけれども、やはり他市町の状況ではなくて、自分の市の中でこういったものが特産品に適しているのか、

そういったところの研究をするほうに時間を割いております。ただ、気になるところではありますので引き続き情報交換もしながら、取り入れられるものがあればというようなところは引き続き研究していきたいというふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） 実は私も北名古屋市さんがまさか岩倉市より多いというのは知りませんでした。データを分析したらびっくりするぐらい頑張っているというのがわかったので、やっぱり僕もしっかりと分析しなきゃいけないと思っている一人なんですけれども、続きまして26ページ、ふるさとづくり基金積立額、応援寄附金をどんどん積み立てていって、増額しているので積立額がふえております。毎年これも聞いておるんですが、桜管理事業、やっぱり五条川の桜は未来にも残していかなきゃいけないということでありまして。僕も水曜日、ちょっと委員会の前にボランティアで参加してきましたが、桜の剪定もボランティアでできるところはやっているというところがございますが、やっぱりこういった事業は今ちょうど緑が多い時期でございます、どの枝が枯れているか一番わかる時期です。夕方歩いてください。須藤先生はわかっておると思いますが、歩いていただくと、どの枝が枯れているかというのがわかって、どの枝を剪定しなきゃいけないかというのはわかるんです。やっぱり桜を未来に残すためには、ある程度重さも剪定によって落とさなきゃいけない部分もあると思うので、桜管理事業についてどのような応援寄附金の積み立て方を考えているのか。総合的な判断は僕は必要であると、議員の皆さんも市民の皆さんも、ここに使っていただくには皆さんが賛成していただけるとは思いますが、当局の見解をお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 桜並木の次世代につなげていくということの重要性を非常に感じておりますので、ここにありますように通常の総合計画の基本目標ではなく、個別にプロジェクトを立てて寄附のほうを募っておるという状況でございます。なお、現在につきましては通常の商工農政課が所管します桜の管理等事業というところで桜の剪定ですとか消毒、また肥料の購入だとか、そういった費用がこの寄附金額を上回っておりますので、そちらのほうに充当をするという形で処理をしてきております。

これが予算額を上回っていくというふうなところが出てくれば、そういったところの細かい検討をしていく必要がありますので、そうした内部的な情報共有とその検討は行っておりますけれども、まだ具体的にそういったところまではお話しできる状況までは至っていないというところではあります。

引き続き、やはり桜並木の維持管理全体にも経費、予算的にも伸びてきておりますので、こうしたものを市外の方にPRしながら寄附を募っていくと

いうところで努力していきたいなあ。秘書企画課の職員も、桜まつりの期間中にはふるさと納税としての出勤をしまして、桜を見ていただいた人に危機感みたいなものをアピールして、寄附につなげるというような努力もしておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

◎委員（大野慎治君）　続きまして、成果報告書28ページ、いわゆるであい・つながりサポート事業、私は婚活セミナーや婚活イベントはやってもいいと思っています。ただ、やり方が、僕は岩倉市単独じゃなくて尾張の近隣市町さんと一緒にタグを組んでこういうイベント事業をやるべきじゃないかなと。岩倉市単独だと小さくまとまってしまうんですが、もうちょっと大きい、例えば江南市さんだったり、小牧市さんだったり、一緒になって事業を進めていったほうが、こういった婚活イベントはより成果の上がるものになるのではないかと思います。僕の意見ですが、当局の御意見がありましたら聞かせていただきたいと思っております。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君）　おっしゃるように、広域でやったら効果が上がるんじゃないかというような議論は内部的にはしておいた時期がございまして、例えば犬山線沿いの交通に便利な自治体が一緒にやったらおもしろいかもねというような話はしております。ただ、それぞれの市町、その取り組み方がやっぱり違ってございまして、例えば小牧市さんでいいますとそういったイベントを主催する団体に補助を出すという仕組みでうちはもうスタートしていますと。例えば商工会のほうで事業を進めているので、市が主催ではやる予定はないよとか、やっぱりそれぞれ実施のされ方が違ってきておったというところで市のほうで単独で進めておりますけれども、一宮市さんなんかは、ほぼほぼ私どもが委託している業者もかかわっていらっしゃるようで、そうしたところも担当者のほうに話をしたりしております。ただ、現状経費の問題もございまして、それで本当に効果が上がるのかというところもまだはっきりしない部分もありますので、一定年数実施した中で改善を図っていくという中の一つの可能性ではあるというふうに思っております。

◎委員長（鬼頭博和君）　他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君）　それでは、以上で款2総務費、項1総務管理費、目4企画費から目5広報広聴費までの質疑を終結いたします。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目6財政管理費から目9交通安全防犯推進費までを質疑とします。

決算書のページ数は104ページから116ページ、成果報告書のページは30ペ

ージから37ページまでです。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書の33ページ、それから決算書及び付属資料の111ページの公用車購入事業についてお伺いをしたいと思います。

電気自動車、このE N V 200と書いてあるやつを市の公用車として購入したということで、そこに写真が載っておりますが、まず確認として、こういう車、同型というか同じ電気自動車を一般に市場で購入した場合、新車だと大体どれぐらいで、中古だと大体どれぐらいの金額かということ、そしてほかの費用なども入れて76万3,490円、その決算書及び付属資料のほうだと購入費自体だと72万6,360円ということなんですが、その金額の妥当性などについてまずちょっと前提としてお伺いをしたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） このE N V 200というのは、日産自動車さんが無償貸与プロジェクトということで自治体などを対象に電気自動車を広めるという目的で募集をかけていたというところに岩倉市が応募をさせていただいて、保育園の送迎ステーション事業で使っていたものということになります。こちらについて、3年間の期間でありましたので、その3年間の期間が終わる時期になりまして、この車を日産自動車さんにお返しするか、それか市が70万円程度で購入させていただくかというところを選んでくださいねという御案内が来たというところでございます。

議員から御質問がございましたE N V 200という車でございますが、電気自動車でございますして、新車価格自体は450万円を超える価格で売られているものでございます。3年経過して後、大体走行距離が1万キロだったものですから、こちらのほうの市場価格ということですが、一般的な市場価格ということでございますけれど、日産自動車さんにも、少しディーラーさんにも聞いてみましたら、大体150万円以上の価値は通常3年経過した1万キロ程度の車であればあるだろうというようなお話もございました。今回の買わせていただく70万円程度というふうに比較をいたしましたところ、有利だろうというところから今回購入をさせていただいたということでございますのでお願いします。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。そうしますと、この金額、比較的妥当なというかお得な感じがするわけでございますが、関連しまして前のページ、32ページのほうで、行政課管理の公用車の状況ということで表が書いてあります。このところにつきましては、本会議でたしか榭谷議員のほうがお伺いされていたんじゃないかと思うんですが、その際に電気自動車により積極的に置きかえていくというようなことで、そのときはたしか新車

で軽自動車か何かを念頭に置いての御議論だったと思うんですが、今のお話をお伺いして、例えば新車に限らず中古で購入をしたりとか、あるいは価格によっては軽だけではなくてより大型なものについても電気自動車のほうへ置きかえていく、ガソリン車とか排出量大きいものについてもより積極的に電気自動車に置きかえていく、そういうことは考えておられるのか。また、先ほどのお話と関連しますが、契約の締結の仕方とか購入の仕方などを工夫することによって、一般的な価格よりもより安く購入することができるのではないかと思いますので、その点も含めて小型だけじゃなくて、軽だけじゃなくて大型、あるいは新車だけじゃなくて中古なども選択肢に考えて、より積極的にガソリン車を電気自動車など、あるいはハイブリッド車とか将来的には燃料電池車とか、ほかのものに置きかえていくような、そういうお考えはあるか確認をしたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 今の現状からお話をさせていただきますと、市では公用車を購入する際は、新車を購入しているということでございます。今回のENV200につきましては、日産自動車さんからの無償貸与のプロジェクトをいただいたときには新車で納品をされておりまして、3年間岩倉市が管理をしてきた中で使用してきた車ということでございますので、車の状態は把握できているということでございました。したがって、先ほどのように中古車で結果として中古の状態を買わせていただいたということになります。一般的な中古車といいますと、前の方の使用状況というところで品質が一定でないということ、品質を確かめるようなことも少し難しいのかなあというところで、万が一購入後に不良箇所があったような場合は結果として高い買い物にもなってしまうということから、今のところ購入はしていないということでございます。

あと、公用車を電気自動車にという、普通の自動車も電気自動車にというお話もございましたが、本会議のほうでも答弁させていただきましたが、現状公用車を更新する際には、軽自動車につきましては地下の駐車場の電源も考慮しながら電気自動車を購入していくという考えでおります。その他の自動車につきましては、電気自動車に限ることなく環境への配慮、または価格面を総合的に判断をしながら購入をしたいというふうに考えております。

あと、先ほどの中古車のお話に少し戻りますが、現状、岩倉市では比較的長く乗っておりますので、そういったところで中古車を買うよりも新車のほうがいいという判断もしておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（伊藤隆信君） 成果報告書の31ページの総務管理費について、駐車場についての質問をさせていただきます。

これは交通安全に絡んでいますけれども、最近駐車場、どこの駐車場でもそうでございますけれども、駐車場の事故、うちは急発進とかそんなような事故が最近コンビニなんか特にそうですね、そういうのがよく見えるんですけれども、駐車場に対しての交通事故というのは、どのように把握されているのかをお聞かせください。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 庁舎の駐車場ということでのお答えにさせていただきますけれども、利用される方同士で擦ったとか、そういうことはたまにはあります。ただ、それが私どもの庁舎管理者のほうに全て報告が上がっているわけじゃないものですから、私どものほうにこういうことがあったよというふうにお話をいただいた場合に限っての話ですけれども、ないわけではないということでございます。

◎委員（伊藤隆信君） 私が最近ちょっと心配することは、北駐車場のいわゆるマークというんですかね、道路の車線じゃなしに車の方向のマークですね。そのマークからまるっきり、逆走ということは失礼ですけど、逆の方向から出てきたり、駐車場の巡回するマークがありますね、矢印が。あの印からまるっきり逆走して車が出てきたりすることがよくあるんです。それと、出入口、特に出口なんかから入ってくる車もたまに見ます。出口からいわゆる車が入ってくるとかね。それとか、最近ちょっとこれも目にするんですけど、日本人の方ばかりではないと思うんですが、何かその辺のところはどうもきちっと今後守られていないと事故が起きそうな気がいたしますもので、あえて質問させていただきます。その辺についての御対応をお願いいたします。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 庁舎の駐車場につきましては、もしかしたら車に乗られない方もお見えになりますかもしれないので少し御説明させていただきますと、東側のところから入口とさせていただきますと、北側のところは出口専用というところで出口と入口を分けて管理をさせていただいてるとともに、駐車場の中につきましても、下にラインで矢印を引いておりまして、一定の通路というか、方向は決めさせていただいているということでございます。

そういった中で、委員さん御心配いただいております出口から入る、要するに北側から入る車についての対策はということでございますが、もともと庁舎ができた際からありましたけれど、緑色の看板というか表示で、出口、入口という表示、さらには出口に関しては進入禁止というマークをつけさせていただいています。さらに、近年でございますが、出口のところに向かって東側のところでございますけど、2カ所ほど車両進入禁止というふうの下が

コンクリートブロックになった看板をつけておまして、西側と東側からお見えになる方、それぞれに見えるような形でここは進入する場所ではないというようなことで表示をさせていただいて、できる限り出口からの進入というのを防ぐという取り組みをさせていただいています。

◎委員（片岡健一郎君） 成果報告書の36ページでございます。放置自転車対策事業についてお伺いします。

決算額1,000万ほどございますが、こちらの内訳の中を見ますと、自転車整理委託料、要は決められた場所にちゃんととめていただいている方の自転車を整理するという委託料と、放置自転車を撤去する、またその撤去を保管する、返却する、そういった委託料も含まれているかと思えます。ちょっとお聞きしたいんですけれども、その放置自転車返還に伴う費用としては、大体幾らぐらいを毎年計上されているんでしょうか。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の片岡委員の御質問ですが、放置自転車の整理委託料というのは、シルバー人材センターに委託しておりますが、岩倉駅、それから大山寺駅、石仏駅の自転車の駐車場の整理業務の委託でございます。

それから、放置自転車の撤去に関する経費ということの御質問のことと思いますが、大体それに要する経費というのは嘱託員やパート職員の人件費、それから車両の燃料費等の維持費、それから消耗品などの経費を使っております。返還費用については、それをもとに大体見て自転車については1台1,000円、それから原動機付自転車については1台1,500円ということで、撤去したときに利用者にお返しする際にいただいております。お願いいたします。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。質問は、放置自転車の撤去にかかっている費用というのが大体どれぐらいかかっているのかなというのをちょっと知りたいんですけれども。整理業務では大体380万円ぐらい委託料を払っているかと思うんですけれども、撤去に関してどれぐらいかかっているかというのをちょっとお聞きしたかったんですが。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ再開をいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますので、10分ぐらい、2時40分から再開ということでよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

当局、説明のほうはよろしいでしょうか。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の御質問でございますが、放置自転車の撤去に要する経費ということだと思います。

人件費でございますが、大体で480万円程度ということでございます。職員とかがふだん業務中、駅周辺とかを巡回したり、あと朝の時間帯以外に自転車の駐車場とかの整理をしまして、放置の防止とか極力出さないように取り組んでおりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

400万円ほどかかっているということですか。となりますと、撤去台数、大体年間500台くらいに対して400万円。1台当たり8,000円ぐらい経費としてかかっているとは思いますが。撤去費用は先ほど答弁いただいたとおり1,000円、電動自転車は1,500円ということでございます。また、放置自転車の保管場所についても、水曜日と日曜日を除く11時から18時まであいているということですか。

要は何が言いたいかというところ、これだけの費用をかけて放置自転車に対して対策というお金を使っているということが、本当に要は違反していない市民にとってどうなのかというところを少し疑問に思うわけです。

水曜日、日曜日を除く11時から18時あけていること、要は返却に対応するため、これだけの曜日と時間をあけていると思うんですけど、そこまで対応する必要があるのかというところと、あと撤去費用について、これが1,000円というのが妥当なのか、どういったあれで1,000円というふうになったか、ちょっとわかりませんが、今後、市として減らしていきたいのかというところを考えると、この1,000円という額をどのようにお考えなのかということですか。実際は、先ほど答弁いただいたように8,000円ぐらい1台当たりかかっているわけですから、罰金ではないんでしょうけれども、撤去費用という名目ですから。抑止を考えるとすれば、この費用の検討も必要かと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

◎総務部長（山田日出雄君） 放置自転車の費用ですけれども、確かに今は400万、もう少し多分あると思うんですけど、実際には。保管場所の経費とかもあつたりしますので、もう少しあると思いますけれども、主に嘱託職員によってこの作業を行っているわけですが、あとパート職員ですね。かつては嘱託職員をもう少し、今は1人ですけど、人数が多くて数名あつた、あるいは保管場所ももっと長い時間あけていて、そういう方たちの便宜を図っていたという。

一方で、今の御指摘のように、そうしたいわゆる心なき行為によって、そ

の部分をごだけ公費として面倒を見るのかということだと思ひますけれども、先ほども申しましたけれども、一定経費削減には努めてきたという部分と、あとこれも囑託さん、あるいはパートさんたち職員がそこに行って、帰ってくるだけではない。いろいろ市内の安全な環境を巡回しながら、そのうちの一つとしてあるものをとってくるということですので、単純に行って報告してきて8,000円ではないということは御理解いただきたいなど。市全体としての安全な環境づくりのために、これだけの費用がかかっているということです。ただし、その部分に関してどれぐらいかければいいかとは、なかなか正解はないと思ひますけれども、そうしたこともこれまでの経費削減の部分、あるいは市全体の環境づくりの面もあるということも含めた形の御理解をいただければなというふうに思ひますので、お願いします。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

じゃあ、ちょっと次に行きます。

成果報告書37ページの安全安心カメラ管理事業についてでございます。

保守費用として年間160万円ほどの決算額でございますが、この保守内容、そして頻度、また今、録画は常時されておると思ひますけれども、どれぐらの時間さかのぼって見られるような設定になっているのか、その3点お聞かせください。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） ただいまの御質問ですが、まず保守点検の内容ですが、撮影範囲の確認や機器動作の点検、それから時間の調整やレンズの清掃でございます。それから、昨年度につきましては10月から半年間の契約ということで、保守点検については1回行っております。それから、保存期間につきましては10日ほどということでございますので、よろしく御願ひいたします。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書の33ページ下のところ、公共施設整備基金積立金についてお伺ひをします。

質問の前提として、公共施設再配置等を含めて、今、岩倉市が計画されている公共施設整備に、大体何年間で総額幾らぐらにかかるといふことを、まず確認したいと思ひます。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 今、公共施設整備基金についてのお尋ねということで、御承知のとおり建物の今後の建設とか回収及び維持・保守のための特定目的基金であるということと合っております。

今、お話にあった平成30年度に策定しました公共施設再配置計画や公共施設長寿命化計画は、今後38年間の公共施設の修繕、更新等に係る中・長期的な経費の見込みとして、予防保全型管理を行った場合でも総額で約334億円、

1年間にすると約8.4億円必要というふうに試算しております。

今の成果報告書にも載っておりますけれども、30年度末の基金積立金の保有額は5億5,000万ということになりますので、今後334億円というところからいけば、約2.5%程度というような保有状況になっております。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。

それで、総額で334億円というのがございましたが、これは将来的な、例えば技術革新であるとか知見の進展によって大きく変わってくる金額だとは思いますが、現在の積み立てられている5.5億円というのは2.数%ということで非常に少ないということ、それから総額を38年という年数で割った1年当たり8.4億円ということでしたけれども、これは5億5,000万というのは65%か六十数%ぐらい、65か66かぐらいのパーセントでして、単純に38で割った1年間当たりの数字にも5億5,000万という数字は満たないわけなんですけれども、この積立金を将来どういうふうにしていきたいのか、増額したいとか計画がございましたらお伺いしたいと思います。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 公共施設の今後の更新等への対応としましては、到底現在の保有額で賄えるものとは考えておりません。もちろん全てが一般財源の対応ではなく、その財源としては国庫補助金だとか地方債を充当することで、70%から80%は起債と国庫等で見込むことができるというふうに考えております。そうすると、残り20%ということになります。残り20%というと、約1.5億円と。8.4億円の約2割ということであれば、1.5億円ということになります。こちらが一般財源での対応、いわゆる基金の取り崩し等で対応していくことになるのではないかとというふうに考えております。

それにしても、どっちにしても現在の基金保有額では足りませんので、昨年度同様、決算剰余金が出たときに優先的に積み立てていきたいというふうに考えておりますし、あわせて来年度以降については、計画的に公共施設整備基金に積み立てていくことができないかというようなことも今検討している状況であります。どちらにせよ、公共施設の建設とか改修を含めた市全体の事業の把握が可能な実施計画とか予算編成の中で、一般財源の不足を補うために補助金や起債での対応を検討しながら、こういった基金の積み立てや取り崩しについては決定していくことになるだろうというふうに考えております。以上です。

◎委員（堀 巖君） 今のとちょっと関連します。

公共施設の整備基金については今話があったとおりですけど、あわせてやっぱり財政調整基金の積立金やほかの基金の考え方、これは議会の中で何回も話はされているところですけども、ちょっと物の本とかいろんな文献や

考え方の中で、例えば財政調整基金については標準財政規模の約20%程度を積むのが望ましいとか、そういった学者の方の意見やら、いろいろあると思うんです。ですから、やっぱり目標値をきちっと定めて、そこに何%の進捗状況だという把握を財政当局としては常にすべきだと思いますが、そういった考え方は今あるんでしょうか。基本的な考え方。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 財政調整基金につきましては、年度間における財政調整として多くの自治体が設けられている基金であります。特定の目的基金でないということではありますけれども、これまでも小牧岩倉衛生組合の負担金の増への対応だとか、今年度は企業誘致関連事業とか、名鉄石仏駅とかの整備事業等に伴う、いわゆる歳出予算の増に対応してきております。今現在では、特に明確な基準とか方針等はございませんけれども、県の決算統計とかのヒアリング時には、おおむね財政調整基金の積立額の日安としては、さっき委員言われたように標準財政規模の何%かというところであれば、大体15%ぐらいというような話が言われております。標準財政規模は岩倉は大体90億円程度なので、そうなると15%程度ですと13億円ぐらいになるのではないかというふうに思っております。平成30年度末の残高が約12億3,000万というところでありますので、おおむね近い数字ではないかというふうに今現在は思っておるところであります。ただ、今年度予算もそうですけれども、一応今後、企業誘致関連等の対応で、ちょっと取り崩していくというような予定もありますので、優先順位もあるんですけれども、こういった決算剰余金ができるときには、やっぱり積み立てていく必要があるべきかなというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） 続いて、31ページの庁舎施設管理費です。

真ん中あたりに平成22年度比7.01%の削減ができましたと書いてありますが、この22年度比ですけど、昨年度から比較すると後退しているように見えますが、この後退要因はどんなものがあつたんでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） こちらについては、主に夏における冷房に係る電気代が、買うものがふえたというところから減少したというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

次のところで、32ページの公用車の管理で、さっき水野委員が中古で購入したらという提案に対して、さっきの答弁は比較的長いこと乗るから新車だというふうに答えられましたけど、そんな理屈はおかしいと思うんです。一般の市民だって、新車で購入する人の率、経済的にちょっと難しいというときは中古で買う率、多分中古の率のほうが高いと思うんです。だから、役所

だから新車じゃないといけないという考え方自体がもう古いのではないかという個人的な考えもある中で、本当に経済効率からいって新車のほうが得だということなのか、そこら辺がちょっとさっきの答弁では曖昧だったというような気がしますので、もう一度教えていただきたいというふうに、僕も中古でいいと思っています。新古車だってあるし、できるだけ安くていいものを買うという努力を常にするべきだというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 先ほどの答弁と一部重なる部分がありますけど、中古車というところで一番気にしなきゃいけないのは、品質の問題だと思っております。確かに新古車というのも市場にはあるというのは認識しておりますが、やっぱり中古車ということになりますと、品質のところで確認をすることが難しいということです。ですので、結果的にそれが長く乗れなくて何か故障につながったという場合には、それが短くしか乗れなくて高い買い物になってしまうということもありますので、今のところ新車でということの基本にして購入のほうは検討しているということでございます。

◎委員（堀 巖君） それは従来からの慣例でやっているだけで、統計データをきちっとして持ってやっているわけではないので、いま一度やっぱり再考をお願いしたいというふうに思います。

それから34ページ、交通事故の発生状況のところ、物損事故がちょっとふえています。これは年齢層別の分析なんかはしていますでしょうか。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の御質問ですが、平成30年中の物損事故ということの御質問です。

こちらについては、特に事故情報につきましては、江南警察署から提供されたものでしか資料としては把握をしておりません。実際に物損事故というのも件数でしか把握はしておりませんので、実際、物損事故の件数としては、昨年中は1,180件ということですが、ただ、具体的な要因ということにつきましてはつかんではおりませんので、よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） さっきの伊藤委員の話でもありますように、やっぱり昨今、高齢者の事故とか多いので、その対策を練るためにも、この物損がちょっと大きくふえているので分析をお願いしたいというふうに思います。

それから、次のページの35ページ、本会議の中で自分の体験を交えてカメラの有効活用の例の話をしてしまいましたが、あわせてさっきの安心安全カメラの自転車のほうと対比しながら見てみると、本会議の答弁でもあったように尾張管内の自転車盗難発生の減少率だとか、いろいろ考えると、岩倉にカメラができたから、例えば盗難が減ったとか自転車の盗難が減ったとか、そ

ういうふうには考えられないというふうには、全体傾向として減っているだけであって、これが抑止力が働いて減ったというふうには分析できないというふうに思うわけですが、その点について当局はどのようにお考えでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

安全安心カメラの効果の検証というような内容に触れるかと思いますが、設置した所で犯罪が減ったかどうかという分析をするのに、やはり警察の御協力をいただいて、そういった統計があるかということも聞いて確認をしているところなんです、そういったことが警察のほうでも把握していない、統計をとっていないというところもございますので、設置したことによってその効果が出たということは、少しまだ市としてもその効果があるというふうにはちょっと考えられないというところがございます。

◎委員（堀 巖君） このカメラを導入するときに、いろいろイギリスの事例であるとか、世界各国の事例であるとか、日本の中の既に先進的に導入している自治体の例であるとか、いろいろ調べて議論したはずだと思います。特に昨今こういう事例がふえている、導入している自治体が多いので、効果がわからないのにどんどん社会コストが膨らんでいくなんていうことはおかしいというふうに思うので、やっぱり分析はちゃんとしていただきたいというふうにお願いしておきたいと思います。

◎総務部長（山田日出雄君） なかなか犯罪の発生件数、全国的にも、あるいは愛知県内にも全体的に見れば減ってきている、その中で本市も減ってきているだろうと、そこら辺は数字とすれば見ればわかるわけですね。

ただ、そういう意味でいくと、確かに委員が言われたように、どうした形での効果を図っていくかと非常に難しい面はありますが、ただ、これは一般論の話になってしまっているかもしれないかもしれませんが、防犯カメラ、安全安心カメラを設置することによって、いわゆる抑止効果というのは一般的にはあるだろうと言われていています。そうした部分は、これまでもずうっとお話をしてきましたし、また、市としてもカメラの設置というところは市民周知あるいはホームページにも載せながら、特に市外に向けても伝わるような形でやっていますので、そうしたところは少し、まだまだこれからの課題だというふうには認識していますけれども、ないというふうには考えておりませんので、よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） だから、例えば窃盗犯であるとか、愛知県のワーストワンだったわけですよ、昨年度ね。それがカメラを設置したことによって汚名を返上した、そして市内全域の安心が保たれるのであれば、僕はその通

学路に限らずふやしていくべきだというふうに考えるわけです。ただ、その効果ははかられないまま130台を維持していくとか、要望があったところはつけるとか、通学路だけつけるとか、そういうところはやっぱりちょっと市の戦略的にはもう少し弱いのかなというふうに思うので、今後も研究をお願いしたいというふうに思います。

◎委員（大野慎治君） 当局もしっかりと成果報告書の35ページで、犯罪の件数が減っているという数字は明確に書いてございます。かなり昨年と比べれば100件以上、近年、平成26年以降では一番少ない数字になっていることは述べていただかないと、あたかも効果がなかったように思われるといけませんので、効果はあったと僕は本当に思いますので、侵入盗はかなり減ったということで、市民の安全安心を守られる一助になったと私は思っておりますので、その辺のことだけは述べていただきたいと思います。

◎総務部長（山田日出雄君） 確かに犯罪は減ってきています。ただ、先ほども申しましたけれども、やっぱり全国的に見ても減ってきている状況があるというところ、そしてまた江南署管内でも減少傾向にあるということは認識しております。

先ほど少し堀委員のお話の中にもありましたけれども、確かにどこにつけるか、あるいはのべつ幕なし、どこでもいいというわけではなくて、これまでやはり一番最初の中で、PTAのほうから子どもたちの安全というところも請願でございましたので、そういうところもありましたので、まずはそうしたところに設置をしているというところでもあります。通学路に設置をしているところでもあります。そして、その後も一定これまでも継続してまいりました自転車盗が多かったということで、駐輪場にも設置をしていますし、また、30年度の30年のうちには駅の周辺にもつけさせていただきました。そういうところは一定警察にも相談しながら、特に犯罪の発生の可能性が高い箇所に設置をしてきております。それが効果がないとは言っていませんよ。確実にそうした分では犯罪抑制としての効果はあると思っています。ただ、それをどういうふうにはかるかというのが非常に難しい面があるというふうに認識しております。お願いします。

◎委員（大野慎治君） 済みません、それでは質問に入ります。

基金のことについて、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金のことで総論して、成果報告書249ページに関して質問させていただきます。

平成30年度の残額が27億8,637万2,390円。僕は大学の先生の講演を聞いてきたんですけど、ざくっと簡単な説明だったんであれですが、岩倉市の一般会計を含む総予算、約267億円なんですけど、大体その10%を持ってなきゃい

けない、最低ですと言われました。簡単にいうとそう思ってくださいと。今ちょうど10%。約10%なんです、特定目的基金もありますので一概には言えませんが、簡単にいうと約10%、最低ですと。これをもう少しふやしていかないと、災害が起こったときにお金がなくなりますよということと言われたんですね。

堀委員と繰り返しの質問になりますが、この基金全体のあり方という、今の残額についてどのような見解をお持ちなのか。先ほど少しでもふやしていかなくちゃいけないという考え方はあるというのはお聞きしましたが、総額的な総予算に対する今の基金のあり方というのを見解がございましたらお聞かせください。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 今お話あった主要施策の249ページには、一般会計が保有する基金の現在高状況ということで、30年度末がおおむね27億というところで、今お話しいただいたと思います。

特に総額幾らというところになると、なかなか総額で基金で幾ら保有していることが一番適切かというところまでの特に明確なものはないんですけれども、財政健全化指標だとか、そういったものの比率を出すとき、例えば招来負担比率だとか、そういったものを出すときには、借金の全体からこういった基金の総額を引いて比率を出していると。それを健全化法でいう比率で全国的に比較をしてどうだということころは、出しているところではございます。ただ、ほかにも住民1人当たりの基金の保有額が大体どれくらいかというの、県内とかそういったところと比較されているところではございます。特に岩倉市が今、ほかの市町より何か保有額が少ないとか、今の健全化比率が悪いとか、そういったことは特にございませぬけれども、さっきの各個別の基金でいえば、多少その目的に応じて、少し公共施設整備基金でも今後の公共施設に係る部分の何%ぐらい保有していきたいとかいったところは、少し目標を持ってやっていくところかなというふうに思っていますし、財調のほうも目安は先ほど大体15%程度というところもありますので、そういったところは持っていきたいというように思っております。

◎委員（大野慎治君） ありがとうございます。

じゃあもう一点だけ済みません。

予算書、先ほど片岡委員が質問されました交通安全防犯推進費の中の13委託費、放置自転車事業のうち、決算書115ページの委託料13ですね。自転車整理委託料387万8,923円計上されていますが、一番今、私も一般質問でも質問して、何度もお聞きしておるんですが、生涯学習センター北側の線路東側の駐輪場、夜の自転車整理員の方を配置していただいてやっていただい

るんですが、いかんせん夜8時ぐらいに行くと、もう自転車が出っ放しですよ。本当に歩けないぐらいの自転車の量が道路に出ているときもあります。よく見ていただければわかるんですけど、市役所の職員の方、なかなかあそこは歩かないもんですから、ちょっと承知していないと思いますが、見ていただければわかります。本当に自転車が出っ放しのときがあります。そのようなことをもうちょっと把握して、やっぱりどういった対策をとればいいのか、6時から8時だと思いますが、そういった整理員のあり方というのは、もうちょっと検討されているんでしょうか。現状をもうちょっと把握されているのかお聞かせください。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の大野委員の御質問ですが、夜の時間帯に整理をしているというのは、先ほど片岡委員の御質問にありましたが、放置自転車の職員に整理をしてもらっています。

委託料につきましては、朝の時間帯のみの整理ということになっておりまして、夜はそういうふうでやっておりますが、今、自転車がたくさんあるということがございますが、やはり駅に近いせいか、どうしても自転車をとめている量が多いのではないかなというふうには思っております。中には長期駐輪、本当に用もない、置きっ放しにしている自転車というものの中にはありますが、そういったものについては調べて、盗難車ではないかとかということも警察へ照会等をかけながら、本当に必要のない自転車については撤去して、また持ち主に連絡したりしてやっております。現状やはり多いというのは、限られた敷地の中での駐車場ですので、できる限り多くの方に使っただけよう努力していかなければならないと思っておりますが、まず可能な限りそういった本当に用もない自転車とかは、やはりもうちょっと小まめに調べて、なるべくもうとめないようにとか、何か今後もうちょっと対策を考えていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと単純なことで2つぐらい聞きたいと思っております。

1つは成果報告書34ページの交通安全事業で、29年は自転車による高齢者の2件の死亡事故があつてということで、一般質問でもさせていただきました。30年も高齢者とは言えないかもしれませんが、自転車の死亡事故が1件。気になるのは、人身事故の重傷が5件というところが、どういった傾向での事故になっているのかなというところで、私は自転車の事故が非常にふえているのではないかなというふうに予測するわけですけど、この重傷というのはどういったような内容だったか、わかりましたらお聞かせいただきたいと思っております。

◎協働安全課主幹（田島勝己君）　今の木村委員の御質問ですが、平成30年中については、昨年5月15日だったと思いますが、61歳の方が自転車でぶつかって亡くなられたという事故でありました。

今回、人身というのは死亡事故も昨年1件、またあと重傷ということで、こちら5人あるということで、こちらはちょっと確認をしてみたところですが、5人のうち高齢者は2人でありました。あと一般の年齢層の方が3人だったということです。この5件の内訳は、そういう年齢層の内訳がありまして、自転車については2人だったということです。

ただ、自転車の事故とか高齢者の事故というのは、やはりこの間の6月の一般質問でも御質問をいただいておりますが、特にこういうのは重点を置かなあかん、今後においても交通安全教室に重点を置かなあかんなどは思っております。

高齢者の交通安全教室として、自転車の乗り方ということで昨年度は老人クラブさんに協力をいただいて開催をいたしまして、今年度についてもやっております、自転車というのは、やっぱり事故に巻き込まれると危ないというのは十分認識しておりますので、今後もちょうとその点は取り組んでいきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君）　わかりました。

高齢者の方が車道を走らなきゃいけないという思いがすごく強過ぎてというところもあろうかというふうに思っています。ですから、交通量の多い道路では歩道を通ってもいいというふうになっていきますので、そういったところを徹底していただいて、もう高齢者の自転車事故を減らしていただきたいというふうに思います。

もう一点、35ページの防犯推進事業の中でもちちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

私がお聞きしたいのは、ほっと情報メールで犯罪の情報や不審者情報なども流れてくるところです。

市民から意見が出ているのは、例えば不審者が出た場合、それがどういうふうな方で、対象が特定できて解決したのかどうかだとか、あるいは犯罪が、例えば詐欺の予兆電話がかかっているというようなほっとメールもありますよね。ああいった場合に、どういうふうなその後の対応になっているのかということ、ちょっと市民のほうにも知らせしてほしいという声があって、不審者の情報については担当のほうで工夫していただいて、特定ができて解決しましたというような情報が入るようになりましてけど、そういったことも少し考えていただきたいというふうに思いますが、どのようにお考えで

しょうか。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の御質問ですけど、不審者情報については、情報はこちらにも寄せられ次第、必要であれば速やかにほっと情報メールで周知をさせていただいております。

また、解決した事案ということも今ありましたが、そういうのが解決したかどうかというのは警察でないとわからない部分がありますので、解決しても公表できるものであれば対応していきたいなと思っております。

それからあと特殊詐欺につきましては、岩倉市の場合は管轄している警察署は江南警察署であります。江南警察署自体は岩倉市のほかに江南市、大口町も管轄しております、例えば私のところの協働安全課にもそういった情報が寄せられたり、金融機関なりから情報が寄せられた場合、速やかに警察署にちょっと連絡をしまして、ほかに類似した情報は来ていないかとか、そういったものもあれば警察署と連携しながら、周知の必要なものについてはまた周知を図っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 同じく交通安全の、先ほど教室の話が出たんですが、もう何回目か質問させてもらっているんですが、市民の御要望で交通安全教室の部品、信号機とか非常に古い素材のままということで、今、一般道路なんかの信号は本当に新しくなっているのに、交通安全教室の信号機とかすごい古くて、いっぱい線が絡んで、高齢者の安全教室にすごい大変とかいうふうに聞いているんですが、まだ新しくしてもらえないんでしょうかね。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 御質問いただいた件でございますが、現状はまだ教室の運営には支障がございませんので、いずれは買いかえたいなとは思っております。ただ、近隣市町にも実際備品の管理としてどうされているか聞いたところ、やはり新しいものはまだ買ってはいないというのは実情であります。ただ、信号機につきましては、屋外型の教室用で使っております、さっきも答弁させていただいたんですが、高齢者の交通安全教室なんか今年度も4月に老人クラブがやったんですが、屋外ではちょっとやれなかったということで、屋内で警察が教材を使ってやっていたり、いろいろと工夫しながら交通安全教室、警察署とかいろんな関係と協力しながらやっておりますので、信号機、当然大切ではあります、そういった中でもまだ使いながら、いろいろと工夫しながら教室のほうをやっていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） もう一点、済みません。

ちょっと戻って31ページの庁舎施設管理に関連してお聞かせください。

庁舎の北玄関前、またそこから東側に行く、本来は自転車は余りとめない、バイクもとめないようなところでもとめてあって、タイルがすごいひび割れて、そのひび割れから一時塊が浮き上がっちゃって、石の三、四倍ぐらいにある塊が転がって、すごい危ない時期があったんですが、このひび割れの修繕なんかは今後どのように考えられるでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 庁舎の東側のタイルというところですが、確かに一時、経年劣化もあると思いますけれど、割れて少し浮いていたという状況がございました。そちらについては、もう一回張り直しというか、その部分の補修をして、今はそういうことがない状況になっておりますので、これからもそういったことがないように気にとめていながら、できるだけ防ぎたいというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

それでは、款2総務費、項1総務管理費、目6財政管理費から目9交通安全防犯推進費までの質疑を終結いたします。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目10交通災害共済費から目19諸費までを許します。

決算書のページは116ページから126ページ、成果報告書のページは38ページから50ページです。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

済みません、本会議の議案質疑の中で、黒川議員のほうから成果報告書44ページ、岩倉北小学校災害用下水道直結型マンホールトイレ設置事業につきまして御質問をいただきまして、少し委員会のほうでお答えをさせていただくということになっておりましたので、それにつきまして少しお答えをさせていただきます。

今回設置させていただきましたマンホールトイレにつきましては、下水道の本管が使用可能な場合におきまして、そのまま本管に流すことができる構造という形になっております。しかし、本管に流すことができないといったような場合につきましては、写真を見ていただきますと大きいマンホールが1つございますが、こちらのほうがマンホールの貯留槽のふたとなっておりますが、こちらにためるといった形の構造となっております。こちらの貯留槽の容量につきましては、3.9立方メートルという形になっております。また、もう一つ小さいマンホールがございまして、こちらの小さいマンホールにつきましては、水をためるますとなっております。そこに水をためまして、その水を使って定期的に汚水を流していくといったような仕組みになっております。また、下水道の本管が使えないといった場合につきましては、大き

いマンホールのふたをあけると本管に流れないようにするふたがございまして、そちらをあけて貯留槽に落とすという形です。済みません。通常は、直接下水道の本管に流れる仕組みとなっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） ちょっとわかりづらいなど。

災害貯留槽だもんで、僕はそのマンホールのふたを読んだときに、下水に用便なんかを流すときは、通常水で上から流し込むんですね。そのための水がそこにたまるかなあと思ったら、そうじゃなくて、下水で流せない場合は貯留槽に、要するに排便なんかをそこへ一旦ためて、それから側溝を通じて流すということですか。ちょっとその辺の仕組みが、今の説明ではちょっとわかりづらかったんですが。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 写真をまず見ていただきますと、一番手前に大きいマンホールがあると思うんですが、これが先ほど言った災害時に本管が使えなくなったときの汚水やし尿をためる貯留槽になっています。その上に四角いんですが1、2、3、4、5とあると思いますが、こちらに下水の直結型のマンホールトイレを設置する。その5つのさらに1個上に小さいマンホールが1つありまして、そちらに汚水を流す水をためるますがございまして。使うときは、使用していただいて、一回周り、二回周りぐらい使ったときに、一番上流のますにたまった水を、堰をあけると水が流れて、そのまま本管に流れるという下水直結型のマンホールトイレになっている構造です。ただ、もし本管が壊れていて、そのまま流したときに本管に流したらまずいという状況になった場合には、先ほど言ったこの手前の大きいマンホールをあけていただいて、本管に流れないように底ぶたを落とす仕組みになっておりまして、落とすことで本管に流れずにそこに落ちるという構造です。3.9立米たまりますので、何日かたったらバキュームで吸い上げるというマンホールトイレです。

◎委員（黒川 武君） それで、この写真の右手のところに小さいマンホールがあって、災害の災の字ということがふたに書いてある。その中に水がため込んであって、その5つのマンホールトイレで一定たまったら、そこから水を流すことによって下水へ行かせるということですよ。左側ね。

[発言する者あり]

◎委員（黒川 武君） わかりました。

その水をためておるところというのは、自動的に水が補給されるわけですか。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 自動的にたまらないので、定期的に

水をそこにためなきゃいけないことになります。なので、今はプールの水を使うようにはなっているんですが、最悪プールの水が使えない場合でも、どこからか水を持ってきて、そこにバケツでもいいから水を注ぐことでまずとして使えるということです。現状はプールからポンプへ水を運んで、そこに注ぐということを計画しております。

◎委員（黒川 武君） よろしいですか。

ちょっとくどいようですけど、その水というのは、水がないと、結局は下水へ流せないわけだから、そこでためる水というのはどのぐらいですか。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 大きさ的には40センチ・40センチの深さが65センチのますです。

◎委員（大野慎治君） 済みません、僕は本会議の黒川議員の関連で質問させていただきましたけど、今年度の北小学校区の防災訓練では、結局マンホールトイレの設置はなかった。普通は初めての訓練のときは当然あると、僕は当たり前のように思っていましたけど、やっぱり案の定設置されない。来年度は設置されるんですか、これ。設置訓練とか、皆さんがわからないものは、僕が今聞いていてもいまいちよくわからない。市民の方はもっとわからない。いつからやるの、これ。いつの訓練から設置訓練やられるんでしょうか。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 済みません、今年度は職員を対象として資機材の訓練という形で、備蓄倉庫の中の資機材の使い方やマンホールトイレの使い方という面で、職員に対してのまず指導をさせていただきました。実際の設置までは、ちょっと時間がなくてできなかつたんですけど、先ほど言った構造上の説明とかは、ますをあけたりとか、ここにつけるということを話しながら、職員に対しての説明は、今回の訓練の中ではやらせていただきました。

ちょっと暑かったこともあって、進行的なこともあって、設置までの時間がちょっとさすがになかったので、今回はあくまで説明だけで終わってしまったという経緯でございます。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書の43ページから44ページにかけて、防災対策費で、44ページ上の9番のところでございますが、移動系防災行政無線のデジタル化整備ということで、こちらに関して、まず44ページの上の9番でございますが、移動系防災行政無線のデジタル化整備に関してなんですけれども、まず法的な意味でなぜこれにしなければいけないのかということ、まず先に前提としてお伺いしたいと思います。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 現在のアナログの移動系の防災行政

無線でございますが、令和4年の11月30日には不必要な電波をできる限り低減させるために、新しい規格ということで新スプリアス規格に適合したものでないと使用できなくなるということがございます。現在のアナログの無線はそのままだ使えないので、今の時期にデジタル化で新しい規格にするものに変えていくということでございます。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。

その上で、デジタル化なされる、アナログからデジタルになるということで、どのように変わるか。具体的にメリットであるとか、従来はこういう形でやっていたけれども、こういうふうの可能性が広がるとか、どのように変わるか、どういう有用性があるかということをお伺いしたいと思います。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） アナログとデジタルのデータの話になると、ちょっとかなり複雑になるので簡単に言いますと、デジタルになって、ちょっと聞いたことがあるかもしれないんですけど、データはゼロと1でコンピュータになっているみたいなことがあるというのはちょっとちらっと聞いたことがあるかなと思うんですけど、そういったデータでやりとりができるようになるということがデジタル化の特徴の一つでございまして、音質がよくなるとか、多重化して同時に複数の通信が可能になるということで、今のアナログの移動系の無線でございますと、単信ということで片方がしゃべったら片方は聞くだけで、片方が聞いたほうがまたしゃべって、片方は聞くだけというような単信通信でございますが、今回新しくデジタル化するというので、電話のように同時に無線機と無線機でしゃべることが可能になったり、またGPSとしての位置情報を確認したりすることが可能になります。また、市役所のほうの内線電話とも接続することで、無線電話として使用することも可能になるといったメリットはございます。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。

引き続き、上の8番のドローンの使用についてですが、まず確認で、災害時に情報収集ということで協定を結ばれたということなんですが、まず、災害時だけじゃなくて、一般質問でも聞いたんですが、平時も使うことは考えられるか。情報収集だけではなくて物資の運搬、大型のドローンなど将来的に考えることができるか。要するに災害時、平時、それから情報収集、物資の運搬ということで、組み合わせで2掛ける2で4パターン考えられると思いますが、災害時に情報収集のみということで、今のところはよろしいんでしょうか。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 現在の協定の内容としましては、災害時にその協定の卒業生やその講師の方が来ていただいて、上空からデ

一タをとって、それをいただけるという形の協定になっておりますので、それのみという形になります。

◎委員（水野忠三君） 将来的には、ちょっと利用についてはまた別の機会にお伺いしたいと思いますが、協定を結んで災害時に情報収集をするということで、来ていただいてという話がありましたが、ドローンの操縦などについて、例えば危機管理課の職員の方とか市の職員の方が独自に、要するに自前でドローンを操縦したりとか、そういうことを考え、あるいは予算制約があるかとは思いますが、仮に予算制約がなければしたいのか、そこら辺の方向性をお伺いしたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君） 済みません、ドローンの操縦を職員でというような御提案といたしますか、そういった考えということでお答えさせていただきますが、今のところ職員がドローンを操縦して何かをするということは考えておりません。ただ、今お聞きした中では、やはりそういったことができるようであれば、ますます災害対応に強くなれるのかなあというような考えもあると思いますので、今のところございませんが、今後しっかりと検討、研究等をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（水野忠三君） 将来的には自動操縦なども含めて、かなり市の職員の方でも対応できるような形に技術が進化していくと思いますので、積極的に御検討をお願いしたいと思います。

◎委員（片岡健一郎君） 済みません、成果報告書41ページです。

電子情報システム維持管理事業についてお尋ねいたします。

住民情報システムをクラウド化したというふうに記載がございますが、クラウド化してから大体半年以上は経過しているかと思えます。この半年間の効果をお聞かせください。

◎協働安全課統括主査（夫馬拓也君） 今御質問があった情報推進系のシステムについては、今までは自庁サーバーで管理するオンプレミス方式から、高度なセキュリティーで管理されているデータセンターでの管理をするクラウドコンピューター方式に変更をいたしました。内訳としては、住民記録業務や地方税業務、年金業務、子ども子育て関連業務、障害者福祉関連業務、福祉医療業務、健康管理業務などのシステムでございます。

御質問があった効果につきましては、この半年やりまして、システムのふぐあいの対応やプログラム修正を行う際に、遠隔で実施することが可能となったため、迅速に情報システムを復旧することやプログラム修正などの立ち合いが必要なくなったことが効果と上げられます。また、まだありませんけ

れども災害時のデータ消失リスクなど物理的セキュリティーを高め、住民サービスを安全で継続的に提供できるようになったと考えます。以上です。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

今答弁いただいたようなことが、本当にクラウド化の主な効果だと思いません。

今後なんですけれども、今後ほかのシステムに関してもクラウド化の検討はございますでしょうか。

◎協働安全課統括主査（夫馬拓也君） 今後については、全国的にはクラウド導入が今後加速していくと予想されます。セキュリティーとか業務の安定稼働、費用面等を総合的に考慮して、今後選定していきたいと考えております。以上です。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

費用面、費用対効果を考えましても、多分クラウド化のほうがかなりコスト的にも抑えられると思いますので、今後ぜひとも検討して、推進していただきたいと思います。

続きまして、成果報告書46ページでございます。

協働まちづくり推進事業の3番、市民活動の助成についてでございます。

さまざまな団体の活動活性化を目的に、市民活動助成金を42万8,000円交付したというふうになっております。これちょっと調べますと、枠としてはもう少しあると。150万ぐらいの枠があるそうなんですけれども、42万8,000円ぐらいしか昨年度は交付していないということで、今後ぜひとも各団体には有効に使っていただきたいなというふうに思いますが、市として今後もっと有効に使っていただけるような取り組みなど、ありましたらお考えをお聞かせください。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 市民活動助成金ですが、こちらのほう毎年10月に助成金の対象の事業についての説明会を市民活動支援センターを中心にやらせていただいております。また、11月には広報を出させていただいて、12月中旬をめどに申請の受け付けをしております。また、1月に審査会を開き、書類の審査を行い、2月には企画提案発表会を行い、本決定は3月末、4月に入ってからということになります。そういった時間の関係上、予算を計上する際にはなかなか事業が決まっていなかったところもありまして、今年度の実績としては42万8,000円でした。

こちらのほうですが、当初の申請額は84万ほどありまして、事業自体が縮小してしまい、実際の実績が半分ぐらいになってしまったというところもあります。予算を団体さんが見積もられる際には、やはり多く見積もってしま

うというところもあります。立ち上げて間もない団体さんの支援ということに重きを置いておる事業でございますので、そういったところの支援をこれからどんどんやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

多分、申請のタイミングとかとも関連して、なかなかこの仕組みを使いにくいということも少しお聞きしたりもしますので、タイミングも少し考えながら、また周知も徹底していただきたいなというふうに思います。

続きまして、済みません、50ページでございます。

行政区運営費のコミュニティ活動設備費助成金でございます。

今回、平成30年度八剣町区に190万円、補助率10分の10で盆踊りにかかわる備品の整備ということで、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成金を使用したというふうになっております。

少し調べますと、数年前、3年前ぐらいからですかね、実際岩倉市で申請が行われておりました東新町、八剣、そしてことしは西市という町が申請をしておいて、実際に補助金がおりにているようです。

調べますと、1市町村から2の団体まで申請ができるようでございます。今までは岩倉市は毎年1団体のみが申請して、その1団体に補助がおりにいるという状況なんですけど、3年目、ことしやって、大分周知もされてきていると思います。例えば、各町から3つ以上の申請があった場合、これは岩倉市で選定しなければ、2つまでですので選定しなければいけないと思うんですけど、どういった基準でその2つを絞り込むのか、もし今想定されていまして、決まっていましてお知らせください。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） コミュニティ活動助成金ですが、宝くじの売上金を一部の原資として、一般財団法人自治総合センターが実施する助成事業となっております。

こちらのほうは必ずしも決定されるというものではありませんが、申請可能件数ということで県からの案内は中核市のほうが3つまで、それ以外の市は2つまでということで案内が来ており、毎年4月の区長会で行政区の皆さんに御案内をさせていただいております。

現時点で委員のおっしゃるように3つの申請を受けたことはありませんが、今年度については2つの行政区さんからお申し出をいただいて、現在申請を進めているところではございます。3団体目があったときはどうするかという御質問でございますが、やはり書類の提出にはかなりの時間も要しますし、規約をつくっていただいたりとか、あと区会を開いていただいて決をとって

いただいたりとか、そういった御準備もありますので、そういった支援もしながら、やはりそういった書類が整ったところからという順番になります。毎年申請はあるというふうに見込んでおりますので、3団体目さんからは次年度にまた用意して準備していただくような御案内をさせていただこうかなというふうには考えております。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

毎年4月の区長会で御説明されておるということですので、その際には今のような先着順で行うという市の規定の御説明をお願いしたいと思います。

あわせて、自治総合センターの実施している助成金、ちょっと調べました。今回は八剣町が使用しているのは、コミュニティ活動に関する助成金なんですけれども、実はこれコミュニティセンター助成事業というのもやっています、要は公会堂とか自治会が使用しているような集会所等の建設や修繕費、その他の必要な備品の整備などにも使える助成金がいまはございまして、それは1,500万円上限で5分の3までおりると。要は市の助成金よりも少しい条件でおりる助成金もあります。そういったことも有効に区のほうにも説明していただいて、市からの補助金よりもかなり出ますので、そういった面で補助金を市から出さなくても、この団体のほうからの助成金でやっちはどうかなというふうに思いましたので、御紹介しておきます。以上です。

◎委員（黒川 武君） 38ページの交通災害共済費についてお聞かせいただきたいと思います。

会員募集が本年の3月31日をもって終了しました。そして、令和元年度と2年度が見舞金の請求支給の交付といった業務になるかと思えます。組合の解散はいつごろを予定されてみえるのかということと、組合の資産の清算の見通しは立っているのか。また、市からの持ち出しが生ずることが想定されるのか。ここのところについてお聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 尾張市町交通災害共済組合の解散に伴う日程、資産の清算の見通しなどについて、交通災害共済事務局から今のところは示されていません。

◎委員（黒川 武君） 確認しますが、年に何回か担当課長会議等が開かれると思うんですね。そういったところでこの件についての協議というのは、まだなされていないというふうに理解してよろしいですか。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 今までのところ、解散に伴う協議は、課長会については行われておりませんが、今年度中に行われる予定にはなっています。

◎委員長（鬼頭博和君） 訂正、じゃあお願いします。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

済みません、先ほど片岡委員からコミュニティの御質問の中で、複数、3つ以上といった場合に、答弁で、書類の提出状況において出された順番でというような御答弁をさせていただきましたが、このコミュニティ助成につきましても、かなり金額的な補助も大きいということもございますし、今のところまだ複数出たというところがございませんので、今後3つ以上出た場合には、少し内容も精査して、どういった形で決めていくということにつきましては、少し検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） ごめんなさい、1点だけ、済みません。

本会議でもお聞きしました47ページの男女共同参画事業のところですが、審議会での女性登用率がちょっと低くなったと思うんですが、過去もう少し高いときがあったと思うんですが、今後引き上げていくための努力をさせていただくにはどのようにお考えか、お聞かせいただきたく思います。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 審議会等の委員の女性登用率ですけれども、こちらは各会議の委員長が充て職になることも多く、審議会等の女性登用率というのがその影響を大きく受けることがあります、毎年少なからず変動がございます。

ただ、まず審議会の委員さんを選出する際、市民委員さんの登用だったり、女性委員と男性委員のバランスだったり、そういったことは担当課のほうで調整ができると考えておりますので、男女共同参画行政推進会議等でもそのバランスを考慮した登用をということで、毎年お話をさせていただいております。そういった職員に向けた啓発と、市民委員とかの活用も促していきたいと考えております。

◎委員（梶谷規子君） そのような検討をよろしく願いします。

絶対充て職でないといけないのかということもあわせて、審議会の構成、検討をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

◎委員（木村冬樹君） 同じ男女共同参画推進事業のところ、ちょっと関連してといいますか、お聞きしたいと思います。

男女共同参画という言葉が、まだずうっと残っているというところに大きな問題があるのかなあというふうに思っています。一方、世の中では、何人かの議員も一般質問していますけど、性の多様性を尊重する社会をつくっていくという動きがあるというふうに思っています。岩倉市でも、不必要な性別欄の削除ということで取り組みをしていただくということになっておりますので、大変ありがたく思っています。

そういった中で、ここでの予算の範囲になるのかなというふうに思って質問するわけですが、30年度のいわゆるLGBT等、性の多様性を尊重するという社会を目指す取り組みについては、市ではどのような取り組みが行われたのでしょうか。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 平成30年度ですが、まずは11月のふれ愛まつりにおいて、LGBTの基礎知識ということで、男女共同参画財団のほうからお借りしたパネルを展示させていただきました。こちらのほうで皆さんに周知を呼びかけたというところがございます。

あと、30年度にはできなかつたんですが、今年度、財団のほうと共催で行われますサテライトセミナーのほうが開催できることになっておりますので、そちらのテーマをLGBTにして、市民の皆さんにお聞きいただけたらなあというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 予算とはかかわらない部分だというふうに思いますが、いわゆる窓口での職員の対応だとか、そういった点での職員の研修ということについては、なかなかまだこれからなのかなあという思いもありますけど、そういった点だとか、あわせて基本計画が改定される2年後に向けて、計画の中にどのようにこの問題を盛り込んでいくのかというのが一つの課題だというふうに思うんですけど、そういった点について、今どのようにお考えになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 平成28年度の岩倉市男女共同参画基本計画の改定時において、社会情勢も鑑み、性的マイノリティーの方への理解を深めるための啓発に努めることを取り組むべき施策として入れてきたところでございますので、新計画策定時にももちろんLGBTの方への支援や、啓発について取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

またいろいろ議論していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点、決算書の120、121ページの防災対策費の中の、いわゆる職員等管理費の問題で、少し考え方をお聞かせいただきたいと思います。

30年度は補正予算も組まれて、この人件費の部分を増額補正されているということで、新年度予算も前年度の30年度の予算と比べると引き上げられている予算になっているわけでありまして、いろいろやりとりの中では、最近台風が近づいて来たりした場合の警報が出るのが、時間が非常に早くなっているということも含めて、この部分が本当に対応できていくのかなというところを少し懸念するわけですが、例えば今年度の今の時点でのこ

の職員等手当の状況がどうなっているのかということだとか、もちろん必要があれば補正でという形になってくると思うんですけど、この問題について、今どのように考えて対応していこうとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎総務部長（山田日出雄君） 人件費の話は私のほうからさせていただきます。

当然、今御質問の中にございましたように、必要になればまた補正等もお願いすることになると思っていますし、一定その人件費の補正については、例年の話じゃいかんですけれども12月あたりで人勧絡みで大抵行っていますので、そういうところで合わせてということもできますし、またあるいは必要ならば途中クラスとかあるかもしれませんけれども、去年は特に台風が多かった年で、たしか3つぐらい来て、いろいろ被害もあったところですけども、そういうところは柔軟に対応して、必要なものは必要という形で対応していきたいと思っていますのでお願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で款2総務費、項1総務管理費、目10交通災害共済費から目19諸費までの質疑を終結いたします。

続きまして、款2総務費、項2徴税費から項7災害救助費までの質疑を許します。

決算書のページ数は126ページから142ページ、成果報告書は51ページから54ページまででございます。

質疑はございますでしょうか。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 時間も押しておりますので、簡単に一点のみお聞かせいただきたいと思います。

52ページの徴収費でございます。

お聞きする内容は、差し押さえの種別件数と、それから換価処分件数がありましたらお教え願いたいと思います。

また、29年度の主要施策の報告の中では、インターネット購買を通じて功利的な換価を行いましたという記述がございましたが、30年度にはその旨の記述がございません。やられなかったのかどうなのかも含めてお聞きいたします。

◎**税務課統括主査（小川 薫君）** 平成30年度は預貯金や給与などの債権を210件、不動産につきましては1件の差し押さえを行っております。

また、差し押さえした財産の換価処分につきましては、預貯金や給与などの債権を換価処分しておりますので、同数の210件となっております。

なお、インターネット購買につきましては、平成30年度においては購買できるような財産がなかったため、実施はしておりません。以上です。

◎**委員（梶谷規子君）** 54ページの知事選挙に関連して一点お聞かせください。

投票率の低下をいかにという議論がずうっとあったところですが、障害を持っている人たちが在宅でできる郵便投票というのがあるんですが、その周知、また実施状況はどうでしょうか。また、高齢者で要介護状態で、在宅でなかなか外出できないという人たちに対しても、この郵便投票をもっと周知すべきじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎**行政課主幹（佐藤信次君）** 郵便による不在者投票という制度がございまして、私ども周知につきましては、選挙の都度、選挙の制度をお知らせする記事を広報紙に出させていただいております。そういった選挙の周知をお知らせする中で、郵便による不在者投票についてもお知らせをしているということです。

ただ、郵便による不在者投票というのは、公職選挙法上、障害をお持ちの方でも比較的重度な障害の方に限られておりまして、要介護の場合もあるんですが、要介護5といったところで限られているという方に対象ということになっております。

現在、郵便投票をするにあたっては、あらかじめ申請をいただいて、郵便投票証明書というものを私どもから該当する方にお出しするという事なんですが、登録をされている方が10名ということでございますので、そういった方に対しては毎回選挙の都度御案内をして、利用していただくということで周知を行っております。

◎**委員（梶谷規子君）** 登録してもらっている方10名だけではなく、さらに周知とかお願いしたいなあとと思うところですが、要介護5だけに限るといふことにも厳密になっているんですか。4ぐらいではだめとか。

◎**行政課主幹（佐藤信次君）** 介護の程度というところではいけば、要介護5に限られております。

◎**委員（木村冬樹君）** あえて言うのはちょっとはばかれるところもありますが、51ページの成果報告書のこの表現について、一言だけ言っておきたいと思います。

上から7行目のところの、課税誤りの未然防止等、市民サービスの向上を図ることができましたという表現です。きょうの議論の中でも固定資産税の関係の課税誤りだとかいろいろあって、ちょっとこの言葉がすごく違和感を感じるどころです。これについてはどのような見解なんですか。

◎**税務課統括主査（佐野亜矢君）** こちらの市民サービスの向上を図ることができましたということにつきましては、税務LANの導入によりまして、記載にございますように前年データの参照等が容易になったことですか、申告に関する受け付け時間の短縮等、市民サービスの向上が図ることができましたという内容でございますけれども、今回8月に生じた年金特別徴収の誤徴収につきましては、システムの変更によるものではなくて、人的なミスを防止する体制になっていなかったことが要因と捉えております。税務LANシステムの導入によりましては、入力誤りも防止することができ、時間が短縮されたということで、市民サービスの向上に一助となっていると考えております。

◎**委員（木村冬樹君）** 理解はできますが、感情的なところでやっぱりちょっと気になるどころです。

もう一点、52ページの愛知県地方税滞納整理機構の問題についてもお聞かせいただきたいと思います。

情報では、今年度末でこの滞納整理機構はそれ以上の延長はないというふうにお聞きしているところであります。これまで3年間を3回ということでも9年間ですかね。この滞納整理機構に1人の職員を派遣してきたということでありますが、どのように総括をしていくのかというところが課題となってくるかと思えます。

いろいろお聞きしたいところもありますけど、まずは30年度に引き継ぎを行った人たち120人のうちの、これまで引き継ぎをする基準というのがありまして、おおむね50万円以上の滞納があって、岩倉市に住所がはっきりしているということ、それから税負担をする能力がある、あるいはその状態が不明だという人たちを送るという条件だったと思います。実際にこの50万円という水準より低い、未満の方の引き継ぎというのは、どのぐらいあったんでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

◎**税務課統括主査（小川 薫君）** 30万未満の方が6人で、50万円未満合わせまして31となっております。

◎**委員（木村冬樹君）** 滞納整理機構、大体毎年100人ずつぐらい引き継ぎを行ってきたということで、高額な人からやっていくと、やっぱりだんだん整理ができていって、そういう水準になってくるのかなあというふうに思っ

ています。今年度でなくなるものですから、それほど大きく問題意識はないですけど、特に引き継ぎをしなくても分納計画を誓約をしてもらって、分納をしてもらえるとということを対応すれば、1年の間に解決できる、完納できる人たちも含まれているのではないかなあというふうに思います。ですから、あえて引き継ぎをしなくても、市の対応だけでも十分に完納できるようなことではなかったかなというふうに思う気持ちがどうしても残ります。そういった点については、どんなようにお考えでしょうか。

◎税務課長（古田佳代子君） 済みません、50万未満で引き継ぎをさせていただいている方が実際いらっしゃるんですが、市の基本的な考え方、50万円以上というのは変わってなくて、同じ世帯で50万円以上の滞納がある方の家族の方ということになりますので、御理解いただきたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 家族がそれぞれ何人かが滞納があってということを含めて引き継ぎをしているということですね。わかります。

しかしながら、いろいろケースごとには対応できるのではないか。僕は岩倉市の滞納整理のやり方については、一定信頼もしているところであります。この間ずうっとやりとりしてきて、最低生活費はきちんと確保しようやとか、そういうふうにやってきたわけで、そういった点では理解しているところで

す。

滞納整理機構が今年度末でなくなるということも含めて、ちょっとどういような総括をしていかなきゃいけないかということは、少し検討していただきたいなというふうに思います。機構に送られた職員もこちらに戻ってきて、別の課に行くというケースもたくさんあるわけで、本当に滞納整理というものの技術的なところがどうやって引き継がれているのかなというところも気になるところでありますので、そういうことも含めてちょっと今の時点での総括といいますか、どのように捉えているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎税務課長（古田佳代子君） 済みません、まだちょっと総括というところまではまとめていないんですけども、木村議員がおっしゃっていただいたように、滞納整理機構に派遣していろいろ技術を学んできた職員がいます。ただ戻ってきても、やはり他部署に異動になることもありますので、そういった技術を今後もちょうと引き継いでいくことだとかは課題だというふうに全員認識はしております。

また、愛知県から、機構は廃止するんですけども今後も市町村への支援は実施していくと伺っております。詳しい内容については、まだ来年度以降ということになりますが、県の支援もいただきながら、徴収、滞納整理技術

が一定のレベルを保てるように努力をしていきたいと考えています。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

また改めて別の場でお聞きしていきたいというふうに思います。

県の支援は続けられるということを知りましたので、その辺も含めてどのような対応になっていくのか、経過を見ていきたいといます。

次に、53ページの戸籍住民基本台帳費の関係で、マイナンバーカードの交付について、少し教えていただきたいといます。

マイナンバーカードの交付率が10%ちょっとというところだというふうに岩倉市はいます。全国的でも13%、12.8%というような数字が出ています。

それで、このマイナンバーカードが、これから国のほうも法律を変えながら、そこに入れ込むデータをいろいろふやしていくという計画になってくるのかなあというふうに思うところで、しかしながら現時点では、いわゆる身分証明書の扱いしかなかかなか使えないというようなことで、一旦カードを取得した人も来年には更新時期を迎え始めるということで、その更新をやらない人も出るんじゃないかという新聞報道があります。

また、最近では公務員全員にマイナンバーカードを取得させる、実質義務化されるような取り組みも国のほうでは考えられているようですし、一番最新のニュースでは、マイナンバーカードをどうやって普及していくかというような計画が、スケジュールが出されているということで、保険関係で健康保険証として利用ができるような形にしていこうというようなことも言われているところではありますが、とりあえず今の交付率が、今後どのように変わっていくのかなあというふうに思うんですけど、岩倉市としてはマイナンバーカードの交付というのがどのようにしていくのかというふうに考えているのか、その点についてちょっとお聞かせいただきたいといます。

◎総務部長（山田日出雄君） 交付の見込みという話はなかなかあれですけども、ただ、先ほど御質問の中にございましたように、国も交付率を上げていこうというふうに考えてるということは、国の方向性なんだろうなと思います。

市とすれば、やはりそうした必要性も認めながら、普及というのを図っていく必要があるというふうには考えています。カードに関してはそういうことですけれども。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

また経過を見ながら、なかなか公務員の方に全員義務化するような方向というのが本当に実現できるのかなあというところも、少し疑問に思うところがありますので、また経過を見ながら議論していきたいというふうに思いま

す。

もう一点だけ、ちょっと教えていただきたいんですけど、選挙費の関係で、決算書で見たほうがいいと思うんですけど、備品購入の関係で、当初予算からもそうになっていたんですけど、知事選挙と県議会議員選挙で、投票用紙の自動交付機を買うということだったと思います。それで、県議員のときは備品購入のところで流用がされて、恐らくスロープが高いからなのかなあと、いうふうに思うんですけど、流用がされているということでもあります。投票用紙の自動交付機の中の専用のカラーセンサーキットというのもそこで購入されているわけですが、これの使用の状況というのは、効果といいますか、大体イメージはできますけど、選挙によって投票用紙の色が少し変わるということも含めて対応できるという形になるのかなあと、思いますけど、そういう理解でよろしいのかどうか、この活用についてどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 今、委員御指摘のように、知事選挙におきましては投票用紙の自動交付機を12台買わせていただいて、令和元年度予算にはなりますが愛知県議会議員選挙におきまして、今の投票用紙の自動交付機のオプションになっておりますカラーセンサーキットというのを買わせていただいております。

カラーセンサーキットというのはどのようなものかということ、今まさに委員もお話ございましたように、選挙の種類によって投票用紙の色が異なっております。投票用紙の色というのは、選挙ごとにルール制があるというか、そういった形になっておるものですから、投票用紙の入れ間違いということを防ぐために、選挙の種別をプレートによって投票用紙の交付機にそのプレートを置きますと、その特定の選挙に合った投票用紙が入れられているかどうかというのが判断されるというものでございます。

県議会議員選挙においては、第2児童館のスロープのほうもつけておりますので、こちらのほうも20万円ほどかかっているものですから、それに伴って流用もさせていただいているということですので、お願いします。

◎委員（大野慎治君） 先ほどマイナンバーカードの取得率ということが質疑されましたが、若者の運転免許の取得率がだんだん今、下降傾向という。

僕も娘が大学に入ったときに、大学になると急に証明するものがなくなるということに初めて気づきました。だから18歳になったときに、高校卒業したあと、一時的に学生証はあんまり証明にならないと言われたんですね。そのときに、一気にマイナンバーカードに対して普及をかけるといった形のほうが、やっぱり高くなってくるのかなというのが、初めて僕もわかりました。

娘が大学生になったときに。だからやっぱり18歳のときに、こうやってマイナンバーカードをとりましょうということ、今の免許取得率が落ちている現状下において、こういった形で普及していくという考え方があるという、あくまでも御提案ですが、御所見はございますでしょうか。総務部長しか答えられないんですが、ごめんなさい。

◎総務部長（山田日出雄君） 免許の取得率、そういうさまざまな機会を捉えて、そうしたマイナンバーカードの取得というのは啓発を図っていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他にないですね。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 先ほどの備品購入費の関係で、少し答弁に誤りがありましたので、県議会議員選挙において購入した備品につきましても、30年度でございますので、私、令和元年度というように申し上げたような気がしますので、ちょっと答弁のほうの訂正をお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、款2総務費、項2徴税費から項7災害救助費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。質疑の途中ではありますが、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしと認めます。本日はこれをもって散会いたします。

次回は9月13日午前10時から再開いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

財務常任委員会（令和元年9月13日）

◎委員長（鬼頭博和君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより財務常任委員会を開催いたします。

きのうに引き続きまして、本日も平成30年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について審査を始めてまいります。

本日は、民生費から入ってまいります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目7障害者医療費までの質疑を許します。

決算書は142ページから160ページまで、成果報告書は55ページから71ページまでとなります。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（井上真砂美君） 成果報告書の59ページ、よろしくお願ひします。

在宅福祉事業、老人福祉の関係ですけれども、上から4行目のところに、高齢者等救命バトンの配布というふうに書いてありますけれども、これ病気したときなどに配付するものだと思いますけれども、冷蔵庫に入れておいたりしてね。配付した数とかお知らせいただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 平成30年4月から平成31年3月までに325本の1年間での配付がありました。

◎委員（井上真砂美君） ありがとうございます。

高齢者等と書いてあるので高齢者だけでなく、常備薬やかかりつけの薬を持っている人にも配付ということで、理解しておいていいですか。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 対象者につきましては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、また平成29年7月からは、要件を広げまして健康に不安を抱える人にもお渡しすることとさせていただきまして、障害や病気等で、特に健康状態に不安を抱えてみえる方にも配付の対象としてお渡しをさせていただいております。

◎委員（井上真砂美君） 字がちょっと気になるんですけれども、配布の「布」という字、「布」と書いてあるんですけれども、広く街頭などで配るときはその配布の「布」だと思ふんですけれども、個人個人に配るときは「付」という字だと思ふんですけれど、ちょっとまた確認をよろしくお願ひします。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 確認させていただきます。

◎委員（井上真砂美君） 上から7行目ぐらいに、大切な人を亡くされた人のお話会というのが年4回ありますということが書いてあるんですけれども、成果報告書の70ページにも、同じような大切な人を亡くされたという、自殺

のところなんですけれども、そこにもあって、同じ話の内容なのかちょっと確認させてください。確認お願いします。70ページの上から7行目ですけれども。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

内容は同じものになります。

昨年度、梶谷委員のほうから、やはり自殺にも関連するのではないかということで、こちらのほうにも計上したほうがいいというお言葉がありまして、両方に計上をさせていただいております。

◎委員（井上真砂美君） ありがとうございます。

続きまして、61ページの成果報告書なんですけれども、高齢者の権利擁護事業ということで、虐待の疑いとして11件の通報があったと。5件を虐待と判断したというふうで、問題解決に向けて対応しましたということなんですけれども、5件を虐待と判断したということは、高齢者の虐待、暴力やら身体的なものやら、子どもでいうネグレクトとか、無視しているとか、そういう感じだと思いますが、内容がわかっていたら教えてください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

11件通報がありまして虐待件数は5件ということで、平成30年度は上げております。

その中で、虐待の種別ということでお答えさせていただきますが、その5件のうち身体的虐待ということで3件、そして経済的虐待ということで2件上がっております。

◎委員（井上真砂美君） ちょっと私、ごめんなさい、認識が足りなくて、経済的虐待というのも高齢者の場合にはあるというふうで、はい、ありがとうございます。

5件を虐待と判断した後、家庭の中のことなので判断しにくいと思うんですが、包括支援センターやケアマネジャーと連絡して問題解決に向けてということで、判断後、例えば施設入所とか、どういうふうの問題解決されたのか教えていただきたいんですが。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

済みません。一つ例を挙げさせていただきますと、身体的虐待の方なんですけれども、介護保険のサービスが十分入っていなかった。介護者の方がストレス、負担を抱え込んでいた。そこで手を出してしまったという状況がありましたので、そういったところは、実際ケアマネジャー、そして地域包括支援センター、市職員のほうが状況を把握しまして、サービスのほうの調整をさせていただきました。サービスの調整をすることで介護者の負担が減り、

その後の虐待のほうは予防できているということで把握できております。

◎委員（井上真砂美君） ありがとうございます。

その後、どうしても家族で、自宅で終了したということで確認させていただいてよろしいですね。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

自宅で、在宅サービス等の調整で解決する方もお見えになりますし、どうしても虐待ですと分離したほうが良いという方もお見えになりますので、そうすると、施設の入所という方もお見えになります。

◎委員（谷平敬子君） 57ページなんですけれども、年金の出張相談所を開設ということで、年間で71件の相談がありましたと。予約制で実施をしているということで、これは予約しなくてもこの相談というのは可能なんですか。

あと、下のところに相談内容があって、一番上のこの請求ということで、年金の請求のことだと思うんですけれども、ここで全ての手続が終わるのでしょうか。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） まず1点目の御質問の、予約なしでも可能かというところなんですけれども、当日あきがあれば受け入れさせていただいております。

2点目の、年金相談の場所で全ての手続が完了するかという御質問ですけれども、こちらについては、1人当たり30分の相談時間でありまして、予約者から事前に相談内容をお伺いして、その内容を年金事務所に伝えることで届け出様式を事前に準備するなど、限られた時間で効率的な相談となるように年金事務所と連携を図っているところでありますけれども、相談内容によってはそこで完結するものもあれば、完結しなくて後日年金事務所のほうでという場合もあるかと思っております。以上です。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

この奇数月なんですけれども、これで市民の方から回数をふやしてほしいとか、そういう要望はないのでしょうか。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 市のほうからも、毎月の開催を年金事務所のほうに要望しているところなんですけれども、年金事務所の職員が出張することから年金事務所の職員体制ということもあり、現状では毎月開催が難しいという回答を得ているところでありますけれども、引き続き粘り強く要望していきたいと思っております。

◎委員（谷平敬子君） よろしく願いいたします。

あと、この窓口があるということが広報とかにもお知らせはしていると思

うんですけれども、まだまだ何か私のほうにも連絡がよくあるんですけれども、しっかり広報を見ていないということもあるんですけど、もう少し市民の方にお知らせというのはできないものではないでしょうか。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 窓口等にお見えになったときに相談があった場合は、年金相談、出張相談があるということのを来庁者にお伝えして予約をとっていただくなどしておりますし、チラシをつくって配布をするということもしております。

◎委員（谷平敬子君） そのチラシは全戸に配っているということですか、窓口に来た人ですか。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 窓口にいらっしゃった方に対して配っております。

◎委員（梶谷規子君） 成果報告書の67ページに関連してお聞かせください。

障害を持っている人たちの自立支援給付のところ、就労継続支援が非常にふえているんですが、市内にもA型事業所、B型事業所とか結構広がっていて、昨年、A型事業所については、問題があるところも非常に全国的にはふえてきているということ、12月議会でも取り上げさせてもらっていたところですが、岩倉では、昨年度になりますよね。ことしの2月17日だったと思うんですが、A型事業所の方も見えて、障害を持った人たちが働く場、就労支援をということでのシンポジウムがされてきて非常にいい内容だったと思うんですが、成果報告書にせっかくいい取り組みをしたことが記述されていないんですが、ぜひ記述していただいて次につなげるようなものにできたらと思うんですが、いかがでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） シンポジウムにつきましては、参加者への制度及び現況について周知をすることができました。

就労につきましては、障害者手帳所持者で、就労移行支援から一般就労した方は平成30年度で9名見えます。

また、平成30年度の4月から新たに加わった就労定着支援事業も平成30年度に3名、現在では7名の方が利用をしています。

今後も、障害者が地域で自立した生活を送ることができるように、精神障害に関すること、養育支援に関することについてなど講演会を実施し、障害福祉の向上を図ってまいります。

◎福祉課長（富 邦也君） 済みません。昨年度の平成30年度のシンポジウムに関しましては、いつも設定しています岩倉市自立支援協議会において専門部会というものを立ち上げさせていただきまして、部会の中で、その中で高齢部会、就労部会及び子ども部会というふうに3つの活動を30年度行いま

した。

その中で、30年度は就労部会のほうで、障害者の雇用ということでそういったテーマが出ましたので、就労部会のほうで今回30年度は立ち上げさせていただきますので、今年度につきましても自立支援協議会のほうで、また就労部会、また高齢部会、子ども部会と検討をしております、また今年度もこういったものになるかはちょっとわかりませんが、また予算を今年度、研修ということでいただいておりますので、どのテーマかまだ決めておりませんが開催する予定としておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（梶谷規子君） 自立支援協議会の中で、障害者の雇用ということで取り組まれたということですが、予算的には市からのものではなく、その自立支援協議会の中での講演であるとか、シンポジストの費用とかを出されていたんでしょいかね。ちょっと年度末の事業だったのでどうだったのかなあと思ひながら、でも非常にいい内容だったので、A型事業所の人なんかは本当に福祉畑じゃない方が非常に今までにない個人の、その人の視点でいかにA型事業所を立ち上げつくり出して、障害を持っている人たちに本当に給料をふやせるように、その人たち一人一人の能力をいかに發揮できてきたかというような非常にいい内容での紹介もあったと思うんですね。

だから、今後の継続という意味でも、来年度は予算化をしてもらうということで、確認でいいですか。

◎福祉課長（富 邦也君） 次回につきましては、決算のほうに、こちらの主要施策のほうに掲載させていただきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけにします。

成果報告書61ページの緊急通報システム管理事業についてお聞かせいただきたいと思ひます。

緊急通報システムにつきましては、これは何年前からかコールセンター方式に変えてということであります。しかしながら、この設置人数というのが、経年的に見ますと減少傾向にあるということは、これまでも決算等と言ってきたところでありますが、この減少傾向についてどう見ているのか。

また、その利用者の活用実態というのはどうなっているのかというところで、把握している内容についてお聞かせいただきたいと思ひます。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） ただいまの御質問ですけれども、緊急通報システムの利用者は、平成29年度で165人、平成30年度は146人であり19人減少してあります。年々減少の傾向にございますが、こちらからの御案内は、広報等を通じまして周知を図っているところとございますが、携帯電

話とほかの緊急通報にかわるさまざまなサービスだったり、民間のさまざまな安否確認のツールがふえてきておりますので、そういった利用がふえ、こちらの市の実施しております緊急通報システムの利用も若干減少の傾向にあると臆測をしておりますが、今後、緊急通報システムの運用について、平成30年度に利用状況を確認するためアンケート調査を行いました。

その中で、御利用者様から、急にぐあいが悪くなったときなどに緊急通報装置を使ったことありますかの問いに対して、全体の26%の利用者が使ったことがあると答えておりました。月に一度、業者から健康状態について安否確認の連絡が利用者様に入るんですが、安心につながっていると答えた利用者は全体の約83%を占めておりました。

また、緊急通報システムは今後も必要と感じている利用者は約86%の方がお見えでしたので、おひとり暮らしの方にとって緊急通報システムは安心につながっており、今後も引き続き運用していく必要があると考えております。

システムの利用につきましては、今後もさまざまな関係機関を通じまして周知に努めたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

アンケートをとっていただいて、83%の方が安心につながっていると答えているということで、非常に利用者にとっては大変重要なものだなあとということがわかります。

それで、全体の設置件数は減ってきているんですけど、毎年新規で設置される方というのもやっぱり一定あるという、そういう見方でよろしいでしょうか。例えば30年度どのぐらい新規があったかとかという数字がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 新規設置数につきましては、平成29年度は8件、平成30年度は15件、令和元年8月末現在で今年度につきましては4件です。

◎委員（堀 巖君） ちょっと今の関連でお聞かせください。

さっき26%使ったことがあるというアンケート調査の結果なんですが、その健康相談は146分の14と10%、今の26%使ったというのがちゃんと表に出てきて実績として書いたほうがいいんじゃないですか。どういうものなんですか、使ったことがあるというのは。その典型的に過去使ったことがあるという、そういう問いでの26%ということなんですか。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 昨年度の利用者様のアンケートで、緊急に必要があって使ったことがあるというお答えをいただいた方が26%です。

健康相談については、御利用はされているんですけど、緊急に御本人様に何かあった場合に通報をされた方という理解をしております。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

アンケート調査のほうは、昨年10月行っております。このときの対象者の方が123人お見えになりまして、地域包括のほうと協力をしまして、電話での聞き取りをさせていただきましたのが104人です。その104人中26%の方が使ったことがあるということでしたので、実際実績で通報した数と、ここの聞き取りの数の違いは出てきているかと思えます。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

つまり、過去に1年間で使ったことがあるのではなくて過去に使ったことがあるという、そういう答えですね。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

はい。そのように捉えていただきたいと思います。

◎委員（堀 巖君） それで26%ということで、実際その1年間の中で、ここに数字であらわれているのは146分の14という健康相談だけなんですか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

済みません。健康相談で上がっているのが、平成30年度14件でございます。

それとあと救急、警察のほうの要請の件数としましては、19件数値が上がっております。

◎委員（堀 巖君） ここの管理事業の中で、そういった緊急通報システムが有効に活用していることを、やっぱりきちんと表現していただきたいので、そういったことも含めて記述をしたほうがいいと思えますし、さっき民間でも同じようなサービスが行われてきて減少傾向にあるという説明がありましたけど、その民間のサービスと、市がやらなければならないサービスの差異というのはどういうところにあって、やっぱりこの事業が永続することが必要だということが、市民の方にわかってもらわないといけないのかなあというふうに思うんですけども、そこら辺もう少し説明をお願いしたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

済みません。成果報告書の実績のほうの数字の上げ方については、こちらのほうは何い電話、回数、あと健康相談の件数ということで、本当に緊急通報ですので、やはり救急、警察要請、そういったところの数の実績というのは必要かと思えます。こちらのほうで数は把握しているものですから、上げ方は次年度、気をつけていきたいと思えます。

それで、民間のほうも取り組んでいるという状況でございますが、こちらのほうは民間で行っている部分はやはり有料なところがあったり、実際、その所得に合わせて金額が変わるといようなこともない、今、私が把握している状況ではないものですから、そういったことを考えると市が行う緊急通報システム、こういったサービスを行うというところは、所得に関係して利用者負担も考慮しておりますので、そこは必要かなというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） ちょっとくどいようですが、相談件数一つとってみても、やっぱり減っているというのは、昔、消防署につながって何かすくいもやま話で、高齢者の方がそれですごい気が紛れてという話を聞いたことがあるんですけども、今のコールセンター方式になって、健康な人がふえているわけではないので、その中で減っているというのは、使っている利用者にとって何か問題があるような気がしてならないんですけども、どうなんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君） 済みません。こちらの成果報告書のほうに伺い電話という件数が描いてあります。こちらのほうは月1回、コールセンターのほうから利用者様のほうにお電話を入れさせていただいています。そのときに、お元気ですかという一言ではなく、その方の今の状況とか、お話があれば聞いているというふうに聞いておりますので、そのままこの健康相談に上がってきてはいないんですけど、その件数がこの伺い電話のほうに含まれているととっていただければいいかと思えます。

◎委員（堀 巖君） はい、わかりました。

56ページに戻ります。

地域福祉計画と、その下の地域福祉基金の関係なんですけれども、大きいところで28年度、30年度で取り崩しているいろいろ施設整備に使っていますが、今後の計画がどうなっていて、その基金の、大分金額が減っちゃっているね、取り崩しで。今後の積み立て計画とかどうなっているのか教えてください。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 岩倉市の地域福祉基金の具体的な運用方針はございませんが、岩倉市地域福祉基金条例の第7条により、基金は、地域福祉の推進のための財源に充てるときに限り処分することができるとしております。

今後、障害者、高齢者の地域福祉サービスの推進に必要な事業や施設整備費の財源に充ててまいりたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） だから、今後の計画はないということでもいいんです

ね。

◎福祉課長（富 邦也君） 今現在のところは予定をしておりませんが、またそういった地域福祉の推進のために必要である課題が出てくれば、また検討をしてまいりたいと考えております。

◎委員（須藤智子君） 主要施策の成果報告書の60ページですけど、高齢者地域見守り事業についてお尋ねをいたします。

認知症への理解を深めるために認知症勉強会と声かけ訓練ということで、いろいろ開催していただいています。最近では、偏見をなくすための啓発活動として、認知症サポーター養成講座を開催していただいております。私もそのサポーター制度の講座を受けたことがあります。この認知症サポーター養成講座の内容を少し教えてください。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 講座につきましては、岩倉認知症ケアアドバイザー会のボランティア団体さんをお願いをしております。小学校ですと、寸劇を用いまして児童等にわかりやすく、認知症についての内容を理解していただくような形で、授業の中の一枠をいただいて各学校へ4年生の児童、5年生の児童を対象に回っているところでございます。

また、一般市民の方に対しましても、劇を交えたり、座学のような内容で講座の時間を設けまして、具体的な内容がわかりやすく伝わるような方法で、講義形式やグループワークのような形で実施をさせていただいている状況でございます。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）
ちょっと補足をさせていただきます。

認知症についてということで、実際、認知症についての症状だとかそういったことも学んでいただきますし、実際、どうやって声をかけたらいいんだろうというところで、どういうふうに、例えば迷ってみえる高齢者の方とかそういった方に声かけをどのようにしたらいいのかというところも実際、実技を交えて学んでいただいているという状況です。

◎委員（須藤智子君） 認知症に対するその正しい知識を広めるためにいろいろ講座とかやっていただいて、本当にありがたいことだと思っております。

今後、認知症の方というのは、団塊の世代の方が高齢者になるとときには500万人だったかな、そういう数になると言われているんですが、その世代の方が認知症にかかると、要は資産があつたりしますとお金の問題。今、振り込め詐欺とかそういうものにひっかかたりする高齢者の方が多いと聞きますけど、そのような人のお金の問題の対応をどのように考えてみえるのか、お尋ねいたします。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 認知症の中でもアルツハイマー型認知症の場合、神経細胞が減少しまして脳の萎縮が進む病気でありますので、記憶障害が徐々に進行していきます。金銭の絡む日常の作業、金銭の絡む作業をなし遂げる能力や金銭にかかわる物事を管理する能力を失っていくということで、本人様のお金を本人様以外の人で管理できるようにすることが必要となってまいります。御家族や御親族などが成年後見人を立てるなどで金銭管理をしていたり、本人の残されました能力により保佐人や補助人などの方を立てまして本人の意向、残された能力により、そういった方を介しまして金銭管理をしていただくということが出来ます。

親族や家族等で申し立て、成年後見人等の申し立てをする人がいない場合は、岩倉市の市長申し立ての制度を利用させていただきまして、平成30年度の場合ですと件数は6件ございましたが、そういった管理の方法を選んでいただきまして、今後とも金銭管理については、市のほうも新しくできました尾張北部の権利擁護支援センターと協力をしながら、高齢者の認知症にかかわるさまざまな問題にも援助していく予定をしております。

高齢者が増加しますと認知症に関係する、り患される方も増加していきますので、今後、成年後見制度の活用がふえ、高齢者の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を社会全体で支えることが急務となっていると考えております。

◎委員（須藤智子君） その成年後見人制度というものを、この本人さんだけではなくて、やはり周りの人にもわかって、知ってほしいと思いますので、そのようなことを認知症サポーター養成講座ではそういうことをお知らせしているのかどうか、お尋ねいたします。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 市民向けの講座においては、その時々さまざまな周知のチラシ等も配布をさせていただいているとは思いますが、小学生向けにはそこまではやっていないと思われまますので、今後確認をさせていただきたいと思っております。

◎委員（梶谷規子君） 済みません。同じく60ページの高齢者見守り事業で、記述の下から3行目で、徘徊発生時に関係機関と連携してというふうにあるんですが、この徘徊という言葉について、以前質問をさせていただいたんですが、大府市などでは、目的もなく歩き回るという意味の徘徊というのは、その認知症の方にとってはそういう意味ではない、実態がそぐわないということで、ひとり歩きとか、ひとり歩き中に道に迷うなどと言いかえるということで、徘徊という言葉は使わないという、認知症の方に寄り添うことが言われていますが、その後の岩倉での検討はどうでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

済みません。ここで徘徊という言葉を使ってしまっているんですが、実際の10月から、高齢者見守りSOSネットワーク事業が新たに開始をされるんですが、それに向けて言葉のほうも、徘徊ではなくて行方不明者ということで使っていこうということをお話しております。

やはり、その場その場において徘徊という言葉を使ったほうがいいときもあると思いますので、そこはちょっと区別して使い分けをしていきたいなというふうに思っております。

◎委員（梶谷規子君） 使い分けということは、その徘徊という言葉も、大府市などでは全部の文章にも削除するというところまでしたんですが、そこまではしないということですか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

今時点では全て削除するという考えはないです。

今後使用する中で、やはり全部削除したほうが良いというようなことがあれば、そのようにまた考えていきたいと思っております。

◎委員（水野忠三君） 今回の60ページの徘徊という言葉に関連しての質問ですけれども、言葉とか用語などは、言葉遣いというのは難しいと思いますが、いわゆる行き過ぎたポリティカル・コレクトネスと申しますか、言葉について余りにも抑制してしまうと、その実態を把握しづらくなる。逆に、その言葉については、もちろんその言葉で傷つく方もいると思いますが、いわゆるポリティカル・コレクトネスと申しますか、そういうことを徹底すればするほど実態がわからなくなるという面もあると思っておりますので、そういうことについては、庁内で御議論などはございましたでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

徘徊という言葉の使用について議論をしたということでもよろしいでしょうか。ちょっと済みません。英語のところはちょっとわからなくて申しわけありません。

◎委員（水野忠三君） いわゆる言葉の言いかえですね。徘徊という言葉に限らずではありますが、今回はその60ページのことですので、徘徊に限定してお伺いをしますが、ただ、趣旨としては、それ以外の言葉も聞きたいなあとは思っております。

今回は、徘徊に限ってお伺いします。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

徘徊の言葉について議論をしたかということでもよろしいでしょうか。

岩倉市、長寿介護課のほうでは認知症の委員会を持っておりまして、その

中には医師、そして歯科医師、権利擁護の方、家族会の方、そういった各機関の代表の方が集まる委員会があります。その中で、こういった徘徊の言葉をどのように使ったらいいのかというところの議論は、その委員会の中でさせていただきます。

◎委員（黒川 武君） 私も1点お聞かせいただきたいと思います。

主要成果報告書69ページでございます。

関連でお聞きするわけなんです、昨年も質疑がされたところなんです。

手話言語条例の制定について、昨年も質疑がございました。その折の答弁としまして、現在、聾啞者と話し合っているというところ、研究段階といった内容の答弁であったかと思いますが、その後、この手話言語条例の制定について何か進展はしているのでしょうか、お聞きいたします。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 手話言語条例とは、手話が日常的に使える、聾者と聾者以外の者が共生できる社会を目指すということです。

福祉課においては、まずは一人でも多くの方に手話を認識してもらうことを目標に、平成29年から窓口職員等への手話講座を実施しています。

また、今年度の新しい取り組みといたしましては、より多くの市民の方に手話を普及させることを目的に市内の手話サークルの協力のもと、令和元年の6月号の広報から毎月簡単な手話を掲載しております。

社会全体が手話の必要性を認識し、手話に対する理解がこれまで以上に図られることを目指して、手話言語条例についても当事者の団体とも話し合いながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。

◎委員（黒川 武君） それぞれ課におきましては御努力をされていると思うんですが、私が聞きたかったのは、昨年の答弁で、聾啞者の方々と話し合いをしていると、研究段階だと言われたんです。その後どう進展しているのかということ、まだ団体と話をしているということなんです、ではその団体の方々、聾啞者の方々というのは、どのような御意見をお持ちなのか、ここでちょっと紹介していただけますか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 県内では、愛知県と常滑市と知立市、2019年には稲沢市が手話言語条例を制定しております。いずれも全国の手話言語市区町会の会員市とはなっておりますが、岩倉市においても、手話言語条例の制定を聾啞者の団体さんから毎年要望がございました。

ただ、岩倉市として、まだ今のところは手話の普及ということで考えております。

◎福祉課長（富 邦也君） 今現在のところなんです、聾啞者の方、窓口に来られたらよくされますので、そのときに意見を聞いたりして意見交換、

条例のこととかも、どうという形で意見を聞いたり、会ったとき、毎週来る方も見えまして意見を聞くんですが、そのときには、やはり条例というよりも、市民の方に、皆さんに手話のことを知っていただきたいということで、今回、先ほどにもグループ長から説明ありましたが、6月号の広報から、その団体から協力を得まして、手話の簡単な挨拶とかそういったものから順次やっていこうということで、今回進めさせていただいておりますので、また聾啞の方とお話し合いをしながら進めていきたい、研究していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎委員（黒川 武君） おっしゃることはよくわかるんですね。身近なところからそういった普及をしていきたいということはよくわかるんです。

しかし、条例を制定することによってさらに加速化させていく。条例を制定することによって必要な予算もつけていく。そういうことも可能になるわけです。だからそういう意味合いでは、手話言語条例というのは、僕はやっぱりもうそろそろ検討すべき段階に入ってきたなあということですので、そのことについて、ここではこれ以上求めません。

そういう意味合いでは、やはり障害者の方に優しい社会を目指すんだと、そういうものが具体的な目に見える形としてあらわれてくるのは、私はやっぱり条例ではないだろうかな、そう思いますので、ぜひ御検討いただきますよう、要望にとどめておきます。終わります。

◎委員（堀 巖君） 1つだけちょっと教えてください。

63ページ、岩倉のんぼりネットなんですけれども、成果のほうで、例えば利用登録者数は去年の数字から59から73にふえ、105人から131人にふえていることがわかりますが、もう少しこの、せっかく空きスペースあるので、例えばマックスどのぐらいなんですか。目標としている登録者数の今後の全体的な施設数であるとか、何施設あって幾つだとか、もう少し詳しく教えてください、成果のほう。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 最終的にどんな利用状況になるかというところでいきますと、やはり今現在問題となっているのは、医療職の方と、あと介護職の方、それ以外の方というのが、なかなか意思の疎通が難しいというか、専門用語からして違いがありますので、そういったことが医療職、介護職、その他の職が連携できてスムーズにいろんな情報が共有できるということが最終的な目標になりますので、利用がどれだけになるという、そういった数字的な目標というのは特に定めてごさいませんが、今現在、市内で登録する必要があるであろうと思っている事業所が、ごめんなさい、ちょっと時間ください。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 病院であったり、歯科医院であったり、薬局ですね。あとは介護施設や居宅介護支援事業所などですね。そういったところが登録していただきたい対象となっておりますが、その事業所数を合わせると119施設、直近で調べたところによると119施設ですね。そういった事業所、119施設に登録をいただきたいと思って、今、積極的に推進を進めているところですよ。

◎委員（堀 巖君） これって多分、原課長さんが役者で出た寸劇で、僕が見たやつの関連だと思うんですけども、そのときに、たしか栄養士の役割だとかそういうところも資料として見て、全体的なそういうネットワークの中には、そういう栄養士、栄養管理士のところの役割みたいなのところもあったと思うんですけど、この栄養士について、今どのような位置づけで考えてみえるのでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

管理栄養士の位置づけということですが、去年、ちょっと済みません、寸劇という言葉を出してはいけないので、寸劇をやった中では、管理栄養士さんは出ていなかったかと思います。

実際、管理栄養士さんの在宅医療・介護を進める中では、やはり必要な専門職種だと思っております。

こののんぼりネットの中に管理栄養士さんという職種がまじっているかというところ、そこはまだ登録はされていませんし、在宅医療・介護の委員会の中でも、そういった管理栄養士さんが委員会のメンバーにも入ってきておりませんので、でも必要性はあるかと思っております。今後、研究課題だと思っております。以上です。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書の58ページで、ちょっと事前にお伺いしなかったのですが、概略で構わないんですけども、老人クラブ連合会のほうに補助金を出されていて、さまざまな事業を行っているということですが、この事業については、老人クラブ連合会さんのほうから、要するに行いたいというふうに自発的に御提案が来るのか、それとも行政の側からこういうのをやっていただけませんかとか、そういうふうに持ちかけるのか、そこから、どのような形でその補助金が使われているのかということをお伺いしたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 事業につきましては、老人クラブ連

合会様の自主的に行われる事業と、市から依頼をしまして委託事業として、今週日曜日に行われます臨時開館のさくらの家と、南部老人憩の家で行われます敬老事業の委託、秋に行われますふれあい歩け歩け大会などの事業を老人クラブ連合会に委託しております。

また、南部老人憩の家の運営につきましても、老人クラブ連合会に委託をしているところです。

双方で活動内容につきましても、協議をしながら予算をもらいまして、こちらから補助金の額を策定しているところです。さまざまな事業がございますので、それに対する補助金の割合ですとか基準値がございますので、それに応じて毎年支出をしております。また、市の補助金の要綱が決まっておりますので、そちらに基づいた補助をさせていただいております。

また、市からは、県からの補助金を実績報告等活動内容に応じまして歳入として助成を受けております。

◎委員（水野忠三君） その老人クラブ連合会さんの自主的なのというか、自立的な運営というのがあるかとは思いますが、例えば行政の側からいろいろな要望をする中で、最近こういうような要望をしたというようなことが特にございましたら伺いたしたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 最近特にとということではございませんが、各市内の公園の清掃ですとか、友愛活動としまして、タクシーチケットの配付の時期には、各老人クラブの地区ごとの単位クラブ様をお願いをいたしまして、訪問を兼ねてタクシーチケットのお申し込みの取りまとめ等を行っていただいております。

◎委員（水野忠三君） 逆に老人クラブ連合会さんの側から、そのトップの方というか、責任のある方からどのような要望などはお受けになっていらっしゃるのでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君） 老人クラブのほうからの要望としましては、南部老人憩の家のほうの運営も委託として行っておりますので、そういった中で、施設のほうをこうしてほしいというような要望があったりとか、それから補助金を上げてほしいというようなことがあったりします。

◎委員（水野忠三君） 補助金の増額要請とか要望を出されるというのは、一定理解できるんですけども、それに対してはどのような対応をされている、今後どのようにされる御予定でしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君） こちらの市のほうと、それから老人クラブのほうと話し合いにより、本当に

上げていくべきなのか、このまま維持させていただくのかというところは、話し合いの中で決めていかななくてはいけないと思っております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎福祉課長（富 邦也君） 成果報告書の堀委員からありました地域福祉基金積立金の件で、済みません、ちょっと私の言葉足らずで補足をさせていただきたいと思います。

現時点では予定はありませんがとお答えさせていただきましたが、補正する予定、現時点では予定はありませんかということですが、相談を受けていることが1件ありますので、そのところで相談があれば12月、または3月、また新年度、補正等の相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） それは、1件は、この基金を取り崩して使う予定が、1件相談を受けているということですよ。

例えば、今後の計画で積み増しをするようなことの計画と分けて答弁をいただきたかったんですけど、わかるように。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 地域福祉基金の積立金につきまして、現段階では、この積み立てを積み増ししていくという計画は、今のところはございません。

取り崩しにつきましては、今決定ではございませんので、課長からは、今の段階では取り崩す計画はないというふうに答えさせていただいておりますが、一社会福祉法人から、障害者の方のグループホームの建設について御相談を受けておまして、国の補助金も、内示でございますがおりるということになってきておりますので、その件については今、内部で検討中でございます。また、近々12月ですとか3月に、補正という段階になりましたら改めて御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑、ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目7障害者医療費までの質疑を終結いたします。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目8子ども発達支援施設費から目11多世代交流センター費までの質疑を許します。

決算書は160ページから168ページ、成果報告書のページ数は72ページから78ページまでです。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお願ひします。

成果報告書74ページの脳ドック等検査事業についてお聞かせください。

30年度から新たにようてい中央クリニックのほうで脳ドック等検査が行えるということで、2医療機関で脳ドック等検査が行われているというふうに思います。

それで、以前は成果報告書の中に結果などが示されて、高齢者だもんだからやっぱり所見がある人があって、6カ月後に受診だとか、異常なしというケースがほとんどないというような結果だったというふうに思っています、それをきちんと医療機関のほうでフォローできているのかなあというところをお聞きさせていただいたんですけど、2つの医療機関になったこともあわせて、その辺のフォローがどのようになってきているのか、実態についてお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 受診後のフォローについては、各医療機関から再検査の必要などについて個別にフォローをしているというふうに伺っております。

市としてどこまでフォローするかについては、引き続き研究をしていきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） これは私の意見ですけど、やはり助成金を出して、これは経過があってこの事業が始まってきています。後期高齢者医療の広域連合からの交付金ですかね。それを受けて実施されてきているということで、個々の脳ドックで、後期高齢者医療制度ができたときに、その75歳以上の人たちが受けられなくなった。しかし、この事業によって復活したという、そういう経過がある事業だというふうに思っていますので、助成金を出しているということもあわせて、やっぱり一定の把握が市として必要ではないかなというふうに私は思いますので、ぜひ研究、検討をお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 私からも1点お聞かせいただきたいと思います。

同じ74ページの後期高齢者医療保健事業についてお聞かせいただきたいと思います。

記述の中に健康診査を行いましたということがございます。その際、健康診査の項目というのは、これは一般的な検査項目と同じなのか、あるいは後期高齢者特有の項目があるのかどうかをお聞きすると同時に、健康診査の結果ですね。基準の数値を超えるような場合につきましては、その後フォローはされているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 検査の項目につきましては、後期高齢者特有の検査項目はなく、国民健康保険の特定健診と同じ項目となっております。

また、受診の結果から、早急に医療機関への受診が必要な方に連絡することはありますが、国民健康保険の特定保健指導のようなフォローアップについてはございません。

◎委員（黒川 武君） 受診率を見ると30%台でずうっと上がったり下がったりというところで、対象者数に対しての受診者数というのは、やはり低いのではないかなあと思うんですね。こういった受診率を上げていくためには、もっと受けてみたいなあ、そういった項目があればもっと受診率も向上するのではないかなあと思うんですが、市としてその辺のところは何かお考えのことはございますか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） こちらの検査については、愛知県の後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施をしているものでございまして、市のほうでまた特別な項目を設ける予定は今のところございません。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書72ページ、子ども発達支援施設費、予算書は163ページです。

最後の4行目に、事業の成果として、児童発達支援の利用要望に応えることができました。また、療育活動においても、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう専門機関や言語聴覚士、作業療法士、音楽療法士、臨床心理士の助言・指導を得ながら療育内容の充実を図ることができましたと記載されております。

163ページの報償費のほうを見させていただきますと、言語聴覚士の謝礼が62万4,000円、音楽療法士の謝礼が21万8,400円、臨床心理士の謝礼が4万2,000円となっております。

各先生方の謝礼として、これは月何回程度開催しているんでしょうか。わかれば教えていただきたいと思えます。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） まず、言語聴覚士につきましては月4回程度、音楽療法士についても、音楽療法が月に2回と、リトミックが月に2回程度、そして臨床心理士については年に3回ということになっております。

◎委員（大野慎治君） それだけの回数で十分だと認識しているのか、より充実を図っていくのかという方向性というのを示していただきたいんですが、見解をお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現在、あゆみの家に通所されていらっしゃる方は、毎日いらっしゃるような方もいれば、月に数回という方もいらっしゃる。毎日いらっしゃる、その月に数回という方の中には、いわゆるこの言語聴覚であるとか、音楽療法に合わせて、この特

別なところだけをいらっしゃる方というところもいらっしゃいます。その中で、現状は、この現在の人数の中、年間の成果報告書で申しあげました17名の中との状況では、今充足はできているという状況ではございますので、今後の流れ等は、そのときにまた必要に応じてというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 72ページの子ども発達支援施設費の中の一般相談実施状況の表があります。これ経年変化でみるとかなりばらつきがあって、来所相談なんかは半分に減っています。これを市はどういうふうに、多分、発達支援が必要な人の数というのはふえてきていると思うんですけども、こういった相談が減ってきているという現象をどういうふうに見ているのか、教えてください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 一般相談実施状況の中で、来所相談が29年度から30年度で、206件から101件へと減っているということにして、そちらの要因として考えられるところは、例年ボランティアさんの御協力をいただいて療育の支援のお手伝いとか、あとは下のお子さんの御きょうだいがいらっしゃる方とかは、そういったお子さんを連れてきていただいて託児のボランティアとかをしていただいているわけなんですけれども、30年度については、そういった下の小さいお子さんを連れてみえる方というのが少なくいらちゃって、託児のボランティアの方は余りなかったということで、そういったボランティアさんとの相談というところが少なかったというところがあるのかなあと考えております。

あと、なかよしあゆみ教室のほうも延べ10人の利用がありましたけれども、こちらのほうも29年度から減っているというところもあって、そういった部分で来所の相談が少なかったのかなあとというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 続いて、75ページの多世代交流センターさくらの家、これも延べ人数でいうと10%近く利用者が減少しています。地域地域によってそれぞればらつきはあるにせよ、ある施設で10%入場者数が減ととなると、普通民間だと大変なことになると思うんですけども、これもどのように見えていますか。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 今まで御登録されて御利用されて見えた方が高齢化されまして、利用が新たな利用者の獲得に人数の新たな利用者がふえてこないということで、人数が全体で減ってきているという傾向が見られます。

また、サークル等の活動におきましても、開館当初から比べますと、カラオケ等で定期的に施設を利用されました団体様の高齢化により、その方たちが何十人と週に御利用されていた方々の団体様が昨年度御利用がなくなった

ということで、いろいろなサークル活動におかれましても御利用が減ってきているということで、月に何十人と減りますと年間で何千人ということで、そういった利用状況の中で利用者の減少傾向が出ていると把握しております。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

ちょっと補足をさせていただきます。

私も人数を見ましてびっくりしました。随分もう何千人と減っているということで、実際この数字が間違っていないのかということも再度確認をさせていただきましたが、数字はこの数字です。

状況としては、やはり今、高齢化してきてという話をさせていただきましたが、サークルの中で2つのカラオケのサークルがありまして、そのサークルが30年度なくなってしまったということをおっしゃっていました。そこも随分利用をされているということでしたので、原因はそのカラオケのサークルがなくなってしまったということも一つの原因になるかと思えます。

◎委員（堀 巖君） 高齢者が主に使う施設で、高齢化に伴って利用が減少していくという、何か皮肉な減少になっていると思うんですけども、カラオケ自体の時代とともにの廃れというか、人気がなくなってきているというふうに踏んでいるのか、やっぱり市としてももう少し利用率を高めるために営業努力なり、もっとあいていきますよという声明をどんどん打って出るとか、そういう今後の対策というのはどのようにお考えなんでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 77ページにあります多世代交流センターの運営の講座等文化クラブ活動等におきましては、増加の人数を昨年度と比較しておりまして、このような結果になっておりますので、自主企画講座ですとか介護予防事業、新たな健康づくり等につきまして活発な活動を市のほう、行政のほうから行うような形で、また多世代交流事業としまして、小さなお子様や子育て中のお母様、高齢者のおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に参加できるような事業等も企画をしておりますので、そういった活性化を図りながら、御利用の効果が上がるようなことの企画等も考慮しながら運営のほうをさせていただきたいと考えております。

◎委員（黒川 武君） 関連でお聞かせ願いたいと思います。

多世代交流センターが約10%ぐらい減少したということで、その主な要因としては、2つのカラオケ団体が高齢化により団体そのものがなくなったと、そういった御説明でございました。

それが、例えば77ページの、今も答弁のうち一部ございましたが、老人クラブ文化部を見ると、カラオケが19回開かれて、人数としては1,066と書いてあるんですね。それで、29年度の主要成果報告書を見ると、同じくカラオ

ケのところは17回開催されて627ということで、この表を単純に比較すると逆にふえているのではないかと思えるんですが、ただ、2つのカラオケがなくなったというのは、この老人クラブのカラオケなのか、そうでないのかによって取り上げ方も随分違うんですけれど、ちょっと詳細に立ち入ることになるんですが、整合性をとるためにはどう理解していいのか、その辺のところをまた御説明をお願いしたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 老人クラブの文化部としてのカラオケと、任意団体で代表の方を決めて自由に活動されてみえる幾つかのグループさんがございまして、そのグループの中での人数の開催の減少と伺っております。

◎委員（梶谷規子君） 済みません。72ページの子ども発達支援施設についてお聞かせいただきたいと思います。

平成30年度は、新たにほかの児童発達支援事業所との交流を11回参加しているということで、他の民間だと思えるんですが、民間で児童デイが市内にも何カ所がふえている実態があるので、そことのつながりを進めているということだと思えるんですが、30年度もいつも20人以上になったところが、29、30と20人を超えない入所になっていて、やっぱりあゆみが母子通園施設だということで、働かなくちゃいけないお母さんたちは民間の児童発達支援事業所に行かれるのかなあというのを思うわけですが、この市内の児童発達支援事業所とのつながりの取り組みについて、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 交流会が11回となっておりますが、詳細を少し申し上げますと、いわゆる地域の自立支援協議会の運営会議であるとか、それぞれの中から障害児福祉サービス事業所のほうの子ども部会という、細かい部会別に分かれて会うというところも若干含んでおるところということは補足をさせていただきたいと思います。

その中で、その子ども部会というところに参加しておられます民間の多機能型の事業所であったり、相談事業所であったりと、母子通園をしているところもございまして、そのような事業所、またそれ以外のところでは、例えばみのりの里であるとか、県の地域サポートセンターなどとそれぞれで、実際のそれぞれの施設へ行って見て、それぞれの療育の状況を見て意見交換をしたりであるとかという、その細かい具体的にそれぞれを行ったり来たりとするというところは、そのうち3回実施しておるところでございまして、そのような中で、情報交換等それぞれの質の向上等を図っているというものでございまして。よろしく願いをいたします。

◎委員（梶谷規子君） 交流会はそうなんでしょうけど、他の児童発達支援事業所間のつながりをつくる取り組みについて具体的にわかりますかしらね。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） こちらのつながりをつくる取り組みというのは、端的に申し上げますと、あゆみの家と民間事業所さんで顔見知りになるというところがございます。お互いに担当者同士で知り合うことで、よりそれぞれ利用者さんの相談だとか、そういったことも迅速につながるができるかなあというふうに考えております。

先ほどございました一般相談実施状況の中でも、そういった意味で支援者来所というところで、こちらに顔見知りになった事業所さんが支援者として来所されたりとか、そういったケースも、実績としては23件ですかね、ふえているというような状況もございます。

◎委員（梶谷規子君） そういう民間の児童デイがふえてきているということで、この利用者が減っているとか、相談件数がここに集中しないで、民間のほうにも行っているということの考えはされているんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 民間の状況と私どもの比較というところまでは分析をしているわけではございません。

また、20名と17名というところで3名、率にすればやはり何割という2桁のパーセントにはなるところではございますが、実質この17人というところが、私どもとしては大きく減っているというふうには考えておらず、年度当初少な目からだんだんふえてくるという中で、30年度におきましても、年度途中には18名までいたところもありますので、重ねて申し上げますけれども、ちょっと民間の事業所との相対関係というところでは図りかねるところではございます。よろしく申し上げます。

◎委員（梶谷規子君） さっき大野委員が言われたような専門職としての療育内容の充実というのは、より図っていく、充実させていくことが本当に必要だと思います。だから音楽療法でも、リトミックの先生は非常に証書類審査でも金額が低いんですけど、リトミックなんかは本当に毎週やっていたいかなあと思います。

また、作業療法士は、保健センターの作業療法士の方が見えているのかなあと思うんですが、非常に保健センターからの作業療法士で報償費に入っていないと思うんですが、その確認をもう一つお願いします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 作業療法士につきましては、保健センターの療法士でございますので、報償費にはございません。仰せのとおりです。

◎委員（梶谷規子君） より充実させてほしいというところでの御答弁もお

願います。済みません。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） さきの御答弁をさせていただいたところで、今現状としては、状況としては、利用者の皆様との中から、これ以上ふやしてほしいという要望等は上がっているということではない中と、現状の人数と利用状況の中で、リトミックが2回という中ですが、音楽療法は間の2回をやっているというところで、またリトミックの先生、別のところでも活動されているところもございます。そういうところも勘案しながらではございますが、現状はこのままで続けていきながら、今後の状況等を見ながら実績等も考慮して、検討は必要であればしていきたいというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは以上で、款3 民生費、項1 社会福祉費、目8 子ども発達支援施設費から目11多世代交流センター費までの質疑を終結いたします。

続きまして、款3 民生費、項2 児童福祉費までの質疑を許します。

決算書は168ページから194ページ、成果報告書は79ページから103ページまでです。

質疑はございますか。

◎委員（井上真砂美君） よろしくお願います。

成果報告書82ページの赤ちゃん訪問事業に関してです。

赤ちゃん訪問事業は、民生委員、児童委員の方が熱心にやられていることだと思います。

執行率91.7%で、見守っている件数としては450件、なかなか民生児童委員の方、ボランティアに近い形でたくさんやっていただいて、本当に頭が下がる一方だと思います。

ただ、執行率91.7%ということは、計算しますと37人のお子様が見守りというか、出かけていない。これは仕方がない、民生児童委員の方がどうしても見回れなかった分なんです、そのあたりのほう、保健センター等につなぐ、あるいは家庭児童相談員につなぐと思いますけれども、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） よろしくお願います。

赤ちゃん訪問、民生委員さん、児童委員という立場で、2人1組で訪問していただいております。4カ月を迎えるまでのお子様に何度か訪問していただいて、お祝いの品等をお渡しさせていただいた数が450件ということでご

ざいます。じゃあ会えない方というのは、最近やっぱり民生委員さんのお話等を伺うと、里帰り出産の期間がちょっと長くなってきていて、なかなかお会いできないケースもやっぱりふえてきているというお話は伺っております。そういった方は、今、井上委員もお話しいただきましたように、保健センターのほうにお会いできなかったということで、私ども福祉課のほうにデータを置かせていただいて、その旨情報提供をさせていただいております。

その後、4カ月健診等で保健センターで健診を受けられた状況を、お母さんが元気だったよとか、子育てを楽しんでいるよとか、そういったようなことをまた情報をバックしていただいているというような流れになっております。以上です。

◎委員（井上真砂美君） ありがとうございます。

ということは、37人のお子さんについても後でフォローがあるということで確認させていただきました。

また、その下の養育支援訪問事業というのがちょっと気になりましたけれども、下の予算は46万8,000円つけてあるんですが、決算が少ない。訪問が最長6カ月、1世帯が利用しましたというようなことを書いてあったんですけども、こういう事業があるならば、37人のお手伝いとかそういうことはできないものなんでしょうか、また教えてください。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 今回上げさせていただいております養育支援訪問事業のところなんですけど、基本的に虐待予防といったところで考えさせていただいております。今回、1件サービスの提供をさせていただいたんですけども、具体的に要保護児童等対策定例会で見守っている方に、このサービスを入れるとより虐待の予防につながるのではないかと。御本人も御希望があってといったところで、そういう育児に関する支援を行うことが強い不安や孤立感の解消につながるといったことを協議して決めさせていただいておりますので、なかなか皆さんに広く御案内できないといったところがございます。以上です。

◎委員（井上真砂美君） もう一つちょっと気になることが、97ページの家庭児童相談室のことなんですけど、家庭児童相談員、福祉課のほうでお二人配置されていると思うんですけども、幼児虐待、子どもの非行、ちょっと私としては驚いたのが、不登校というと学校教育ですよ。不登校のお子さんも、それからDV、配偶者の暴力を受けるとお子さんもちょっと精神的ダメージがあるということで、虐待の精神的な面に入るかと思うんですけども、ちょっと相談員の方の、それから相談件数が1,052で非常に多いですので、負担があり過ぎるんじゃないかとちょっと心配するんですけども、いかが

なものでしょうか。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 相談は確かに、そのお二人の方からも、大変だ、何とかしてくれという声が具体的になかなかわかりづらいというのがあるのかもしれませんが、直接は何ってはいないんですが、先ほど言った要保護児童等対策地域協議会ですとか、そのための事前の打ち合わせですとか、あと職員の方も一緒にかかわらせていただいております。

相談も本当に、一宮児童相談センターからの助言だとかそういったこともございますので、家庭児童相談員さんだけがお二人で動くのではなくて、職員も一緒に入って動かさせていただいております。以上です。

◎委員（黒川 武君） 私も97ページ、今、質疑ありましたことについて、少し関連でお聞かせ願いたいと思います。

連日新聞等で悲惨な児童虐待の事案が報道され、本当に心痛む思いを皆さん持たれていると思うんですね。

それで、本市の状況ではございます。要保護児童等対策地域協議会等さまざまな会議が開催させておりますが、その会議で取り扱った件数は何件あるのかということと、それと一宮児相、いわゆる児童相談センターの職員による一時保護のケースは、市内ではあったのかどうなのか、この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 今お尋ねいただきました要保護児童等対策地域協議会の中で、実務者の方が集まっていたく定例会の中で毎月事案を検討させていただいております。その取り扱った平成30年度の件数が29件になってございます。そのうち児童相談センターによる一時保護ということなんですが、直接児童相談センターに入ってくる保護というのは、私どもが知らないところで保護されているケースもあるんですが、要保護児童等対策地域協議会の中で扱ったケースでいいますと3件ございました。

◎委員（黒川 武君） それでは、戻りますが、89ページの認定こども園施設型給付等事業につきまして、1件お聞かせ願いたいと思います。

民間保育施設の職員の労働条件の改善を図ったというふうに記述がございましたが、この件につきまして、どういう形で確認をされているのかと。

また、市の保育士の給与水準と比べ民間の保育士の給与水準はどの程度なのか、この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 民間保育施設の職員の労働条件の改善というところですが、まず改善の方法については、施設に市から給付する施設型給付というところに加算する形で行っております。大きく分けて2種類の加算を行っておるわけでありまして、1つは、その施設の全体の

賃金を底上げするというものであります。職員の平均勤続年数に応じて給付費を割り増ししていくというものでございます。

もう一つのほうにつきましては、副主任保育士であったりとか、分野別リーダーという、保育士の中でもキャリアアップとしての賃金を上昇させるというものでございます。そういった2種類の賃金改善の加算をつけておるといところでございまして、こちらの確認の方法といたしましては、各法人から、その改定された号給表ですとか、あとはキャリアアップに伴って発令された辞令の写しを提出していただいて、その加算分がきちんと職員の給与に反映されているかどうかということを確認しております。

そして、民間の保育士の給与水準と市の保育士の給与水準の比較という点でございませけれども、各法人によって違いがあるので、詳細のところまではちょっと把握し切れていない部分がございますし、一概にはちょっと申し上げられない部分というのもあるんですけれども、こちらはその給付費の加算による改善というところで、かなり改善はされていると考えております。その中で、初任給は一、二%まだ低い部分があったりとか、あとは昇級幅が少ないとか、そういった部分もまだ見受けられるのかなという状況でございませます。

◎委員（黒川 武君） 初任給以降の発言がちょっと聞き取れませんでしたので、もう一度お願いします。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 法人さんによって結構違いがあるので一概には申し上げられないんですけれども、その中でも初任給が1%か2%ぐらい低いところがあったりとか、あとは昇級の幅が少ないとか、そういったようなところがあるというふうに感じております。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書の90ページの保育園送迎ステーション事業についてお聞かせください。

昨年度は、送りも迎えも伸びなかったんですが、今年度は、朝のほうは倍増ぐらいふえておるとお聞きしておるんですが、お迎えのほうの人数がふえない要因というのはどのように考えておるんでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） やはり保護者の方が最も負担に思われているのが、朝通勤する前のところの時間というところで、お迎えは比較的余裕があるのではないかなというところと、あとはステーションを利用されている方の中でも、やはり園で保育士とのコミュニケーションはとっていききたいというふうに思われている方もいらっしゃるということで、送りのほうだけの利用の方が多いのかなというふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） 10月にさいち保育園でまた開園されますが、またさ

らに朝の送迎もふえる可能性があるというふうでございしますが、この運行の契約内容、毎年僕聞いているんですが、迎えのときは1台で十分回るんじゃないのと。人数が少ないもんですから、皆さんお迎えに来ていただけていますので。しかも保育園の皆さんの方針というか、朝かお迎えかは必ず園の先生と意見交換なり、そういった方向性をしてくださいねというお願いというか、そういった御意向があるということで、やっぱりお迎えのほうに皆さん来て、先生たちと御意見を交換するためにお迎えのほうの主となっているのが僕は現状だと思うんですね。各園の方針でもあると。そうすると、運行形態の契約が、1台で十分であるんだったら、朝は今ふえていますので2台体制が必要だと思いますけど、帰りは1台体制という契約の見直しというのは今後検討していかないんでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 契約の形としまして、その事業の管理、あと車両のリースについては固定的な部分になっておりますけれども、その運行の運転士に係る部分については、日々に午前と午後の契約となっておりますので、午後1人しか運転士が稼働しなかったというところではそれ用の支払いになるという、そういう契約になっております。

◎委員（梶谷規子君） 88ページの一時保育事業についてお聞かせください。私的保育、いわゆるリフレッシュ保育が非常にふえてきているんですが、そういった中で、保育体制はどうなんでしょうか。正規、臨時の方、非正規で何時間、非正規でどれぐらいかという具体的な体制についてお聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） リフレッシュ保育室につきましては、パートの保育士が基本的には3人常駐するという体制で組んでおります。

実績としましては、定員は1日当たり6名としておるんですけれども、6名を超える日はなかったというふうに把握しております。

◎委員（梶谷規子君） 正規保育士が一人もいないというのでいいのかと思うわけなんです、やはりこのリフレッシュ保育は、今の子育て状況の若いお母さんたちの中で、本当に心のよりどころにしているお母さんたちも多い中もっとふえてくるんじゃないかと思うわけですが、正規保育士の配置は考えないんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現行パート保育士、体制としては4名のところでおおむね3人はいる中で、その日お預かりの状況によって、保育士は多少人数は変わるというところでございます。

正規保育士というところに関しまして、やはり東部保育園内にあるもので

すから、当然東部保育園のほうの保育士も、どんなことがあってもすぐに声はかけられる状況にはなっております。

保育の状況としては、パート保育士が見ておるところではございますが、正規保育士の入れるところということになれば、東部保育園とも連携ができているということで、今現状は考えておりますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（堀 巖君） 79ページの幼児2人同乗用自転車購入補助事業です。

本会議の中の答弁で、追跡調査の件をやっているというふうに言われたと記憶しておりますけれども、この前年度の補助したものについてはやっているのかいないのか、いつから始めたのかというのをもう一度お聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 追跡調査というところに関しましては、29年度の過去までのところはあったかもしれませんが、30年度からは要綱のほうを改正いたしておまして、御購入された方みずから、指定店の代理受領から申請者御本人に申請をしていただくという形に変えてございますので、追跡等、いわゆるその場でその場で領収証とか明細を持ってきていただきながら、御購入者、申請者本人との窓口での対話をしながらというところでやっておりますので、追跡調査というよりは、その都度の確認というところでよろしく願いをいたします。

◎委員（堀 巖君） そういうことではなくて、その補助した後、その自転車が実際使われているかどうかという調査、過去の事例では海外に送ってしまったたり、そういうことがあったことを踏まえて反省して、その後の使い方についての調査はある程度把握していないといけないのではないかということであったと思いますが、その点についてはやられていないということでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） なかなかその後、すぐに転出されるとか、そういったようなところにつきましてはお願いという形で、市内で御活用くださいねというようなお話は申請のときにさせていただいていることと、あと補助金の支給決定の中にも、きちんと自転車を子育てに役立ててくださいと、そういうような要件を付して支給決定を出しているところもございますので、そういったことで、その後の直接の調査ということとは行っておりません。

◎委員（梶谷規子君） 79ページの子ども条例に関してのことで、済みません、言い忘れしました。

子ども条例制定が10周年になるんですが、10周年の記念で、子ども人権の

歌ができたりいろんな催しなどもされたということなんですが、残るもので何かつくってほしいなあということを思いながらいたら、ちょうど日進市で、このような子ども条例についての冊子が見せていただいたんですが、子どもたちみんなが岩倉市には子ども条例があるという、子どもの人権とは何なのかというのを考え合えるようなこういう冊子などもつくっては、やっぱり残るものということで必要じゃないかなあと思うんですが、どうでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 子ども条例を制定したときに、ちょっと固めの装丁のやつで、4ページか8ページぐらいだったかと思いますが、リーフレットをつくり、学校にもそれぞれお配りをして利用していただいているものがございます。現状でも、それは大きく変わるものではないので、それで御周知等はさせていただいているところではございますが、確かに御意見等ございまして、今の日進市の情報、私ちょっと存じ上げるところでございました。そのようなものをまた研究させていただいて、今後参考にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

◎委員（木村冬樹君） 済みません、2点だけお願いします。

成果報告書では、病児保育、病後児保育、81ページのところです。

昨年度6月から病後児保育事業が開始されたということで、平成30年度中の利用実績を見ると、病児保育事業はもちろん多くて260人の利用があつて、病後児保育事業は21人の利用だったというふうに証書類の中には書いてあつたというふうに思います。

それで、新年度予算、病後児保育事業委託料は6月からの分であります。新年度予算で見ると、今年度、令和元年度の予算で見ると、50万円ぐらいの違いがありますけど、ほぼ同額の委託料になっていると思うんですけど、利用者の差がかなりあるということで、今年度の利用というのはどのように推移してきているのか、委託料については何か検討しなきゃいけない課題があるのかどうか、こういったところについてちょっと考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 病後児保育につきましては、昨年度、登録は22名いただいた中で、利用が21名だったと。

今年度、今のところ第1・四半期までのところでございますが、4月から6月までの3カ月で、登録は6名、実績は利用は9回ということになっております。少しずつではあるが、5月は月ベースで申し上げますと月に8件の利用があつたりと、やはり季節とかにもよって変わってくるころかなあ

思っております。

確かに、病児保育と比べますと予算のほう、1人当たりというふうに見ますと多少金額の差はあるかと思いますが、当初やはり病後児保育をしていただくに当たりまして、必要な保育士等、やはり固定的に要る部分はあるというところで算定をさせていただいている部分でございます。

今後、まだ半年、1年ですぐに減らすふやすというところはなかなか難しいところもあるかと思えます。送迎ステーションの例もございますし、利用の伸び、周知等も見ながらということでございますので、金銭をどうするかというところは、もう少し見ていきたいというふうには考えております。よろしく申し上げます。

あと、あくまでもこの額は補助金の基本額に基づいておる算定というところでございますので、よろしくお願いをいたします。

◎委員（木村冬樹君） 新年度予算のときにも少し聞いたと思うんですけど、病後児保育事業の事業所のスタッフの資格については、ちょっと把握されていないというようなことで答弁があったと思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。病児保育のスタッフとどのように違いがあるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 病後児保育の職員の配置につきましては、厚生労働省が定めている実施要項に沿って行われているものでございまして、その中では、病児と病後児と特段区別はされていないという認識でございます。その中で必要とされているのは、利用児童をおおむね3人につき1名以上の保育士を配置というところと、看護師等については、10人に1人の常駐が望ましいのだけれども、近くからすぐに駆けつけられるという場合には、必ずしも要しないというところでございます。

◎委員（木村冬樹君） だから、なかよしこどもクリニックさんと、新しくつくられた病後児保育事業とのスタッフというのはほぼ同じというふうに、区別がされていないということは、同じような体制でやっているというふうに、実態としてそうなっているかということなんですけど、どうでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 必要とされる最低限の部分としては同じ基準を持っていますけれども、なかよしこどもクリニックさんのほうは医院に併設されていますので、それで看護師さんもその中にはいらっしゃるというところもあるので、そういった部分で運営の配置の状況というのは違っていると思えます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。また状況を見ながら議論してまいりたいと思えます。

もう一点は、黒川委員も聞きましたところで、89ページの認定こども園施設型給付等事業についてお聞かせいただきたいと思います。

職員の処遇改善の加算ということで、これはお聞きしたとおりだと思いますけど、新たに30年度、保育補助者の雇い上げの経費について補助するというので、新年度予算のところでも聞きましたけど、無資格の方が雇い上げられて、どういう仕事内容なのかとかというところは、実績としてちょっと確認したいというようなことで答弁があったと思いますけど、その辺の把握はどのようになっているのでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 保育補助者雇い上げ強化事業につきましては、30年度は2施設が補助金の対象ということで補助金の給付を受けております。こちらに関しましては、あくまで保育の補助という形で、おもちゃの片づけであったりとか、そういった実際の保育に当たる保育士をサポートする、そういった業務についているということで、こちらのほうにつきましては、派遣での雇用というのは認められずに、あくまで直接雇用の職員が対象であるということでしたので、その部分で、法人から給与を支払ったその明細の写しを提出していただいて、それを補助金の対象金額として認めて補助金を支給しているものでございます。

◎委員（木村冬樹君） おもちゃの片づけという、具体的に言われたのはそれだけなんですけど、やっぱり補助金が国の政策のもとで出ているわけですけど、もう少し実態を把握したほうがいいんじゃないのかなあというふうに思います。

実際にどういうふうに保育士さんたちの労働を軽減させているのかというところを、もっと具体的に把握していただきたいと思いますが、そういった点についてはどうお考えでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 今年度も同様に実施しておりますので、状況を確認して、どのような保育士の負担の軽減につながっているのか注目をしていきたいと思っております。

◎委員（大野慎治君） 済みません。先ほど木村委員が質問された成果報告書81ページの病児・病後児保育事業について、再度お聞かせください。

病後児保育事業として、一定人数の利用がないと県の補助が得られないという考え方もあると、岩倉市は病児・病後児で一体で補助をもらっているのか、病後児保育として、たしか一定人数がないと県の補助が厳しくなるよということも他市町で聞いてまいりましたが、今年度は恐らく伸びがあると思いますが、どのような、何人以上で補助が出るのか出ないのかとか、そういう実態はないのかあるのか、もう一回お聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 県からの補助金につきましては、ちょっと細かい階層の区分の資料は今手元にないんですけれども、基本部分と、あと利用実績に応じた加算部分ということで補助金が算定されてくることとなります。

その内容としては、それぞれの施設ごとに、その実績に応じて基本部分と加算部分という形で補助金としては入ってくるということでございますが、市の委託の支出としましては、やはり実績云々にかかわらず、もしものときのためにそういった施設があるという、その施設を維持するための委託料という思いもありますので、そういった実績に応じたような支払いはせずに固定で基本的に見込まれる、ある程度最大数の部分をとった委託の積算という形でやらせていただいております。

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、款3民生費、項2児童福祉費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ここで休憩に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしと認めます。

午後1時20分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩前に続き審査を再開いたします。

最初に、井上委員のほうから訂正があります。

◎委員（井上真砂美君） 済みません。

午前中の協議の意見の中で、赤ちゃん訪問の件で、82ページの赤ちゃん訪問事業なんですけど、執行率が91.7%というので、私ちょっと早とちりをしてしまいまして、訪問件数450に執行率とちょっと換算してしまって、執行されていない子どもは37人と言ってしまったんですが、申しわけありませんでした。確認しましたら39人でした。それと、執行率をお金のことじゃなくて間違えてやっておりましたので、申しわけありません、訂正させてください。見守りしていないお子さんが39人だったということです。

〔「会えなかった」と呼ぶ者あり〕

◎委員（井上真砂美君） 会えなかったお子さんです。失礼しました。済みませんでした。訂正のほうをよろしくお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 執行機関のほうから。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 午前中の答弁のほうで訂正をさせていただきたいと思います。

成果報告書90ページをお願いいたします。

保育園送迎ステーション事業でございますが、大野委員からの御質問に対して、朝の送りが2台の中で迎えが少ない状況だと。1台でお迎えをしている中で、委託料に関しては、送りに対して迎えも実績でお支払いをさせていただいておるといふふうに申し上げましたが、申しわけございません、1日当たりの車1両当たりという額で委託契約をしてございますので、朝の送りに2台が出た場合は、その日のお支払いは2台分で支払っているということでございます。土曜日はもともと送りからも1台でございますので、1台での執行ということになっております。

迎えが1台体制には、基本的にはそれが多という状況に関してでは、朝2台、迎え1台ということに関する委託料の内容につきましては、今後また検討する課題だというふうに捉えさせていただきたいと思っております。

訂正をさせていただきます。お願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、審査のほうに移ります。

午前中に引き続きまして、款3民生費、生活保護費について質疑を許します。

決算書は194ページから198ページ、成果報告書は104ページ、105ページになります。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（榎谷規子君） 29年度から家計相談をやっていると思うんですが、その状況について、2年目どうだったのか、継続して支援をしてもらっているところも多いかと思うんですが、その状況についてお聞かせください。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 家計相談支援事業についてのお尋ねですが、ことしでもう2年が、29年度から開始して経過したというところなんですが、1年目のときにもお話をさせていただいたんですが、具体的な計画を立てて、その方の資産状況を明らかにしていただいて、計画を実行させていただくというものになるんですが、実際にやっていくうちに、やっぱり現実がいろいろ見えてくると、そこに対してなかなか取り組んでいこうという方と、ちょっと足が遠のいてしまう方が見えて、数字的には例年どおり7件ずつの家計相談の支援状況にはなるんですが、そういった意欲を持って具体的に取り組んでいただける方がいる反面、なかなか継続的にできないなあという方がいらっしゃるのが現状でございます。

◎委員（榎谷規子君） もう一点、就労支援の事業についてお聞かせください。

就労できて自立につなげていけた事例などもあると思うんですが、その生活困窮者自立支援のほうで就労支援と、この記述の中で、生活保護の被保護者の就労支援事業ではということと両方書いてあるんですが、その事業でも就労支援ができて、自立ができたという記述があるんですが、具体的にどのような状況であったのか、成果として大きいんではないかと思うんですが、お聞かせください。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 被保護者の方の自立に向けた就労支援といったところで、社会福祉グループのほうで就労支援員、嘱託の方を専門に採用させていただきまして、ケースワーカーと一緒に就労、自立支援に向けた就労活動をさせていただいております。

なかなか就労も取り組んでからすぐに就労が決まる方と、本当に就労に対する動機づけといったところから、気長に年数をかけてやらせていただく方といらっしゃると思いますので、なかなか年度で区切ってというのは難しいところはあるんですが、そういった対人関係性の構築からさせていただいております。

30年度からは、犬山のハローワークのほうから月に2回、出張相談といったところで、職員の方にお見えいただきまして、出張相談をさせていただいているようなところでございます。以上です。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書105ページですけれども、いわゆる生活保護等について、決算書書類審査の際にいろいろ書類を見た中で、例えば受け取られた方が受け取られたということで、領収書みたいなものを書かれるわけですが、そのときに氏名欄は名前が書いてあるんですが、住所欄のところ住所不定とか、空欄というのが結構書類の中に散見されたんですが、住所不定の方の実態というのはどういうふうに把握されているんでしょうか。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 住所不定といった方は、無料低額宿泊所といったところに入っていらっしゃる、通常はアパートを借りて、そこに住所がある方と、その無料低額宿泊所のほうに、例えばホームレスの方がそのまま生活保護を受けられて、住むところがないので無料低額宿泊所に行って、そこでお仕事を探しながら仕事をしてお金をためて、またアパートを借りて自立をしていくといったところで、いわゆる住所不定の方というのは、そういった無料低額宿泊所にいらっしゃる方といったところで把握をしております。

◎委員（水野忠三君） 例えば実際にそういうところにきちんといらっしゃるということは、把握をされているということでしょうか。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 現在6名の方が無料低額宿泊所に入所し

ていらっしやいます。

◎委員（堀 巖君） 105ページの生活保護なんですけれども、数字を去年とちょっと比較すると、被保護世帯の内訳区分として、高齢者世帯が35.3%から64.9%に倍近く伸びて、内訳を占めています。これは多分高齢化に伴って、昨年度までは例えば傷病者世帯に入っていたカウントがこっちに移ったのか、そこら辺の推移の状況の分析を教えてくださいというふうに思います。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） こちらの成果報告書のほうに表記をさせていただきました高齢者世帯64.9%ということですが、実は昨年申請者の方の分率で、その年の申請をされた方の中で、高齢者世帯が何%ですよ、障害者世帯が何%ですよという表記をさせていただきました、今年から表記の方法をちょっと変えさせていただいております。

今現在、被保護者としてかかわらせていただいている世帯の方のパーセンテージということですので、64.9%、昨年と大きく変動はございません。よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） わかりました。表記が違う、内容が違うということですね。去年は申請の状況のパーセンテージで、今回は現状のパーセンテージだということがわかりました。

やはり今の年金生活者の方の中には、本当に生活保護ぎりぎりというか、以下のそういう年金生活だけの方が、本来は申請すれば生活保護が受けられるような方も見えると思うんですけれども、そういった実態はどのように把握されているのか、そして高齢者がこれから今後ふえるのに当たって、そういった被保護世帯の高齢者世帯の伸び率はどのように見ているのか、教えてくださいというふうに思います。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） まず高齢化に伴って、ちょっと生活が苦しくなってきた方の把握といったところでございますが、生活自立相談室、隣にあるところと、もう隣ですので連携をさせていただいて、その相談の中で、この方はさまざまな能力とか資産を活用してもちょっと難しいといったところ、当然年金だけになれば収入は明らかになってくるんですが、そういったようなお話があればかかわらせていただいたりですとか、高齢者の方ですと、ケアマネさんだとか、常にサービスに入っていらっしゃる方、かかわっていらっしゃる方からの情報が、多分一時的には自立支援相談室に入って、そこからまたいただくといった形になってくるかとは思いますが。

今後の生活保護の受給者がどうなってくるのかといったところで、全国的にも今だんだんと下がってはきています。高齢化は進んでいるんですが、生

活保護の受給率は全国的に下がってきております。どうしても景気と連動、高齢化というよりも景気と連動してくる部分があるのかなあとは思っているんですが、そういったところで、ことしも30年度も29年度よりは下がってきているしといった状況になっているので、急にふえるとかな、そういったようなところは、今まだちょっとわからないところではあるんですが、考えてはおりません。

◎委員（堀 巖君） そうですね。全体の扶助費の額から見ても、減少傾向にはあるというのはわかるんですけど、よく聞く話で、昔の方、今の高齢者の方が生活保護を受けること自体に対する抵抗があるというようなこともお聞きするので、いろんなさっき言われたような機関とか人から、生活保護を受けられますよというような情報を、積極的というか、きちんと流していただきたいというふうにお願いして、質問を終わりたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお願いします。

105ページの保護の種類別世帯数・人員状況等という下の表ですね。その最下段に進学準備給付金があります。これは昨年の議会の一般質問だったと思いますけど、生活困窮者自立支援事業の中の学習支援事業の拡充をと求めたところで、こういう制度が発足されて利用につながったということでもあります。

それで、ちょっと調べたところでは、30年の6月8日からこの制度が発足したということで、高校卒業等の資格で大学等へ進学した、大学だけじゃなくて短大、専門学校等、ほかにも何か幾つかありましたけど、進学した場合に支給される、自宅から通学の場合は10万円、いわゆる下宿するみたいな形になる場合は30万円という金額だったと思います。

こういったことの対象となる生活保護世帯の子どもたちというのは、きちんと把握されていて、その方たちへの周知というのはきちんとされているかどうか、その実態についてお聞かせください。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 昨年1名御利用があったわけなんですけど、高校3年生になってからこういうものがあるよと教えるのではちょっと遅いもんですから、やっぱり早い段階から、新生活の立ち上げ費用ということにはなるんですけども、こういった制度があるので、そういった進学に向けての選択肢というものが一つというところで、中学校のお子さん、高校生のおさんがいる世帯の方に向けては、各ケースワーカーのほうからお話をさせていただいております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、款3 民生費、項3 生活保護費の質疑を終結いたします。

続きまして、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 健康総務費から目4 保健センター運営費までの質疑を許します。

決算書のページは198ページから210ページ、成果報告書のページは106から122ページまでとなります。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（黒川 武君） 私からは、成果報告書121ページの休日急病診療所運営費をお聞かせいただきたいと思えます。

財源内訳の中で、特財としてその他の金額が入っております。この金額というのは、診療所事業収入であるということですのでよろしいでしょうか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 今のその他のところにある1,600、この金額につきましては、診療所事業収入ということで、診療報酬点数に基づいた診療収入となっております。

一方、歳出のほうの休日診療所運営費の事務管理費としては、医師の賠償保険料、報酬等、医薬材料費、消耗品等が含まれております。

30年度は歳入が歳出を上回って、6,746円が過充当となっておりますけれども、休日急病診療所の施設管理に必要な経費につきましては、休日急病診療所施設管理費で計上しており、そちらのほうの決算額は79万1,413円となっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） その次にお聞きしようと思っていたことも含めて、丁寧に御答弁をいただいたところではございますが、今も答弁の中にあつたように、歳入における休日急病診療所診療業務収入というのは1,624万4,989円なんですね。これをそのまま歳出のほうの特財で入れてしまうと、6,746円が過充当になるということで、その部分の6,746円につきましては、これは次のページですか、休日急病診療所施設管理費のほうの財源として振り分けたと、そういったことでございますか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 財源として振り分けているわけではないんですけれども、あくまで休日診療を行う上で、ここの事務管理費以外で支出のほうは、まだ支出管理のほうも執行しているという、これは参考までのお話ですので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

私がここで聞いたかったのは、6,746円が、言ってみれば過充当というのか、そういう形であるわけですよ。そうすると、その金額というのはどういった取り扱いになっていくのかというところをちょっと聞いたかったとい

うことなんです。その点、財政のほうがよろしいですか、お願いいたします。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 基本的に特定財源と呼ばれる、例えば国とか県とかの補助金とか、起債等もですけれども、基本的には事業が完了してから実績報告をして、その確定額に応じて交付を受けたり、起債であったら借り入れをしているものですから、過充当というのはまずあり得ないというか、ないと考えられます。

ただ、今回のようなそれ以外の諸収入等につきましては、いわゆる諸収入をひもづけている歳出との間で過充当になるという場合は、そのひもづけ方によってはまれに出てくるというケース、今回のようなケースがあります。

一つの決算統計のときのルールとしても、充当された特定財源がそういった充当すべき経費を超える額については、一応一般財源扱いとするというような、そういったルールがありますので、一応それに基づいて今回の主要施策も、ここの財源内訳のところは決算額までの起債にとどめているというように一定のルールに基づいて、統一的に取り扱っております。以上です。

◎委員（黒川 武君） ごめんなさい。すぐには理解はできないので確認をさせていただきますけれど、そうすると、6,746円というのは、特財としての過充当分なんだけど、その部分については一般財源として扱ってもいいというルールがあるということの確認をお願いします。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） そのとおりでございます。今回の決算統計、30年度の決算統計でも一般財源扱いと、今超えた6,000円強の部分については、一般財源扱いとしております。以上です。

◎委員（黒川 武君） 1点お聞かせ願いたいと思います。

決算書の211ページのちょうど中段のところに、19負担金補助及び交付金の中に、保健センター事業推進助成金と、こういった支出項目がございますが、これはどこに交付されて何に使われているのか、そのところをお聞きいたします。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 市が行う健康相談事業において、医学的な判断に基づいてお答えするため、市民から相談のあった内容について、専門の医師や歯科医師から助言や指導を受けたことに対して助成するもので、一般社団法人岩倉市医師会及び尾北歯科医師会岩倉地区会に助成金を交付するものですので、よろしくお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 121ページの休日急病診療所で、30年度は前年度比較149人も増加ということで、非常にふえている中で、決算書209ページの委託料も83万3,000円も流用するという内容になってはいますが、補正で組むという状況にはなく、流用になっているんですが、149人も増加したために必

要な経費ということでの流用の仕方なんでしょうか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 冬にインフルエンザが大流行したため、患者数が急増したことによって、医薬材料費が激増したものです。

毎年インフルエンザの流行はありますが、30年度は12月から2月にかけて例年になく大流行し、患者が大幅にふえました。委託料の不足額については、年度末に患者が急にふえたということで予測が難しく、年度末の時点で不足が確定するため、予算の流用で対応することにいたしましたので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（榎谷規子君） 同じく、休日急病診療所の需用費の10万円の流用というのも、この影響によるものと見ていいんでしょうか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） こちらのほうは、施設のほうの修繕が、ちょっと建物が古いということでもいろいろありましたので、この10万円というのは、修繕料に対しての流用ですので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（榎谷規子君） もう一点お聞かせください。

決算書115ページです。

母子保健対策事業で、出生率が人口1,000人に対する出生率が9.9になっているんですが、いわゆる国がよく言う合計特殊出生率は、岩倉はこちらのほうの出生率も高い数字になっているんでしょうか。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 岩倉市の合計特殊出生率につきましては、愛知県衛生年報と国勢調査及び人口動態調査から、独自に算出した数値となりますが、平成28年では1.65であり、全国の1.44、愛知県の1.56に比べ若干高い状況で、経年的に見ても同様の傾向で推移しています。以上です。

◎委員（榎谷規子君） やはり妊娠から子育て期までの切れ目のない支援の充実の成果だというふうに見えていいんでしょうか。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 妊娠、出産、そして子育て期において、い〜わ子育て応援事業として、助産師や保健師などが連携し、電話、面接及び訪問指導を通じて、切れ目のない支援を行っていることによって、安心して妊娠、出産、育児ができ、健やかに育つための支援ができていると考えていますが、この合計特殊出生率や出生率につきましては、それ以外の要因、晩婚化や未婚化、経済状況、住環境や社会風土の変化など、複雑な要因が絡み合った結果であると考えています。以上です。

◎委員（榎谷規子君） もう一点、119ページの予防接種事業についてお聞かせください。

高齢者の肺炎球菌ワクチンですけれど、5歳刻みの一回りがちょうど終えてというところですが、この5年間で一回りの中で、どれぐらいの接種を

済んだ方がいらっしゃるのか、今後もその5歳刻みの定期接種は続けていくという状況のようですが、どうなのでしょう。

また、任意接種として、その間の接種も可能なんですけど、2回目の接種というのは、まだ可能になっていないんでしょうか、お聞かせください。

◎健康課統括主査（須田かおる君） まず、定期接種のほうの接種率につきましてですけれども、平成26年度は47.1%、平成27年度は41.2%、平成28年度は41.9%、29年度は45.7%、30年度は44.0%となっております。

任意接種のほうにつきましては、予防接種法で1回接種ということで、定期接種をやらせていただいているんですけども、任意接種につきましては、定期接種の機会を逃してしまった場合の救済措置として助成制度を設けておりますので、現在のところ、2回目の接種としての助成は行っておりませんので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお願いします。

成果報告書の108ページの結核対策事業についてお聞かせください。

レントゲン検査受診結果ということで、活動性肺結核の疑いの方が1名ありました。ずうっと発生していなかったんではないかなというふうに思うんですが、こういった方はどのようにその後フォローされていくのかなあというところを、少し教えていただきたいというふうに思います。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 要精密検査というふうになった活動性肺結核の疑いとなった方につきましては、年度末、2月かそこらのところで、要精密検査を受けたかということの確認をしまして、もし受けていないようでしたら受けるようにということで指導をさせていただいています。

ちなみに、この方はその後精密検査を受けてみえて、結核ではなかったということになっておりますので、よろしく願いいたします。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 仮に結核ということで診断を受けた場合ですが、医療機関から保健所のほうに連絡が行くようになっておりますので、保健所のほうが訪問指導や治療に向けての指導を継続して行っていくというふうになっております。

◎委員（大野慎治君） 済みません、1点お聞かせください。

がん検診事業、112ページのことについてお聞かせください。

上から3行目のところで、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として、子宮頸がん検診は20歳211人、乳がん検診は40歳316人に対して無料で受診できるクーポンと検診手帳を送付し、受診勧奨を図りましたが、受診率、本来は理想は100%なんですよ、本来は理想は。伸びたといっても、本当は理想は100、完璧はね。せめて50%超えましょうとか、ま

ず目標をつけて、先進的な自治体は、広告代理店のようなところにインセンティブ契約をして、何%超えたらお金を払いましょうというようなチラシをつくってもらうところもあるそうです、先進的な自治体はね。

岩倉市としては、目標を何%を超えることを目指して、具体的にこういう取り組みをしていこうというような新しい取り組みは検討されているんでしょうか。

検討していないのなら検討していない。やっぱり理想に向かって新たな方をこれから調査・研究して、進めるなら進めるというどちらかで、検討はしていませんが、例えば新たな受診率増加に向けて調査・研究して進めたいというのか、どっちなのかというのが、答えてもらわなきゃ困るので。

◎健康課統括主査（須田かおる君） この新たなステージも含めて、がん検診の受診率は、一応国のほうで50%を目指すようにというふうに言われておりますので、いろいろな周知方法とか、検診ガイドとか、内容をいろいろ毎年試行錯誤しながらやっていっている状態ですので、引き続き少しでも受診率が伸びるように努めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑がないようですので、以上で、款4衛生費、項1保健衛生費、目1健康総務費から目4保健センター運営費までの質疑を終結いたします。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費から目7公害対策費までの質疑を許します。

決算書のページは210ページから214ページ、成果報告書のページは123ページから129ページとなります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） なしですか。

◎委員（梶谷規子君） 129ページの公害対策費でお聞かせください。

騒音調査ではなのき広場、岩倉団地と、29年から30年に数値はふえているんですが、また振動調査でもふえている状況ですが、それをどう見ていらっしゃるのでしょうか。やはり交通量が非常にふえているという実態ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） はなのき広場ですので、今、名草線というところで多分工事をやっていたり、そういったことでちょっと音を拾っているのかな、振動も拾っているのかなと思うんですけど、ちょっとその車の状況とか、工事の状況というのは、詳しくは把握していないのでわ

かりません。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 振動調査で、はなのき広場の数値と岩倉団地の数値と要請限度というのが違うんですが、やはり岩倉団地の数値が低いというのは、住環境に近いというところで、要請限度が低いんでしょうか。やはり寝ている状態、座っている状態で感じ方が違ってくると思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 梶谷委員さんのおっしゃるとおり、その住環境の状況、団地のほうですと、すぐそばに団地があるというところで、運転している方が配慮されているんじゃないかなとは思いますが、そこは信号とかありますので、信号でとまったりとか、そういった道路の構造のこともあるんじゃないかなと思います。済みません、本当にそこら辺の検討は余りしていないので。以上です。

◎委員（梶谷規子君） この要請限度というのが、その場所、その地域のどういう環境かというところで違うのかなあとあって、今度、小規模保育事業所ができるので、乳幼児の保育のそういう施設があるところは、要請限度というのがもっと数値が変わってくるみたいなのがわかりましたら、教えていただきたいと思うんですが、難しいですか、済みません。

◎環境保全課長（丹羽 至君） 要請限度の違いにつきましては、住居区域によつての違いで差があるというふうに考えますが、御質問の西市の新しくできる保育園の場所については、その区域の把握を今していないところですが、恐らく西市の住居と同じ要請限度の数値になるのかなというふうに思います。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお願いします。

今の公害対策費のところ、航空機騒音のことをこの間ずうっとお話をし続けています。前年度よりは少し数値は下がっているところですが、基準値と言われているものに非常に近い最大値が出ているというところなんです。

また、交通の騒音のほうも、岩倉団地のほうの数値を見ていると、経年的に見ればずうっと上がってきているというふうに思っています。

それで、例えばこの基準値だとか要請限度というところを超えるようなデータが出た場合は、どのような対処が行われるのか教えていただきたいと思っています。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 道路騒音につきましては、基準値を超えると、その道路の構造ですとか、道路状況とかを確認していくことになるかと思っています。

あと航空機騒音につきましては、基準値を一時期超えることも想定される

んですけれど、航空機騒音につきましては、市民の方から苦情のお電話とか、申し出があったときに原因のほうを確認するという形にさせていただいています。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 道路のほうは基準を超えるような状況が生まれた場合は、道路構造について調査をして、改善が必要なようだったら改善されるのかなあとというふうに思いますけど、航空機のほうはちょっとよくわかりません。例えば県営名古屋空港のほうに、こういう数値が出ているようなことの連絡なんかが行ったりするのかどうかということだとか、あるいは上空を飛ぶのは、風向きによっていろいろありますので難しいとは思いますが、もう少し対処の方法というのを明確に教えていただきたいというふうに思います。

◎環境保全課長（丹羽 至君） 航空機騒音の基準値を超えるような数値が出た場合におきましては、その状況をまず確認をしっかりと、その数値が続くようでしたら、県営名古屋空港だとか、自衛隊などかわかりませんが、そういった飛行機を飛ばす管理をしている部署のほうにそういった状況をお伝えして、必要に応じて県だとか国に対して要望していくものだと考えます。

◎委員（堀 巖君） 自然生態園のことでお聞きします。

本会議等でも聞いたかもしれませんが、ワークハウスの雨漏りであるとか、必要な修繕等はきちんとされているのでしょうか、お聞きします。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 昨年の平成30年度においては、水漏れ修繕等を実施させていただきました。ワークハウスの中の雨漏りが一時期起こっていたんですけれど、それは生態園にいる職員等で修繕したら、とりあえずは今ちょっともっている状態です。

修繕のほうは園内の状況を見ながら適切に、急ぐものであれば早急にやっ
ていこうとは思っています。以上です。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

あと環境保全費とも関係していきまして、岩倉のナチュラルリストクラブとの協働で行う事業が結構多いかと思えます。ナチュラルリストクラブさんの、どこの団体もそうですけれども、高齢化に伴って体制の問題であるとか、そこら辺の実情で、何か事業で困っていることとか、あったらお聞かせ願いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 岩倉ナチュラルリストクラブさんとは、年間を通した自然生態園内の生物調査を委託で行っていただいたり、自然生態園のイベントを、こちらのイベントはナチュラルリストクラブのメンバ

一さんで、自然生態園で働いてみえる方を中心にイベントは取り仕切っていただいています。

今後イベントを行う際に、今の現状ですと、ナチュラリストクラブさんの中でも、一部の会員さんが主に中心となってやっている状況で、ここ数年、そのナチュラリストクラブさんに委託をしてはどうかとか、いろいろ検討はしているんですけど、ナチュラリストクラブさんの中で、イベントを運営できるようなメンバーさんが数としてはそれほどいないという状況の中で、市の職員がイベントの運営についてかなりフォローをして、一緒につくり上げていくというのが今の時点でベストかと思います。

ただ、そうした今やっていただいているメンバー、イベントを取り仕切ってもらっているメンバーさんも、やはり高齢の方にだんだんなってくると思うので、一部分のイベントの委託をどこかにしたりとか、そういったことも今後は考えていかないといけないかなと思っております。以上です。

◎委員（堀 巖君） 自然の豊かさをはかる一つの指標としては、トンボの種類だというふうに教わりました。そのためにもザリガニ釣り大会を当初からやって、外来生物であるアメリカザリガニを駆除するという目的で始めたわけですけども、これも毎年やっていて、今の現状、そういったトンボの種類だとか、そういうような推移はどのようになっているのでしょうか。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 自然生態園のことでお伝えさせていただくと、平成8年の開園当初、3年間ぐらいは大体トンボの数が26種類、27種類はいたかと思うんですけど、現状は種類は10種類ぐらい減って、今は17種類ぐらいで推移しています。

トンボは種類ごとに生息環境も違いますし、成長段階によって、1種類であっても生息の環境が違うということで、多様な自然環境をつくり出すというのが大事だと思うんですけど、私たち環境保全課としては、自然生態園ですとか、五条川というところを中心とした生物の多様性のある自然環境づくりというところで、尽力しているところでございます。以上です。

◎委員（堀 巖君） 最後の質問ですけども、やっぱりビオトープという言葉がちょっと死語になりつつあるとか、余り使われなくなって下火になっているような気がしてなりません。ビオトープネットワークという緑の基本計画の中の言葉についても、市としても、その重要性についてトーンダウンしているような気がしてなりません。ぜひ環境保全課のほうでその点をもう一度、岩倉の自然豊かな、身近な自然を守っていただきたいというふうをお願いして、質問を終わります。

◎委員（大野慎治君） 毎年、私は決算のときにお話ししておるんですが、

環境保全課の皆さんの事業というのは、実はそんなに派手な事業は多くなくて、地道な市民の皆さんと各種団体と協働しているイベントが非常に多くて、実は日曜開庁とか何かも皆さん出られているときもあって、応援も出られていらっしゃるんですけど、忙しい、地味だけど。本当に市民の皆さんと直結した、黒川さんが課長のころからですけど、一生懸命頑張っているということは僕は知っているんだけど、やっぱりもうちょっと、休んでいるのかなと、実は休んでいないんじゃないかと僕は思うとき、特に今、イベントが多い時期、そういったところの御苦労というのは、もう一回事業の見直しとか、本当に先ほど言っていた一部委託とか、そういったところというのは、もう一回、再度どのような見解をお持ちなのか、特に今は忙しい時期でございますので、ちょっと見解を所見をお聞かせください。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 今、職員でも働き方改革というところで言われていますけれど、私たち、やはり土曜日、日曜日の行事が大変多くございます。行事も、市民の方に求められる行事を行っていく上で、精査しなきゃいけない部分もあるんじゃないかなと思うんですけど、ちょうど来年は自然生態園のほうも開園から25周年というところもございますし、あと生物多様性関係ですと、COP10から10年たつということで、2010年に名古屋市で開催されたCOP10から10年というところで、愛知県のほうが来年は生物多様性に関するイベントを積極的にやっというふうな流れでございますので、そういったことも踏まえながら、今後のイベント運営を考えていこうと思っています。以上です。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書127ページ、それから決算書のほうの215ページの地球温暖化対策推進事業ですが、まず個人的には私見としては、地球温暖化ということが実際どうかということ、それから二酸化炭素の原因だというのは本当かということについては、非常に疑問に思っていますが、ただ現在の国の政策、愛知県の政策を前提として、二酸化炭素の排出削減とか、そういう従来の地球温暖化対策を行うとしても、この中で、地球温暖化対策事業の中の大部分が、決算書の215ページで見ていただくように補助金に占められておりまして、つまり住宅用の地球温暖化対策設備設置費補助金ということで653万円が支出されているわけですけども、これは決算書の212ページを見ていただくと、その目の6で、自然環境保全費全体で1,184万円ということですので、過半数を占めていると、従来の国の方針とか県の方針を否定しないという前提でも、この過半数を占めているというのは割合としてちょっと高過ぎないか、ほかのことに、それこそ生物多様性とか、ほかのものに振り向けていったほうが比率としていいのではないかなと思うんですが、

その点をお伺いしたいと思います。

補助金の653万円が自然環境保全費の1,184万円の半分以上を占めていると、過半数を占めている状況をどう思われるかということをお伺いしたいです。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） ありがとうございます。

住宅の補助に関しては、設備の補助ですので、どうしても金額が高くなってしまふということなんですけれど、環境保全課の生物多様性に関してですとか、自然生態園のイベントですとか、あと地球温暖化に関することだと、今もCO₂のライトダウンキャンペーンを行ったり、数々イベントは行っておりますが、私が考えるには、イベントにはかなりお金をかけずにやっているというところがありますので、イベントにはいろいろ考え方はあると思うんですけれど、本当にかけずにやっているというところで、予算的にはバランスがとれていないんじゃないかなと思われると思うんですけれど、ちょっとまた考えさせていただきます。以上です。

◎委員（水野忠三君） 限られた予算の中でどういうふうに配分するかということですが、繰り返しになりますが、住宅用のその補助金も、例えば1件当たりの補助金額を減らすといいますか、今の水準じゃなければいけないのかということを考えていただいて、例えば今1件当たり1万円であれば、8,000円とか7,000円じゃだめなのか、それでその結果、その浮いた分をほかのイベントや、環境の中でも例えば生物多様性とか、ほかの必要とされるところに振り向けるということをお検討いただきたいというふうに要望しておきます。

じゃあその点について、お伺いできればお願いします。

◎市民部長（中村定秋君） こういった自然環境保全に関しましては、環境基本計画に基づいて実施しております。

あと、例えば今補助金の額が多いという話がありましたけれども、これは県の事業に付随してやっている部分もございまして、その分は特定財源もございまして。なので単純にその金額だけを比較して、多い少ないということではないと思いますし、先ほど担当のほうからもお話がありましたけれども、そういった活動というのは、やはり市民参加というのも非常に大切でございまして、そういう市民参加でやっている中で、比較的安価にできているという部分もございまして。いろいろと見方はあるでしょうけれども、今後も基本的には環境基本計画などに従って、優先度の高いものから事業を進めていきたいと考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費から目7公害対策費までの質疑を終結いたします。

続きまして、款4衛生費、項2清掃費についての質疑を許します。

決算書のページは214ページから220ページ、成果報告書のページは130ページから135ページまでとなります。

質疑はございますか。

◎委員（堀 巖君） 本会議でも聞いたんですけれども、羽毛布団のことについてもう少し教えてください。

有償で引き取ってもらっているということなんですけれども、年間キロ単位の価格が幾らなのか、数千円ということだと思ったんですけれども、年間どのぐらいの売り上げがあって、事業者のほうは幾らそれに対して利益があるのかというところ辺までわかったら教えてください。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 羽毛リサイクルにつきましては、一応キロ当たり幾らというふうではなく、1枚当たりです。

1キロ以上の羽毛布団1枚当たり400円、これは税抜きですけれども、1キロ未満のものについては100円、こちらも税抜きなんですけれども、このような金額となっております。

その金額によって業者がどれだけ利益を得ているのかという部分については、存じ上げないところではあるんですが、その価格が適正であるかどうかという部分については、まず羽毛については、中国での需要の高まりで、国内での流通量が不足してきたということもありまして、羽毛にかかわる多数の事業者の方で、羽毛循環リサイクルを目指す取り組みというのがあります。そこに、羽毛を回収して、洗浄して、商品として再利用するという会社、これは河田フェザーという会社なんですけれども、そちらのほう買い取りをしているということでございます。

県内の羽毛布団リサイクルをしている自治体は、全て河田フェザーのほうに売り払っているという状況でございます。

羽毛リサイクルを実施しているそのような取り組みというのは、ほかにはちょっとないということで、1社随契というような形にはなっているんですけれども、県内で先行する自治体、それから全国でも、この羽毛布団リサイクルは展開されているということで、その金額については、先ほど申し上げたような金額というふうになっておると聞いております。そういった部分におきましては、羽毛布団リサイクルというのは、重量としてはごみの減量化、資源化というふうによく言えますけれども、減量化についてはさほど、軽いものですから貢献はしないとは思いますが、羽毛のようなものまでリサイ

クルできるんだという部分で、市民へのPRという部分が効果としてあると思います。

羽毛布団のリサイクルのPR効果という部分と、400円、100円という金額が、これは妥当であるかという議論はあろうかとは思いますが、全国の多くの自治体がこの金額で売却しているという部分から、バランスがとれているのかなというふうには考えております。

◎委員（堀 巖君） お聞きするところによると、1社しかないというところがちょっとひっかかって、これほど中国の需要がふえて、何とかのダイヤモンドみたいな形で、価値が非常に高いものになりつつあるというこの羽毛布団、羽毛について、独占状態になっているというところが何か首をかしげるんですけども、今後もその1社しか扱わない、扱えないという、何か技術的なことがあるのでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 技術的なことだと、私もその辺は専門外なんですけれども、一応、松阪市のほうにそういった工場があるということで、工場見学もできるということで、まだ行ってないんですけども、技術的にはかなり先進的な技術だというふうに聞いています。

金額が妥当かどうかという部分については、1社しかないというような話ですので、現状、今この羽毛布団リサイクルを手がけている業者が、洗浄を専門にする会社というのはそこしかないということなんですけど、こういった質問が出たとか、こういった金額についての質問を受けたというようなことは、情報としてその会社の担当者のほうには伝えていければなというふうには考えております。

◎委員（梶谷規子君） 133ページのごみ収集業務についてお聞かせください。

1行簡単に、引き続き6コース中4コースの収集業務委託を行いましたとあるんですけど、これまで市直営の環境員さんが2人か3人退職されると、そのコースを民間委託ということで、1コースずつ委託がふえていたこれまでの経過があると思うんですけど、今の環境員さんの年齢、今後きちんと直営の環境員さんは残して、この2コースだけは守っていくという方向なのか、今後どうお考えか、お聞かせください。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） コース委託につきましては、委員さんがおっしゃられたとおり、職員の退職に伴って、順次委託に切りかえてきたということなんですけれども、現状一番年齢が高い環境員さんで、現在たしか53歳だったかと思います。なので、しばらくは直営による2コースというのは維持できるというふうに思っております。

令和10年度あたりに年齢が一番高い職員と、あとその2個下ぐらいの職員さんが減るようなときがございますので、そのときには1コースは委託する方向になっております。

これは、愛北産業さんのほうが、くみ取りが下水道事業の展開によって業が先細っていく代替措置として、コース委託をするということを今までもしてきた中で、あと1コースは合特法という法律があるんですけども、そういうふうに代替措置をとらなければならないという法律がありまして、あと1コースは、恐らく委託することになっていくかとは思いますが、その最後の1コースを残すかどうかについては、これは大規模災害が将来起こり得るような話もあったりしますし、1コース残すべきかどうかについては、今後また時間をかけて議論していくべき話ではないかというふうに考えております。

◎委員（榊谷規子君） 今委託しているのが愛北産業さんで、下水道を完備するに当たっての代替でやらなくてはいけないという法律があるんですか、国の。自治体がそれを守らなければいけないという。自治体の中で、やはり直営での環境員さんを残すということは大事なことだと思うんですが、他の自治体もその代替のことで委託をふやしているという状況があるということなんですか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 先ほど言った合特法による代替措置というのは、例えばごみ収集のコースを委託するという形もあれば、自治体によってはお金を払っちゃうというところもあるというふうに聞いております。ですので、そのあり方についてはいろんな形があるんですけども、岩倉市の場合はコース委託することによって、その代替措置をとってきたということで、ただそれはあと1コースというような話ですので、もう一つの残った1コース、こちらについては、そのノウハウの継承という部分とかもあるので、そこはやっぱり時間をかけて残すべきかどうかというのは、考えていかなければいけない課題だというふうには認識しております。

◎委員（堀 巖君） その合特法なるものを読んだことがあります。正式名称をきちっと教えていただきたいのと、その合特法の規定は、自治体が下水を整備するに当たって、今そこで利益を得ている業者の営業なり存命を必ず保障しなければならないというふうな書きっぷりではなくて、その適切な措置を講ずることとするみたいな、その表現ももう少しきちんと説明したほうがいいと思います。そこら辺の条文を読み上げるなりして、きちんと伝えていただきたいというふうに思いますが、お願いいたします。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 合特法の正式名称ですけれども、これは下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の略称でございます。

その条文の部分については、済みません、ちょっと今この場ではしっかりとお答えできるような資料を持ち合わせておりません。

◎委員（堀 巖君） わかりました。後日でもいいので、わかる資料を提出いただきたいと思います。

どこまで保障するかというところで、今の業者と市が協定を結んでいるのかどうなのか、やっぱりその限度はあると思うんです。だからどこまでやるというところも決まっているのであれば、その資料もつけていただきたいと思いますというふうに思います。

◎委員（木村冬樹君） 2点だけお願いします。

成果報告書130ページのごみ減量化推進事業について、上から4行目以降に、昨年度策定された計画が書かれております。それで、災害廃棄物処理計画が策定されたということで、非常に重要な計画だというふうに思っていますし、先ほどいつ災害が起こるかわからないといった状況の中で、きちんといろいろ決めておかなきゃいけないことがあるというふうに思います。

その中で、この計画の案が示されたときに議会でも少し議論しましたが、最大の懸案事項といいますか、一時保管場所が、その災害廃棄物を置く場所の確保が課題であるというふうに議論した覚えがありますが、その一時保管場所、保存場所というんですか、この検討というのは、今どのぐらい進んでいるんでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 災害廃棄物の仮置き場については、現状、岩倉市の計画では、地域防災計画に記載されている野寄スポーツ広場が仮置き場という形になっています。

それは、その地域防災計画との整合性をとってそのようにしているんですけれども、近くに新しい給食センターができたというようなこともあって、本当にそこでいいのかという議論はあろうかと思います。

ただ、ほかの場所ということで考えると、石仏のスポーツ広場なんかは近くに民家がございますし、そこは今後ちょっと地域防災計画を新たに、毎年策定するときに議論していただくことにあわせて検討していくということで、たしかお答えしていたと思うんですけれども、どのぐらい進んでいるかということになると、さほどは進んではいないです。済みません。

◎市民部長（中村定秋君） 今担当のほうで申し上げましたように、仮置き場については課題だということについては、まずは環境部門の課題としてそ

のように考えていまして、それについては協働安全課、その防災担当のほうとも今共有していますので、いつになるかということは明言できませんけれども、それはやっぱり見直しの検討をしていくべきじゃないかという、共通認識に立っているというところまで到達しているということです。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

いつ起こるかわからないというところなものですから、ちょっと大変ですけど、ぜひ検討を進めていっていただきたいと思います。

もう一点、これは決算書の220ページ、221ページの関係で、塵芥処理費の中の節11の需用費、修繕料、自動車修繕について少しお聞かせください。

要は聞きたいのは、予備費からの充当がここで行われています。恐らくこのじんかい処理をするパッカー車のプレート連結部の破損ということで修理がされている。これは高額なもんだから流用しなきゃいけないということで、対応されたというふうに思うんですが、最終的には、自動車修繕全体として予算内におさまっているという状況なんですけど、この予備費からの充当というのは、どういうところで検討されて判断されるのかというところを少し教えていただければ、災害のところで少しありましたけど、ちょっと考え方を教えていただきたいと思います。

◎市民部長（中村定秋君） 一度、全員協議会か何かでも少しお話はさせていただいたと思うんですけども、パッカー車の修理が必要になって、金額もここにあるように百十数万の見積もりが出たというところで、その時点ではまだ塵芥処理費のこの修繕料の残はあったんですけども、まだ年度の終わりまで少しあったものですから、それを先食いしちゃって足りなくなるといけないということで、そのときにいろいろと検討した結果、例えばほかに流用という手もありますし、今言った先に修繕料から支出するという手もありますし、予備費からの充用というのもありましたけれども、たまたまそのときに予備費がまだ使われていませんでしたので、財政当局と相談させていただいて、今回は予備費でいこうということで、決めさせていただいたというところですので、なかなかこういう場合はこういう規則的なものは難しいんですけど、ケース・バイ・ケースで対応させていただいているということでございます。

◎委員（堀 巖君） 毎年というか毎回聞いています。

生ごみ処理機なんですけど、ここにいる委員の中でも、僕ももちろん購入していないし使っていない。それがこの中で使っていないんだっちはやるわけがなくて、やっぱりごみ減量化の本当に目玉になると思いつつも、何か使いづらい、臭いとか、そういうイメージばかり先立って、なかなか普及し

ないのかなあという点があって、最新の今の生ごみ処理機の情報と、それからやっぱり岩倉市の普及率が全国的にどうなのかという観点、それともう一点は、例えば街路樹なんかの葉っぱの、それもごみとして燃やす、出していますけれども、その堆肥化はどのように考えているのかとか、その2点を中心にお聞かせ願いたいというふうに思います。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 生ごみ処理機の購入補助は、平成30年度で4件となっています。ここ数年は10件以内ということで、さほど数としては多くないんですけども、毎年着実に購入されている方に見えるという状況です。

最新の情報というのは、生ごみ処理機の最新のものということですよ。基本的な構造というのは、生ごみ処理機というのは変わっていないとは思いますが、その最新のものについては寡聞にして存じ上げていませんというようなことになります。

生ごみ処理機の普及率につきましては、数としてはそれほど多く出回っているわけではないということなんですけれども、平成18年と28年に購入された方にアンケート調査をしたところ、一度その補助金を受けると、5年間は受けられないということなんですけれども、今使っている機械が壊れたり、古くなったりしたときに、もう一回その補助金を利用して購入したいという方が多く見えたので、一定そのPR効果というか、使われている方に生ごみ減量の効果を感じていただいているのかなあというふうに思います。

それからあと、落ち葉とかそういったものの堆肥化についてのお話ということなんですけれども、清掃事務所の一角に堆肥化のますを設けておまして、そこにぼかしなどを入れて、どういう葉っぱのどのぐらいの量に対してぼかしをどのぐらい入れればうまく堆肥化できるのかということをやっています。ですので、それを各家庭でやっていただくというところにはなっていないんですけども、堆肥化される方に対する情報提供はできる状況にはしております。

ただ、そのますのほうは今現在、非常に古くなって老朽化しておりますので、今年度また新しいますに修繕して、つくり直す予定となっております。

◎委員（堀 巖君） 関連して、ちょっと戻っちゃうけど、そのますの大きさというのは、ビオトープにあるクサヤナの近くにある葉っぱを投げ込むあの程度の大きさなんでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） あそこまでは大きくはないですね。1.5メートル四方で、間にその仕切りを入れて、途中で裏返して、もう一回かきまぜるようにできる構造になっています。

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、款4衛生費、項2清掃費までの質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、3時より再開いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは休憩を閉じ、再開をいたします。

続きまして、款5農林水産業費の質疑を許します。

決算書のページは222ページから228ページ、成果報告書は136ページから144ページとなります。

当局、お願いいたします。

◎商工農政課長（神山秀行君） 本会議の中で、野菜の広場の販売状況についてお答えできなかったところについて、ちょっと簡単に御説明のほうをさせていただきたいと思います。

民間の農家の集まった任意団体ということなので、ちょっと額のほうは控えさせていただきまして、売り上げなんです、やはり過去は上がったりがったりしていた状況はあったんですが、近年はちょっと下落の傾向にあります。また、昨年、平成30年4月に1件の結構販売の大きい農家さんが退会されたということもありまして、29年度比でマイナス21%程度の販売額の減少という形になっております。

ただし、現在、世代交代のほうも大分進んでおりまして、昔は70代、80代の方が多かったんですが、今は30代の方が1人、50代の方が4名ということで、ちゃんと世代交代をされた方が跡取りという形で残っているというところで状況のほうを報告させていただきます。以上になります。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、質疑ございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） 139ページでございます。

農林水産業の農業費の特定外来生物等駆除費でございます。

これは、毎回でございますけれども、最近どうもこれを見ていると、びっくりこいたのは八剣町の中でアライグマ、ヌートリアという被害が出ていますが、実際この現状、このヌートリアというのはどんなような状況でしょうか。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） 八剣のほうなんですけれども、こち

ら環境保全課のほうで五条川清掃する際に、事前にヌートリアがいるということでわなのほうをかけて捕獲されたものになります。

◎委員（伊藤隆信君） そうすると、1匹ということですか。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） そうです。

◎委員（伊藤隆信君） やはりヌートリア、そしてまた熊は大山寺町にはいないんですけれども、非常にヌートリアは南地区、特に私どもの尾北自然歩道の五条川の広がっているところが護岸工事がされてないということで、非常にヌートリアが住みかになっていまして、かなり多いんですけれども、昨年が12匹ということで、ことしの状況とか、去年は正直言って少なかつたと思うんです。その前が物すごく捕獲して、そんなような状況ですけど、その辺のことはどのように分析されていますか。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） 昨年度は、たしかに12匹と少なかつたんですけれども、こちらのほうは、猟友会さんより、非常に暑かつたということで、やっぱり元気がなかつたということで余り活動的でなかつたということで、数が出なかつたというふうに聞いております。

今年度は、これまでのところで9匹の捕獲になっておりますので、まだもう少し稲のシーズンが続きますので、状況を見ながら捕まえていきたいと思っております。

◎委員（伊藤隆信君） ぜひとも捕まえてください。

これはやはり稲の発育するときに、稲の軸を食べますので、稲の穂は食べませんので、軸を食べて、大山寺へ行きますと、田んぼのほうにぽこっと穴があいていて、そんなような田んぼが見受けられますと、ああ、これはヌートリアが入っているなという気がいたしますけど、ぜひともヌートリアの捕獲のほうをよろしく願ひいたします。

それと、最近気になるのはジャンボタニシ。これがまたことしは非常に繁殖しているんですけど、その辺のところはどんなような状況でしょうか。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） ジャンボタニシのほうなんですけれども、やはり年によって多い少ないというのが非常にありますので、今年度まだ捕獲を農事組合のほうでお願いしている最中ですので、最終的な報告は出ていないんですけれども、若干昨年より多いというふうには聞いてはおります。

◎委員（伊藤隆信君） ぜひともこれも願ひいたします。

特に私は、ヌートリアは今回も重点的に願ひするんですけど、この生態を調べて、徹底的になくす方法はないんでしょうか。ちょっと当局、願ひしたいと思うんですけれども、どんなふうでしょうか。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） 生態と言っているのかどうかはわからないんですけども、やはり上流のほうから大雨に伴って流されてくるというふうには聞いておりますので、犬山のほうから順々に下ってくるというのが、猟友会さんから意見として聞いておりまして、ちょうど大山寺のところが上陸の地点になってしまっているのが現状です。

◎委員（関戸郁文君） 済みません、4つほど質問させてください。

成果報告書の142ページ、用排水路浚渫事業でございます。

幹線用排水路の総延長が4万4,341メートルで、そのうち2万2,619メートルを3年サイクルでしゅんせつしているという説明なんですけど、3年間をちょっと調べてみたんですけども、平成28年が4,784メートル、29年が2,750メートル、30年が3,786メートルと1万メートルまで行かないような状況です。

これは多分、ちょっと僕の理解が正しいかどうかの確認なんですけれども、3分の1の多分7,000メートルぐらいのうちの3,700メートルが必要で、それ以外はしゅんせつの必要がなかった、その辺のところをちょっと教えていただきたいんですが。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 幹線用排水路は4万4,341メートルありまして、そのうち2万2,619メートルというお話なんですけど、これは3年にわたっておおむね毎年7,500メートルぐらいということになりますけど、こちらについては、現地を確認いたしまして、必要な堆積量や堆積物から発生する臭気の有無等により実施する場所を選定しています。

したがいまして、必ずしも3年サイクルで2万2,619メートル全てを行うということではございません。以上です。

◎委員（関戸郁文君） それでは、次の支線用排水路なんですけれども、これも3年間見てみたんですが、平成28年度が1,116メートル、29年度が628メートル、平成30年度が392メートルと段々減っている状態であります。

これは支線用排水路がそもそも何キロぐらいあって、それで私の経験から申し上げますと、田んぼに水が入る前に、支線のほうは農業をやっている人が自分で土をどけて、通水できるようにするというのが基本だとは思いますが、市が手当する距離数というんですかね、全体の距離の中で何キロぐらいあって、普通田んぼを持っている人がやるのがどれぐらいあるのかと、その辺のところをちょっと教えていただけますでしょうか。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 済みません、背割り排水路を初めとした支線用排水路の延長は、台帳上では約92キロございます。

支線用排水路のしゅんせつにつきましては、ほんの一部分の延長しか対応

できてないとのことですが、しゅんせつは原則地元でお願いしているところではございますが、地元要望の中でも、地元では清掃が難しいと思われる箇所、例えば暗渠の部分であったり、堆積量や堆積状態によっては地元では行えないものもございまして、そういったものにつきましては市で対応をしております。以上です。

◎委員（関戸郁文君） ありがとうございます。

ちょっと気になるところが、だんだん市にやってもらっているのが減っている感じがあります。自分の経験なんですけれども、やっぱり農業従事者も段々高齢化しまして、自分で管理できない人もふえてきてまして、たまる量がふえてくるんじゃないかなという危惧がありますので、その辺のところをちょっと監視しながらチェックしていただきたいというふうに思っております。

次の質問に行きたいんですが、隣のページ、143ページの用排水路改修事業でございます。

これは単独土地改良事業補償金という県の補助金をいただいて事業をやるんですけれども、これは2つの工事が全く同じ金額で落札されていると思うんですね。ちょっと証書類審査で確認させていただいたんですが、同じ業者が同じ金額で落札しているということで、ちょっとどうかなあと思ったんです。実際、見積もりをとった段階、その辺の経緯のところを、もし御説明いただければお願いいたします。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） こちらの2つの県費補助事業につきましては、県の積算基準に基づいて積算をしたり見積もりをとったりしまして、その積算をしたものにつきましても県の設計審査を受けて、審査をさせていただいてから発注しているところでありまして、それは入札にかけましたら、たまたま同じ金額だったということで、それは主要施策の報告書をつくる過程でも何度か言われたりはしましたが、どう調べてもやはり同額であったというところで、たまたまということで御理解をお願いします。以上です。

◎委員（関戸郁文君） 入札なんで、そういうことは起きるとは思いますが、見積もりの段階でしっかり精査されていけば、それはそれで結構かと思いません。

じゃあ次の質問に入らせていただきます。私からの最後の質問ですが、144ページの土地改良事業についてでございます。

これも証書類審査で確認させていただいたんですが、1,800万円のその他のこれは補助金になると思うんですけれども、土地改良施設維持管理適正化事業というんですかね、愛知県の土地改良事業団体連合会から1,800万の補

助を受けて32メートルを直したということだと思います。

過去を調べさせていただきまして、平成28年度だと同じように3,510万円の補助金をいただいて、76メートル新堀用排水路を直している。それから平成29年度に関しても54メートル、これも2,800万の補助金をいただいて直しているという状況でございます。

先ほどもあったように、44キロある幹線用排水路なんですけれども、40年ぐらい前にできたもの、それより前ぐらいのものが多分ほとんどと思うんですね。ですから、今後、公共建物と同じように老朽化していくということが想定されますと。32メートルで2,000万かかる事業でございますから、とても市の単独でやっていけることではないと考えるところでございます。国とか県は、一体この土地改良事業、用排水路をどのような形で維持管理していくかというのが、何か方針等がもしありましたら教えていただきたいと思っております。

◎維持管理課長（高橋 太君） まず、確かに全体延長の中で、改修の延長というのが非常に微々たるものだというのは認識しておりますが、幹線については、それでも延長が少ない中で、計画的な改修には努めておるところですが、国とか県の方針というよりは、やはりどこまでいっても補助金として事業費はいただいておりますが、管理主体は市ですので、あくまでも市が今後どういう形で管理していくかということは考えるべきだということで、特筆するような国とか県のそういう計画も示されていないというふうには今認識しております。

ですので、今後どうしていくかというところは、岩倉も、ほかの自治体も大きな課題だということは変わりないんですが、現状ではやはり幹線については計画を、潤沢な予算の中で十分な延長はやれていかないんですけど、最低限必要なところは計画を持ってやっていこうと。

前の議会とかでも同じような回答はしておりますけど、どうしてもそういう末端の支線の用水なんかは、計画を持とうにもかなり延長がありますので、そういったところは苦情だとか、パトロールで発見し次第、対症療法でやっていかなければいけないというのが現状でございます。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書の136ページ、農業委員会費について伺いをします。

説明の文章の中の上から2行目で、耕作放棄地が88筆3万6,144平方メートルというふうには書いてあるんですが、こちらのほうの耕作放棄地を解消するために、いろいろ話し合いを行いましたというような説明が続きに書いてあるんですけども、実際に耕作放棄地を持っておられる方が、現状じゃな

くて解消する方向に向かうために、どのようなインセンティブというか、そういうふうにしようというふうに思っていたかというのを、どういうふうに取り組みられているのかお伺いをしたいと思います。

ちょっと聞き方があれなんです、要するにそのまま放っておけばいいというふうに思ってらっしゃる方もかなりいると思うんですけども、そういう方に現状じゃなくて変えていただくために、どのようなお声がけというか、説得といいますか、そういうのをされているかお伺いしたいと思います。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） 耕作放棄地につきましては、地元の農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんという方がいらっやいまして、その方々に個別にやはり地元ですのでお声かけをいただいて、きちんと農地の管理をしていただくというのを、指導していただくのを基本にしております。

その上で、最近ですとやはり相続とかで遠隔の方が相続されてしまうパターンとかもありますので、そうした農地につきましては、JAさんとかと協力しながら、作業の委託とかを使ってなるべく農地を農地として使っていただけるように進めております。

◎委員（水野忠三君） それで、決算書の223ページの農業委員会費、報酬のところ、農業委員会委員報酬というのと、農地利用最適化推進委員報酬というふうに2つ上げてあるんですが、農業委員会の委員さんと農地利用最適化推進委員さんとの役割分担といいますか、どういうすみ分けといいますか、役割分担はどのようにされているんでしょうか。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） 農業委員さんにつきましては、毎月の農業委員会総会において、農地転用の案件ですとか、そうしたものを審議していただく方になっております。

新しく新設の農地利用最適化推進委員というのがあります。こちらのほうにつきましては、農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止解消が主な役割となっております、特に農地の利用状況調査、9月に毎年行っているんですけども、いわゆる農地パトロールというものになるんですけども、こちらにおいて主な役割を担っていただいております。

◎委員（水野忠三君） それで、ちょっと自分が余り理解していないのかと思うんですけど、耕作放棄地というものに対して、農業委員会の委員さんはどうかかわり、農地利用最適化推進委員さんはどのようにかかわりという、例えば対象となる方に対して接するときとか、話をするとき、どういうふうに違いはどうか、同じなのかどうかというのをお伺いしたいと思います。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） 基本的に、岩倉市の場合は大きな違いはなく、同じように地区の担当を持っていただいて、お話し合いに臨んでいただいております。

◎委員（大野慎治君） 済みません、今、耕作放棄地の話題が出ましたので、成果報告書の136ページ、調査の結果、耕作放棄地が88筆 3万6,144平米、そのうち農振農用地区域内農地が57筆 2万2,455平米とありましたが、残りの31筆 1万3,989平米は、どこに存在した耕作放棄地なのか具体的に述べてください。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） そちらにつきましては、いわゆる調整区域内の白地農地といたしまして、農振農用地には当たらない部分になります。

◎委員（大野慎治君） 具体的には、何町に多かったのかというのは大体把握しているところがございますか。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） 申しわけございません、ちょっと細かいところは今お答えできません、資料がございませんので。

◎委員（大野慎治君） 恐らく白地の農地というのは、岩倉でいうと鈴井町とか、石仏町のほうにある白地農地なのかなあというふうに把握しますが、ちょっとその点のところは、把握しておいていただきたいと思います。

あと1点、ジャンボタニシのことを伊藤委員が聞かれましたので、せっかくですのでお聞きしたいんですが、京都府大山崎町において水煮タケノコで大量に駆除できたというニュースが流れておりました。そのことは把握して、岩倉市としてジャンボタニシの駆除代を2分の1補助するというよりも、具体的な新しい取り組みというのは、こういった取り組み、今のはたまたま成功した事例でニュースに流れておりましたが、その他の新しい取り組みを検討されているのかどうなのか、お聞かせください。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） 今現在ジャンボタニシについては、駆除剤の補助以外のことを検討していることはないです。

◎委員（大野慎治君） 今、水煮タケノコで大量に、水煮タケノコでなぜかジャンボタニシが駆除できるというニュースが京都新聞で流れておりましたが、ヤフーニュースで流れておりました。

そういったことは承知していましたか。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） ニュースとしては存じ上げておりません。

◎委員（井上真砂美君） 別件で失礼します。

成果報告書の140ページ、水田農業経営所得安定対策推進事業についてお

尋ねします。

一般作物の中で、麦がゼロですよ。何をと思っているかというのと、今、環境に優しいストローということで、麦というのはすごく話題に上っていると思うんです。

岩倉市の中でも、昭和30年ぐらいは麦をつくってしまして、私も八剣や石仏のところは麦をつくっていて、ストローの軸を取り出して牛の乳を飲んでいた記憶があるんですよ。そういうことができるので、これはひょっとしたら商売になるかもしれないなと思って、農業委員さんにちらっと聞いたんです。麦をつくらないんですかと聞いたら、何か前はつくっていたけど補助金があればなあとかと言われたので、麦が今現在ゼロになっているもし理由がわかったら教えて欲しいですし、補助金があれば取ることってできるんでしょうか、その辺わかっている範囲でいいですので教えてください。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） 私も以前は転作で麦をされている方がいらっしやったというふうには聞いているんですけども、実際、水が合わないとか、やっぱりつくりにくいとか、死んでしまうとかでなかなか難しいということで、現在はされている方がいらっしやらないと聞いております。

なので、ちょっと今回のこれも転作の補助になりますが、補助を出してもなかなか取り組んでいただけていないというのが現状と認識しております。

◎委員長（鬼頭博和君） それではないようですので、款5農林水産業費の質疑を終結いたします。

続きまして、款6商工費の質疑を許します。

◎商工農政課長（神山秀行君） 済みません、質疑の前に本会議のほうで、小学生ヨーヨー大会の参加者の数字の御質問がございました。

そちらのほうですが、昨年というか、年号的にはことしなんですけど、3月21日に総合体育文化センターで、小学生ヨーヨー大会ということでヨーヨーを小学生4年生に配布させていただいた関係で、大会のほうを開催させていただきました。参加者につきましては、小学生が22人、その親やスタッフを含めると全体で50名ほどの参加という形になっておりましたので、報告させていただきます。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、質疑のほうございませんでしょうか。

[発言する者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 今、商工費です。

そうですね、ページ数のほうは済みません、決算書のページは228ページから238ページ、成果報告書は145ページから157ページまでです。

質疑はございますか。

◎委員（片岡健一郎君） 成果報告書149ページ、桜まつり事業について少しお伺いします。

証書類審査にて確認させていただきましたが、委託料として岩倉市商工会さんのほうに委託されているようです。これは150ページの市民盆おどり、そして151ページの市民ふれ愛まつりも同様でございます。商工会さんのほうに一括で委託されております。

質問なんですけれども、商工会さんからどのような報告を受けて、どのようなチェックを当局としてされているのかというのを少しお聞きしたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 桜まつり、また夏まつりですとか、そういった各商工会のほうに委託をさせていただいているものですが、最終的には実績報告というような形で実際にどういう形でお祭りを実行してきたか、またそこに伴って予算に対してどのような決算であったのか、その決算に伴う証拠書類、あとは実施状況の写真、そういったものを添付させていただいて報告をいただいております。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

そういった結構されているということで、その報告でまた次年度に活かしていただければよろしいかなというふうに思います。ありがとうございます。

◎委員（黒川 武君） 私からは3点ほどお聞かせいただきたいと思います。

まず1つ目は、147ページ主要施策報告書、147ページの商工振興費のところで、全体としての執行率が73.2%と、平成29年度は80%の執行率ということで下がってきてはおります。

それで各事業の執行率で低いものを上げますと、地域産業活性化支援事業が53.8%、ビジネスサポートセンター運営事業費補助金が36.7%との執行率であります。なぜ特にこの2つの執行率が低くなったのかと、その要因をお聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） ビジネスサポートセンターの運営事業費補助金につきましては、本会議の中でもお答えをさせていただいておりますけれども、ビジネスサポートセンターが立ち上がった当初ですと、商工会の中で、人事異動で県の現職が岩倉市の商工課へ在籍し、事務局長兼ビジネスサポートセンター長としておられましたけれども、平成30年度はその職員が異動になり、民間企業を定年退職された方が7月から商工会の事務局長になったといったところから、人件費が下がってきたことが主な要因でござ

います。

また、地域産業活性化支援事業については、平成29年3月に策定した岩倉市中小企業・小規模事業者活性化行動計画に基づき、市が主体となって実施する事業、また商工会が主体となって実施する事業、さらには市内7つの金融機関と商工会、また、市で構成する地域産業活性化推進協議会が主体となって実施する事業と、さまざまな主体性が連携し取り組む内容となっております。

昨年度は、市が主体として実施するもののうち、御質問にありました委託料の予算をかけて実施したものは、高校生を市内の事業所に派遣し、多様な勤労観や職業観を身につけてもらうとともに、将来の就職先としての選択肢を高める取り組みとして行った高校生インターンシップ事業でありまして、また予算をかけずに行ったものとしましては、これまで市職員を対象に行っていた接遇研修を中小企業等の従業員の方にも参加いただき、合同研修会として実施しております。

また、協議会が主催する事業としましては、先ほど委託料ですとか、運営費補助金のお話はいただいておりますけれども、地域産業活性化推進協議会負担金、こちらのほうの予算の中で、各金融機関や商工会にも一部御負担をいただきながら、採用力向上を目指した市内中小企業の採用にかかわる調査事業ですとか、夏休みに実施した市内で活躍する企業見学ツアー、さらには予算をかけずに実施したものとして、金融機関等が主催する展示会ですとか、セミナー等の情報を集約しまして、事業所へ情報展開するなど予算をかけて実施するもの、また予算をかけずに実施するものなど、毎年協議会の中で商工会が行っている事業所向けのアンケート結果を踏まえ、メンバーである金融機関や商工会と相談しながら内容については決めております。

それ以外にも商工会への補助金としましては、小規模事業経営支援事業費補助金ですとか、商工業振興事業費補助金などもございますので、そのあたりの決算額、そういったものも最終的には下がってきておりますので、全体として結果的に73.2%の執行率というふうになっておりますので、お願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 今御答弁いただきましたように、いろいろ人件費が下がったりとか、あるいは商工会、あるいは金融機関、そういったところが一部負担をしていただいたと。さらには接遇研修においても市のほうに参加いただいたということで、いろいろ工夫、改善をされたその結果として、その執行率になっただろうというふうには理解をしておきます。

それから商工振興費でもう一点だけ、これは関連でお聞かせいただきたい

と思います。

創業支援の関係であります。

総合戦略の、またK P Iという数字でございます。

そして、その中に事業承継ができた小規模事業者数という指標がございまして、29年度、30年度ともにゼロといった状況でございました。

そして、本年3月18日に改正されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会におきまして、委員から事業承継に関するところが弱い、そこに踏み込んだ対応をしていくのかとか、経営者が60歳、70歳になっても後継者が決まっていなかった場合が多く、事業承継の大きな課題になっている、経営者自身が意識していないところに問題がある、そのような指摘が議事録に載っているところでございますが、市としてどのような対応を考えてみえるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 事業承継につきましては、毎年、岩倉の商工会が市内の事業所に向けて行うアンケート調査におきましても後継者不足の課題といったものが上げられ、その課題に対する対応策として、廃業ですとか閉店といった承継しないというような回答が一番多くなっており、非常に難しい問題だなあというふうに感じております。

そのような中で、国による税の優遇措置ですとか、愛知県では平成29年度に愛知事業承継ネットワークを設置し、各種セミナーや専門家派遣などの取り組みによる支援が進められているところであります。

また、岩倉市商工会では、県の取り組みをホームページですとかSNSを活用し、事業者へ情報提供するとともに、岩倉市ビジネスサポートセンターにおいても相談を受け付けているような状況でございます。

本市としましては、今年度、岩倉市地域産業活性化推進協議会による主催事業としまして、10月に事業承継セミナーを開催予定であります。少しずつではありますが、愛知県ですとか商工会の取り組みとあわせ、事業承継の促進に努めていきたいというふうに考えております。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

なかなかやっぱり事業承継は難しい部分もあるかと思いますが、せっかく長い歴史、伝統の中で育んできた、やっぱりお店としても伝統等もあると思いますので、ぜひ事業承継のほうには力を注いでいただくことをお願いしたいと思います。

それから、もう1点だけです。

149ページの桜まつり事業でございます。

これはちょっと私、市民の方といろいろお話をする過程の中で、市民の方

からの一つの発案だということで、ぜひ聞いておいてくれといったことでここでお聞かせいただくんですが、今シティプロモーション事業というのをここ数年間、市もかなり力を入れてやってきているということなんですが、ただ本年度をもってシティプロモーション事業も終息するのではないかなと思います。

しかし、岩倉市の魅力を発信する最大の期待がやっぱり桜まつりではなからうかなということで、岩倉は特に市民活動が活発なんですね。ですから、桜まつりの期間中に、市民活動を来場者の方に見てもらおう場があってもいいのではないかなというふうにその市民の方がおっしゃったわけです。

しかし、お祭り広場とか東町休憩所というのは、毎年出店者がほぼ決まっているということで、そこがなかなかやっぱり場づくりというのも難しいだろうということで、それで五条川右岸の豊国橋から北の堤防道路、その間は歩行者の散策路ということで、屋台等はないだろうとは思いますが、その堤防道路の一定区間を、市民活動のいわゆるプロモーションの場として開放してはどうだろうか、そんな提案も私いただいたところですので、これについて所見もお伺いしたいんですが、ぜひ御検討のほうもよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 桜まつりの期間中、現状ですけれども、メイン会場でありますお祭り広場のステージを利用して、平日、休日ともに、さまざまな市民活動団体による踊りですとか、歌などの発表が行われております。

ただ、特に平日なんですけれども、ステージのあきも多く、また土・日においてもあき時間は現状としてございます。

御提案いただいた堤防道路上の一定区間を開放した取り組みでありますけれども、近年は観光客も非常に多くて、桜の開花状況や天候にもよりますけれども、兩岸の堤防道路には人があふれるほどの状況であることですか、また昨年度でありますけれども、五条川右岸のちょうど今御提案いただいたエリアで、近隣住民からの騒音の苦情もいただいているような、そういったこともあります。それで、堤防道路を開放した取り組みというのは、やはり非常に難しいところであるのかなというふうに考えております。

また、先ほど現状をお話しさせていただきましたとおり、桜まつりの場としてお祭り広場のステージ、まだまだたくさん御利用いただける枠はあいておりますので、メイン会場である舞台上、たくさんのお客の前で、日ごろの練習をされた成果を御披露いただきたいなというふうに考えております。

◎委員（大野慎治君） 昨年も聞きましたが、シティプロモーション事業の

予算額と決算額、予算は僕別にいいんですけど、決算額、またこれ民間事業者に委託した金額なのに1,500万びつたりになっています。消費税8%で割ると1,388万8,888.9円、だから1円は入らないんですが、こういった委託のとき、普通は1,000円未満は値引きしていただいて、端数切りして、そういうことをするんですが、一般的にはね。ほかのところでは一般的には単価契約以外はそういうことをしていると思うんですが、何でこんなことが起こるのかと。

僕、昨年1,000万のときも同じことを言ったんです。こういう民間の事業者に委託する、市内の団体さんに補助金として交付するものとは違いますよという意味で、僕はこれを指摘しました。

幾ら随意契約で、3年契約で進めるといっても、こういうことが行われているのは商工農政課だけじゃないでしょうか。ほかの担当課で行ったら、こんなことはあり得ないという話になって思えますが、どうしてこういうことが起こるのか。昨年、僕注意しましたが、ことしも同じことです。見解をお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 昨年度のシティプロモーション事業ですけれども、当初の契約どおり1,500万というところで見積もりもいただき、また昨年度実施してきたポスタージャックですとかデジタルサイネージ、そういったものの執行として、最終的には決算額も1,500万ということでやらせていただいておりますので、お願いします。

◎委員（大野慎治君） いや、そんなことを言っているわけじゃなくて、1,388万8,888円、そんな見積もりなんか原則あり得ないんだわ。見積もりを出すとき、みんな幾ら3年で随意契約していたとしても、そんなことが起こるわけがない。一般論です、こんなものは。市民のところでは若干はあるかもしれないけど、官民のところではそんなことは一般的には起こらないんです。市民ではありますよ。そういうことが起こり得ることが。官民でこういうことが起こるんですか。

◎建設部長（片岡和浩君） 済みません、契約の段階で見積もりを徴収させていただいて、仕様の内容で契約をさせていただきました。金額で、内容としては1年間やっただいて内容を変更しているわけではございませんので、その契約金額での支払いをさせていただいたということで、昨年度も同じような答弁をさせていただいたと思いますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（大野慎治君） つまりこれは中身を精査できないということですよ、3年随意契約の中で。精査できていないからこういうことが起こると。円単

位が出るということが、中身が精査できていない。しっかり最初の段階で精査すれば、これは建設部が起こったら、僕は本気で怒ります。建設工事であったら起こり得ないから。

基本的に、そういったところの中身をもう一回精査するというのを、1,388万8,888円と、そんなことなんか、円単位の見積もり見てみたいですよ。見ませんが、あえて。こういうことが起こってはならないと僕は去年も注意したので、今後こういうことが起こらないようにちゃんと端数切り、僕、たまたまほかの市役所の職員の方にこの話を地で話したら、あり得ないと言っていました。参考までに御意見だけを述べさせていただきます。

◎委員（堀 巖君） 本会議でも聞きましたが、桜まつり、先ほど実績報告書が上がってきているという話なんですけれども、1,900万、2,000万近い中で、一体大きいもの順で何が一番この経費的にかかっているのか。それが実績報告の中でちゃんと上がっているのかということと、場所代とか、歳入があると思うんですけれども、それが妥当かどうかということ把握するために、やっぱり売り上げ報告を把握しないことにはその妥当性がはかれないんじゃないのかなというふうに思うわけですが、まずその2点についてお伺いします。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 昨年度の桜まつりの実績ですけれども、大きいところでいきますと、例えば臨時駐車場ですとか、各橋、主要なところの警備、また交通規制の通行整理、集金業務、そういったところで700万近くの決算になっております。

また、それ以外でも祭りを実施する上での会場の電気工事ですとか電気代、そういったところで370万ほど、また桜まつりのライトアップとして310万ほどそういった金額がかかっております。

また、それ以外にもお祭り広場の雨対策としまして、そういったもの等で340万ほどの予算を使っております。

それに対しまして、ちょっと実際の入の部分ですけれども、駐車場の収入としましては、昨年度は562万9,500円の駐車場の収入があります。それ以外ですと、出演者の協賛金ですとか、そういったところはいただきながら執行しておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） お祭り広場の場所代とか、東町休憩所の場所代とか、そこら辺の場所代という入はないんでしょうか。あと、屋台の場所代とか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） お祭り広場ですとか、そういった出店者から実際には出店料としていただいております。

また、屋台につきましても、環境保全協力金というような形で一定の入と

して受けさせていただいており、祭りの全体の入の中に入れさせていただいて、そういったところからも執行しているというような状況になります。

◎委員（堀 巖君） その額というのは、一般的に明らかにはできないのでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 実際の実績報告のほうには個別な収入としてさせていただいておりますけれども、ごめんなさい、今現在はちょっと手元に持っておりませんので、お答えすることができません。

◎委員（堀 巖君） 今手元にないから言えないというだけで、議会に対してそれは資料として提供できるという解釈でよろしいでしょうか。

さっき言ったように、それがないと、売り上げ報告とのバランスで逆受益者負担的な換算が必要だというふうに思うんですけれども、それができないというふうに思うわけですが、その点についてももう一度答弁をお願いします。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） そういった細かい数字についてお示しすることはできます。

ただ、一方で、受益者負担といったところの観点で見たときに、桜まつりを市民が楽しんでいただけるようなお祭りですとか商工振興、そういった意味合いも含めて開催させていただいております。ですので、必ずしも受益者負担金できっちり出と入がイコールになるというような状況ではないというところだけは、お答えさせていただきたいと思います。

◎委員（堀 巖君） もちろんもうかった分全部出せという話ではなくて、そのバランス感覚として適正に市が判断をするのであれば、やはり売り上げを把握しながら、それとほかのまちのお祭りであるとか、その均衡、バランスをとりながら決めていくというのが、一旦決めたらずっと永年その額ではないということをお願いしたいという、そういう意味なのでよろしくお願いたします。

◎委員（榎谷規子君） 148ページの一番上の（仮称）中小企業・小規模企業振興基本条例の制定に向けた取り組みについてお伺いします。

昨年度から懇談会を開催して、条例制定に向けての懇談をされているという状況ですが、その具体的な内容、そして、今年度に条例制定を迎える展望なのかどうかということについてお聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 条例の制定に向けましては、全4回というような検討委員会の中で、現在議論を進めているところです。

その中で岩倉市の特徴としては、中小企業といいましても、特に小規模事業者が多いと、そういった部分ですとか、また小牧や一宮のインターですと

か空港、そういったところへのアクセスのよさ、そんなような特徴もあるよねといったような話をさせていただいております。

その中で、そういった岩倉の特徴的なところも意識しながら、現在条例の素案づくりを進めさせていただいているところとして、実際には、今度の3月議会のほうに議案として提出させていただきたいというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 昨年、一昨年だけ、総務委員会のほうでもこの議論をかなりしていたんですが、教育とのかかわりというか、学校との関係というような条項ではどんな議論をされているのでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 現在、教育といった視点ですけれども、こちらも同じように検討委員会の中で議論しております。

その中で、教育機関の役割として、中小企業との活動に対する理解の促進ですとか、職場体験を通じた将来の人材育成、そういったものの記載について今現在検討しておるところでございます。

◎委員（伊藤隆信君） 成果報告書の153ページでございます。

商工費の尾北自然歩道管理費についてお伺いたします。

尾北自然歩道というのは、犬山の入鹿池から野依町の希望の家、川井だと思っておりますけど、それで間違いないと思っておりますけど、いいですか。

◎委員（伊藤隆信君） その辺のところをずうっとたどっていきますと、いつも桜がきれいに見えて自然歩道でいいんですけど、特に私今回自然歩道につきまして、非常に上流部はきちっと道路が整備されておりますけど、特に下流部、曾野の待合橋まではきれいになっております。五条町の近辺から非常に下流部の川井町の岩倉新橋の近辺の手前、あの辺ぐらいが道路として、自然歩道として非常に整備がおくれていると思っておりますけど、その辺のところについてのお考えをお聞かせください。

◎維持管理課グループ統括主査（寺尾健二君） 五条川の堤防道路の市道認定についてなんですけれども、市の北端である江南市境から待合橋と県道名古屋江南線の東側あたりから下流部の広瀬橋までは市道認定されております。こちらは市街地や住宅地の中にあって、市民の生活に欠かせない生活道路であるという観点でございます。

御指摘の曾野町の待合橋から県道名古屋江南線の東あたりまでについてなんですけれども、農地が多くて近隣住民の生活に直結した道路ではないというところから市道認定されておらず、県の河川環境道路となっております。

また、この区間の市道認定は今のところ予定はございません。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それではないようですので、款6商工費の質疑を終結いたします。

続きまして、款7土木費の質疑を許します。

決算書のページは238ページから254ページ、成果報告書は158ページから173ページとなります。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 済みません、少し本会議のほうで堀議員様から御質問があった件につきまして、少しお答えができなかった分です。

成果報告書の167ページでございます。

4番の違反屋外広告物除却の除却状況の中で、立て看板が47という実績を掲載しておりまして、この内訳というものでございます。

この47のものでございますが、立て看板、住宅等の販売に係るオープンハウスの御案内ですとか、高さが約1メートル前後ぐらいの柱がついたもの、もしくはおもしろがついたものというものが46ございました。残り1個につきましては、お見合いの案内というような、そういった系のものが1つということで47でございます。よろしくお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、質疑のほうございませぬか。

◎委員（片岡健一郎君） お願いします。

成果報告書172ページでございます。

石仏公園整備事業に関して質問いたします。

平成30年度末の用地取得率44.8%と御報告がありますが、今後の見通し、見込みなどわかりましたらお知らせください。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 今後の見通しですが、予定としましては、令和5年度の整備を目指しております。用地の取得につきましては、1筆令和5年に納税猶予が解除される方がお見えになりますので、その時点までは全部の買収はできないんですが、残りの用地に関しては、順調に計画どおり買収のほうをさせていただき予定となっております。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

では、早くても令和5年が目標、ターゲットにしているということによろしいですね。

◎委員（大野慎治君） 済みません、今せつかく石仏公園のことを聞かれましたので、買収が終わってきたところから一部工事着手する計画があるのか、ないのか、その辺のところはいかがでしょうか。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 用地買収ももう今年度を過ぎると5割を超えてきて、ある程度整備できるような状態にはなってきたんですけども、まだ昨年、埋蔵文化財の試掘の調査のほうもいたしまして、そちらのほうも今後発掘調査の可能性もまだあるということがありますので、ちょっとまだ工事のほうには入る段階にはいけないのかなというふうに考えております。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書163ページ、岩倉西春線道路改良事業、こちらで用地の買収はほぼほぼ全線終わっているということではございますが、いかんせん工事が企業誘致の東西線の道路の位置が確定していなかったもんですから、全線工事がかかれなかったことは十分認識しておりますが、もうほぼ確定した状況で、今年度も工事が9月に1件発注されておるとするのは承知しておりますが、全線の岩倉西春線の工事の完了はいつを目指しているのか、お聞かせください。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 企業立地の造成工事や埋蔵文化財の発掘調査にもよりますが、今年度東側のボックスカルバートになるんですけども、そちらのほうを全部工事のほうを行いまして、来年度になるんですけども、残り西側の構造物をつくりたいと思っております。あと、舗装をどこまでやるかというところがあるんですが、あとは補助金の交付率にもよるとは思うんですけども、工事の内容といたしましては、来年度で終わるような工事の量ではありますが、あと企業立地との絡みもありますので、2年後を最低でも目指そうかなというふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） 市民皆さんの声、そして僕もきょう朝通ってきたんですが、岩倉西春線、北島藤島線から南下するとき、途中「止まれ」があるんですね。スピードがちょうど出たところで、北名古屋の方も橋をおりてきたところで「止まれ」がある。あれは見通しがいいところでなぜ「止まれ」があるんだというのが説明できないんですね。東西に変えなさいと、「止まれ」の位置を南北じゃなくて。もし必要なら東西に変えるべきじゃないかというのがちょっと御指摘を受けてきて、改善できないのかという御意見がありますが、都市整備課の見解をお聞かせください。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 橋が開通する前からの状態でありまして、どういう経緯であの位置に「止まれ」が規制されたというのはちょっと把握していないんですが、恐らく土地改良が終わった段階で、東西方向の農作業に関して、あちらを優先させたらどうやないかということは予想できるんですが、現時点でいいますと、あの「止まれ」があることによって、あそこで一旦スピードを落としていただけるので、現在整備がされていない狭い道路で

ありますので、現時点ではあそこに「止まれ」があるほうが安全ではというふうに考えております。

当然、整備が完了すれば、あの位置に「止まれ」はもうないので、逆方向の東西方向に「止まれ」ができることになりますので、結果的ではあります。現時点ではあのほうが安全だというふうに我々は認識しております。

◎委員（大野慎治君） 現時点ではというよりも、開通していなかったら別に僕はあのままでよかったんですけど、開通した後にそこで「止まれ」があることによって、あそこで急ブレーキがかかるんですね、皆さん。通ればわかりますよ。みんなそうですよ。きゅーっとなるんです。通っていない方はわかりませんが、通っているとそうですよ。

現実のところの優先道路は、恐らく南北線なんです、今でも。岩倉西春線、橋が開通した後。それが優先道路のほうがなぜか「止まれ」があって、それが都市計画道路の開通した後ですというのは、ちょっとやっぱり通る方には理解できないというのは、僕もそう思います。理解できないと。

当初、道路全線工事が終わるまで開通しない案もあったというのは承知しておりますが、開通した以上、これはやっぱり改善するべきであると思うんですが、今安全だといっても、あそこは見通しがいいんですね、非常に見通しがいいところです。それで、工事がおくれているのは岩倉市のせいなんですね、原則は。埋蔵文化財の発掘が西側のほうはよくわかっておりますが、そのほうは、ちょっと僕は見解が相違あるんじゃないか、市民感覚からすると理解できないので、もしそのままでいくならホームページでお知らせしたり、広報でお知らせしたり、そういったことが必要なんじゃないかと僕は思いますが、見解をお聞かせください。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 今現状ではというのは、当然、開通した状態を想定して今答弁をさせていただいているんですけども、当然開通させるときには警察とも公安協議のほうを行いまして、安全帯を見て、じゃあ開通させるためにはどういう対策が必要かということで対策のほうを考えて、北名古屋市から岩倉市におりていくところは、まだ歩道もできていないところもありまして、実際の現道が狭いということがあるので、わざとちょっと狭いような印象を持たせるような路面標示であったりだとか、ポストコーンを設置させていただいております。その1個北側に「止まれ」があってという状態で、さらに「止まれ」を目立たせるために、赤く縁取りをしてちょっと目立つようにしているということがありまして、これも警察ともちょっと話をして今の形で開通させているということがありますので、こちらのほうは整備が終わるまで今の形で御利用いただくということで、御理解をいただ

きたいと思います。

◎委員（大野慎治君） それは市民周知がされていないと思うんですね。北名古屋市民の方が来るときなんて全然理解できないと思っているんです、当たり前のように。そんなことは知らないんだから。

やっぱりそういうのは周知をして、ホームページに載せたり、広報に載せたり、こういったことを御理解くださいということをするべきだと僕は思うんだけど、その辺のところの見解をお聞かせください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 田中が申しましたように、やはりあそこの道路についてまだ工事中であります。現道を拡幅しているという状況で、全線開通しているわけではございません。

現在も、これまでも天保橋が供用開始はしたんですが、たしかに交通量もふえている中でも、現道を今まだ走っていただいているという状況でございまして、特に変わったのは橋だけということでございます。

したがいまして、そこの供用開始に当たっては、やはり警察のほうと協議の上、現在の状況を変えないということでございますので、ちょっとそちらは通常どおり通行していただく、これまでどおりということでの御理解でいただくしかないのかなと思っているのと、あとホームページ等でその部分を局所的に御案内するというのもちょっとまたどうかなとも思っておりますし、特に問い合わせを市民の方からいただいた部分もないものですから、暗いということもありまして、そういう交通規制をかかったままで通行いただいて、より全線開通するまでは交通事故がないように、主道路になりますけど、現時点では通っていただくということが得策なのかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） ちょっと先ほどの関連でお聞かせいただきたいと思います。

172ページの石仏公園整備事業で、先ほどの答弁では、買収した用地については埋蔵文化財の調査もあると、そういったことで現段階では用買したところについては一部着工もできないんだと、そんな答弁もございました。

それで、石仏スポーツ広場のすぐ南側の広い用地買収した土地、草も刈って、簡易な囲いもしてあるところなんです。そこところが、埋蔵文化財の調査地ということになりますか。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） まだ調査をしなければいけないかというところまでは至っておりませんので、可能性があるというだけでございます。

◎委員（黒川 武君） せっかく用地買収して、また草が生えて、また維持管理も大変だなあとと思います。

先ほどの説明では、あと4年後には完了予定をしているということですので、その間、せっかく用地買収した用地をそのまま無駄にするのではなくて、やはり有効な利用、例えば石仏スポーツ広場を利用される方の臨時駐車場にするとか、あるいは僕はできれば子どもたちの遊び場で、そのまま開放してはどうかなあと思うんですが、そういった有効活用策というのを何か考えてみえますでしょうか。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 臨時駐車場におきましては、昨年度も生涯学習課のスポーツグループから広場で大会があるときなんかで、駐車場が必要なときには利用したいという話がありましたので、砕石を敷いたりとか、特段の整備はできないんですけれども、今の状態で駐車場として利用していただく分には、全然使っていただいていたいいということで、話のほうは調整のほうはしております、ただ、昨年そういう調整をしたんですが、実際使ったという実績はございません。

あと、子どもたちの遊び場ということなんですけれども、まだ未整備のところ、本当に工事の残土を埋めた状態で締め固めた程度の土地でありますので、やはりまだ安全面を考えますと、子どもたちに開放するというのはちょっと考えておりません。

◎委員（黒川 武君） それでは2点ほどお聞かせいただきたいと思います。成果報告書167ページの2番目、住宅嵩上浸水対策事業補助金でございます。

29年度は1件の利用があったんですが、30年度は実績がないと。この実績がないというのは、五条川が溢水して、床上にしても床下にしても浸水する家屋というのはほぼ特定されてきておるだろうと思うんですね。そういった方々にこういった補助制度があるということをPRしても、その方々の要望がないという意味合いでの実績がゼロだったのか、その辺をちょっとお教え願えますかしら。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） この住宅をかさ上げる工事については、今おっしゃられました要綱で、過去の被害により床上浸水の被害をこうむった住宅を補助対象としておりまして、ただブロック塀等で住宅への浸水を防止するような浸水防止塀や浸水防止板といった浸水防止施設を設置する場合は、床上浸水の被害を被った住宅に限ることなく、浸水による家屋への被害が発生するおそれがある場合は補助対象としております。

ただし、この住宅かさ上げ工事を補助対象として床上浸水の被害を被った住宅に限定している理由としましては、住宅をかさ上げするといった大々的な工事をする方というのは、過去に床上浸水の被害に遭われた方ということ

を想定しておりまして規定をしています。

最近では、全国各地でゲリラ豪雨とか集中豪雨が頻発している状況でございますので、事前に床上浸水にならないような対策を講じていただくことも重要であると考えておりますので、この住宅かさ上浸水対策事業の補助対象についてもちょっと見直しをしていきたいなというふうには考えているところでございます。

あと現在、この浸水対策事業費補助金の周知については、個別に働きかけまでは行ってはいませんけれども、市の広報やホームページで周知を図っているところでございます。

今後、周知方法とか補助対象の見直しも含めて使いやすい制度となるように努めてまいりたいと考えています。以上です。

◎委員（黒川 武君） 使いやすいように見直しをするということですので、私は床上浸水にこだわらずに、床下浸水であっても、次降るときは床上浸水になるかもしれないものですから、できるだけ使いやすいものにしていくということと、まずはそういった浸水被害に遭った方々に対し、きちっと市の制度としてはこういうものがありますよということは個別に案内をするべきでないかなと思います。これは意見としてお願いしたいと思います。

もう一点だけであります。

その下の緑化推進事業補助金でございます。

これは県からの間接補助制度ではございますが、30年度は実績がございません。29年度は2件ございました。これは一般家庭にしても事業所にしても、一定面積以上の緑化を図るというハードルがあるため、なかなか厳しいところもあるなあとと思います。

ただ、県が補助金を出す原資は、市民が県民税均等割額に年額500円を上乗せして納めているんです。それが原資になっているわけなんです。だから、実績がないから県から市のほうに間接補助といえどもお金が来ないというのは何とも釈然としない。やはり岩倉市民の方は県民税に上乗せして納めているわけですから、何らかの形で還元があってもいいのではないかと思いますので、その点を市から県にきちっと意見として申し上げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） あいち森と緑づくり税を財源とした事業としましては、岩倉市が実施しているこの身近な緑づくりを中心とした都市緑化推進事業のほかに、人工森林整備事業、あと里山林整備事業初め、森と緑への理解を深めるための環境活動、学習等推進事業や普及・啓発活動事業といったさまざまなメニューがございます。

愛知県が昨年5月に公表しました事業評価報告書によりますと、この実績としましては、人工林の整備が約1万5,000ヘクタール、普及・啓発として県産木材を使用した机とか椅子の導入が約8万8,000セットに達するなど、主な事業が計画どおり成果を上げているという状況でありますので、県全体としての取り組みとしてはこういったことがされていまして、ひいては市民に還元されているということが言えるのではないかなというふうに考えます。

なお、平成30年度は、岩倉市でも都市整備課ではないんですけれども、学校教育課のほうに、木の香る学校づくり推進事業ということを活用しまして、南部中学校のげた箱改修工事の財源の一部として、約315万5,000円をあいち森と緑づくり事業補助金として県のほうから補助金をいただいております。

本市でも活用できるメニューが限られていますけれども、緑化推進事業補助金は、都市緑化推進していくためには非常に有効なものであると考えておりますので、今年度からも対象となる緑地面積や生け垣の延長などが要件緩和も図られておりますので、今後もこの制度を広く御利用いただけるよう積極的に周知を図っていきたいと思います。

◎委員（堀 巖君） 1点だけ。

170ページの空き家除去補助金についての基本的な考え方を確認したいんですが、この手の個人の財産にかかるものに対する市の対応、補助金の出し方、やっぱり所得制限であるとかが必要だというふうに思うし、所有権を持っている人だけの資産だけではなくて、相続が発生するようなところも調べて、やはり資産があるところに対して、余分な一般的な市税を投入するべきではないと私は考えますが、市はどのようにお考えなんでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 御指摘の部分も十分私どもとしても理解する部分はございます。

今回、空き家の除却補助金について制度をつくったものについては、やはり空き家が危険な状態を迎える前に解体をしていただくということを主に置きまして補助金を交付しようということでありまして、特にそちらについては、所得だとかそういったことを抜きに、とにかくそちらを推進していただくことでそういう空き家が減少するだろうという思いでございましたので、今後もちよっとそういうあたりについては、ほかの市町もどういう考えを持っているかというあたりは研究しなきゃいけないと思いますけれども、現時点ではまだ今後研究していきますというお答えとさせていただきたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 単純なことで1点だけ確認させてください。

成果報告書166ページ、交通安全施設設置事業の中で、ここには書かれて

いない部分で、信号のない交差点に中心部の地中に埋め込み式の点滅灯が設置されているところが市内でもかなりあります。それが1カ所破損させたものだから、維持管理課のほうにお話に行っただけですけど、市内を見ますと生きているところと死んでいるところといっぱいあって、太陽光で発光するという仕組みになっているものだから、上を通過するたびにどんどん壊れているんじゃないかなというふうに思うんですけど、この破損とか故障についてどう考えているのか、破損した場合はどうするのか、ちょっとこの取り扱いについてどう考えているのかという基本的なところをお聞かせいただきたいと思います。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 自発光びょうにつきましては、耐用年数が短いため、原則撤去している方向でございますが、必要であればカラー塗装など自発光びょうにかわる対策を講じております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 割れちゃったりしたやつは取って、平らにして、そういう形にしていくということなんだけど、消えているやつでまだ埋めておいても大丈夫なものはそのまま放置しておくという、そういう考えなんですかね。ちょっとその辺についても説明を、済みません。

◎維持管理課長（高橋 太君） そうですね、とりあえずさっきおっしゃったみたいに、太陽電池が入っていて、精密機械とまではいかないですけど、機械がもう常に振動にさらされるものですから、なかなか長もちしないということで、今はつける方向をしていないんですけど、あっても通行に支障はないものですから、一々切れておるか、ついておるかということ調べて撤去するところまではやっていないです。通行に支障が出れば、大至急対応するという体制になっています。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上をもちまして款7 土木費の質疑を終結いたします。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 先ほど堀委員のほうから桜まつりの出店料のお尋ねをいただいたかと思っておりますので、今確認しましたのでお答えさせていただきます。

まず、お祭り広場、東町休憩所、それぞれの出店料ですけれども、平日は3,000円、土・日は5,000円というような形になっております。

また、それ以外としまして、協賛金ということで1日当たり1,000円をいただいております。

それ以外の露店商につきましては、環境保全協力金ですとか環境対策費、

そういったところで18万ほどの収入をいただいている。また、それ以外にも小ぼんぼりの協力ということで、8万円ほど御協力をいただいて歳入で上げさせていただいておりますのでお願いします。

◎委員（堀 巖君） その18万というのは、露店商何店舗で合計なんですか。合計の金額だと思いますけど、何店舗ですか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 露店商の件数としては、170店舗ほどになります。

◎商工農政課統括主査（高田久嗣君） 大野委員からお問い合わせがありました白地農地の耕作放棄地のほうなんですけれども、北側でいいますと、石仏、井上、あと鈴井が中心になりまして、あと南のほうに行きますと、野寄と川井のほうですね。野寄は農振も多いんですけれども、こちらミヨシ油脂の南あたりと、あと川井のほうは折口といいまして飛び地ですね、五条川の向こう側の北名古屋寄りのところにあります。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、お諮りいたします。

質疑の途中ではありますが、本日はこれをもって散会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

本日はこれをもって散会いたします。次回は9月17日午前10時から再開いたします。お疲れさまでした。御苦労さまでした。

財務常任委員会（令和元年9月17日）

◎委員長（鬼頭博和君） 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより財務常任委員会を開催いたします。

先週に引き続きまして、本日も議案第71号「平成30年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」審査を始めてまいります。

それでは、本日は款8消防費、こちらから入りたいと思います。

決算書のページ数は256ページから266ページ、成果報告書のほうは174ページから181ページであります。

質疑のほうはございませんでしょうか。

◎委員（谷平敬子君） 済みません、180ページなんですけれども、市内の消火栓、防火水槽の修繕を行いました。この中で、計画的に2基の防火水槽について、簡易耐震化を図りましたとあるんですけれども、この2基の行政区はどこなんですでしょうか。

また、ほかの耐震をしていないところというのはどこでしょうか、教えてください。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 平成30年度に簡易耐震を行いました2基につきましては、神野町と稲荷町でございます。ほかに耐震化でない防火水槽につきましては、約100基の防火水槽のうち6割が耐震性がない防火水槽になっておりますので、毎年2基程度の、30年度に行いました簡易耐震化と同様の簡易耐震を行いたいというふうに消防のほうでは考えております。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

また、8行政区に対して消防器具の整備補助を行いましたとありますが、この8行政区とはどこでしょうか。

また、済みません、引き続いてなんですけど、下に消防器具の整備補助状況ということで、消火栓が23本とか消火栓用のホースが40ミリと50ミリで23本、28本、ホースの収納箱が20箱とありますけれども、どれぐらいの取りかえというか、何年置きに取りかえをされているか教えてください。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） この180ページにあります整備補助状況のものが、8行政区全体での補助状況となります。

8行政区につきましては、鈴井町、川井町、八剣町、中本町、大地町、石仏町、下本町、東町でありますけれども、この消防用器具につきましては行政区で管理をしていただいておりますので、全体でどれぐらいの割合というのは消防のほうでは把握できていませんけれども、消防としては予算の範囲内で、かつ3分の2以内ということで補助をさせていただいている事業でござ

ざいます。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

その後のホースがどれぐらいの年数で買いかえるというか。

◎委員長（鬼頭博和君） 取りかえの基準があればということで御質問があります。済みません。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 耐用年数等はありませんで、管理の状況等にもよって状態が変わってくると思いますので、行政区の中で更新が必要という状況になれば更新をしているのが現状でございます。

◎副委員長（宮川 隆君） 済みません、さっきの谷平委員の質問に関連してちょっとお聞きしたいんですけれども、消防器具の整備、8行政区ということなんですけれども、これは8つの行政区から申請があって8つやったのか、それとも全体で多くのやつがあったけれども、優先順位をとって8つの行政区の整備を行ったのか、状況はどのようになっているんでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） この事業につきましては、30年度につきましては、先ほど紹介させていただきました8行政区のほうから申請があったものであります。

◎委員（堀 巖君） 関連で確認させてください。

さっき消防用ホースに耐用年数はないというふうに言われましたけど、物には必ず耐用年数があるんじゃないでしょうか。

◎消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティーセンター長（伊藤真澄君） 消防用設備について、市役所とかそういうところにつけてあるホースに関しましては、耐用年数がありますが、自主でつけているところに関しましては使用範囲が決められていませんので、使用できるまではいいかと思えます。

◎委員（梶谷規子君） 成果報告書の174ページの2番の予防業務のところ、立入検査を行っていただいているんですが、この立入検査が今年度どんな状況だったのか。

また、今、市内でも小規模の介護施設、デイサービスや子どもたちの発達支援の児童デイや、今度も小規模保育事業所などもできるわけなんです、そういった小規模の施設などへの予防業務などで、指導なども今後していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

これまで泊まりのグループホームなどの施設は小規模でも、泊まりのところは特に強化されましたので、やっていただいたんですが、そのことについてよろしくをお願いします。

◎消防本部総務課統括主査（林 英嗣君） 立入検査に関しましては、70施

設、防火対象物に対して立入検査を行っております。

福祉施設に関しましては、全ての福祉施設を立入検査しておりますので、指導のほうはしっかり行っております。

また、小規模な施設なんですけれども、小規模施設でありますと、消防訓練等が消防法令の対象とはならないため、立入検査を行いましても不備事項なしということで終わってしまうことがあります。関係施設と協力をしまして、立入検査のほうをどんどん進めていきたいと思っております。

◎委員（梶谷規子君） 不備施設にはならないけれども、自主的に進めてくださるといことで、よろしくをお願いします。

もう一点、救急搬送についてお聞かせいただきたいと思えます。

昨年、また熱中症による救急搬送がふえています。この搬送は、やはり高齢者の人が多いんでしょうか。また、そういうイベントの中でとか、御自宅でお一人でとか、どんな状況が多いのかお聞かせいただきたいと思えます。

◎消防署消防副署長（加藤正人君） 熱中症に対しての御質問ですが、年齢的区分に特化した区分はございません。平均的に若年者から高齢者まで万遍なく熱中症による搬送を行っております。

屋内、屋外の調べにつきましても、特に屋外が多いわけではなく、室内においても熱中症が発生して、昼間暑い日に、夜中呼ばれる場合もありますし、そのあたりの差は特にありません。

◎委員（木村冬樹君） 2点だけお願いします。

1点目は、成果報告書174ページの住宅用火災警報器の設置率の問題です。前年度比で設置率、条例適合率ともに減少しているという状況であります。いつも聞いているので、全国や県の平均と比較してどうなのかという点について、まずお聞きしたいと思えます。

◎消防本部総務課統括主査（林 英嗣君） 全国平均ですけれども、設置率が全国は81.6%、条例適合率が66.5%、愛知県、設置率79.1%、条例適合率57.2%となっております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

県のところでは、ほぼ同水準なのかなあというところと、全国で見れば岩倉市は低い状況にあるというふうに思えます。

それで、この住宅用火災警報器の設置についてのPRだとか周知という点では、30年度はどういう取り組みを行ったんでしょうか。

◎消防本部総務課統括主査（林 英嗣君） 各種講習会などで積極的にPRをしておるところですけれども、設置義務化から10年が経過しているため、今後は維持管理の重要性も踏まえて、普及啓発活動を行っていききたいと思っ

ております。

◎委員（木村冬樹君） ぜひ全国水準に到達するように、努力をお願いしたいというふうに思います。

もう一点ですけど、これも毎回お聞きしているところですが、175ページにありますAEDの設置についてです。

それで、コンビニエンスストアが予算上は22店舗だったのが20店舗ということで、多少店舗が減っているのかなというふうに思うんですけど、これまで公共施設やコンビニエンスストアにAEDがあるということを、市民周知していくことが非常に重要だということで訴えてきました。いろんな形でやられていると思いますけど、市民周知の30年度の取り組みだとか、あるいは市民周知がどのぐらい進んでいるのかという、そういう状況がわかる範囲でちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

◎消防署消防副署長（加藤正人君） 市内コンビニエンスストアのAEDの設置についてですが、今言われたとおり、市内、現在20店舗のコンビニエンスストアにAEDを設置しています。設置の周知方法につきましては、以前からお話ししているように、店舗にステッカーの貼付や、のぼりの設置を可能な限りでお願いしております。そのうちステッカーに関しましては、当初よりふえてきてまして、現在では18カ所のコンビニエンスストアで貼付していただいております。また、消防署といたしましては、広報紙やホームページに掲載を行うほか、各種救命講習会や地区の防災会の訓練等を通じて、継続的に周知しているところです。

あと、周知の成果といたしましては、昨年9月から、これは毎回ではないんですが、アンケート調査を救命講習会の受講者をお願いしまして、アンケートをいただいております。それによりまして、1年これでアンケートをとり続けてきたんですが、134名の方に御協力いただいて、77名の方がコンビニエンスストアにAEDが設置してあることを知っているというお答えをいただいております。たしか昨年が51%前後だったと思いますので、若干ふえているのかなあというような手応えを感じておりますが、まだまだ周知度は低いと感じておりますので、引き続き広報に努めていきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。若干でも周知、PRを進めていただいている努力を感じています。ステッカーは、もうなかなか張ってもらえないという状況があったところが、20店舗中18カ所が張られているということとか、これはコンビニエンスストアにとっても、一つの社会貢献ということで、繰り返し言っておりますけど、そういう意味合いも含め

てみずからの店の評判といますかね、それを上げるための一つの策だというふうに思っていますけど、そういうことも含めてぜひお話しただいて、のぼりなんかも設置していただけますように、よろしく願いいたします。以上です。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書の175ページ、ことしも9月1日、消防庁舎市民開放が開催されました。このイベントは、本当に岩倉市の親子連れだけじゃなく、岩倉市外の親子連れの方も本当に多くの方、こんなに多くの方が参加する本当にいいイベントだと思うんですね。これこそ、僕は岩倉市のシティプロモーションの一番いいイベントだと思っています。

もうちょっと、もうこれ以上対応できないぐらい来られていますので、大変だと思いますが、もっとマスコミの方にこういういいことをやっていますよということを、スターキャットさんは来られていたことはわかるんですけども、もっと報道機関等々にPRをしていただきたいと思います。以前はいろんなNHKさんとか、もっと新聞とかいっぱい載っていたんですけど、その辺の今のPR状況というか、周知状況というのはどうなんでしょうか、マスコミ関係への。

◎消防署消防副署長（加藤正人君） 去年は、たしかにスターキャットさんに来ていただいたんですが、ことしはちょっとそういったPRできませんでして、新聞、スターキャット含めてPRが欠けておりました。

今後、こういった反省も踏まえて、来年度また取り組みをしていきたいと思っております。

◎委員（大野慎治君） 本当に岩倉市が誇れるいいイベントですので、ぜひマスコミを活用していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、178ページ、消防車両管理費の消防車両保有状況が記載されておりますが、僕、これ毎年言っているんですが、指揮隊が編成されても、指揮車が岩倉市ないんですね。指揮車購入に向けての計画についてお聞かせください。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 指揮隊につきましては、今お話をいただきました指揮車のほか人間的なところもありますので、物的、それから人的要素につきまして充実をさせていきたいとは考えているところであります。

◎委員（大野慎治君） 何を答えているのかよくわからないけど、今、実施計画だから答えづらいんだと思うんで、あえて突っ込むことはやめます。

次です。成果報告書179ページ、救命救急士の養成で、今、本市に救命救

急士が16名いると、消防署員が56名のうち16名が保有しているというこの割合というのは、他市に比べて高いのか低いのか、把握されているでしょうか。

◎消防署消防副署長（加藤正人君） 具体的な数字は今ちょっと手元にないんですが、他市に比べると低い状況だと認識しております。

◎委員（大野慎治君） 他市に比べて低い状況ということは、高めるために今後どういう取り組みをしていくのかということ、じゃあお聞かせください。

◎消防署消防副署長（加藤正人君） 高めるためには、やはり救命士の絶対数がふえていくことが必須だと思っておりますので、引き続き要望していくところは要望していきたいと思っております。また、救命士の資格を持って消防に入られる方もいち早く運用が開始できるように、教育に努めてまいりたいと思います。

◎委員（大野慎治君） 要望って何ですか。養成していくのと要望は違うし、誰に対して要望するんですか。

◎消防署消防副署長（加藤正人君） 失礼いたしました。養成に訂正させていただきます。

◎委員（堀 巖君） 1点だけ確認させてください。

174ページ、火災発生件数のところの表なんですけれども、以前もちょっとお聞きしたと思います。建物の焼損面積のところは表面積というのがあるんですけれども、これは何を伝えたくてこの表面積を表示しているんですか、教えてください。

◎消防本部総務課統括主査（林 英嗣君） 表面積は、壁等の表面だけが燃えた面積等となっております。

◎委員（堀 巖君） はい、わかりました。ということは、床ではなくて、壁だけが燃えたのが15平米あるということですよね。

火災の発生件数もさることながら、やっぱり一生懸命やられているという消火活動の様子なんか、この表の中では見えてこないんです。以前にも、通報から連絡が何分でおくれたとか、そういう市民からの苦情があったとかないとか、そういう話があると思うんですね。そういったところの整理というのは、どのようにされているのかということ、この成果報告書の中ではなぜそういうことが出てこないのかということをお聞きしたいというふうに思います。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） ただいまお話の中にありました通報から現場到着までの時間ですとか、あと延焼時間というような統計もとってございますので、成果報告書にどんな記載をすると、より理解が深まるかと

いうことは今後検討してまいりたいというふうに考えます。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書の176ページで、表があると思いますが、救急発生状況ということで表になっているんですが、平成30年の出動件数、急病のところは1,436で、搬送人員が1,367というふうになっております。事前にお伺いしていませんので、正確な数字等は結構ですけれども、この急病という分類になっている中で、本当に急病で必要な方ももちろんいらっしゃると思うんですが、中には必ずしも救急搬送等が必要でない方もおられるのではないかなと思うんですが、そういう方がおられるのかどうかということと、いわゆる安易に救急車を利用するとか、そういう方がおられるのかどうか確認をしたいということと、そういう方がおられた場合にどのように対応されているのかということを確認したいと思います。

◎消防署消防副署長（加藤正人君） 2,164件中の、このうちの急病の中で緊急度を要さなかった事例の話だと思うんですが、急病人に関して消防のスタンスとしては、要請があれば100%出動します。その中で、診断の結果に基づく軽傷患者、中等症患者、重症患者という方が見えるんですが、一概に軽傷だから救急車が必要なかったという認識では我々はいません。そのときに、その呼ばれる方が非常に身の危険を感じて、また周りにいる方が恐怖を感じて要請されたものと認識しておりますので、全て救急車が必要だったんであろうというふうな認識で活動しております。

ただ、現場に着いて、歩いて救急車に乗ってこられた方とか、転んで膝をすりむいた程度、そういった方に関しましては、これでしたら自分で行きましたよねというように促すようなことは言うんですが、あとは医療機関に搬送した後に、医師からの指導をしていただくようにはしております。以上です。

◎委員（水野忠三君） 別件で、成果報告書174ページで2番の予防業務のところ、予防業務の内容という表があると思いますが、いわゆる防火対象物への立入検査、危険物施設への立入検査ということで、70施設、80施設というように立入検査等をされていると思うんですが、平成30年度の決算報告と申しますか、平成30年度の話なので、お伺いするのが適切かどうかちょっと悩むところではあるんですが、いわゆる京都アニメというか、ああいう事件、ガソリンなどを使って、揮発性の高い燃料をまいて火をつけると、いわゆる故意にというか、わざとというか、悪意を持ってそういうことをする事件などがあると思うんですが、そういうのをできる限り防止するとか、そういう視点で何か取り組まれたことなどありましたら、お伺いしたいと思います。

それから、今後そういう、いわゆるガソリンに限りませんけれども、揮発性が高い、火がついたら火の回りが早いようなもので、いわゆる悪意を持ってされるようなのを防ぐといえますか、できる限り防ぐような、そういう問題意識で何か指導とかお話とか取り組まれようとする、そういう御予定はありますでしょうか。

◎消防本部総務課統括主査（林 英嗣君） 京都市のアニメーションスタジオの火災を受けまして、総務省消防庁から、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」という通知も発されておりました、ガソリンの適正販売等について関係機関に対しても要請されております。

当市といたしましても、7月29日、30日に市内の5カ所のガソリンスタンドに特別査察を行い、リーフレットの配付、適正販売の周知を行いました。

なお、また危険物施設に関しては、全ての危険物施設の立入検査を行っておりますので、危険物を所有しているところには全てそういう周知を今後していきたいと思っております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、款8消防費の質疑を終結いたします。

続きまして、款9教育費、項1教育総務費から項3中学校費までの質疑を許します。

決算書のページは266ページから290ページ、成果報告書は182ページから210ページまでとなります。

質疑はございますか。

◎委員（須藤智子君） 183ページですけど、4番の学校法務アドバイザーについてお尋ねをいたします。

30年度の相談件数が8件とあり、29年度と比べると激減しているんですが、問題の発生がなかったということによろしいのでしょうか。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） こちらにつきましては、弁護士に相談したいことがあるときは相談するといったものになっておりますので、平成30年度は件数的には少なかったということになります。

ただ、1つの案件で五、六回相談することもございますので、そうした場合は実数としてカウントしますので、例えば29年度のときも1件の相談件数に関して何件も相談したということがあって、29年度は多くなっているといったようなところですので、相談が少なかったというところではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（須藤智子君） 一番多い相談内容というのは、どういうものだったか教えてください。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 個別具体的な話になってしまうので、ちょっと具体的には申し上げることはできないんですけども、主なものとしては学校内のトラブルに対応しているといったところでございます。

◎委員（須藤智子君） この件数から見てみますと、相談件数が減ったということで、この学校法務アドバイザー事業の効果が出てきているということではよろしいでしょうか。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） そうですね、相談件数が減ったからといって、この効果があるというわけではなくて、やはり弁護士さんなんかがいって、速やかに相談できて、問題が大きくなる前に速やかに対応できるということが、この学校法務アドバイザーの一番の効果かなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（井上真砂美君） 同じく事務管理費のほうでお願いします。

学校営繕関係でも、教員の雑務ということをやっていただいております。ほかのこともすごくありがたいと思っております。

私も、やはり一番気になっていたのは、学校法務アドバイザー、弁護士さん、委託料37万8,000円あるということで、電話やメール、28年度から行われているというようなことで、相談件数が減ってきたということなんですが、気になっているのはメールのやりとり、その他、その他というのが気になっております。きっと何かがあると思っておりますので、その他の内容をちょっと教えていただきたいと思っております。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） その他の2件につきましては、1件は南部中学校で入学式後に生徒も同席して、保護者向けの講話を行っていただいております。

もう一件は、岩倉北小学校で、こちらは児童対象のいじめの講話ということで、直接、弁護士に学校にお越しいただいて、問題を未然に防ぐようなお話をさせていただいております。よろしく願いいたします。

◎委員（井上真砂美君） なかなか学校の中だと、いろんな問題が起きたときに教員だけでは対応できないこととか、理解できないことがあって、保護者の方に、南中は入学式の後にお話ししていただいたということで、なかなか画期的なことじゃないかなと思うんですけど、話の内容、保護者向けの話の内容というところとどんな内容か教えていただきたいと思っております。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 友達を初め、自分とか仲間とか、どんな人も大切にしましょうといったような人権に関するお話だったというふう

にお聞きしております。以上です。

◎委員（井上真砂美君） これは、人権活動に対する予防というか、啓発活動を弁護士さんがやっていたとすることで、子どもにとっても弁護士さんのお話だということ、すごく説得力があるとか、いいことだと思うんですけども、今のような入学式後とか、北小の4年生のお子さんにとことは学校側が要請すればやっていたということなんですか。弁護士さんの予定もあると思うんですが、お聞かせください。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） おっしゃられたように、学校からの要請があれば、日程を合わせて弁護士の先生が対応していただけるということになっております。

◎委員（井上真砂美君） 済みません、では、次へ移っていきます。

188ページのところ、よろしくをお願いします。

こちらのほうは、教育指導費ということで、下のほう、特に人権教育推進事業という関連なんですけれども、多分これは本年度できたと思うんですが、岩倉子ども人権の歌、ホームページを見ていましたら、岩倉南小学校でこの人権の歌、歌う道徳講師、大野靖之氏のもとで歌を歌ったということがあると思うんですが、ちょっとそれについてどんな内容か教えていただきたいんですが。

◎学校教育課管理指導主事（高橋宏滋君） 子ども人権の歌「また明日ね」につきましては、昨年度、子ども人権委員会において作成をしたものになっています。

市内の全ての小・中学校で、何らかの形で活用しています。例えば人権週間のときに全校で歌ったり、または毎月の歌ということで決めて歌っていたり、イベントとか学年集会の場で歌っていたり、それからPTAのコーラスとコラボして歌ったりということで、それぞれ取り組んでいます。また、下校の歌とか、給食のときの音楽とかということでも活用する学校があります。

今後につきましては、特に全体で、市内全校でそろえてということはありませんけれども、それぞれの学校で取り組みながら末永く歌い継がれていくのがいいのかなというふうに考えています。以上です。

◎委員（井上真砂美君） ありがとうございます。

子どもたちに聞くと、結構人権の歌という歌を歌ったんだよということは聞かれますけれども、なかなか親御さんまで知ってみえなくて、知っている方は知っていると思うんですけども、知っていない親御さんは知らない、初めて聞いたということですので、何か私は歌を歌うと、例えば手話を組み

入れるとか、ダンスを組み入れるとか、い〜わくんも加わるとかね、いろんなまたPR方法があると思いますので、またそちらのほうも考えていただくと、何かい〜わくんの歌は結構定着して、5時に流れたりするので、それからセントラル愛知交響楽団のアンコール曲でもぱっと流れるので定着しているんですが、人権の「また明日ね」の歌も保護者の方や地域の方にも教えていただけるとありがたいと思います。ありがとうございます。

◎委員（黒川 武君） 私は、2点お聞かせいただきたいと思います。

主要施策の成果報告書で183ページの関連ということになります。

私は、この定例会の初日に、教育委員会のほうから平成30年度の点検評価報告書といった冊子がお配りされたということで、この中から何点か質問させていただきたいと思います。

それで、この点検評価報告書の中に特色ある教育・学校づくりの推進といった項目がございます。

その中で、次のような記述がございます。岩倉市授業デザイン研究委員会を核として、目指す事業の方向性を市内全体で共通理解するとともに、授業実践を通して学び合いの学習についての研修を深め、市として目指す児童・生徒像や、授業像について共通のビジョンを持つことができつつありますといった記述がございます。

具体的にどのような児童・生徒像、授業像についてのビジョンなのかをお聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君） ただいまの御質問に関しましては、少し資料を配付させていただきまして、それに基づいて説明をさせていただきたいと思いますので、配付させてもらってよろしいでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） はい、どうぞ、配付してください。

〔資料配付〕

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎学校教育課管理指導主事（高橋宏滋君） ただいまの質問につきましては、概念的な内容が多いものですから、資料を配付させていただきましたことをお許してください。

まず、目指す授業としましては、子どもたちが学ぶことに没頭する、夢中になって学ぶ、そういった授業を目指しています。そういった状態を授業デザイン研究委員会では、「学びひたる」という象徴的な言葉であらわしています。

この学びひたる子どもたちを育てるために、3つの柱を設定しています。

それが中心の円の外側にある3つの絵に書かれていることです。全ての子どもに学ぶ権利を保障する、全ての子どもに向上的変容を約束する、仲間と支え合いながら安心して学べる環境を準備する、こうした柱を授業の中で実現をしていくために、周囲の四角にありますような6つの方策を考えています。学びの作法を身につける、未知に向かって対話する、深い学びへとつながる問いを研究する、個の学びを保障するグループ学習を研究する、全員参加のための授業技術を確立する、授業の基本構造について研究をするというような方策を考えています。さらに、それらの方策を実現化するために、さらに細かい点についてこのように定めているところです。

ですけれども、授業というのは学校が違う、教室が違う、子どもが違う、教師が違えば、全く違った様相を呈するというところで、大変困難で複雑な取り組み、営みになっております。ですので、目指す授業を実現するために、市内小・中学校では、授業研究を通して日々研さんに取り組んでいるという状況になっていきますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎委員（黒川 武君） 資料をもとにしての御丁寧な説明をいただきました。

なかなか説明を聞いただけでは、理解するのが少し厳しいところもあるなあとと思いますが、引き続き授業デザイン研究会のほうにおきまして、さらに研究を深めていただき、また保護者を含めて全体で共有できるよう、そういったことを期待するものでございます。

もう一点お聞かせいただきたいと思っております。

なかなかこの主要施策の報告書の中にぴたっとはまるところがないので、182ページの教育委員会費に関連してといったところでお尋ねをさせていただくものであります。

これも、先ほどの点検評価報告書の中に記載してあることからお聞きするものであります。

点検報告書の中で朝食を毎日食べている児童・生徒の割合、そういうページがございます。それによりますと、27年度は小学生が85.6%、中学生が88.8%、30年度は小学生が81.9%、中学生が76.2%と、朝食を毎日食べている児童・生徒の割合が減少をしております。

令和3年度の目標は、小学生が87%、中学生が83%であります。今後どのような対応策をお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎学校教育課統括主査（浅野弘靖君） 今現在ですが、朝食の大切さを伝える取り組みとしましては、全小・中学校の給食時間におきまして、学校給食センターの栄養教諭が行っている食指導があります。学年に応じた食指導のテーマがあり、その中の一つに朝食の大切さを扱ったテーマがあります。そ

のほかには、夏休み前に各小・中学校で朝食をしっかりとるよう呼びかけを行っております。また、毎月配付しております献立表の裏にあります一言メモにより、保護者への啓発も行っております。

朝食を毎日食べている児童・生徒の割合をふやすには、保護者への啓発も重要になってくると考えておりますので、今後は現在の取り組みを継続するとともに、小学校での試食会、学校給食センターへの見学などを捉えて、保護者への働きかけを行っていきたいと考えております。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 昨年度は、30年度から道德教育が小学校、中学校で始まった年なんです、それに対しての記述が余りない、どうだったのかというところがなくて、188ページに五条川小学校で県の授業委託事業で道德教育の抜本的改善充実に係る支援事業が記述されているんですが、決算の中でも教師用の道德教育の本ですとか、そういったものが消耗品で教師用に買われたりしているわけなんです、岩倉では道德教育の取り組み全体がどうだったのか、評価などについても道德教育をどんなふうに評価できるのかという、いろんなどころで問題になった年でしたが、どうだったのかお聞かせいただきたいと思っております。

◎学校教育課指導主事（永津英一君） 道德教育についての授業に関してですが、各学校現職教育の中でいろいろ特色を出して、今の授業を行っている状況になっております。各学校、現職教育の中で道德教育の専門家を講師としてお招きして、授業方法、さらには評価についても、今研修に努めている最中となっております。

その中で評価なんですけれども、評価は文章表記で行うものになっており、数字だとか数値によって判断するものではない状況となっております。また、他者と比較してできているであったりだとか、例えば自分の中でその基準を超えているだとか、そういった評価ではなく、あくまで個人の中でどれだけ自分の道徳的心情が成長したか、そういったことを文章に表記して通知表に記載しているというような状況であります。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 非常に配慮して評価もされていたとお聞きするんですが、学期ごとではなくて年間通じて1回だけという評価だったんですよね、その確認をお願いします。

◎学校教育課指導主事（永津英一君） 通知表での評価につきましては、年間に1回ということになっておりますが、年に35回の授業を行っておりますので、その都度、担任の中でしっかりと一つ一つをポートフォリオ化して、その中でしっかりとそれを1年間通じて評価する、そんなような形で学年に1回という評価になっております。以上です。

◎委員（榎谷規子君） 成果報告書186ページのメンタルフレンド事業についてお聞かせいただきたいと思います。

5人の方の登録があって、そのうち2人の子どもさんの申し込みがあったということで、訪問されているわけなんです、1人の方は何回か、6回以上訪問があったりという状況を決算証書類で見せてもらったんですが、登録した大学生と不登校ぎみになっている児童・生徒さんとのマッチングというか、どんなふうに行われているのかお聞かせいただきたいと思います。そのお二人の方の状況が、お話しできる範囲で具体的に教えていただければと思います。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） メンタルフレンドの登録していただいている大学生の中には、教育実習に来ていただいている大学生もいますので、どのような性格とか趣味を持っているといったものも、ある程度学校のほうでは把握しております。そのため、申し込みのあった児童・生徒と合いそうな大学生をマッチングするといったようにしております。

それから、30年度の実績につきましては、申し込みのあった小学生1名、中学生1名の大学生のメンタルフレンドの派遣を行っております。

そのうち1名につきましては、メンタルフレンドの大学生が11回訪問しております。当初は、本人になかなか会うことができず、手紙のやりとりでしたが、最終的には一緒にゲームができるような関係性を築くことができましたが、残念ながら今現在は転居されているような状況です。

もう一人の中学生につきましても、別の大学生が3回訪問して、大学生に対して趣味や家族のことを話すなど、比較的近い存在になるなど、良好な関係を築くことができたといったところです。

ただ、申請に基づくものでありますので、今後できるだけメンタルフレンドを派遣することによって、家族以外の人と話す機会というのをつくっていかうと思っておりますが、なかなかその次のおおくすとか学校につなげていけないといった厳しい状況があるということを感じております。以上です。

◎委員（榎谷規子君） メンタルフレンド事業が始まって、申し込みがなかなかないというときもあった中で、2人の方が訪問を続けていて、具体的に成果というのは本当に難しいと思いますが、引き続きよろしくお願いします。

187ページにスクールカウンセラーを配置されているところでの、子どもと親の相談員が岩倉は全校に配置されていて、本当に行きやすい相談の場所になっているということも感じているところですが、またおおくすの指導員

の方との3者の連携でやれている状況、もう少し具体的にお答えできる範囲でお話ししていただければと思います。

◎**学校教育課管理指導主事（高橋宏滋君）** 適用したケースでは、毎月親の会というのを開催しております。不登校の子どもさんを持つ保護者の方が主に参加をしておられます。その場にはおおくすのカウンセラーと、それから学校のスクールカウンセラー、それから教員、それからおおくすの指導員が参加をしながら、保護者の相談に当たっているという状況になっております。そういうところで顔合わせをしながら、いろいろ情報交換が行われていると考えています。以上です。

◎**委員（水野忠三君）** 成果報告書の198ページの相談件数の状況の表でございしますが、たしか本会議かどこかでほかの議員も別の切り口で取り上げられていたんじゃないかと思うんですけれども、いじめのところと先生との関係のところ、具体的な小学校名で、曾野小学校のところがいじめ件数、それから先生との関係のところも、ほかの小学校と比較して、ほかの小学校がゼロだったり一桁だったりするのに、曾野小学校のいじめ20件相談、それから先生との関係で206件ということになっております。

この突出しているところは、何か理由があるのかということと、中学校に関しても、岩倉中学校で先生との関係が172で、南部中学校さんと比べて十数倍という件数ですので、突出している部分というのは何か理由があるのかということをお伺いしたいと思います。ただ、件数が多いから悪い、件数が少ないからいいということだとは思っておりませんが、何か理由等認識がございましたら、お伺いしたいと思います。

◎**学校教育課指導主事（永津英一君）** 先ほどの質問の中で突出した数というところがございましたが、突出した数は、残念ながら全ての学校の中で全ての学級がその年うまくいくというふうには限りません。そんな中で、子どもたちがその悩みを相談する、逆に言うとよき場になっているのかなあというふうに思っております。その中で自分の悩みが解消された中で、担任との関係も修復して、そしてまた円滑な学級経営が行われていくというような状況にもなっております。

◎**委員（水野忠三君）** 今後、推移を見守る、どうなっていくかという経緯を見守る御予定はございますでしょうか。

◎**学校教育課指導主事（永津英一君）** 申しわけございません、お答えになっているかどうかはわかりませんが、その問題を解決するまでは確実に学校のほうではその解決に向けて、その推移を見守っていくというような体制で進めていきます。以上です。

◎委員（水野忠三君） 個別具体的な内容に踏み込むわけではございませんが、いわゆる統計上の件数等、推移を見守っていく御予定はございますでしょうか。その件数等を注目されていく御予定はございますでしょうか。

◎学校教育課指導主事（永津英一君） こちらのほうの件数につきましては、今までどおり毎年集計のほうを行いまして、統計のほうをとっていききたいというふうに思っております。以上です。

◎委員（堀 巖君） 今の水野委員の質問は、僕が本会議で質問したことで、回答としては1人の相談が何回も同じ事案で通ってきているとか、そういう答弁があったところだと思えますけれども、逆に今の答弁だと、多いから悪いというわけじゃなくて、やっぱり相談できる身近な環境がいかにかくさんの場で、いろんな機会や、例えば保健室であるとかそういったところも大事だと思えますし、全体的な話をちょっと聞きたいんですけれども、この事業としてはこういうのなんですけど、やっぱりゼロ件というところは逆に心配になるのは、誰に相談してどういった解決をしているのかというところなんです。

だから、そこら辺の実情として、今のトータル的な見地から、いじめの相談の状況だとか、子どもたちが置かれている状況だとか、簡単でいいので教えていただきたいというふうに思います。

◎学校教育課指導主事（永津英一君） 先ほど質問の中にもございましたように、数があるということは、それだけ話しやすい環境が育っているといのはすごく同じことを考えております。

その中で、ゼロ件という件につきましては、いじめの相談員としての認知件数としてはゼロ件であっても、担任のほうでもいじめアンケートというものを毎年とっておりますので、そちらの中で積極的に認知をして、さらにその指導に努めていくというような体制で指導のほうは進めております。なので、このゼロ件というのが、必ずしも学校で起きているいじめがゼロであるというわけではないという形になっております。以上です。

◎委員（堀 巖君） それはわかっていますが、要は、例えば子どもたちが今置かれている中で、家庭、親、それから学校の担任、それから保健室やそういう相談員さん、いろんなチャンネルがあると思うんですけど、理想としては学校では担任だし、家庭では親に気軽に相談できるという体制が望ましいとは思いますが、それができない現状を今どのように見ているかというところをお話しいただきたかったんです。

◎学校教育課管理指導主事（高橋宏滋君） おっしゃられたように、一番身近にいる担任であったり、保護者であったり、そうした人に相談できるのが、

やっぱり僕もベストかなというふうに考えておりますけれども、子どもたちの中には担任となかなか人間関係をうまくつukれないという子どももおりますので、学校では常にチームを組んでいる体制をとっております。相談しやすい学年の先生であったり、養護教員であったり、いじめのきっかけを認知されたところでチームをつくって、誰が対応するのが一番いいかということを検討しながら対応しておりますので、御承知おきください。以上です。

◎委員（堀 巖君） 済みません、ちょっと抽象的な質問で申しわけなかったです。

ちょっと方向を変えて、土曜日の土曜学習、183ページです。

この土曜学習についてちょっとお聞きしたいんですが、講師の先生や教員を目指す大学生等の指導によりというふうにあります。この土曜学習については、教員のほうは特に負担になったりしないかということ。これは、全体的な働き方改革のタイムカードとかずうっと進められている改革であるとか、そういうところにもちょっと影響してくると思うんですが、今の教員の皆さんが置かれている状況は改善しているのかという観点からお伺いしたいというふうに思います。

◎学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君） この土曜学習にかかわってくださっている方は、常勤の先生ではなく、非常勤の先生であったり、教育実習とかを経験したような大学生の方となっておりますので、教員の多忙化ですとか、そういったところには結びついていないというふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書184ページ、予算書271ページでお願いします。

学校利用借地面積の状況、上には学校用地の借地で、昨年度は南小学校の一部1,428.3平米を購入したということになっております。

これは、僕、借地面積を借地料で割ってみたら、北小学校は平米785円、南小学校が973円でした。今、隣の学校用地の購入基金積立金が5,534万8,124円現状残っている中で、毎年毎年借地料で約550万ぐらいお支払いしているんですが、どちらかの小学校だけ全て購入してしまおうという考えはないのか、積立金のある中でどちらかは購入しようという方針はないのかというのを、いつまでも毎年毎年550万払っていると、ずうっと払っていかなきゃいけないんですが、前回の購入費を考えると、購入してしまっただけがいいという判断もあると思うんですが、どのような御判断なんでしょうか。これからのことを含めて答弁を願います。

◎学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君） 現在の条件で、地

価が現在どのような単価で推移して、記載の充当率を80%で前提をいたしますと、購入のほうは可能だけの基金はございます。以前にも御質問をいただいたかと思いますが、買い取りのときは借地人の申し出によって進めているような状況です。この申し出の機会というのは、大抵の場合が相続によって発生をしているというところがございますので、そういったタイミング、資金運用といったところもございますので、今後も借地人の方のお申し出に沿う形で進めていきたいというふうに考えております。

◎委員（大野慎治君）　そういう待っているだけではないと思うんですね。やっぱりちょっとアンケートとか何かを、借地の方に御意向をもう一回調査してみるということが僕は大切だと思うんですね。

そういう調査は過去に行ったことはあるんでしょうか、借地されている方の意向をお聞きしたということは。

◎学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君）　意向に関する調査は、行ってはおりません。ただ、毎年借地料の請求書をいただきに上がるときに、お一人お一人にお会いしておりますので、そういったお申し出といったことも、お話をいただく機会になっているのかなというふうに思います。

待っているだけというお話もございましたが、相続の場合には税金の関係も発生をいたしますので、そういったタイミングで申し出をいただいている方が多いということも御承知おきいただきたいと思います。以上です。

◎委員（須藤智子君）　185ページの教育環境整備基金積立金について、お尋ねをいたします。

今回、小・中学校の空調設備工事の財源として、この基金から3億円を繰り入れたということですが、今後のこの基金の積み立ての予定はどのようになっているんでしょうか、お尋ねします。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君）　必要に応じて積み立てのほうは行っていこうとは思いますが、現時点では積み立てる予定のほうはございませんので、よろしく願いいたします。

◎学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君）　申しわけございません。先ほど、借地料を割り返して、北小学校と南小学校の借地料が違うというお話のほうをいただきましたが、借地料は北小も南小学校も同額です。南小学校のほうは途中で買ったというところで、割り返しの金額が変わってきたということになりますので、済みません、お願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君）　他に質疑ございませんでしょうか。

◎委員（井上真砂美君）　成果報告書204ページをお願いします。

教育振興費なんですけど、特に私が気になったのは、就学援助費、準要保護

とか要保護とか、前からあったと思うんですけれども、結構人数がふえていて、子どもの貧困、まさにこの数が子どもの貧困かなあと思うんですけれども、この人数、準要保護299人というのはどんどんふえていっていると感じていいんでしょうか、人数ですが。資料、前もって言うっておかなくてごめんなさい。

◎学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君） 就学援助の対象者、受給者につきましては、年々増加傾向でございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、これで款9教育費、項1教育総務費から項3中学校費までの質疑を終結いたします。

続きまして、款9教育費、項4社会教育費から項6給食センター費までの質疑を許します。

決算書のページは290ページから314ページ、成果報告書のページは210ページから235ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 昨年度検討していただいて、ことしの9月から小・中学校の配膳員さんが給食センターに委託している業者と同じ業者のもとの社員になられたんですが、聞くところによると、やはり9月になって非常に暑い日が続く中、給食センターの社員さんが制服を着ていらっしゃる、きちっと首もしっかり締まった長袖で、袖口もしっかり締まった、衛生管理に最適な制服なんだろうけど、それを配膳員さんも同じようなものを着るといふことで、配膳室にはクーラー一つない中で、非常に熱中症で倒れそうだというような状況を聞くんですが、改善策とかお考えはどうでしょうか。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 9月から配膳業務が民間委託になったということで、衛生面に考慮して今までの白衣が半袖から長袖になっております。帽子の形状も変わっておって、これまでよりもかなり暑いといった声はいただいておりますので、今年度すぐということとは難しいんですけれども、来年度以降には、例えば暑さを解消するために大型の扇風機ですとか、スポットクーラーの導入なんかを今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） では私のほうから、主要施策では216ページから219ページまでの間でちょっと関連をいたします。

ここでお尋ねするのは、先ほど申し上げましたように、30年度の点検評価報告書の中からお尋ねさせていただきたいと思っております。

その点検評価報告書の中に記述してあります委員の意見に、次のような意見があったんですね。ある自治体では、全国的に文化祭の出品を募集したところ、かなりの応募があった例もある。外部まで出展や出品、コンサートの来場を広げてもいいのではないかとといった御意見でありました。

文化の交流人口を拡大する意味合いでも、そのような方策につきましてお考えになってはいかがかなと思いますが、御所見はいかがでございましょうか、お聞きします。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 市民文化祭の目的というところにつきましては、市民の皆さんが行っている文化活動の発表の場というものも提供していくということによって、日ごろの文化活動への参加意欲を高め、新しい芸能、文化の創造を促し、あわせて岩倉市の文化の発展と市民生活のより一層の充実を図ること、そういったことを目的とさせていただいております。市民展につきましては、市外への対象を広げていくといった考えをしたことがありませんでしたが、何らかの策を講じていく必要があるというふうには認識しております。

その一環といたしまして、去年は新たに市民展に岩倉総合高等学校の生徒の皆さんに出品をしていただきました。

今後については、市内の幼稚園でありますとか、放課後児童クラブなどに出品をしていただけないか、可能性を探っていきたいといったふうに考えております。

また、文化祭では、市民展と同時に美術展も開催しておりますけれども、この美術展につきましては、市外からの出品について、美術展審査委員の先生方の御意見を伺いながら研究していきたいと思っております。

また、コンサートにつきましては、チラシ等を市外の同じような集客施設に置いていただくようなお願いはさせていただいているところでございます。以上です。

◎委員（黒川 武君） 可能性は絶えず追求していただきたいなあと思えます。文化の交流は、やはり新しい風を吹き込む意味合いでも大きな魅力があるなあと思えますので、ぜひまた研究のほうもよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、主要施策222ページの生涯学習センター施設管理費の中で、これもまた30年度の点検評価報告書の中からお尋ねするものであります。

生涯学習センターの課題、今後の方向性につきまして、次のように記述してあります。地域に出向いて開催する地域講座を開催し、既存の施設の有効活用と身近に生涯学習活動ができる環境づくりに努めますとあります。各町

内には現在ゆうわ会がありまして、それぞれいきいきサロンとか、茶話会とか、そういったお年寄りの場があるわけでございます。そういったゆうわ会とも連携をとって、地域講座を行っていくというのも大変有効ではないかなと思います。この点に関しまして、今後の方向性としては何か具体策をお考えでしょうか、お聞きいたします。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 現在は地域講座としまして、整膚体験講座、健康運動講座としてシナプソロジープログラムとロコモ予防と脳トレという計3つの講座を用意しております。毎年、第1回の区長会で募集の告知をさせていただいているところでございます。

平成29年度は2カ所、平成28年度と30年度については1カ所での開催という結果になってございます。1講座の定員を20名から30名とさせていただいておりますけれども、このことが、区の方々から余り受け入れられないような要因の一つになっているのではないかとこのように感じられる部分もありますので、今、黒川委員からおっしゃっていただいたように、いきいきサロンなどでも活用いただけるように定員の見直し等を含め、PR先についても検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎委員（黒川 武君） そうですね、定員の枠がありますと、なかなか小さな町内ではやりたいという気持ちがあっても、正直やっぱり人集めもまた大変かなあとしますので、その辺は柔軟に対応をお願いしたいと思います。

あと1点お聞かせいただきたいと思います。

成果報告書235ページの給食センター費の物資調達事業であります。これもまた、30年度の点検評価報告書からお聞きするものであります。

給食等を通じた食育の推進の施策の指標の中でのことでもあります。学校給食における県内産野菜の使用割合が30年度は県内産が29.6%、岩倉産が5.3%、27年度の場合は県内産が38.3%、岩倉産が9.4%、これと比較すると低下傾向にあると言えると思います。

令和3年度の目標は、県内産が42%、岩倉産が9.5%の目標となっております。現在の低下傾向にどう歯どめをかけ、令和3年度の目標にどう近づけていくのか、何か具体的なお考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

◎学校教育課統括主査（浅野弘靖君） 学校給食におきましては、地産地消を進めるために、県内産や岩倉産の食材を使用するよう努めております。県内産の使用割合が低くなる理由としましては、天候不順による不作やまとまった量が確保できなかったことによることが原因と考えております。また、

岩倉産の量が確保できなかったことにつきましても、天候不順による生育のおくれ、そちらが一番大きな原因と考えております。逆に生育のスピードが早過ぎて育ち過ぎてしまうため、入荷のタイミングが合わず、ほかのところに出荷してしまったといったこともあると聞いております。

目標にどう近づけていくのかということですが、県内産につきましては、今年度、令和元年度から新たにJA愛知北岩倉支店から近隣市町の野菜を取り入れていますので、使用割合もふえていくものと考えております。また、岩倉産につきましては、野菜の広場運営協議会、JA愛知北農産物産直部会、岩倉市ちっちゃい菜生産者グループへの働きかけを継続するとともに、実際にJA愛知北産直センターや岩倉駅地下道での野菜の広場に赴くなどして、少量でも納入してもらえよう、直接農家に働きかけていきたいと考えております。以上です。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書212ページの一番上、成人式事業でございますが、まず前提としての質問なんですけれども、成人式事業というこの事業における成人というのは20歳を指すのか、18歳を指すのか、まずそこから確認させてください。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） 成人式の成人の対象となるのは20歳になる歳、20歳になられる方を対象に行っております。

◎委員（水野忠三君） 昔は、従来は20歳になったら大人だということで、20歳になったら一応飲酒とか、選挙権とか、そういう話だったと思うんですけども、いわゆる18歳選挙権とか、そういう形で、いわゆる18歳が大人という認識がまずあるかと思えます。それから、国の法律の立法としてうまいか下手か、巧拙は別として、お酒、飲酒に関しては20歳になってからというふうになっていると思います。選挙権は18歳からなんだけど、お酒は20歳からというふうにちょっと分かれてしまっていて、法律としていかどうかはちょっと別なんですけど、将来的に、例えば18歳成人というふうにするお考えはございますでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） 民法改正により、2022年以降、成年年齢が18歳に引き下げになることに伴いまして、本市における成人式の対象年齢については、今のところまだ方針は決定していない状況であります。対象年齢の決定につきましては、県内の動向などを見ながら、より多くの皆さんが参加できる会となるよう検討を進めていきたいと考えております。

◎委員（水野忠三君） 従来は20歳で大人、将来的にも18歳で大人というふうになった場合に、そのときの18歳の方、19歳の方、20歳になる方というふうに出てくると思うんですけど、例えば18歳の人と19歳の人と20歳の人を一

緒にやるのか、どういうふうに対応されるか検討が必要だと思うんですが、今後具体的に検討する計画をどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） ことしの6月に蒲郡市が県内の54市町村を対象に行った調査がございまして、そちらにつきましては、民法改正後の成人式の対象年齢を20歳のまま実施すると答えた市町が25市町村ありました。18歳に引き下げるといった市町村はゼロでございました。また、検討中と答えられたところが29市町村ありまして、岩倉市におきましても検討中ということでお答えはしているんですが、国のほうの調査におきましても、今のところ20歳のまま行うといった市町村は91%ございました。

そういったところで、国や県の動向を見ながら、今後検討はしていきたいと考えてございます。

◎委員（水野忠三君） 決算審査の場ですので、深入りはこれ以上いたしません。問題意識をぜひちょっとお伝えして、今後また御質問、御相談、お知恵をおかりしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 214ページの図書館費でお聞かせください。

ちょっと全体的な話なんですけれども、利用等の状況は、分析はそれぞれしてみえると思います。だけど、数字自体がどうしてもアウトプットの指標ばかりで、知りたいのは、やっぱり公立図書館としての役割、例えば司書、レファレンス機能であるとか、学校図書館との連携であるとか、そういった公立図書館としての活動がちょっとこれを読んでいてもなかなか、いろんな行事はやっているということはわかるんですけれども、図書館としての最近の成果としてどういったものがあつたのか、市民から満足度だとか、今の現図書館に対する不満やクレームがどういうものがあつたとか、そういうことを、ちょっとざくっとした質問で申しわけないんですけれども、お聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（若森豊子君） 公立図書館としての機能で、まず司書ですが、現在図書館には職員とパート職員を合わせて18名おりますが、そのうち平成30年度末に司書の資格があるものは4名いました。そのほかの者は、司書の資格は持っておりませんが、司書の資格のある者から指導や助言などいただきながら、利用者の求めに応じることは十分対応できております。ですので、レファレンスサービスなどについても、利用者の求めに応じて、できるだけ求めている資料に近づけるように努力をしているところですので、特にレファレンスサービスなどでは苦情などはいただいております。

学校図書館との連携ですが、図書館と学校図書館では、年に1回学校図書館ネットワーク事業連絡会議というものを開催して、学校と図書館との連携を図っているところであります。会議の構成は、図書館職員と学校の司書教諭、それから学校図書館の読書指導員です。これは、学校図書館の購入や図書館システムの更新など、ネットワークを推進するための会議であります。そして、その会議の中では、図書の購入や図書館システムの利用に関する支援など、あと助言などをして、学校図書館の運営を支援しております。

あと、連携なんですけれども、学校図書館にない本を貸し出しなどすることによって、今後は学校で多種多様な資料を使って学習が可能になるといふなと思っておりますので、そういった面でも連携を進めていきたいと思っております。以上です。

◎委員（堀 巖君） ありがとうございます。

ぜひ今後こういった成果報告書を書くときには、従来どおりの指標ではなくて、そういった司書さんの活動が数字でもわかるようにしていただきたいというふうに思います。これは要望です。

それから222ページ、生涯学習センターなんですけれども、以前にも多分聞いていると思います。例えばスタジオなんかは結構人気が高くて、市民の方からなかなかとれないというような声もお聞きしています。

そもそも岩倉市生涯学習センターで、指定管理者の監査でもちょっと言わせてもらったんですけれども、もともとは岩倉市民のための施設だと思えます。市外の方や営利活動というのは、料金を高く取ることによって、高く料金を取ること自体は目的外利用だというふうに私は考えているんですけれども、岩倉市民の方を優先して使わせるようなことはできないのか、今そういった市民の方で使えないという苦情がどのくらい入ってきているのかというような問題点や指摘がどんなような状況なのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 施設の予約がなかなかとりにくいという具体的なお話、実は余りこちらにはいただいておりません。ただ、私どもで把握していない部分で生涯学習センター窓口ではそういった話があるかもしれません。私どもの把握している限りでは、基本的には余りありません。

◎委員（堀 巖君） はい、わかりました。多分そういう声を私は聞いていますので、一回確認していただくのと、事務的な細かい話なんですけれども、さっき目的外使用と言いました。指定管理者制度のもとでは、施設の申請、許可権限というのは指定管理者にあるわけなんですけれども、目的外利用に

については指定管理者ではなくて、市長に権限があるというふうに指摘をしたところですが、そこら辺はきちんと対応、対処されているでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 目的外の使用というのは、生涯学習センターについては今のところ具体的には自販機を置いてあるところが目的外というふうになっていると思いますが、そちらについては市長の権限でもってやらせていただいているというところがございます。

◎委員（堀 巖君） 自販機の目的外利用の話ではなくて、施設の部屋とかスタジオだとか、そういうところについては、厳密にいうと、さっき言ったように、市外の方の利用というのは料金設定のところ、備考欄で何倍とるといふふうになっていますけど、その性格上は目的外使用である。そして、例えば体育館でいうアリーナである、本来総合体育文化センターでやるべき事業ではない小売だとか、販売業者の利益のために行うイベントだとか、そういう云々の許可権限については指定管理者ではなくて市長だという、そういう指摘をしてきたところなんですね。それがきちっとやられているかどうかという問いです。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 生涯学習センターについては、自治法及び社会教育法に基づいた施設ですので、必ずしも市民に限った施設ではないと思っています。ですから、おっしゃられるように市外の方が使えるもの全てが目的外というふうには考えておりません。それから、費用を取るものについても、法律で認められているものでありますし、例えば講演にあわせて本を売られるとか、そういったいろんなものもあるわけありますので、全て目的外というふうには捉えておりませんので、許可については指定管理者の権限に委ねている部分もでございます。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと申しわけありませんけど、4点ぐらいお聞かせください。

1つは、成果報告書225ページのスポーツ大会の関係で、平成30年度をもって四市交歓体育大会が終了したということでありまして。これは、これまでもお聞きしてきてはいますが、四市交歓体育大会を終了した理由といたしまして、4市での話し合いの内容というのとはどのようなものなんでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 今の御質問ですけれども、もともと平成30年度に、平成31年度から江南市さんのほうから四市交歓体育大会のほうに参加しない旨の意向の発表がございました。これを受けまして、4市が集まりまして、数回議論をさせていただきまして、4市での大会については一定の役割を終えた。また、以前に比べて各スポーツの他市町とかの交流

大会などが多く開催している実情もあるということから、平成30年度をもって終結をさせていただいた経緯でございます。

◎委員（木村冬樹君）　そういう経過だということで、ただ、役割を終えたというところが、やはり少し気になるところです。各市でのリーグ戦等が、それぞれリーグ戦、サッカーを想定して言っちゃうもんで申しわけないですけど、リーグ戦等があるわけで、それも充実してきたというようなことも言われているんだけど、実際どうなのかなというところは、スポーツの種類によりますけど、いろいろ、例えばリーグ戦に参加しているチーム数が減っているとか、そういうところはあるのではないかなというふうに思っています。ですから、四市交歓体育大会を目指して、例えばトーナメント戦で勝ち上がったところが大会に出れるという、そういう一つのスポーツをやるに当たってモチベーションがあったわけで、この大会の役割を終えたというところがどうしても納得がいかないというか、そういう部分があります。

この4市でやるということで、それぞれ持ち回りで会場を移動するわけですから、1年に1回ずつね。ですから、各市のスポーツ施設を見て回るだけとかそういうことも含めて、ここの地域でのスポーツ施設の水準を上げていくというか、そういうことにも寄与していた大会ではなかったかなというふうに私は考えているところですけど、そういった点について、岩倉市としてはどういう考えで、この大会の終了を受けとめているのか、お聞かせください。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君）　確かにおっしゃるように、スポーツされる皆さん、団体の皆さんの競技へのモチベーションみたいなものになっていたというふうに私どもも考えております。しかしながら、実情としては、競技団体数だとか、参加者数だとか、そういったものが年々目減りをしてきて、実際に競技をするのが困難になってきているものがたくさんありました。そういった中で、このままやっていくのか、すごく競技数が少なくなっても4市という枠を維持していくのかといったところにも議論はなりましたが、やはり確かにこの4市という枠組み自体が小牧市さんも含めておりますので、枠組みというのは大切な枠組みではあったというふうに思いますが、それ以上に団体さんが持つそういった組織力というものが、逆に役所の力をかりなくとも、御自分たちで独自にそういった組織をつくって大会を運営できるというような地盤等も一定整ってきたというのも理由としてはあるのかなというふうに思っておりますので、そういった中で四市交歓体育大会が終結となったのは、残念でありながらも、一定やむを得ないというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君）　わかりました。参加する人たちも減ってきて、大会

が成立しないようなスポーツの種目も出てきているというようなことで、なかなか難しさも出てきているということでもあります。ただ、そういう各種目のそれぞれの団体で大会を行っていくみたいなことも含めて、ちょっと援助していくことがこれから必要ではないかなというふうに思っていますので、スポーツをやっている者はそういうモチベーションがありますので、そういった点も考慮して、今後の対応をお願いしたいなあというふうに思います。

それから、229ページの体育施設管理費の関係で、体育施設ではありませんが、南部中学校のグラウンドの夜間照明で、利用者が非常に多くふえてきているということで、その利用者からの声でトイレの照明がなくてということをお聞きしてきておりますが、現時点での対応はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 南部中学校の夜間照明のところのトイレの設置ということでございますけれども、現在、南部中学校さんとも照明の設置場所等も相談しております。予算のこともありますが、できるだけ早い時期に設置していく方向で現在検討をしているところでございます。よろしくお祈りいたします。

◎委員（木村冬樹君） よろしくお祈りいたします。

次に、233ページ、給食センターの関係でお聞かせください。

後段のところ、給食の調理配送業務の委託ということで書かれています。先ほど梶谷委員からもあったように、この8月から配膳業務も民間委託という形になったところでもあります。

それで、この間の民間委託になってから、給食の配送のおくれというのがどうだったのか、最近の情報では少しそういうことが発生したという情報をお聞きしていますが、仕様書の関係も含めて、まずこれは一番あってはならないことだというふうに思いますが、そういった点について今の現状をお聞かせいただきたいと思っております。

◎学校教育課統括主査（浅野弘靖君） 委託になりましたから配送のおくれということであると思っております。委託になってから、基本的に給食の始まる前の30分前に届けるよというのが基本なんですけれども、5分とか10分近くおくれるということはあったと聞いておりますし、去年も何回かあったと思っております。ほとんどないんですけど、あったことはあると思っております。今、木村委員さんから言われていることですが、多分9月4日、5日が結構配送がおくれてしまったということがありました。その日につきましては、新しいメニューもあったということが原因ではなかったかと考えております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 理由はいろいろあるというふうに思っています。ただ、

やはり給食の配送がおくれるということは、仕様書の中で一番戒めなきやいけないというか、厳しく30分前に届けるということは重要なことだというふうに思います。例えば9月4日、5日が新メニューをつくるのでおくれて、私が聞いているところでは東小学校で20分、五条川小学校で30分おくれたということでもありますので、給食時間に大きく食い込んでおくれたということを知っておりますので、そういった状況で本当に給食が無事終了できたのかどうかということも、少し御報告いただきたいとしたいと思います。

◎学校教育課統括主査（浅野弘靖君） その4日、5日ですが、おっしゃられたとおり30分ぐらいおくれたということも聞いております。学校のほうで、午後の業務の内容をちょっと変更したり、中で対応していただいて、給食自体はきちっととっていただいたというふうに聞いております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。しっかり点検していただいて、今後このようなことがないように、委託業者のほうに強く要請していただきたいというふうに思います。

もう一点、決算書のほうの312、313ページのほうで、給食センター施設管理費の中の修繕料ですね。この修繕料は、真空冷却機だとか、スチームコンベクションオープンの修繕が入っているということで、給食センターを新しいのをつくられるのに当たって、スチームコンベクションオープンを設置するということが非常に期待されたし、私たちも厚生文教常任委員会で他市を視察して、この活用方法についてさまざま提案したところでもありますけど、この活用状況というのはどうなんでしょうか。修繕しているということでもありますけど、これはやっぱり3年ぐらいのことで修繕が必要になってくるというものなんでしょうか。

◎学校教育課統括主査（浅野弘靖君） スチームコンベクションオープンにつきましては、よく利用しているといいますか、使っておると聞いております。

また、去年の修繕ですけれども、こちらは壊れたということではなく、機械の中の軟水器というものがあまして、そちらが数年に1回取りかえるものだよということなので、基本的に定期的に取りかえるものを取りかえたというような形で、壊れたというような形ではなかったということです。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。よく利用しているということだから、野菜とかをすごくうまいこと調理して、おいしく出せるということ、温野菜にしたりとかそういうことで話を聞いておりますので、十分活用して、おいしい給食にしていきたいなと思います。

部分的に部品を交換する必要があるということで、確認させていただきました。ありがとうございます。

◎委員（大野慎治君） 1点だけ確認させてください。

成果報告書の225ページの下の方の体育協会の事業実績でお聞かせください。

僕は市民ボウリング大会に毎年参加させていただいて、10年前から参加させていただいておりましたが、参加者が徐々に減ってきて、もう本当に減ってきたというのは実感します。また、ジュニアボウリング教室、参加者1名、ボウリング教室参加者7名、生涯学習課の皆さんも本当に忙しいので、そろそろ事業の見直しを一遍したほうがいいのではないかと、僕は市民ボウリング大会に参加させていただいて、楽しませていただいておりますが、それでも一遍事業の見直しというのはどのようにお考えなのか、これをまた来年以降も継続する意向があるのかなのかというところの考え方についてお聞かせください。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 今回の体育協会の事業ということでございますけれども、実際、この実績を踏まえまして、体育協会の中でも事業課題として認識しております。今後の事業のあり方について検討しているところでございますが、ちなみに今年度もこの夏休み期間中、ボウリング教室、ジュニアボウリング教室を開催いたしました。昨年度はジュニアボウリング教室の参加者が、御指摘のように少なかったこともございますので、各学校でチラシを生徒・児童に配付するなど、今まで以上に周知を徹底いたしました。その結果、10名の参加者がございました。内容もボウリング教室に加え、ボウリング場の裏側を見る、裏側のツアーのようなものも見させていただいたり、参加者も充実した様子でした。引き続き、とはいえ、参加者が少ないものですから、より効果的なPR手法や、より魅力のある教室などの開催に向けて研究してまいります。よろしく申し上げます。

◎委員（梶谷規子君） 済みません、給食の先ほど木村委員からありました配送のおくれは、配膳員さんにとっても本当に致命的な業務になるとお聞きしていますので、本当に暑い中、子どもたちに安全にきちんと配膳するためには、配送の到着のおくれが本当に命取りで大変と聞いておりますので、よろしく申し上げます。

もう一点、小学校の体育館なんですけど、済みません、聞いた話が東小の体育館を使っただけの卓球を、よく日曜日の午前中、すごいたくさんの人数で、前半が子どもたち、後半が大人の人たちで非常にふえているんですけど、体育施設全体についてということでの質問で、済みません。

東小の床が、ワックスの問題なのか、何の問題なのか、一緒に使っている

総体文とか南部中学校と違って床が非常に滑りやすいということをお聞きしましたので、ちょっと点検のほうをよろしくお願ひしたいと思うんですが。

まず私も見に行つて、みんなに聞くと、東小の床が滑るということで、卓球だけしにくいのか、子どもたちはどうなのかというところまでまだ知らないの、点検よろしくお願ひします。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 今、滑りやすいといった御意見をいただきましたので、一度施設のほうを確認させていただきたいと思ひます。お願ひします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございせんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、款9教育費、項4社会教育費から項6給食センター費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ここで休憩に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

1時10分から再開いたします。よろしくお願ひします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして一般会計のほうですが、款10の災害復旧費から款12予備費まで、決算書のページは314ページから316ページになります。

質疑はございせんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、款10災害復旧費から款12予備費までの質疑を終結いたします。

次に、歳入のほうに入ります。

款1市税から款12使用料及び手数料までの質疑を許します。

決算書のページは60ページから68ページとなります。

質疑はございせんか。

◎委員（黒川 武君） 私のところで、決算書58ページ、59ページの市税のところにつきまして、何点かお聞かせいただきたいと思ひます。

これは決算審査意見書の中でも扱われていたこととございせんが、市税の収納状況について、滞納繰り越し分の不納欠損額が3,407万4,000円ということとございせん。29年度は2,238万8,000円とございまして、不納欠損額が増

額している状況でございます。収納率におきましても24.1%ということで、前年度よりも1ポイントの減となっておりますので、こういった不納欠損額が増額している状況、そして収納率が1ポイントであっても減となっている、そういったところの要因はどのようにお考えでしょうか。また、今後どのような対策をお考えになってみえるのかお聞かせいただきたいと思います。

◎**税務課統括主査（小川 薫君）** 不納欠損額につきましては、高額滞納されている方の税額が時効を迎えたことにより、平成29年度と比べ増額しているものとなっております。この高額滞納者の案件につきましては、差し押さえなどにより滞納処分も実施しており、ほかに換価する財産もなく不納欠損となったものであります。

また、滞納繰り越し分の収納率の減少につきましては、はっきりした要因についてはわかりかねますが、調定額が年々減少しており徴収することが難しくなっている案件が多くなっていることや、差し押さえ件数及び差し押さえ額につきましても、平成29年度と比較して減少している状況であります。全体的に換価できる財産が少なくなっていることも影響しているのではないかと考えております。

また、対策としましては、早目に滞納されている方に手紙やら訪問やらして、早期に徴収を実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎**委員（黒川 武君）** 滞納になったものの税の徴収って、なかなかやっばり難しいところもあると思いますので、そのところは滞納者の状況等もしっかり把握しながら、やはり相手との話も重ねながら、何とか納めていただくような努力を今後ともお願いをしたいなあと思います。

次は、現年度分の不納欠損額が19万6,000円というふうにありますけれど、これはなぜこのように生じたのかお聞かせいただきたいと思います。

◎**税務課統括主査（小川 薫君）** 現年分の不納欠損につきましては、本人の死亡により不納欠損となったものです。

◎**委員（黒川 武君）** もう一点お聞かせ願いたいと思います。

これも決算審査意見書の中で記述してあることでございますが、法人市民税が3億2,350万6,000円、29年度のときは3億5,516万9,000円でありまして、3,166万3,000円の減ということで、対前年度増減率ではマイナス8.9%ということになっておりますので、景気動向もあるだろうと思うんですが、要因はどこにあるとお考えなのか。それと、減収となった法人の業種がどのようなものか、わかりましたらお教え願いたいと思います。

◎**税務課統括主査（佐野亜矢君）** 法人市民税の減収についてですが、まず

法人税というのは調定額の大きな法人の決算状況において大きく増減してきます。平成30年度は、本市の法人市民税に占める調定額が比較的大きな事業所、法人の決算額が平成29年度より減少したことによりまして、法人市民税全体の調定額が減収したものになっております。

その法人は製造業を営む法人さんなんですが、要因となった法人の収益状況については詳しくは確認はしておりません。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ、地方交付税についてお聞かせください。62、63ページで、いわゆる民間委託等を進めたり、いろいろ国の政策に基づいた施策を行った場合に、地方交付税に影響するということのトップランナー方式というものがこの間ずうっと実施されてきていますが、平成30年度はこれまでの答弁では年間で1,500万円ぐらいの影響額かなというふうに言われていましたが、平成30年度については特に変わらないということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） トップランナー方式ということなんですけれども、28年度から交付税の算定で導入されております。先ほど議員のおっしゃったように、28、29でそれぞれが前年度比約1,500万円の影響額ということで、30年度につきましては約1,800万円ということになっております。

あと、このトップランナー方式、今のところ令和2年度までということになっております。ちなみに令和元年度が570万程度、それから令和2年度が650万円程度の影響額というふうに、一応5年間で今のところは終了ということになっております。以上です。

◎委員（堀 巖君） さっきの不納欠損についてですけれども、確認させていただきます。

死亡によりということなんですが、その方というのは、負債も相続されるので相続放棄されたということですのでよろしいでしょうか。

◎税務課統括主査（小川 薫君） 相続のほうも放棄しております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、款1市税から款12使用料及び手数料の質疑を終結いたします。

続きまして、款13国庫支出金から款14県支出金までの質疑を許します。

決算書のページは68ページから76ページまでとなります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ。国保の会計で聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、ちょっとここで数字が具体的に出ているのでお聞かせください。

民生費国庫負担金の保険基盤安定負担金、それから県支出金の民生費負担金で保険基盤安定負担金というのがそれぞれあります。これが合わせて市のほうに入ってきて、いわゆる国が総額1,700億円と言っていたものが3,400億円に変わって、その一部は保険者努力のほうに入っているのかなというふうに思いますので、全体的にはちょっとその額に達しないと思いますけど、国のいわゆる総額3,400億円というものが岩倉市におりてくる分なのかなというふうに思うわけですが、これというのはどうやって算定されてくるものなのか。というのは、この制度ができて以来、少し額が減少傾向にあるのではないかなというふうに思うわけですが、どのように保険基盤安定負担金というのは決まってくるのかお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 保険基盤安定負担金についての御説明となります。

まず、国庫負担金につきまして、こちらについては保険者支援分に対して国から2分の1交付されるものとなります。この2分の1の交付の算定の基礎となるものにつきましては、軽減の対象となった7割・5割・2割軽減というのがございますが、対象となった世帯の平均保険料から算定されて、7割分・5割分・2割分それぞれ率があるんですが、15%・14%・13%、そういった細かい数字になりますが、軽減された世帯の平均保険料に対して支援を受けるものが国庫負担金となります。

それから、県のほうから入ってきます県民生費負担金、こちらの保険基盤安定負担金については、7割・5割・2割軽減されたものの4分の3から国から入ってくるものとなります。また、先ほど申し上げました保険者支援分の4分の1が県から入ってくるものでございます。以上です。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと説明が理解できませんけど、これはいずれも、いわゆる7割・5割・2割の法定軽減にかかわる、いわゆる市がその分保険税収入が減るもんですから、その分を国と県が補填しているという考えでよろしかったでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 保険税の軽減分、県の負担するものについては、軽減となった保険税を補填するために、軽減となった額の4分の3が入ってくる。残りの4分の1は市が負担するというものになっております。

あと、保険者支援分に関しては、そういった軽減世帯が多いということで、国保基盤の財政安定のために交付されるもの、そういったものでございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

ということは、保険税軽減分ということと保険者支援分ということで、明確に分けることができるというふうに考えてよろしいでしょうか。だから、例

えば、いわゆる国の総額3,400億円と言われている部分がこれだということで、その岩倉市の分として保険税軽減分として幾ら、保険者支援分として幾らというふうに明確に数字的に出せるものなんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） まず、国から保険者支援分ということで支援分の対象となるものに対して2分の1入っているのが3億6,000万、国から入っているのが決算書に書いてあるとおりの額となります。失礼いたしました、3,602万3,489円、こちらが国から保険者支援分ということで入っている額。

それから、保険税軽減分、県負担金のところになります。保険税軽減分に対して入ってきている金額、そちらが9,197万9,737円。あと、保険者支援分というものが県負担金の中に、先ほど分けて金額がわからないのかということで、分けて御説明を。

保険税軽減分、もう一度申し上げますが、9,197万9,737円で、支援分については1,801万1,744円となります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、款13国庫支出金から款14県支出金までの質疑を終結いたします。

続きまして、款15財産収入から款20市債までの質疑を許します。

決算書のページは76ページから88ページとなります。

質疑はございますか。

◎委員（黒川 武君） 82ページ、83ページのところの収益事業収入の中の診療所事業収入についてお聞きいたします。

内訳としては、岩倉市医師会国民健康保険団体連合会、社会保障診療報酬支払基金からの収入であると思っておりますが、予算額1,036万8,000円に対し決算額が1,624万4,989円で、587万円余りが増額となっております。約57%の増額となりますが、その要因は何でしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 冬にインフルエンザが大流行いたしました。休日急病診療所の患者数が急増したために医療費が増加して、診療報酬による収入がふえたものです。

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ再開いたしますと言いました。再開しておりますのでよろしく申し上げます。

◎委員（黒川 武君） インフルエンザの流行で患者が急増したと。そのことで増額になったという答弁でございました。

それで、診療所事業収入の中で、岩倉市医師会からの収入が入っておりますが、この収入の内容は一体どういうものでございますか、お聞かせいただきたいと思います。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 休日急病診療所の窓口で患者が自己負担する医療費と、それから文書料を徴収したのになっております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、款15財産収入から款20市債までの質疑を終結いたします。

その他一般会計に係る基金運用状況調書など全般についての質疑を許します。

決算書のほうは425ページ以降となります。

質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、これをもって全ての質疑を終結いたします。

議員間討議は省略させていただきます。

続いて、討論を許します。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第71号「平成30年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第71号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号「平成30年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算書は319ページから346ページ、成果報告書は236、237ページとなります。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 国保の中の記述の中で、ジェネリック医薬品の差額通知があります。健康保険証にジェネリックの推奨なんかを張ってということの取り組みで久しく時はたっているというふうに思いますけれども、このジェネリックによる効果というのは把握可能なんでしょうか。していたら教えていただきたいというふうに思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 使用割合という点で御報告をさせていただきます。

ジェネリック医薬品の使用割合につきましては、平成31年3月末時点におきまして68.8%ということで、平成30年3月末65.1%と比較をいたしますと、3.6ポイント上昇をしております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（榊谷規子君） 国保料が払えないというところで、いろんな措置で短期保険証などの発行をどれぐらいされてきたのか、お聞かせいただきたいと思います。資格証明書とあわせてお願いします。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和元年8月1日時点の短期保険証の交付状況といたしましては、対象者258名で交付が151名、未交付が107名といった状況でございます。

また、資格証明書につきましては、対象者は44名、交付が30名、未交付が14名という状況です。

◎委員（榊谷規子君） 未交付の人たちの中で子どもがいる世帯というところは、ないという認識でよろしいですか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 未交付の世帯についての状況ということでお尋ねがございましたが、子どものある世帯については把握しておりません。

◎委員（榊谷規子君） 保険料を払えない家庭の把握で、やはり子どもがいる世帯かどうかという把握をぜひしていただきたいということで、子どもがいる世帯で保険証が届いていないというところがないように、よろしく願います。

昨年度は、国保が県単位化となって保険料が資産割をなくして、九十何パーセント以上の人が国保が下がったという人たちが多いわけですが、やはり子どもの貧困という問題から見ても、子どもの均等割分を医療分だけでなく子どもの分も、介護分は40歳以上ですけど、後期高齢の支援分は子どもの分まで保険料が含まれているわけですので、その分だけでも減免をとというような、子どもの均等割についての減免の考えはどうでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 平成30年度から広域化がされております。国の方針としまして、将来的には保険料水準の統一を目指すということがあり、そのような状況から子どもの均等割の軽減につきましては、現在本市が独自で実施していくということは考えておりません。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと理解を深める意味で、続けさせていただきまますけれども、国民健康保険の特別会計全体を見ますと、保険給付費が3年連続減少となっています。この間もこのことについては議論をしてきておりまして、大きな原因が被保険者数の減ということで、毎年400人ぐらいが後期高齢者医療制度のほうに移行していると。このことが非常に大きいというふうに言われています。診療報酬の引き下げというか、下がっている分の影響も一定あるのだとか、あるいは高額医薬品の影響も多少あるのかなというふうに思ったりもするわけですけど、こういう状況が続いているところであります。

そういった中で、一定の歳入歳出差し引き額という、いわゆる剰余金と見ていいのか、平成29年度、30年度と一定額出てきているという状況があるというふうに思います。そういう状況のもとで県単位化が始まって、県のほうは納付金を示すことになってくると思うんですけど、岩倉市に対する納付金が今後、岩倉市としては保険給付費が下がっているんだけど、納付金というところで見るとどういふような影響を受けていくのかなあとということがすごく気になるところであります。また、標準保険料率も提示されるということで、それを見ながら岩倉市は毎年保険税をどうしていくのかということを考えなきゃいけないというふうに思いますけど、そういった今の岩倉市の特別会計の財政状況と県単位化の影響、納付金の提示がどうなっていくのか。こういった点について、少し今後の見通しと申しますか、現時点でのわかる範囲での見通しを少しお聞かせいただきたいと思っております。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 市の財政状況の今後の見通しということでまずお答えさせていただきますと、県単位化になったことで医療機関等に支払う医療費の7割分、国保のほうから支払うわけですが、支払うために必要な金額については県のほうから交付されるというところで、急な医療費の増

に対しても県のほうから交付がされるということで、そういった面において財政面の安定化は非常に図られたというふうに考えております。

また、納付金についても、今後どのような見通しかというところですが、納付金の算定については、医療水準、所得水準に応じたもので負担をしていくという仕組みになっております。岩倉市につきましては、先ほど議員のほうからもおっしゃいましたが、給付費全体が下がっているというところもございますし、1人当たりの費用額についても大きな増がないということで、一定落ちついたところがございますので、医療の面についても、こちらは全体の中での水準に対して算定されるということで、比較的落ちついている。所得水準については、国保に入っている方の所得水準、これまで算定で示された結果では県内で低い位置にありますので、納付金については大きな増額がないのではないかとというふうに想定しております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。医療水準、所得水準で決まってくるということで、県全体の状況を見ながらということで、ここについては大きな増減が考えられにくいというところだと思います。

それで、ちょっと心配されるのは、国の制度として激変緩和措置というのが6年間行われるということで、これが終了する時点と2024年ぐらいになるんですかね、それ以降については、これを一般質問で聞いたら市民部長がまだ不透明であるという答弁があったというふうに思うんですけど、今の時点でもこのことについてはまだわからないという状況なんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 激変緩和措置についてでございますが、こちらの激変緩和の措置の期限をどのようにするかということについては、愛知県の国民健康保険運営方針で示されているところです。愛知県については、今のところ激変緩和の期限を明確にしていないというところで、今のところは特に期限は示されていない、今後の議論の中でまた決められていくものとなっております。

◎委員（大野慎治君） 1点、僕はわからないのでお聞かせください。

県単位化になって、県の国保の財政状況は30年度の決算見込みだと160億円ぐらい黒字という見込みが公表されているそうですが、我々の岩倉からも納付しておりますけど、この黒字額はどのように県単位のとときに取り扱われるのか。これはもう一回市町村に還付される予定なのか、それとも県の事業として県の繰越金として使われていくのか、どのようなこととお聞きしているのかお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） こちらの納付金の精算についての御質問であったかというふうに思いますが、納付金の算定ルールの上では、翌々年以

降の納付金の算定の際に余剰金を県全体の納付金から控除するというのが一定原則ということにはなっていますが、その全てを翌々年度の納付金に充てるのか、少しまた県全体の中では前期高齢者の精算というのが行われますので、そういった精算に備えて少し持つておくのか、そういったところについてはまた愛知県の運営会議がございまして、その中で今後議論をされていくものとなっております。

◎委員（木村冬樹君） もう少し細かいところも含めて理解を深めるために質疑をさせていただきます、申しわけありませんが。

1つは、岩倉市は30年3月末にデータヘルス計画というのをつくりました。これは全国的につくられているのではないかなあというふうに思いますけど、いわゆる岩倉市の医療の現状、市民の健康の状態だとか、こういう統計のもとで今後どういう対応が必要なのかということを計画していく中身だと思います。それで、この中身というのは健康課と密接に連携しながら対策をとっていかなくちゃいけないというふうに思うんですけど、現状ではどのような対応がされているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画に基づく保険事業を推進するために、今年度4月からでございますが、健康課と月1回打ち合わせを持つようにしております。打ち合わせの内容につきましては、特定保健指導の実施率向上や、糖尿病性腎症重症化予防事業の効果的な勧奨方法などについて協議を行っております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。データヘルス計画の中には、さまざま岩倉市の特徴が記載されていて、例えば高血圧なんかの患者さんの率が岩倉市は県内で断トツに高いだとか、医療費の問題でいくと大腸がんなんかの医療費を抑えていくことが一つの課題ではないかなあというふうに思っていますし、腎不全などの人工透析にさせない対策が必要というふうに思うところがあります。

一定そういう話し合いがされてきている中で、健康診査の受診率などに影響してきていただければ、このデータヘルス計画というものの価値があるなあというふうに思うんですけど、実際この今年度の受診率も見ますと、特定健康診査なんかも受診率が低下傾向ですし、特定保健指導も低下傾向であるというふうに思うわけです。こういったところの対策は本当に重要だと思いますけど、私はこの対策を、受診率を飛躍的に行くかわかりませんが、向上させる一つの鍵が医療機関による個別受診というところだというふうに思っています。人間ドックの助成が始まりまして、11医療機関がこれに対応できるということで、人間ドックに対応できるということは、もちろん特定健

康診査を個別に受けることも対応できるというスタッフの水準にあるというふうに思いますけど、そういうところを医師会ともっともっと話し合って進めていただきたいなというふうに思いますけど、現時点での特定健康診査、特定保健指導受診率向上のための検討状況というのはどうなっているんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 特定健康診査と特定保健指導の受診率が下がっていることについては、大変課題だと思っています。対策といたしましては、これまで広報・ホームページで周知をして、ポスターの掲示もあわせてしていたところなのですが、なかなか受診率が上がらないというところで、今年度についてはムーブイットへの掲載、また保健推進委員さんの全体の会議がございまして、保健推進委員さんを通じて人間ドックの周知も図ってみたいということで、そういった取り組みはしております。

また、特定保健指導の対策といたしましては、先ほど申し上げました健康課との打ち合わせの中でも、保健指導に昨年度かかわった保健師がかかわることで、昨年度かかわった管理栄養士がかかわることで、同じ者がかかわることで状態の把握や御支援のほうも有効なのではないかということで、そういった対象者の区分などもして取り組んでいるところです。

まだまだ受診率の向上につながらない部分もございまして、そういったところは周知の文面の見直しも今年度してみたいところですが、今後も効果的な勧奨方法をしっかり検討して取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 人間ドックを受けるということも特定健康診査の受診率に含まれるものですから、ここを上げていくということも1つの方法だと思います。11医療機関に広がっていますし、負担もほとんどなしで済むような検査項目もありますので、ぜひ大きく広めていただきたいと思います。

いずれにしても、個別健診についてもぜひ医師会と話し合っていただきたいと思います。これは衛生費になりますけど、がん検診なんかの医療機関での個別受診も広がっているという中で、やっぱり特定健康診査も個別受診を進めていく時期に来ているのではないかなというふうに思います。ぜひ医師会とよく話し合っていただきたいと思います。

もう一点だけ。決算書の336、337、国保運営協議会費についてお聞かせいただきたいと思います。

以前にも一般質問でお聞きしたところでもありますけど、平成30年度は5月と1月に国保運営協議会が開かれています。その中のメンバーを見ますと、

元市の職員が2人入っているだとか、そういった状況がわかると思います。それで、この運営協議会の条例では、岩倉市の場合全体で12人、4人が被保険者を代表する委員ということで、いわゆる国保に加入している方々の代表として4人の方を選ぶというふうになっているわけですけど、平成30年度の2回の会議でこういった内容、特に今は制度の過渡期にありますのでいろいろ議論することがあると思いますけど、どういう内容を話し合われて、被保険者を代表する委員というのはどういう発言をしているのか、こういった点について少し公表できる範囲で教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） まず、運営協議会の委員につきましては13名ということですので、よろしくお願いいたします。

協議内容等につきましては、国民健康保険税の税率改正、また国民健康保険事業の事業計画について、また保険事業計画についてお話をしておるところです。

委員から出ました意見につきましては、県内の賦課限度額の改正状況を教えてほしいということ、また賦課限度額の改正はどのぐらいの収入の人が影響があるのか、また病院で定期的に診てもらっている場合、特定健診は受けなくていいのではないかというようなお話が御質問でありましたが、保健センターで特定健康診査は必要はないのではないかというような御質問がございました。

◎委員（木村冬樹君） 今言ったような発言は、被保険者を代表する委員から発言が出ているという、そういう確認でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 被保険者の方からの御質問でございます。

◎委員（堀 巖君） 私からも国保の県単位化に関連して、さっき木村委員から岩倉市の高血圧の方が多いだとか、そういう統計データ、県単位化によってそこでのコンピューターでいろんなデータが蓄積されて、県内の比較であるとか岩倉市の特徴であるとかが多分出てきやすいというふうに考えるわけですけども、そういったデータというのはどのぐらい柔軟に活用できるようになっているのでしょうか。

例えば、ここに書いてある重複服薬者だとか、重複の診療がどのぐらいあるかとか、岩倉市は県内の自治体の何番目ぐらいに、もちろん国保に限ってですけども、医療費の水準があるだとか、そういうのを自分のデータとしてもらって、比較したり加工したりすることができるのかどうなのかという点について、どうなんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 国民健康保険の分析という点では、

広域前から国保データベースシステムというものがございまして、それを活用して分析をしているところです。こちらは、データヘルス計画の策定の支援などを目的に国保中央会が開発しているものでございます。国保連合会が保有する健診・医療・介護の各種データを活用して、介護や医療費の全国水準の把握や同規模保険者との比較、個別の健診情報やレセプト情報を把握することができます。被保険者の健康状況や健康課題をデータで見える化をし、効果的な保険事業を支援することができるというもので、データヘルス計画の作成のほかに、特定健診についても地域や年齢ごとの受診状況を把握できるものでございます。

◎委員（堀 巖君） となると、特定健康診査の追跡なんかもできると思うんです。となると、例えば早期発見・早期治療というのは御本人の命にかかわることもあるけれども、国保財政的な側面で、やっぱり重篤化して後で診療にかかるより、早く見つけて医療を受けたほうが全体的には安く済む。例えば、透析なんかはその顕著な例だというふうに思うんですけれども、そういったこともやはり市民の方に示しながら、この特定健康診査を数字として見せて勧奨するということができると思うんですが、どうなのでしょう。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 重症化予防等の取り組みとしまして、糖尿病重症化予防という事業を実施しております。その中で、管理栄養士の資格のある健康相談員を雇用して実施をしているところです。データヘルス計画のうちの優先課題であります糖尿病や高血圧の方の未治療の方を減少させるため、管理栄養士を28年から雇用しておるところです。医療機関の受診が必要な方で未受診の方に対して、医療機関への受診を勧奨しているところです。

また、人間ドック費用助成の申請時の特定保健指導の実施や電話での特定健診の受診勧奨も実施しております。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 少し補足なんですけれども、堀委員がおっしゃったようにいろんなデータ分析ができると。データヘルス計画の中にもあるんですけれども、特定健診を受診している人としていない方にかかる医療費が相当違ふと。そういったデータ分析の結果が受診勧奨につながるような周知の工夫が必要ではないかという御指摘であるというふうに受けとめますので、そのあたりも踏まえて今後の周知に取り組めるように努めてまいります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） では、質疑はないようですので、これで質疑を終

結いたします。

議員間討議は省略をいたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第72号「平成30年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第72号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号「平成30年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。決算書は347ページから358ページ、成果報告書は238ページまでとなります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第73号「平成30年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第73号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第74号「平成30年度岩倉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。決算書は359ページから378ページ、成果報告書は239ページから241ページまでとなります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 昨年度も申し上げましたが、下水道の工事の発注は比較的早く、それに伴う水道のほうの工事の発注がなぜか下水道の工事後に発注されて、結局今下水道工事、本町、中本町、北口もそうなんですけど、着手できない状況が続いています。いつになったら改善するんでしょうか。

まず、下水道の工事よりも先に水道工事の切りかえの工事を発注して、先に水道にかからないと工事にかかれなくて、下水道の工期がいっぱいあっても結局工期はほとんどないという状況がずうっと続いている。いつから改善するんでしょうか。それに対してのお答えをください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 昨年度も御指摘をいただきました件ですけれども、今年度の設計業務から下水道の来年度の工事の設計にあわせて水道の支障移転工事を一緒に発注しております。今年度は、昨年度既に設計が終わっていたものですから対応できなかったんですけれども、来年度の本町・東町あたりの工事から、今年度中に水道もあわせて下水道と設計業務が終わりますので、来年度は早々に発注できるようになると考えております。

◎委員（大野慎治君） あと一点、以前竹村課長のころまでは、交通量の多いところは下水道の工事がかかったら全線復旧ということになっていたんです。間違いなくそうなっていました。平成26年ぐらいまで、交通量の多いと

ころは全線復旧だというふうになっていたけど、ことしから本町を見ますと、本復旧なのか暫定復旧なのか全くわからないような復旧が多々見られる。工事のときに御迷惑をかけているので、最後の復旧はきちっとやるのが今までの下水道課の考えだったはずなんです。それはぴしっとしていたんですよ。なぜだかこの数年、その方針がいまいち道路によってまちまちと、そんなことがあり得るんでしょうか。市民の立場になっているんでしょうか。工事をよく見ているのかどうなのか、僕ははっきり理解できない。技師の技量が落ちている。その状況においてどう思っているのか、見解をお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 下水道工事の後の本復旧範囲については、昨年度も同じ御指摘をいただきました。市道も県道も道路管理者に道路占用の申請を出して、その指示に従って現在は復旧をしているところです。

基本的には、市道では掘ったところから影響幅30センチずつを舗装して、残ったところが規定の幅、1.2メートル以下であれば端まで舗装するようにしております。また、ガス管や水道管の移設も下水道工事にあわせて行っていますため、路地のような細い道路では結果的に全面舗装となっていることが多くなっていると思います。また、広い道路に関しましては、道路面の損傷が大きくて車両の交通が多い路線等に関しましては、掘削工事を行った年は掘山のみ、そして次年度以降に全面舗装をしております。

本町地区では、昨年度は町屋岩倉線の南北路線、非常に交通量が多いので、そちらの大野たばこ店から北小の正門東側までを行いました。今年度も門西線、岩倉5号踏切から理容すずらんまでを全面舗装の発注を準備しているところになります。

今後とも道路管理者の指示に従いまして、適切な舗装復旧に努めていきたいと考えております。

◎委員（大野慎治君） 現場をもっとしっかり見ていれば、きちっとできるんですよ。きちっとできるはずだ。現場を見ていないとしか思えないときがある、本当に。陥没していてもほかってある、僕が指摘するまでほかってある。そんなことなんてあり得ないんだよ、本当は、現場を見ているんだから。

基本的に僕は1日30分だけ現場を歩きなさいといつも言っているんだけど、30分も見る時間もないのかと。きちっと工事のことは見る、現場第一、パソコンでやっているわけじゃないので、現場は。昔はそうだったんですけど、10年前僕が議員になったころはちゃんと皆さんやられていましたが、最近ちょっと多々怠っているとしか僕には思えない。それについてどのような、部長として見解をお持ちでしょうか。

◎建設部長（片岡和浩君） 基準につきましては、今担当のほうも御説明を

させていただいたとおり一定の基準を持って復旧のほうをさせていただいております。議員さんから御指摘をいただくように現場をしっかりと見てということでもありますけれども、決して見ていないわけではないというふうには思っております。回数が少ないということであれば、今後は改善が必要な部分はさせていただきますが、現時点でもしっかり現場のほうは見ているというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（大野慎治君） 現時点で見ているということはない、僕ははっきり言います。もうちょっとしっかりと見る、現場を知って現場を見るということから学ばんです、現場というのは。当然そんなことはわかっていなかったら話にならないと僕は思いますので、意見として申し上げておきます。

◎委員（梶谷規子君） 昨年もお聞きしているんですが、水質についてお聞きします。

昨年、水銀や油の多い食べ物屋さんなんかでの何とかヘキサン何とかという水質調査で異常値が何か所か指導されていたんですが、昨年度どうだったんでしょうか。その結果での指導をどのようにされて、その後どうだったのかお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 水質調査につきましては、平成30年度、昨年度は年間8回、延べ56カ所で水質検査を実施いたしました。その水質検査の結果ですけれども、やはり基準を超過しているところは幾つかありまして、飲食業などでノルマルヘキサン抽出物質、油ですね。歯科医院で総水銀が、クリーニング店などで水素イオン濃度、ペーハーと言われるものが基準を超過していました。

基準を超過した事業所に対しては、除害施設の適切な維持管理や適正な排水をするように文書で指導をしております。文書指導で改善しないときは、訪問して聞き取り調査を行うなど指導を徹底するように行っております。

なお、昨年度基準を超過いたしました事業所、全部で6件ありましたが、昨年度のうちに再調査をした結果、全て改善されております。

◎委員（梶谷規子君） 指導をされて、その後6件については解消されたということですが、そういう56回も検査をしながら、また基準を超えたところでは指導をされているという、そういうのもこの成果報告書の中で資料としてつけていただければいいかなあと思うので、よろしく願います。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 次回からは企業会計になりますので、主要施策の成果報告書ではなく下水道事業会計決算書というものになりますが、その中で触れるようにするよういたします。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書239ページの本文のほうの第4段落です

か、支線の工事について、自分が議員になる前に御議論はいろいろあったんじゃないかと思うんですが、年度内での工事完了が困難になって事業費1億3,000万円を令和元年度へ繰り越した件なんですが、今現状はどのようになっているのでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 2つの工事につきまして、昨年度繰り越しをさせていただきました。その2つの工事について、1つの工事は5月末に、もう一つの工事は8月末に竣工して、現在現場は全て終わっております。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお願いします。

決算書370ページ、371ページの一般管理費の事務管理費のうちの節11の需用費、修繕料です。この修繕料の中に、施設修繕ということでマンホールの修繕だとか、あるいは管路内部テレビカメラ調査というものも施設修繕の中に入っているわけです。それでお聞きしたいのは、管路内部テレビカメラ調査というもので、以前もちょっとお尋ねしていますけど、セラミック管みたいなものの腐食が発生していて、いろいろ全国的には問題になっているという状況がありますが、この調査がどのぐらいの範囲で行われて、その結果どうだったのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 昨年度は、大市場町の一部についてカメラ調査を行いました。大市場町は全域がセラミックパイプになっておりますので、割れているところが何カ所かありまして、昨年度のうちに大きな判定としてはA・B・Cという判定があるんですけども、漏水が大きいAの箇所につきましては、昨年度中に管路内面補修と管更正を発注いたしまして、修繕が終わっているところになります。

◎委員（木村冬樹君） 大市場町の一部ということで、大市場町内の範囲というのは陶管ということですが、今後ずっとかえながらやっていくという計画になっているのか、もしなっているんだったらその辺の計画も含めて、どういう地域をやっていくのかということでお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 現在は下水道の長期的な修繕計画というのはまだ立てていないものですから、漏水が多いところから順番に調査や工事をしているところです。

大市場町をやっている理由は、大市場町が平成元年度から工事を始めた一番古い場所であることが原因となっております。そこから順番に左岸を工事が北に順番に行っておりますので、当面は大市場町から下本町、中本町のあたりを順番に調査をしていこうと考えておりますが、長期的なものに関しま

してはストックマネジメント計画等を今後やっていく中でまた変更があると思いますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議は省略をいたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第74号「平成30年度岩倉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第74号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第75号「平成30年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。決算書は379ページから408ページ、成果報告書は242ページから244ページまでです。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書の243ページの一番下のグラフでございますが、平成26年度から平成30年度、1,601人から1,820人というふうに年々人数といますか、要介護・要支援認定者がふえてきていまして、多分今後ともふえていくのではないかというような気がいたしますが、こういうところではやはり、いわゆる自助・共助・公助ということがより厳しく求められて

くるんではないかという気がいたしますが、事前にお伺いをしていませんので一般論になってしまいますが、こういう要介護とか要支援認定者がふえていく状況に対して、今後どのようにしていきたいとかいうことをお伺いしたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 今後高齢者がふえれば、要介護・要支援認定者もふえていくということが予想されておるところですけれども、それに向けて、岩倉市では現在地域包括ケアシステムの構築を目指しております。地域包括ケアシステムですけれども、高齢者が住みなれた地域で能力を最大限発揮して自立した生活を送ることができるように、保健・医療・福祉・介護・住まいの多職種の連携と住民同士の支え合いによって高齢者を包括的に支援する体制のことをいいますけれども、こちらは平成24年度の第5期計画からこの考えを取り入れながら今日まで至っております。

第7期では、それに加えて地域共生といった考えのもと、高齢者の親と障害のある子どもが同居している世帯、育児と介護に同時に直面する世帯など課題が複合化している高齢者に対する施策だけでは解決策を講じることが困難なケースに対応する包括的な支援体制の整備を段階的に進めていくこととしております。

また、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた丸ごと総合相談支援の体制整備を進めるとともに、縦割りの公的福祉サービスも丸ごとへの体制整備を目指すなどして、今後迎えるさらなる高齢化社会に対応していきたいと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 認定審査会について、まずお聞かせください。

2つの合議体があったと思うんですが、証書類審査の中でドクター以外の方は2つの合議体全てに出ていて、ドクターは2つの合議体で入れかわるというような構成になっているんでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 介護認定審査会について簡単に御説明をさせていただきますと、まず審査会自体は週1回開催をしております。2つの合議体で毎週交互に審査を行っております。1つの合議体は7人で構成をしております。その内訳としては医師が2名、歯科医師が1名、薬剤師が1名、介護保険施設職員が1名、社会福祉士1名、保健師1名となっております。審査会を開催する際には、医師2名は1人ずつ交互に出席をしておりますので、審査自体は6人で行っているという状況になりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（梶谷規子君） ドクターは交互にというのは、掛ける2で全部支払いがあったのでわかるんですが、ほかのドクター以外の方は第1も第2も毎

回週1いつも出られるということの確認でよろしいですか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） ドクター以外のお話ですけれども、第1合議体、第2合議体それぞれに委員を設けておりますので、隔週で出るようなイメージになりますのでよろしくお願ひします。

◎委員（榊谷規子君） 次、認定調査費についてお聞かせいただきたいんですが、調査委員の報酬は市のパートさんになっているので介護保険会計の中には証書類では入っていないくて、市全体のパートさんの中に組み入れられていると思うんですが、保育士とかのパートさんの場合、経験給とかも賃金の中に入ってくるかと思うんですが、この認定調査員の方で古い方から入れかわりで新しくなった人、7人それぞれいらっしゃると思うんですが、全て同じような賃金になっているんでしょうか。経験給とかは組み入れられないんでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 介護認定調査員の賃金のほうは、特別会計の認定調査費のほうで組んでおりますけれども、現在1時間当たり1,260円となっておりますが、現時点で賃金に経験給を加算するといった考えは持っておりません。介護認定調査員として業務を行うに当たりましては、介護認定調査員新任研修を修了する必要がございます、また調査事項につきましても調査員ごとの判定にずれが生じないように、認定調査員テキストに沿って行うものとなっておりますので、比較的経験によって職務の遂行能力に大きな差が生まれるものではないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ、大きくお聞かせいただきたいと思ひます。国民健康保険と同じように、介護保険も制度として大きな転換期を迎えているというふうに思ひます。介護保険法が成立して、制度が始まってからことしが20年ということ、さまざまな当初言われていたものから変更がされてきているなあというふうに思ひます。

家族介護から社会的な介護へというところが本当に進んできているのかなあというところは、最近の改定内容から見ると少し疑問があるところですが、そういったところで岩倉市は、平成29年度から242ページに記載がありますように介護予防日常生活支援総合事業が実施されてきております。そういった中で、いわゆる要支援の方々について、訪問型サービス、通所型サービス、それぞれ総合事業の中でサービスを実施していくという形になってきているところでは。

そういった中で、こういった総合事業の中のサービスにつきましては、従来型のこれまでどおり基準を持ったサービスも提供されていますし、それ以

外にも緩和した基準によるサービスだとか、あるいは住民主体の支援だとかということで実施がされてきているというふうに思いますし、さらにそのサービスをどうやって振り分けていくのか。これまでは要介護認定を行って、要支援になった人たちはそれに合ったケアプランを立ててサービスが提供されていくということになりますけど、基本チェックリストという25項目のチェックリストで、その人たちのいわゆる日常生活上の状況を調べて、それでサービスを振り分けていくということも可能になっているということで、安上がりなサービスのほうに流れていきはしないかということで非常に心配をされているところではありますが、岩倉市はこの間ずうっと確認されてきていますように、必要な方には必要なサービスを必ず提供していく、こういった基本理念を堅持しながらやっていくということが言われているところで、そこは大変信頼しているところでもあります。

そういった中でお聞きしたいのは、いわゆる総合事業の中の緩和した基準によるサービスだとか住民主体の支援、あるいは基本チェックリストによるサービスの振り分けというのがどのぐらいふえてきているのかというところを、少しわかるように説明していただきたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業が始まりまして、現在3年目に入っております。総合事業の対象者は、要支援認定を受けている方、もしくは先ほど議員がお話しをいただいたように基本チェックリストで事業の対象として判定された人といったこととなりますが、基本チェックリストを実施して事業対象となった人は、平成30年度は49人となっております、前年度と比較して約1.3倍に増加しているといった状況です。

サービスの状況を見ていきますと、平成30年度の総合事業のサービスの利用状況としましては、介護予防訪問介護相当サービスのほうが平成30年度1,345件ということで、こちら前年度と比べますと約2.3倍に伸びております。介護予防通所介護相当サービスのほうが924人、こちらが前年度と比較して2.2倍といった状況になります。訪問型及び通所型サービスの設置基準が緩和されたサービス、こちらはサービスAと呼んでおりますが、訪問型サービスAが113件の利用がありまして、こちらが前年度と比べて約2.1倍、通所型のサービスAが127件で、こちらは前年度と比較して約2.5倍と増加している状況です。

続きまして、住民が主体となって運営するサービス、こちらはサービスBと呼んでおりますけれども、こちらでは訪問型サービスとしてシルバー人材センターへの委託により実施する生活支援サービスの利用のほうは利用がご

ございませんでしたが、通所型のサービスではサロン活動に対する補助として高齢者交流サロン活動費補助金を、1年目の1件に対して2年目、平成30年度は3件交付をしているといった状況です。

続きまして、短期集中型の介護予防サービス、こちらはサービスCと呼んでおりますが、運動機能や口腔機能の向上を目的とした教室を開催しておりますけれども、事業対象者の参加は1年目と同様に3人となっております。ただ、市が行う教室でありますので、事業対象者以外も受け入れているといった状況になっております。

また、短期集中型の介護予防サービスは介護事業所への委託によって実施もしておりますが、利用者のほうは1年目の1人に対して30年度は9人となっているといった状況になりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君） サービス事業所のほうで行われているようなサービスについては、緩和した基準によるサービスAについてもそこでそれに見合った利用料が設定されて、そこでやりとりがあると思うんですけど、ちょっとわからないのは、短期集中型のCだとか、住民主体のサービスでサロンに通っている場合、こういった人たちの利用者の負担というのは市としては把握されているんでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 短期集中型の介護予防サービスCについては、市が直営で行っている分は利用者は無料ということで利用者負担は求めておりません。一方、サービスCでも介護事業所に委託をしているものについては、1回当たり300円の利用者負担を求めているといった状況です。あと、サービスBのサロンなどは特に決めはございませんけれども、サロンごとにお茶代だったり実費相当を徴収しているといった状況になっておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 私から1点、243ページの介護相談員派遣事業についてお尋ねいたします。

介護のサービスの質の向上ということで、情報として、例えば事業者の中には介護保険をただ単なるお金もうけみたいなことでやっているという市民からの苦情があったり、そういった声というのは多分地域包括支援センターのほうに集約されたり、高齢者総合相談のほうでいろんな声が聞かれるというふうに推察するわけですけれども、そういった事業者に対する苦情だとかといったものは、傾向としてどのようなものがあるんでしょうか。この介護相談員派遣事業について、もう少し詳しく説明をお願いしたいというふうに思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） まず、介護相談員の派遣というところで

ちょっと説明をさせていただきますと、介護相談員は現在2名おりますけれども、市内8カ所の介護施設を訪問して、利用者やその家族、または施設職員の話聞きながら介護施設での入所者の生活状況を市に報告をさせていただいております。利用者や家族からは直接施設に対して話しにくいような意見を聞くことができるといった、そんな機会になっております。報告された内容は施設にも伝えて、それに対する回答もいただいております。また、他の施設のよい取り組みなどを相談員を通じて紹介をするようなこともございまして、施設側に第三者の目線からお話をするのができてございまして、施設運営の改善に役立っているものと考えております。

今お話にあったような苦情といったようなものは、私がちょっと今記憶にある中では、介護相談員の派遣の中で苦情といったものを聞いた記憶が今はございませんけれども、もしそういったものがあれば、定期的に実地調査などをやっておりますので、そういったところで重点的にそういった内容の確認に努め、必要があれば指導をしていくと、そんな取り扱いとさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（榎谷規子君） 昨年度の介護給付費の負担割合がどうだったのかお聞きしたいと思います。一応、基準では国が4分の1、県と市とで4分の1で、国・県・市で5割で、1号被保険者、2号被保険者で5割という負担割合になっているんですが、例年この国の分が非常に少なくなっていて、岩倉の1号被保険者の負担割合が非常にふえてきている傾向なんですけど、昨年度の全体の介護給付費の負担割合を教えてください。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 介護給付費の負担割合ということですが、国については標準割合20%に対して18.0%、調整交付金のほうが5%に対して2.16%、県のほうの負担割合、標準が12.50%に対して14.47%、市が12.50%に対して12.50%、1号被保険者が23%に対して22.65%、2号被保険者が27%に対して27%、あとは介護給付費準備基金の割合が、1号被保険者の負担割合に含むべき内容になってくると思いますけれども、こちらが3.19%、合わせて100%といった状況になります。

◎委員（榎谷規子君） 1号被保険者が減ったのかなと思ってびっくりしたら、準備基金の3.19%を足せば26.19%と、やはり23%を大幅に超えていくというような、65歳以上の人たちの負担割合が非常にふえているということがやはり問題ではないかと考えるんですが、この準備基金の基金を積み増す分がふえているということは、それだけ介護給付の予算を使い切っていない分であると思うんですが、ずうっと介護保険の見込んだ予算よりも介護給付費を使っている分が減ってきている状況はどう考えるのかということについて

てお聞かせいただきたいんですが、やはり先ほどいろんな住民主体のサービスがふえてきて、安上がりになってきているということなども大きく含まれるのか、65歳以上の人たちが最初のころよりも予防給付費に力を入れているために介護が重度化していないということも考えられるのか、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 介護給付費準備基金がふえてきた要因ということで、まずこちらのほうで調べましたところ、平成30年度の介護保険の特別会計の決算状況を見ると、予算に対して歳入が99.3%、歳出のほう予算に対して93.4%の決算額となっております。剰余金が発生した大きな要因としては、歳出予算に不用額が多く発生したことが上げられます。

また、歳出予算で発生した不用額、こちらは2億862万1,000円になるんですけれども、そちらに占める割合では保険給付費が88.4%を占めておりまして、さらにその内訳として見ますと、施設介護サービス等給付費が49.1%と約半分を占めているという状況でした。そのような状況から、施設介護サービス等給付費に不用額が多く発生したことが積み立てる額がふえた大きな要因となって剰余金が発生して、介護給付費準備基金の積立額がふえたと考えております。

施設介護サービス費につきましては、これまでも特別養護老人ホームの開設におくれがあることなどが指摘をされておりますが、ことしの5月には全80床のうち70床が開設して、ことしの秋には80床全てが開設と聞いておりますので、サービスの提供が整えば積立額が多く発生する状況も解消されると考えております。

また、平成30年度は第7期計画の1年目ということで、計画期間の1年目は一般的に剰余金が発生しやすい傾向であるということも積立金がふえた要因と考えております。こういった形で積立金がふえるということは、介護保険料の設定であったり、計画期間3年間の介護サービスの事業量を把握するときに、極力正確に把握には努めているんですが、やっぱりそういった見込みとずれてきたといったところが要因として上げられますので、今後も介護保険料等を設定する際には適切な事業量を把握して、極力積み立てがふえることがないように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、これで質疑を終結いたします。

議員間討議は省略をさせていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第75号「平成30年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第75号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第76号「平成30年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。決算書は409ページから424ページ、成果報告書は245ページとなります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 国保と変わって、こちらは年々増加傾向にあるというふうに、人数も給付費も。お尋ねしたいのは、さっきの国保のときと同じように、例えば重複の服薬者であるとか、うちの例だと本当に大量の湿布薬だとか、医療機関のほうも1割負担ということもあって気軽に出す傾向にあるんじゃないかというふうに、自分の家を顧みて思うわけです。薬も、本当にたくさんの薬を飲まずにほかってあったりするわけですけど、そういった事業者に対する指導であるとか、当然御本人も後期高齢者なのでなかなか理解ができないという面もあるだろうし、そういった現状についてどのようにお考えなのか。

また、さっきのデータの話ですけれども、こういったこともこの後期高齢者というのは活用して、ちゃんとやられているのかどうなのか、お伺いいた

します。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 重複服薬者に対する対応についてはどのようなことにつきましても、こちらの対象者については愛知県の広域連合のほうから、そちらのほうでデータの分析をされておりました、対象者の方には一定保健師等の訪問など取り組みがされているところでございます。

あと、事業者に対するそういった重複の理解というところで、医療機関の多受診というところになるかと思うんですが、そのあたりについては、お薬手帳が活用されていて、その手帳を出すことによって病院もお薬が重複だということも確認できるかと思うんですが、医療機関がその方がどこの病院にかかっているかというのは、それ以外ではなかなか情報としてわからないというのが現状であるので、やはりかかられる高齢者の方への理解、最近報道などでもそういう湿布薬をたくさん持っておられるだとか、そういった話もありますけれども、保険制度を高齢者が多くなって持続可能なためにはというところで、高齢者への理解を促すことと、またお薬手帳の活用だとかということもしっかりしていただく。また、かかりつけ医の機能というのもそういう意味では大変重要になってくるのではないかなと思っております。

◎委員（堀 巖君） 実際の話をする、高齢者は医療機関に行くのもやっぱり足がなかったりして大変なわけです。そうすると、一遍に大量の薬が欲しいとあって、僕もかわりにお使いに行かされたこともあり、もらってくるわけですがけれども、やはり本人の意向と、医療機関のほうも出せばもうかるわけですから、気軽に出す傾向にあるんです。だから、それをやっぱりきちんとした基準を設けて歯どめをかけないと、今後どんどんそういう余分な湿布薬であるとか薬であるとかが家に残っていくという状況が全国的に生まれているはずなので、そこをどういうふうに歯どめをかけるかというところを市としても考えてもらいたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ここについては、市でどのようにという取り組みについては、なかなか難しい面があると思います。やはりこれは今報道などで出ているところですがけれども、湿布薬を保険適用として今後も認めていくのかといった議論も今なされているところです。保険財政が継続される、保険財政が安定的に今後も持続可能なためには、今後制度をどうしていくかというところで、やはり今、国でも議論がされている。また、高齢者を支える、後期高齢者については若い世代の健康保険組合を初め、後期高齢者に対する財政支援は相当なものですので、そういった負担から健康保険組合からもさまざまな薬に対する意見なども出ております。国での議論を、市の

立場としては今後しっかり注視していきたいというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 済みません。証書類審査の中で、後期高齢の分の切手代が800枚とか200枚とかたくさんあったんですが、それ以外に後納郵便で毎月幾らとかいうのもある中で、やはり一斉に郵便で送る場合は後納郵便代でいいでしょうし、切手そのものの現物をたくさん置かなくちゃいけないという状況は多いんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 市からの郵送方法としましては、料金後納郵便によるもの、また切手による送付ということがございます。料金後納郵便につきましては、保険料の決定通知書、納付書、督促状など一括処理で大量の通数がある場合については料金後納郵便としております。切手を使用する場合については、再発行の納付書や限度額認定証の送付、また窓口で本人確認ができなかった場合の被保険者送付時など、できる限り早く送付をする場合について利用をさせていただいております。

◎委員（梶谷規子君） やはり、75歳以上の後期高齢の方なので、たくさん郵便物があってもなかなかそれを読み込めなくて、書類の認識が難しいという方たちも多いと思うんです。そういった中で、ちょうど一定の所得以上の方はこの医療費窓口負担が3割になった人がいらっしゃるわけですが、その3割になった所得があっても家族内で所得が低ければ1割負担になるという制度は、御自分が申請しないとその制度を受けられないということで、1割負担の保険証が来るためには本人の申請が要るわけなんです。やはりそれを毎年やらなくちゃいけなくて、たまたま忘れた方が3割の保険証を送ってきたということの後で気がついて、お医者さんでびっくりしたというような状況があったということをお聞きするわけですが、やはり再度発送する郵便を読み込めないとか、読み忘れたとか、そういった方たちが75歳以上の後期高齢の人たちになるとふえてくると思うので、そこら辺はもっと丁寧な対応をしていただく、電話とか直接お会いするとか、そういったような働きかけというのは難しいんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 木村議員の一般質問でも少し答弁させていただいておりますので、少し重複をしてしまう部分があるかと思いますが、後期高齢者医療制度について、御高齢の方が対象とする制度でございますので、市からお送りする通知につきましては、できる限り字の大きさに配慮したり、表現をわかりやすくしたりするように努めております。届け出によっては改めて勧奨をするものもございますが、御指摘をいただきましたように勧奨をしていないものもございましたので、届け出ごとに点検のほうを行いまして、改めて勧奨のお手紙をお送りするなど、きめ細やかな対応

をするように努めてまいります。

◎委員（水野忠三君） 成果報告書に書かれている歳入歳出額、いわゆるマクロの数字でお伺いするところじゃないかもしれないんですけども、いわゆる後期高齢者の方がこういう制度を利用して、歳出がふえていくというときに、自己負担分がふえるということが一種歳出が抑制される一つの要因にはなっていると思うんですけども、それ以外の要因というのはあるかどうか。いわゆる被保険者、それから医療機関がこういう歳出をふやしていく方向に働く、先ほどの薬をたくさん出すという話と関連するかもしれないんですけど、たくさんお薬を出しちゃえとか、そういう歳出がふえる方向の要因というのは結構いろいろあると思うんですが、歳出を抑制するほうの要因というのは、自己負担分の金額がふえるという以外に何かあるんでしょうか。例えば、健康だったら報奨金が出るとか、こういう制度を使わずにいたら、不要だった人に対して報奨制度とか、そういうものというのはあるんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいま御質問がありました医療費を抑制するための何か方策はというような御質問でございますが、病院にかかられていない方に何か品物をプレゼントするだとか、そういったものは特にございません。ただ、高齢者の方などで医療がかかる、病院にかかる方もふえていくでしょうし、さまざまな体の症状も出てくるということで医療費が上がっていくというのは、一定やむを得ないかなというところはございますが、できるだけ健康でいていただけるように、なかなかすぐに効果の出るものではないですけども、健康診断を受けていただく、また必要な生活習慣の改善を図っていくようなアドバイスや、介護予防の事業を御利用いただくとか、そういった元気で長生きしていただくような事業に参加していただいて、そういった市の取り組みが最終的には医療費が少しでも抑えられるところの効果につながっていくのではないかなと考えております。

◎委員（水野忠三君） 質問というよりは提案みたいなことになってしまうのかもしれませんが、いわゆる医療関係のこういう支出を減らす方向の行動をとられる方に対して、インセンティブとかそうしたいというふうに思う誘因というものがあつたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、要するに何歳までずっと健康でいたら金一封とか、褒賞とか、表彰とか、そういうような何か健康であることにアドバンテージとか、病気にならないで、いわゆる医療にかからないことで過ごせたことに対するアドバンテージとか、そういうものがあつたらいいんじゃないかと思うんですが、もう一度お伺いできたらと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 少しでも何か御褒美的なものがあることによって健康を維持していきたいという、何かそういう方策をとる御意見ですね。何かあるとよいかないところでは確かにありますが、なかなか御自身の健康でいたいというお気持ちと、やむを得ず病気になる方もあるというところもあると思います。

あと、なかなか以前、国民健康保険でも1年間かかっている方にそういったものがあったんですけども、その辺も効果などを考えて廃止した経過もあります。最終的には御褒美という言い方がふさわしいかどうかわかりませんが、健康でいていただくことが自分に対する、品物ではなくて御自身と御家族に対する幸福感というか、それが最大の御褒美かというふうに受けとめていただけたらと思います。

健康で長生きしていただけるように、市としても各課と連携をとってしっかり取り組んでいきたいと思っています。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。ちょっと比喩的な表現ですけども、川の流れが上流から下流に向かって流れているとして、下流に向かって泳ぐ人も上流に向かって泳ぐ人もそれぞれいいんですけども、要するに歳出をふやす方向と歳出を減らす方向で、全体として川の流れが歳出をある程度適正化する方向になるといいなあというふうに思っています、また別の場で質問等させていただく機会があるかと思っていますので、そのときにまたお知恵をおかしてください。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお聞かせください。現状確認したいものから、ちょっと把握していましたら教えてください。

決算書の416ページ、417ページの関係で、いわゆる後期高齢者医療保険料の徴収についてで、収入未済額が額としては国保とか介護保険とか桁が違いますけど、増加傾向にあるなあというふうに思っています。介護保険料や後期高齢者医療の保険料というのは、年金天引きという特別徴収が主なものかなあと思っている中で、こういう未済額が出るのは、いわゆる普通徴収の方々に年金の額が少ない人たちだというふうに思っていますけど、こうやって収入未済額がふえてきているという状況は、どういうふうな市民の状態にあるのかというのが少しわかるような形で説明いただければと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 後期高齢者の方の収納状況についてというところですが、後期高齢については、比較的国保に比べて収納率も高いというところと、あと初期未納、納め忘れの方だとかがないようにということで、初期未納対策には重点を置いているところです。

実際、未納の方についての状況を申し上げますと、滞納繰り越しの方の未

納者はふえていないという状況、また現年度分についての未納者は減っているというような状況がございます。また、未納の方については、お電話で納めていただくようにということで督促状発送時に御連絡をする、また状況によっては戸別訪問ということで、滞納者の方の状況把握には努めているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） その瞬間を切り取ったものですからなかなかわからない部分もありますけど、現年分の収入未済額だとか、前年度よりふえているものだから少し聞いたんです。滞納繰り越し分も多少ふえているというところで聞かせていただきました。

ぜひ把握に努めていただいて、そういう低年金の人たちが未納になっているというふうに思いますので、生活に合った対応をぜひお願いしたいということをお願いしておきます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

議員間討議を省略しまして、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第76号「平成30年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第76号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第77号「平成30年度岩倉市上水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

岩倉市上水道事業会計決算書のほうをごらんください。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 1点だけお聞かせください。

30年度の給水原価が29年度と比べると1立方メートル当たり3.17円上昇しておりますが、その要因は何でしょうか、お聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 給水原価は、水道水を1立方メートルつくるのに必要とする経費で、主に経常費用を年間の数量で割った数値になります。昨年度と比較して給水原価が上昇した理由といたしましては、損益勘定職員の増員により、給料・手当などの人件費が増額となったことや、8年に1回交換を実施する量水器の取りかえ個数の増加による修繕費が増額となったこと。また、新しく水道管を埋設したことによる減価償却費の増額などによるものになります。お願いします。

◎委員（梶谷規子君） 水質検査についてお聞かせください。

毎年聞かせてもらっているんですが、岩倉は自己水源が13水源あったんですが、1つ今減っているのかしらね。そのために県水との負担割合もどうなっているのかということ等含めてお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） まず自己水源につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり水源は13から12に1つ減っております。1つ減ったのは本町の水源になります。

また、県水と自己水の割合ですが、平成30年度の実績は、県水が68.21%、自己水が31.79%となっております。

◎委員（梶谷規子君） 県水の割合がふえてきているというのが、自己水源の中で県水に切りかえているとかいう水源も出てきました。マンガンがふえてという。その点についてもちょっとお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 県水の割合がふえている理由としましては幾つかあるんですが、漏水の発生ですとか、給水戸数の増加、また先ほどおっしゃられました水源をふぐあいがあったときに修繕する場合は、一時的に県水に切りかえを行いますので、そういったことで県水の割合がふえておりますけれども、直近5年間の県水の供給割合は68%から69%の割合で推移しておりますので、大きく変動しているわけではございませんが、県水依存率が高くなりますと県水の受水費の支出も多くなりますので、自己水と県水の割合を調整しながら今後も運用してまいります。

◎委員（水野忠三君） 決算書に関連しまして、決算審査意見書のほうの結びのところに50ページの「また」と書いてあるところ、意見書のほうの50ページの真ん中辺でございますけれども、平成20年度以降90%以上を維持していた有収率が90%を割り込む結果となったということで、その有収率の向上を図るよとということ、老朽化が進む施設の計画的な更新とか、配水管の漏水に対する迅速な修繕などによりというふうに書いてありますが、具体的にももう少しお話しただけならお伺いしたいということと、「など」ということでほかにあるのかということ、抽象的だとあれですので、例えば岩倉団地内の配水管の漏水とか、そういうことに対してはどのように対応されたかということをお伺いしたいと思います。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 有収率が90%を割った理由は、この決算意見書の中にも書いてあるんですが、老朽化している水道管からの漏水と、あと火災の発生というところもございす。漏水の件数は42件で、29年度と比較しても件数に増減はないんですけれども、修繕までに時間を要した配水管からの漏水がありました。

あと、火災のほうでつけ加えさせていただきますと、水道法の規定によって消防用として使用した水の料金というのは徴収ができませんので、火災の発生に伴う消火活動で水を使用したことも有収率が下落している要因と考えております。

あと、先ほどの団地の中の漏水につきましては、口径200ミリの配水管が老朽化によって破損したものになります。当時は団地にお住まいの方からURの住まいセンターに一報が入ったんですけれども、その住まいセンターから市への連絡というものがなくて、数時間後にほかの住民の方から市に連絡が入ったことによって漏水の確認をしております。漏水の修繕を実施したときに、URの職員も現場に来ておりましたので、その場で今後については市に連絡をしていただくよう話をさせていただいております。

漏水の発生に関しては、その時間帯や修繕業者の都合によってすぐ修繕を実施することが困難な場合もありますけれども、安全面ですとか有収率のことも考慮して、できるだけ早く修繕を実施するように努めてまいります。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） 今の水野委員の質疑に関連しますが、岩倉団地の比較的復旧まで時間のかかった漏水については私も立ち会いました。グループ長も一緒に立ち会ったというふうに思います。大変寒い日で、大変御苦労だったなというふうに思っています。

それで、先ほど言いましたようにUR住まいセンターの連絡・連携の誤り

だというふうに私は思っていますけど、ですから、ある程度そちらで負担願いたいと思うぐらいのものであるなあというふうに思っているところです。

もう一点、岩倉団地内で今計画的に水道管の取りかえ作業が行われていると思いますので、そのこともちょっと説明していただければ、先ほどの質疑にさらに答えたことになるのではないかなあと思いますけど、そういった点ではいかがでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 岩倉団地内の配水管というのは、とても老朽化しているということから、第4期配水管整備事業として6年間かけて岩倉団地内の配水管を更新していく計画となっております。平成30年度の実績としましては、工事延長約272メートルです。工事場所は、岩倉団地配水場と団地グラウンドとの境界線及び団地配水場から出た南のルートの一部について工事を実施しております。また、今年度はすずらん通りから東へ延伸する12棟と36棟の間の東西道路で矢戸川まで突き当たる道路と、矢戸川と並行して走る道路についても工事をする予定としております。なかなか距離が団地の中は延長が長いですので、数年で工事が完了するわけではないんですが、計画的に実施をして老朽化の対策に努めてまいりますので、お願いします。

◎委員（木村冬樹君） よろしく申し上げます。

それで、もう一点お聞きしたいのは、先ほど榊谷委員からも少し出ましたように、岩倉市は昔から13水源というふうにお聞きしてきて、その大切な13水源を守っていかうという、保存していかなきゃいけないんだということで繰り返し議会でも議論してきたんじゃないかなあというふうに思っています。

それで、今、本町水源が廃止となって12水源となっているところでありますが、実際に給水栓となっている部分は10カ所というふうに思いますが、今の実態がそういうふうな状態であるということと、あと今後のところでこの水源をどうやって守っていくのかというところで、方針的なものといえますか、今の現状からどう推移していくのかなあというところも少し気になるところでありますが、そういった点についての担当課の考えをお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 最初の御質問の中にありました水質検査の場所については、これまでと変わりがなく、給水栓では10カ所で、原水では水源のところで採水していただきましたので、13あったのが本町水源がなくなったことによって今は原水では12カ所の水質検査をしております。

また、水源をどうやって守っていくかということですが、これまでの議会でも水源は貴重な財産で有効活用していくというような回答をしてき

たところでございますので、ただ、更新に係る費用というのは増大が見込まれるものですから、広域化というところの勉強会の中でも愛知県の水道管からの直結給水による施設連携などについても検討がされていたりはします。いろいろさまざまな角度から水道事業の基盤強化については研究をしておりますけれども、現段階ではこの水源を有効活用して、市民の皆様にご水を提供していくという考えでございますので、よろしく申し上げます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議は省略をさせていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第77号「平成30年度岩倉市上水道事業会決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第77号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会いたします。大変にお疲れさまでした。ありがとうございました。